

29224
105

292
6623
105

一 本書は臺灣に於ける文物制度の梗概を廣く世間に紹介する目的を以て年々刊行するものである。
一 本書所載の事項は前暦年度若しくは前會計年度のものを主とするが、最近の調査あるものは努めて之を収録することとした。
一 本書中、昭和元年、昭和元年中若しくは昭和元年度と稱するものの中には、大正十五年若しくは大正十五年度に於けるものを含む。

昭和二年十二月

臺灣總督府

臺灣事情

目次

第一章 土地及戸口

第一節 位置 面積 地勢 地質

第二節 土地

第三節 戸口 戸口調査の基礎 臨時戸口調査 國勢調査 住民の種族別 靜態人口

動態人口

第二章 氣象

第一節 氣象觀測の機關 測候所と觀測所 氣象電報 豫報と警報 警報信號標

第二節 氣候 溫度 雨量 冬季と夏季

目次

第三節 暴風 回数と方向 進行速度……………二九

第四節 地震 回数 分布 強度 被害比較……………三〇

第三章 行政機關

第一節 總督府 官制……………三五

第二節 總督府評議會……………四〇

第三節 地方廳 官制 行政組織の内容……………四一

第四節 官署系統……………五二

第五節 公共團體 州 廳 地方費 市街庄……………五三

第四章 法制

第一節 委任立法……………五七

第二節 民事 施行法律 民事に関する特例 外國人の土地取得に関する制
地に關する制 利息制限規則 民事上の訴に關する件 相續未定
地整理規則……………六〇

第三節 刑事 臺灣刑事令 施行法律 刑事に関する特例 匪徒刑罰令 臺灣監獄令……………六一

第四節 民事特別法制 民事訴訟調停 犯罪即決例……………六三

第五節 共通法の制定……………六五

第五章 警察

第一節 警務 警察制度改革の概要 現行制と警察 警察官署と管轄 警察職員の
配置……………七一

第二節 保安 保甲制度 戶口制度 支那勞働者取締 海賊の取締……………七六

第三節 理蕃 生蕃の種族と習俗 防備 撫育を主とする現在の理蕃……………八〇

第六章 裁判及供託、刑務所

第一節 衛生機關 警察機關 調查機關 檢疫機關……………一五七

第二節 防疫 ベスト豫防 マラリヤ防遏 傳染病……………一六六

第三節 主なる地方病 附毒蛇と狂犬……………一七七

第四節 種痘と檢微……………一七八

第五節 阿片制度……………一八三

第六節 衛生工事 施設及取締 上水と下水 住宅改善 屠畜場 墓地と火葬場
 埋葬所 飲食物類取締……………一八六

第十章 社會事業

第一節 救貧事業 罹災救助 窮民救助 行旅病人救護 慈善院 恩賜財團明治
 救濟會 恩賜財團大正救濟會……………一九三

第二節 防貧事業 公設市場 公設買舖 低利資金 職業紹介所 公設家庫……………一九八

第十一章 交通 通信

第三節 保護教化事業 兒童保護 職業少年の教育 社會教育 盲啞學校
 感化教育 釋放者保護……………二〇五

第一節 道路橋梁 道路 橋梁……………二〇九

第二節 鐵道 官設鐵道 私設鐵道 私設軌道……………二二二

第三節 海事 海運と命令航路 航路標識……………二三二

第四節 通信機關 中央機關 地方機關……………二三八

第五節 郵便 通常小包郵便等 爲替 郵便貯金 振替貯金 年金恩給金等……………二四〇

第六節 電信 國內電信 外國電報 無線電信……………二四七

第七節 電話……………二五一

第十二章 土木 建築



第一節 市區改正と下水 二五三

第二節 港灣 基隆築港 高雄築港 蘇澳漁港工事 海口船溜修築工事 安平運河工事 二五四

第三節 河川 二六〇

第四節 建築 臺中師範學校 高等學校 臺北第二師範學校 大學 臺北郵便局 二六五

第十三章 電氣 水道

第一節 電氣 北部電力 中南部電力 管理機關 臺灣電力會社 其他の電力會社 二七一

第二節 瓦斯 二七六

第三節 水道と鑽井 臺北水道 基隆水道 臺中水道 嘉義水道 臺南水道 高雄水道 屏東水道 花蓮港水道 既成水道 工事中の水道 鑽井 二七七

第十四章 水利事業

第一節 官設埤圳 二九一

第二節 公共埤圳 二九五

第三節 認定外埤圳 二九六

第四節 水利組合 二九七

第十五章 農業

第一節 耕地と農業者 耕地 農業者 三〇三

第二節 主要農産 米 甘藷 茶 落花生 豆類 麥類 胡麻 黄麻 苧麻 木薯 及山藍 烟草 柑橘 パナ、パイナップル 龍眼 蔬菜 三〇四

第三節 畜産附屬業 畜牛 養豚 家禽類 蠶業 三一

第四節

農業施設の概要附事業機關

米作の改良獎勵 鳳梨獎勵 茶葉獎勵
鳳梨獎勵 畜牛改良獎勵 豚改良獎勵
農畜倉庫 植物検査 農畜移民 獸疫
病害蟲除豫防 農藥階級の調査 肥
料検査 小作慣行改善 鳳梨補助検査

三二四

第五節

農業團體 農會 其他の農業團體

三三〇

第十六章

糖業

第一節

糖業施設

一 糖政 糖政の確立 糖業獎勵規則 原料採取區域の限定
蔗苗取締規則 二 機關 特産課 蔗苗養成所 糖業研究機關

三三三

第二節

甘蔗農業

品種の改良 蔗園の改良 植付と收量

三三八

第三節

砂糖工業

碾式糖廠 改良糖廠 新式製糖場 耕地白糖 再製白糖
冰糖製造 糖蜜

三三一

第四節

糖業の概況

三三五

第十七章

林業

第一節

概説

大森林と高山 森林の分布

三四三

第二節

林政

林務官衙の變遷 保安林 林野取締 森林計畫事業

三四四

第三節

造林

民行造林 官行造林

三四八

第四節

補助造林事業

民行造林獎勵監督 海岸砂防造林 大屯山造林

三五〇

第五節

林産物拂下

官營斫伐事業 阿里山の伐木事業 八仙山の伐木事業 宜蘭濁水溪の
事業 製材廠分の現狀

三五二

第六節

官營斫伐事業

阿里山の伐木事業 八仙山の伐木事業 宜蘭濁水溪の
事業 製材廠分の現狀

三五三

第七節

林野整理事業

林野調査 林野整理と許可地

三六三

第十八章

水産

第一節 概説 三六七

第二節 水産施設と試験 水産施設の經過 各種試験及調査 三六九

第三節 水族 海産水族 淡水水族 其他 三七一

第四節 漁業 鰹漁業 機船底曳網漁業 旗魚、鱈、鮪延縄業 鰹待網漁業
 焚密網漁業及其他網漁業 釣漁業 珊瑚漁業 石滬漁業
 石花菜漁業 河川漁業 三七二

第五節 製造業 鰹節製造 物田節製造 鱈鱈と堆翅 鰹仔 鹽干魚 熟魚と魚脯
 其他一般鹽藏品 乾海苔 佃田鉄 蒲鉾 工務品 製鹽 三七五

第六節 養殖業 虱目魚 鰻 養牡蠣 蝦蟹養殖 淡水養殖 三七七

第七節 水産關係會社及魚市 三七九

第八節 水産貿易 三八〇

第十九章 鑛業

第一節 鑛政 鑛業の出願處分及保護監督 鑛業出願と處分 鑛區數と坪數
 鑛産價額 鑛物及地質調査 石油鑛業獎勵 三八三

第二節 主要鑛業 砂金鑛業 金鑛業 銅鑛業 硫黃鑛業 水銀鑛業 磷鑛業
 石炭鑛業 石油鑛業 三八八

第二十章 工業

第一節 一般工業 四〇一

第二節 製茶業 四〇五

第三節 度量衡 四〇九

第二十一章 貿易及金融

第一節 稅關 稅關と開港場沿革 稅關管掌事務 四一五

目次 一一

第二節 貿易 總説 外國貿易 内地貿易…………… 四二七

第三節 金融 貨幣 銀行 市街地信用組合 農村信用組合及事業組合
無擔業 産業獎勵資金…………… 四三一

第四節 重要品商況 米 砂糖 烏龍茶 包種茶 石炭 酒精 芭蕉實
椰子 鳳梨罐詰…………… 四三七

第五節 物價…………… 四四三

第六節 貨銀…………… 四四六

第二十二章 財政

第一節 歲計 國庫特別會計 公債 地方財政…………… 四五二

第二節 租稅 一 國稅 地租 所得稅 釐區稅 登錄稅 臺灣銀行券發行稅
輸入稅 噸稅 製茶稅 砂糖消費稅 骨牌稅 雜物消費稅 印
紙稅 酒精稅 官有地小作料 地價 土地測量標 二 地方稅

州稅及廳地方費稅 市街庄稅……………

第二十三章 專賣

第一節 阿片 阿片烟膏 粉末阿片 販賣數量と價格…………… 四九五

第二節 食鹽 鹽業の沿革 買取と供給 島外との取引…………… 四九七

第三節 樟腦 臺灣樟腦の沿革 需要と價額 製腦機關 樟腦副産物…………… 五〇一

第四節 煙草 種類と販賣 葉煙草の栽培…………… 五〇四

第五節 酒 專賣以前の狀態 專賣制度の實施 專賣酒の色別 島内製造高 製造工
場の配置 購入酒類 販賣機關 酒類賣渡價格 種類の取締 酒精製造…………… 五〇五

第二十四章 研究調査機關

第一節 中央研究所 研究所沿革 事業と組織 事務の分掌 各部の現状…………… 五一五

目次

第二節 商品陳列館 五三三

第三節 州立農事試驗場 竝州廳農會農場 五二四

附 錄 主要都市及名所舊蹟

目次

一 主要都市 五二七

一 臺北市 基隆市 淡水街 宜蘭街 蘇澳庄 五二七

二 新竹州 新竹街 桃園街 大溪街 五二七

三 臺中州 臺中市 豐原街 彰化街 鹿港街 南投街 埔里街 五二九

四 臺南州 臺南市 嘉義街 斗六街 五三〇

五 高雄州 高雄市 屏東街 旗山街 恆春庄 五三二

六 臺東廳 臺東街 五三三

七 花蓮港廳 花蓮港街 五三四

八 澎湖廳 馬公街 五三五

二 名所舊蹟 五三七

一 臺北市 官幣大社 臺灣神社 總督府禮堂 三線道路 南榮園 明石前總督墓域 乃木將軍母堂の墓 植物園 劍潭と劍潭寺 芝山殿 北投温泉 草山温泉 紅毛城 清國時代の砲臺 北白川宮征討記念碑 クールベール 大里の

二	新竹州	眺望 礁溪温泉 新店溪の深潭 烏來温泉 三峽戰跡 新竹神社 角板山 南寮ヶ瀨	五三七
三	臺中州	臺中公園 八卦山 日月潭 霧社の斷崖 臺南神社 開山神社 五妃の墓 孔子廟文廟 關帝廟武廟 赤崁樓 赤崁城 址 鄭成功の故宅址 北港媽祖廟 吳鳳廟 新高山 阿里山と其の神木 關仔嶺温泉 火山巖と火山廟 北回歸線標	五四一
四	臺南州	臺南神社 開山神社 五妃の墓 孔子廟文廟 關帝廟武廟 赤崁樓 赤崁城 址 鄭成功の故宅址 北港媽祖廟 吳鳳廟 新高山 阿里山と其の神木 關仔嶺温泉 火山巖と火山廟 北回歸線標	五四二
五	高雄州	舊城 下淡水溪鐵橋 琉球藩兵五十四名墓 石門 臺灣景緻	五四七
六	臺東廳	東部海岸絶壁 知本温泉 軒子崙温泉	五四九
七	花蓮港廳	瑞穗温泉 玉里温泉	五五〇
八	澎湖廳	クールベール中將墓碑 千人塚	五五〇

挿入寫眞 目次

臺灣總督府廳舎	第一章首
阿里山より新高連山遠望	第二章首
臺北州廳	第三章首

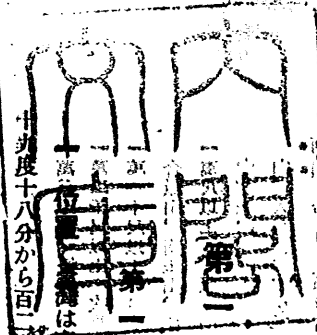
日月潭化審	第五章首
臺灣神社	第七章首
博物館	第八章首
臺北醫院	第九章首
下淡水溪鐵橋	第十一章首
臺北市街	第十二章首
龜山發電所	第十三章首
新虎尾溪埤圳	第十四章首
パイナップル栽培	第十五章首
製糖工場	第十六章首
嘉義製材所	第十七章首
虱目魚漁場	第十八章首
錦水石油坑	第十九章首
バナ、市場	第二十一章首
惠實局樟腦工場	第二十三章首
中央研究所農業部	第二十四章首
總督府より見たる臺北市街の一部	附録首
赤崁樓	附録二

臺灣事情

第一章 土地及戸口

昭和3年2月寄贈

一節 位置 面積 地勢 地質



臺灣は帝國の最南端に位し、臺灣本島、澎湖列島及び其の他の附屬島嶼から成り、東徑百十度十八分から百二十二度六分、北緯二十一度四十五分から二十五度三十八分の間在り、北は海上六百四十二哩にして九州の南端鹿兒島に達し、西は臺灣海峡を隔て、近く支那大陸に相接し、東は太平洋を隔て、遠く米大陸に相對し、南はパッシー海峡を隔て、近く比律賓群島に相隣してゐる。

二、面積 その面積は二千三百三十二方里、周圍三百九十八里であつて、帝國の總面積の五分三厘を占め、九州よりは稍々少く、樺太に伯仲し、朝鮮に比すれば約その六分の一に當る。

三、地勢 山嶽 本島は其の形狀橢圓形をなし、南北は長くして百餘里に及ぶも、東西は最も廣きも四十里に過ぎない。所謂中央山脈(脊梁山脈)は、稍々東方に偏して南北に貫通するが、之れからほゞ

中央の西方に分岐するものにシルビヤ山脈、本社山脈、新高山脈等がある。又、東部海岸には海岸山脈があり、北端に近く大屯火山帯があつて、本島總面積の三分の二は山嶽を稱するを妨げぬ。而かも此等山脈中には海拔一萬尺以上のもの四十八座、九千尺級のもの十七座、八千尺級のもの二十四座、七千尺級のもの二十六座を有してゐる。即ち此の面積の島上に算ゆる七千尺以上の高山總數百十五座に及ぶといふに至つては、誰か一驚しないものがあらう。是れ蕃人の跳梁し來つた所以である。然し一度これ等高山境の人になれば、高山植物の美し風景の雄大を併せ、地は熱帯圈内に在りながら四時春風駘蕩の雅趣がある。試みに一萬尺以上の高山を左に列記しよう。

- 一 萬三千尺以上 新高山
- 一 萬二千尺以上 大高山(舊名シルビヤ山)、秀姑巒山、マボラス山、南湖大山、中央尖山、關山、大水窟山
- 一 萬一千尺以上 蕃萊主山北峰、東郡大山、大霧山、大霧山、雲峰、蕃萊主山、東嶺大山、合歡山、北合歡山、南合歡山、南玉山、桃山、シンカン山、畢祿山、丹大山、白姑大山、蕃萊主山南峰、南雙頭山、能高山南峰
- 一 萬尺以上 卑南主山、千卓萬山、カンパン山、郡大山、タロコ大山、卓社大山、小關山、能高山、屏風山、大武山、尖山、バトツノ山、ハイノトナシ山、マビザン山、白石山、ウハノシ山、安東郡山、嶺大山、關門山、大石谷山、小雪山

河川 幅最も廣きも四十里内外に過ぎない島内を南北に貫通するに斯の如き高峯あり、河川の發源孰れ近く、流は勿論往々中流き雖も尙兩岸懸崖絶壁であつて屈曲甚しく、水流急にして、到底舟楫

の便を望むことが出来ない、而かも下流に至るや、河幅徒らに大を成し、支流多く、灌漑に利あるも、一度ひ驟雨に遭へば忽ちにして洪水氾濫の禍を被るこゝが少なくない。河川の重なるものには四十二里の濁水、漢三十九里の下淡水溪を最とし、以下二十里以上には曾文溪、淡水溪、大甲溪、烏溪、八獎溪、秀姑巒溪、卑南溪、大安溪等がある。

平野 南北を貫通する上述の中央山脈は本島の地勢を自ら東西に兩分し、東部には更に海岸山脈之れを並行して、其の間一條の谷野を開き、西部は茫々たる沃野高原遠く走つて海岸に迫る、これ即ち本島の主要産業たる農作の行はる、こゝろである。

四 地質 其の地質は水成系統の岩石類最も能く發達し、就中西部臺灣には第四紀層と第三紀層との包圍頗る廣く、重要な生産地域を構成し、以て脊梁山脈の中軸を組成する古生紀粘板岩系を覆ふ。然るに東部に於ては之れに反し、太古紀層著しく發達し脊梁山脈の東側を構成し、第四系と第三系との岩層を以て直ちに之れを覆ふ。此等の岩層は地質年代の新古に應じて順次累積し、幾度か地體の變化に會つて著しく褶曲され幾多の向背斜軸をなし、更に之れを剝蝕し安山岩、玄武岩等の岩脈をなして噴出したものが少くはないが、一般の地層は概ね層位整然として島軸に従ひ北々東から南々西方に走る。

第二節 土地及人口



第二節 土地

計	中		南		高		澎		花	
	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所
三〇、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇
...
計

無租地

(昭和二年一月一日現在)

州廳名	國		民		合	
	數	筆	數	筆	數	筆
臺北
宜蘭出張所
計

第三節 戶口

計	新		中		高		澎		花	
	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所	稅務出張所
...
計

一 戶口調査の基礎 我が領土以前に於ても支那式の戸口調査が行はれた様である。然し方法は不完全で殆ど何等の用をなさなかつた。依つて(一)本島人のためには明治二十九年八月臺灣住民戸籍調査規則を定め、同三十年三月臺灣住民分限取扱手續を定めた。(二)内地人の爲には明治二十九年三月に居留届出方を定め、三十二年八月之れを改定し、同時

第一節 土地及戸口

に外國人取扱規則を定めた。(三)本島一般住民の爲には明治三十六年戸口調査規定を制定し、後之れを基礎とし幾多の故定を爲し、三十八年六月戸口調査規則を作り、同年十月一日午前零時を現狀とする第一回の臨時戸口調査を行ふた。之れ畢竟國勢調査で帝國の領土中最も魁をなしたものである。

以上の手續に依つて靜態人口を明かにするを得たが、未だ動態人口に關する規程が無かつたので(一)明治三十八年九月人口移動に關する報告規則を發布し、動態の調査を小票式に依ることとし、又外國人取扱規則を改正し、(二)同年十二月戸口規則を定めて翌三十九年一月十五日から之れを施行し、戸口調査の眞目的に達すべき基礎を確立した。以上要するに第一回臨時戸口調査に依つて靜態人口の根柢成り、人口の移動調査に依つて動態人口の情況を審かにするを得た。

二 臨時戸口調査 上述の如く第一回臨時戸口調査は、明治三十八年十月一日午前零時の現狀を後の三日間に調査し豫期の成績を収むることを得た。然るに大正四年十月一日はその後滿十年に當るので第二回の調査を行ふこととし、大正三年度から準備に着手し四年度を實査、五、六兩年度を結果發表に充て、その關係刊行物には概覽表、職業名字彙、集計原表、結果表、記述報文等の各種がある。

三 國勢調査 (イ)大正九年第一回國勢調査 本島に於ける上記二回の臨時戸口調査は事實上の國勢調査といふべきだが、帝國全體の國勢調査は未だ曾て施行されてなかつた。されば曩に法律第四十九號(明治三十五年)第三條を以て、明治三十八年を期し第一回を行ふ旨規定されたが、偶々同年は日露戰爭に妨げられ無期延期の狀態となつた。然るに其の後各方面から之れを要求するの聲が盛んに起つたので、愈々大正七年度以後の繰繰豫算に經費を計上し、大正九年十月一日を以て十年間の懸案であつた第一回國勢調査の施行を見るに至つた。之れを本島に見るに畢竟第三回の戸口調査に過ぎないから、調査事項は大體前二回の調査に準り、僅に用辭、教

育及出生地の調査方法に小差があつたに過ぎぬ。調査の結果は大正十年二月を以て調査委員原計表に依り男女別現
在人口、常住人口の概數を發表し、九月に至りて種族及び男女別人口の確定數を發表した。爾後整理事務進捗を告げ、
同十一年十月には、職業名字彙を、同十二月には要覽表を刊行した。要覽表は各調査事項を簡明に表示し、一面に
土地の區分を細密にし、即ち州、廳、市、郡、支廳、街、庄、區、大字及び番地名別に結果の要領を通覽させるの
を目的とし實用上の利便多であつた。尙ほ集計原表(全島之部)は十二年十月之れを刊行し、引續き集計原表(州
廳之部)及び記述報文を各十三年二月に、又第一回臺灣國勢調査願末書を十三年三月に發行した。

(ロ)大正十四年國勢調査 明治三十五年法律第四十九號に依れば我國の國勢調査は毎十年に一回施行せらるゝ事に定め
られてあつた。然るに十年と云ふ期間は餘り長いので其の間に於ける人口の移動を測知することが出来ない爲め
中央地方に於ける諸般施設上に不便餘くないので、大正十一年法律第五十一號を以て十年の回歸を以て行はるゝ大調
査に加ふるに、五年に一回の簡易調査を行ふ事に改正されたのである。大正十四年は恰も第一回國勢調査より起算
し五年目に相當し簡易調査を行ふこととなつた。依て大正十四年及大正十五年度の二年繰繰事業として大正十四年
度初より着手した。之を本島に見るに第四回の戸口調査に過ぎないから、大體前回の例に則り行ふたのである。
然るに本調査は簡易調査なる理由の爲め調査事項を左の如く限定した。

- 一、氏名、二、男女の別、三、出生の年月日、四、配偶の關係、五、本籍民籍又は國籍、六、一時現在者及不在者
- 調査の結果は大正十五年一月三十一日現在人口及常住人口の概數を通報した。爾來整理事務進捗を告げ昭和二年
二月二十八日大正十四年國勢調査結果便覽を刊行し、引續き同年三月二十日大正十四年國勢調査結果表を刊行し
た。本結果表は、各調査事項を州、廳、市、郡、支廳、街、庄、區、大字及番地名別に結果の要領を通覽させるの
四目的を以て實用上の利便多であつた。又大正十四年國勢調査願末書を同年三月二十五日發行した。

四 住民の種族別 其の住民を大別して内地人、本島人、外國人の三種とする。内地人は改隸以來の移住者で、外國人は大部分支那人を云ひ歐米人に至つては極めて少數である。又本島人は漢人種と蕃族に分たれ、更に前者は其の原産地に依り閩族（福建地方住民）と粵族（廣東地方住民）に大別し、本島住民中の九割二歩餘を占め、後者は本島内に於ける最も古い種族で生蕃と熟蕃（化蕃を含む）の二種とする。昭和元年末に於ける其の内譯は左の如くである。

住民の種族別

種族	總數		百分比	
	男	女	男	女
内地人	2,477	1,021	10.1	4.1
本島人	2,937	1,207	11.9	4.8
外國人	2,506	1,027	10.0	4.1
總計	7,920	3,255	31.7	12.6

五 靜態人口 昭和元年末全島總人口（諸島の生蕃を除く）は四百十五萬五千二百六十六人で、これを第一回の臨時臺灣戸口調査年たる明治三十八年の年末現在に比するに、百十萬八千六百六十七人を増し、毎年平均五萬二千七百七十人の増加となる。今第一回臨時戸口調査以後に於ける各年末人口を表示すれば左の如くである。

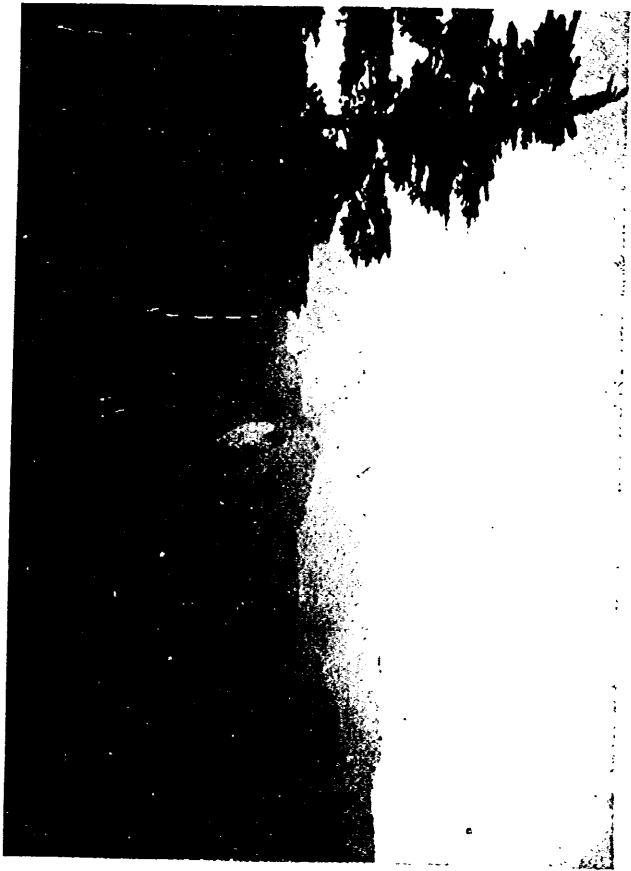
靜態人口累年比較表（各年十二月末日現在）

年別	性體		内地人	本島人	外國人	計
	計女男	計女男				
明治三十八年	3,255	7,920	1,021	2,937	2,506	6,464
同三十九年	3,312	8,049	1,050	3,000	2,552	6,602
同四十年	3,370	8,180	1,080	3,070	2,600	6,750
同四十一年	3,428	8,311	1,110	3,140	2,650	6,900
同四十二年	3,486	8,442	1,140	3,210	2,700	7,050
同四十三年	3,544	8,573	1,170	3,280	2,750	7,200
同四十四年	3,602	8,704	1,200	3,350	2,800	7,350
同四十五年	3,660	8,835	1,230	3,420	2,850	7,500
同四十六年	3,718	8,966	1,260	3,490	2,900	7,650
同四十七年	3,776	9,097	1,290	3,560	2,950	7,800
同四十八年	3,834	9,228	1,320	3,630	3,000	7,950
同四十九年	3,892	9,359	1,350	3,700	3,050	8,100
同五十年	3,950	9,490	1,380	3,770	3,100	8,250
同五十一年	4,008	9,621	1,410	3,840	3,150	8,400
同五十二年	4,066	9,752	1,440	3,910	3,200	8,550
同五十三年	4,124	9,883	1,470	3,980	3,250	8,700
同五十四年	4,182	10,014	1,500	4,050	3,300	8,850
同五十五年	4,240	10,145	1,530	4,120	3,350	9,000
同五十六年	4,298	10,276	1,560	4,190	3,400	9,150
同五十七年	4,356	10,407	1,590	4,260	3,450	9,300
同五十八年	4,414	10,538	1,620	4,330	3,500	9,450
同五十九年	4,472	10,669	1,650	4,400	3,550	9,600
同六十年	4,530	10,800	1,680	4,470	3,600	9,750
同六十年	4,588	10,931	1,710	4,540	3,650	9,900
同六十一年	4,646	11,062	1,740	4,610	3,700	10,050
同六十二年	4,704	11,193	1,770	4,680	3,750	10,200
同六十三年	4,762	11,324	1,800	4,750	3,800	10,350
同六十三年	4,820	11,455	1,830	4,820	3,850	10,500
同六十三年	4,878	11,586	1,860	4,890	3,900	10,650
同六十三年	4,936	11,717	1,890	4,960	3,950	10,800
同六十三年	5,000	11,848	1,920	5,030	4,000	10,950
同六十三年	5,064	11,979	1,950	5,100	4,050	11,100
同六十三年	5,128	12,110	1,980	5,170	4,100	11,250
同六十三年	5,192	12,241	2,010	5,240	4,150	11,400
同六十三年	5,256	12,372	2,040	5,310	4,200	11,550
同六十三年	5,320	12,503	2,070	5,380	4,250	11,700
同六十三年	5,384	12,634	2,100	5,450	4,300	11,850
同六十三年	5,448	12,765	2,130	5,520	4,350	12,000
同六十三年	5,512	12,896	2,160	5,590	4,400	12,150
同六十三年	5,576	13,027	2,190	5,660	4,450	12,300
同六十三年	5,640	13,158	2,220	5,730	4,500	12,450
同六十三年	5,704	13,289	2,250	5,800	4,550	12,600
同六十三年	5,768	13,420	2,280	5,870	4,600	12,750
同六十三年	5,832	13,551	2,310	5,940	4,650	12,900
同六十三年	5,896	13,682	2,340	6,010	4,700	13,050
同六十三年	5,960	13,813	2,370	6,080	4,750	13,200
同六十三年	6,024	13,944	2,400	6,150	4,800	13,350
同六十三年	6,088	14,075	2,430	6,220	4,850	13,500
同六十三年	6,152	14,206	2,460	6,290	4,900	13,650
同六十三年	6,216	14,337	2,490	6,360	4,950	13,800
同六十三年	6,280	14,468	2,520	6,430	5,000	13,950
同六十三年	6,344	14,599	2,550	6,500	5,050	14,100
同六十三年	6,408	14,730	2,580	6,570	5,100	14,250
同六十三年	6,472	14,861	2,610	6,640	5,150	14,400
同六十三年	6,536	14,992	2,640	6,710	5,200	14,550
同六十三年	6,600	15,123	2,670	6,780	5,250	14,700
同六十三年	6,664	15,254	2,700	6,850	5,300	14,850
同六十三年	6,728	15,385	2,730	6,920	5,350	15,000
同六十三年	6,792	15,516	2,760	6,990	5,400	15,150
同六十三年	6,856	15,647	2,790	7,060	5,450	15,300
同六十三年	6,920	15,778	2,820	7,130	5,500	15,450
同六十三年	6,984	15,909	2,850	7,200	5,550	15,600
同六十三年	7,048	16,040	2,880	7,270	5,600	15,750
同六十三年	7,112	16,171	2,910	7,340	5,650	15,900
同六十三年	7,176	16,302	2,940	7,410	5,700	16,050
同六十三年	7,240	16,433	2,970	7,480	5,750	16,200
同六十三年	7,304	16,564	3,000	7,550	5,800	16,350
同六十三年	7,368	16,695	3,030	7,620	5,850	16,500
同六十三年	7,432	16,826	3,060	7,690	5,900	16,650
同六十三年	7,496	16,957	3,090	7,760	5,950	16,800
同六十三年	7,560	17,088	3,120	7,830	6,000	16,950
同六十三年	7,624	17,219	3,150	7,900	6,050	17,100
同六十三年	7,688	17,350	3,180	7,970	6,100	17,250
同六十三年	7,752	17,481	3,210	8,040	6,150	17,400
同六十三年	7,816	17,612	3,240	8,110	6,200	17,550
同六十三年	7,880	17,743	3,270	8,180	6,250	17,700
同六十三年	7,944	17,874	3,300	8,250	6,300	17,850
同六十三年	8,008	18,005	3,330	8,320	6,350	18,000
同六十三年	8,072	18,136	3,360	8,390	6,400	18,150
同六十三年	8,136	18,267	3,390	8,460	6,450	18,300
同六十三年	8,200	18,398	3,420	8,530	6,500	18,450
同六十三年	8,264	18,529	3,450	8,600	6,550	18,600
同六十三年	8,328	18,660	3,480	8,670	6,600	18,750
同六十三年	8,392	18,791	3,510	8,740	6,650	18,900
同六十三年	8,456	18,922	3,540	8,810	6,700	19,050
同六十三年	8,520	19,053	3,570	8,880	6,750	19,200
同六十三年	8,584	19,184	3,600	8,950	6,800	19,350
同六十三年	8,648	19,315	3,630	9,020	6,850	19,500
同六十三年	8,712	19,446	3,660	9,090	6,900	19,650
同六十三年	8,776	19,577	3,690	9,160	6,950	19,800
同六十三年	8,840	19,708	3,720	9,230	7,000	19,950
同六十三年	8,904	19,839	3,750	9,300	7,050	20,100
同六十三年	8,968	19,970	3,780	9,370	7,100	20,250
同六十三年	9,032	20,101	3,810	9,440	7,150	20,400
同六十三年	9,096	20,232	3,840	9,510	7,200	20,550
同六十三年	9,160	20,363	3,870	9,580	7,250	20,700
同六十三年	9,224	20,494	3,900	9,650	7,300	20,850
同六十三年	9,288	20,625	3,930	9,720	7,350	21,000
同六十三年	9,352	20,756	3,960	9,790	7,400	21,150
同六十三年	9,416	20,887	3,990	9,860	7,450	21,300
同六十三年	9,480	21,018	4,020	9,930	7,500	21,450
同六十三年	9,544	21,149	4,050	10,000	7,550	21,600
同六十三年	9,608	21,280	4,080	10,070	7,600	21,750
同六十三年	9,672	21,411	4,110	10,140	7,650	21,900
同六十三年	9,736	21,542	4,140	10,210	7,700	22,050
同六十三年	9,800	21,673	4,170	10,280	7,750	22,200
同六十三年	9,864	21,804	4,200	10,350	7,800	22,350
同六十三年	9,928	21,935	4,230	10,420	7,850	22,500
同六十三年	9,992	22,066	4,260	10,490	7,900	22,650
同六十三年	10,056	22,197	4,290	10,560	7,950	22,800
同六十三年	10,120	22,328	4,320	10,630	8,000	22,950
同六十三年	10,184	22,459	4,350	10,700	8,050	23,100
同六十三年	10,248	22,590	4,380	10,770	8,100	23,250
同六十三年	10,312	22,721	4,410	10,840	8,150	23,400
同六十三年	10,376	22,852	4,440	10,910	8,200	23,550
同六十三年	10,440	22,983	4,470	10,980	8,250	23,700
同六十三年	10,504	23,114	4,500	11,050	8,300	23,850
同六十三年	10,568	23,245	4,530	11,120	8,350	24,000
同六十三年	10,632	23,376	4,560	11,190	8,400	24,150
同六十三年	10,696	23,507	4,590	11,260	8,450	24,300
同六十三年	10,760	23,638	4,620	11,330	8,500	24,450
同六十三年	10,824	23,769	4,650	11,400	8,550	24,600
同六十三年	10,888	23,900	4,680	11,470	8,600	24,750
同六十三年	10,952	24,031	4,710	11,540	8,650	24,900
同六十三年	11,016	24,162	4,740	11,610	8,700	25,050
同六十三年	11,080	24,293	4,770	11,680	8,750	25,200
同六十三年	11,144	24,424	4,800	11,750	8,800	25,350
同六十三年	11,208	24,555	4,830	11,820	8,850	25,500
同六十三年	11,272	24,686	4,860	11,890	8,900	25,650
同六十三年	11,336	24,817	4,890	11,960	8,950	25,800
同六十三年	11,400	24,948	4,920	12,030	9,000	25,950
同六十三年	11,464	25,079	4,950	12,100	9,050	26,100
同六十三年	11,528	25,210	4,980	12,170	9,100	26,250
同六十三年	11,592	25,341	5,010	12,240	9,150	26,400
同六十三年	11,656	25,472	5,040	12,310	9,200	26,550</

昭和 元 年	同 十 四 年
平外本内 國島地 均人人人	平外本内 國島地 均人人人
三〇三三 一七八七	四〇四三 五三九〇
三〇三三 六三二六	三〇三三 四六一六
二二二二 三八七三	二二二二 九三九三
一〇一〇 一〇一〇	一〇一〇 一〇一〇
一七九二 一七九二	三〇三三 二六二八
二二二二 一〇一〇	二二二二 一〇一〇

同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年	同 十 年	同 九 年	同 八 年	大 正 七 年
平外本内 國島地 均人人人	平外本内 國島地 均人人人	平外本内 國島地 均人人人	平外本内 國島地 均人人人	平外本内 國島地 均人人人	平外本内 國島地 均人人人	平外本内 國島地 均人人人
三〇三三 〇九四二	三〇三三 六七九〇	三〇三三 五七八九	三〇三三 三三三七	三〇三三 二六六八	三〇三三 三三六三	三〇三三 五三九〇
三〇三三 六八三四	三〇三三 六三二七	三〇三三 〇四六六	三〇三三 四六〇九	三〇三三 五五二一	三〇三三 五八八八	三〇三三 八七五六
二二二二 六七〇八	二二二二 〇五五六	二二二二 九三九九	二二二二 九八五五	二二二二 七九九五	二二二二 六六九四	二二二二 四九八七
一〇一〇 一〇一〇	一〇一〇 一〇一〇	一〇一〇 一〇一〇	一〇一〇 一〇一〇	一〇一〇 一〇一〇	一〇一〇 一〇一〇	一〇一〇 一〇一〇
一八八八 〇二五二	一八八八 四六三六	一八八八 五九九三	一八八八 六四四九	一八八八 六五〇七	一八八八 六六二七	一八八八 六三三三
二二二二 〇六八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八
二二二二 〇六八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八	二二二二 八八八八

阿里山新築道路山邊



第二章 氣象

第一節 氣象觀測の機關

本島の氣象觀測の爲めには、測候所、觀測所、氣象電報、豫報、警報、警報信號機、地震觀測、時の觀測、磁氣觀測、調査報告、民曆刊行等の設備、機關並に方法等がある。

一 測候所と觀測所 現在測候所は、臺北、臺中、臺南、恒春、澎湖島、臺東、花蓮港等に設けられ、他に島内九箇所の燈臺でも氣象の觀測をなし、尙ほ雨量觀測所は内務局所屬のもの百四箇所、其の他の各種事業に屬するもの三十五箇所がある。

二 氣象電報 氣象に關する電報は、島内では各測候所、基隆の燈臺から、島外では石垣島、那覇、大島、鹿兒島、長崎から、毎日午前五時三十一時、午後五時三十分の三回宛之れを受け、近海航行の船舶からは無線電信で毎日數回、對岸支那の福州、尖石島、東洋電信擴張會社からは毎日二回宛、此の外石垣島の東方約四百五十海里に在るラサ島から毎日一回宛無線で之れを受ける。以上は單に受信であるが、他に海外氣象臺と電報の交換をするものには、上海の徐家灘と香港及び馬尼拉とが海底線に依り、青島測候所とは無線に依つて氣象の交換をして居る。

三 豫報と警報 臺北測候所は各地方から集つて來る右の電報に基いて天氣圖を作り、全島を分ち

て北部、南部東沿岸、南部西沿岸の三氣象區をなし、正午から午後三時迄の間に各區へ夫々々の天氣豫報を發し、暴風襲來の虞ある場合隨時豫報を發すれば、地方の測候所では更に右の豫報に基いて其の地方の豫報を發し、警報の場合は直ちに之れを揭示することとする。又前年來近海航路に在る船舶の爲めに、臺北測候所から發する警報及豫報を基隆無線電信局から六百メートルの電波長で放送する事になった。

四 警報信號標

臺北測候所から警報を受ける各信號所に於ては直ちに信號を揭示して警戒を促す。其の信號の種類には左の二種がある。

赤球(夜間は紅燈一箇) 暴風の爲め天候不穩であるか、又は險惡の虞ある時

赤圓錐(夜間は紅燈標列二箇) 暴風襲來し特に天候險惡の虞ある時

信號所の所在地は、臺北州では臺北・基隆・淡水・頭圍・蘇澳、新竹州では後龍、臺中州では塗葛堀・鹿港、臺南州では下湖口・東石港・布袋・安平、高雄州では高雄・東港・登鑾鼻、花蓮港廳では花蓮港、臺東廳では臺東、澎湖廳では澎湖の十八箇所である。

其他各測候所では地震計を備へて地震を観測し、燈臺や雨量觀測所で地震を感じた場合は、直に臺北測候所に報告せしめ、又同所では時の觀測を行つて毎日の正午全島の郵便局鐵道部等に通報し、海軍水路部の委囑を受けて磁氣偏角の觀測をなし、以上諸調査の結果は隨時報告物として刊行し、又本島人が舊慣に依つて使用する民曆をも編製する。

第二節 氣候

一 溫度 北回歸線は本島の中央を横斷し熱帯に跨るから内地に比べると夏季は長く冬季は短い、其の最高氣温に至ては特に内地より甚だしく高くない、それは別表に徴しても明かである。之れに反し冬季は頗る暖かで、高山でなければ降雪なく、偶々霜を見ることもあるがそれは極めて稀で、結氷は傾臺以來僅か二回に過ぎぬ。而も之れにて中部以北のこゝで、南下するに隨つて氣温は益々高く、極南の恒春地方では、冬の最中でも其の名の如く恒に春のやうな好氣候である。左に本島内外各地の氣温其他氣象要素を比較對照しよう。

平均氣温各地比較表 (攝氏) (一) は氷點以下

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
臺北	一五・三	一四・七	一七・〇	二一・八	二五・八	二七・七	二七・九	二七・九	二五・二	二二・〇	一九・七	一七・六	二一・六
基隆	一五・六	一四・九	一七・六	二一・一	二五・三	二七・四	二七・八	二七・七	二五・三	二二・〇	一九・〇	一七・〇	二一・六
臺中	一七・七	一七・四	一八・三	二一・九	二五・九	二八・八	二七・七	二七・三	二五・三	二二・六	一九・〇	一七・〇	二一・六
花蓮港	一七・一	一七・三	一八・〇	二一・八	二五・九	二八・八	二七・七	二七・三	二五・三	二二・六	一九・〇	一七・〇	二一・六
臺南	一八・九	一八・八	一九・六	二二・三	二六・九	二九・七	二八・七	二七・三	二五・三	二二・六	一九・〇	一七・〇	二一・六
臺東	一九・〇	一八・七	一九・七	二二・三	二六・九	二九・七	二八・七	二七・三	二五・三	二二・六	一九・〇	一七・〇	二一・六

一 雨量 全島を通じて一年の平均雨量は二、四一六耗で、島の南北に依つて降雨期が違ふ。即ち北部は十月から翌年三月迄の冬季六箇月は、北東の季節風の影響を被り、恰も内地に於ける梅雨のやうで、其の量は基隆附近が最も多い、之れ同港が雨の港と稱せらる、所以である。一年間の總量の約七割は此の期間の降雨で、同港附近の火燒寮では一年實に六、六九四耗の降雨があり、全島第一と稱せられる。然るに南部の雨期は、五月から九月に至る五箇月で、降雨の性質も自ら北部の霏々たる細雨と違ひ、雷雨又は暴風に伴ふものが多く、短時間に驚くべき多量を降す。阿里山では曾て一箇月に二、八〇〇耗、唯の一日に一、〇三〇耗を降したが、斯の如きは氣象界でも珍らしいことである。南部の此の五箇月間の雨量は全年の約八割を占め、阿里山の年量三、九八六耗を以て最も多量とするが、尙北部の火燒寮の年量に比すれば其の約六割に過ぎぬ。而かも其の状は沛然として盆を覆へすが如く、随つて降雨時間の短かいことは到底北部冬季の比ではない。今基隆と臺南との日照時数を比較すれば次の通りである。

基隆	一月二二%	七月六二%	七月は一月の約三倍
臺南	同 五九%	同 五八%	七月と一月略々同じ

又全島中で最も降雨の少ない地方は新竹、臺中、臺南の各州に於ける海濱と澎湖島であつて、就中澎湖列島の漁翁島の如きは一年僅かに九三七耗に過ぎない。

三 冬季と夏季 以上の如く冬季と夏季とは、地の南北に依つて天候上に著しい相違がある。即ち北部の冬季は、前述の季節風に運ばれ来る多量の水蒸気が、先づ其の山嶽に觸れ連日の降雨となるが、

漸次南へ向ふに随つて水蒸氣の濃度を減じ、臺中以南に至つては北部と反對に却つて乾燥期たるの實が現はれる。試みに此の期間に雨の基隆から汽車で南行するに、汐止に到ると頗る雨量を減じ、僅か十里にも満たぬ臺北では間々快晴のころあり、假令臺北で雨天でも新竹、苗栗を過ぎ、縦貫鐵道の最高地點たる海拔一千二百尺の三叉を越せば、巒て後山は暗雲漠々たるに前程は一碧晴空拭ふが如きを見るであらう、即ち汐止は第一の天氣分界地點で、三叉は第二の分界地點である。

季節風の強い時は海は荒れ、東海岸の花蓮港、臺東なごは船舶の往來寄港にも難く、海上から市街を望み乍ら空して通過するころさへある。然らば北東部方面の冬季の天候は始終さうかいふに必ずしもさうではない。偶々支那、朝鮮等の方面を低氣壓が通過する場合季節風は全く消れて基隆一帯の地方でも、内地の春のやうな天氣となる。

四月から九月迄の夏季半年間は暴風雨の襲来がない限り、北部は勿論、南部も亦上述の始末で、天候概して平穩、盛夏に於ける南方の季節風といつても、決して冬季北東の其れの比ではない。

島内各地平均雨量 (耗)

地名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
基隆	二六	二四	三三	三〇	二六	二五	二四	二四	二二	二二	二二	二二	二七

十哩を超ひ平均三十哩だが、本島附近のものは速きも十五哩、其の遅きものは僅に七哩で、平均十一哩に過ぎぬ。されば幅百哩の本島は内地の暴風の速度を以てすれば僅に三時間内外で通過すべきだが、本島では往々十時間内外に及ぶ。既に斯の如く経過の時間長きに互り、其の間豪雨は益々地下に浸潤して、或は樹木を倒し、或は堤防を崩潰し、被害の大きを致すは元より然るべきところである。

今一二の例を挙げれば、明治四十二年八月二十六、七兩日の南部の暴風は、恒春に於ける氣壓の最低七〇二耗九に下り、内地ミ本島を通じての新記録を作り、屋上の瓦は飛んで樹幹や庇板に突き入つた。がある。當時南部一帯の死者百四十名、負傷者三百名、家屋の全潰半潰流失を合し三萬六千餘に上つた。後僅に四日を経て八月三十一日に北部に襲來したのも亦、基隆での最低氣壓七二二耗二、一秒の風速四一米一、即ち一時間九十二哩、死者三百五名、行衛不明百五十名、負傷三百七十八名、家屋の損害二萬八千餘に及んだ。これによつても其の猛威の一斑を察する事ができる。

第四節 地震

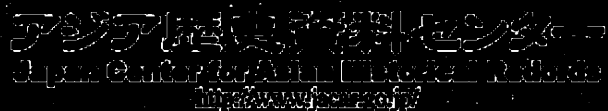
一 回数分布強度 本島は比律賓から沖繩を経て内地に連る地震地帯に属するので、地震の回数が少なくない。明治四十二年から昨昭和元年に至る十八箇年の観測に因れば、島内若しくは近海に起つた

回数は六千四百二十四回、平均一箇年三百五十七回、即ち毎日約一回つ、島内何處かに地震を感じる割合である。之れを地方別にすると

北部	新 竹 北	一〇〇・五	臺東地方	四四・六
中部	嘉 義 中	三三・二	花蓮港地方	一一〇・二
南部	南 投 南	五〇・六	南 埔	八・二
西部	臺 南 西			
屏 東				

異なる。斯様に観じ來ると、本島は恐るべき地震國のやうだが、然し強震を稱する程のものは甚だ少ない上に、多くは一局部に限られ、南部に起つても北部に感せず、西部に於て東部の其れを知らぬことがある。されば一地方一都邑だけでは其の回数も案外少く、最近二十五箇年の平均では、一箇年花蓮港街が百三十六回、臺東街が二十二回、臺北二十回、臺中十五回、臺南十二回、恒春庄七回、澎湖は四回を示すに過ぎぬ。

二 其の被害比較 領臺以來島内に少しでも損害を與へたものは別表の通り三十五回である。然し家屋の崩潰ミ死者の割合に就て、内地の大震ミ本島のそれミを比較するに、本島の死亡者が著しく多い。



第三章 行政機關

臺灣統治の各種政務機關は、以下章を逐うて述べる通りであるが、其の重なる行政機關は總督府と州及び廳であつて、其の組織と権限の概要は左の如くである。

第一節 總督府

臺灣總督府の官制を掲ぐるに先ち、同官制に中央政府に於ける官制との経過を略記しよう。

明治二十八年四月、下の關係に依り本島が帝國の領有に歸するや、同年六月臺灣事務局官制を定め政務を管理する機關となし、同年八月陸軍省達を以て總督府條例を定め軍政を布く。 ▲明治二十九年三月 勅令を以て總督府條例を定め始めて民政を布く。同月拓殖務省官制を定め、四月臺灣事務局官制を廢す。 ▲明治三十年八月 拓殖務省官制を廢し臺灣事務局官制を定め、同年十月總督府官制を發布して總督府條例を廢止す。 ▲明治三十一年二月 臺灣事務局を内務省に移し、同年十月更に内務省官制を改正して臺灣事務局を廢止し、臺灣に關する事務は内務大臣官房に於て管掌することとなる。 ▲明治三十一年六月、同三十四年十一月、同三十五年十一月及び同四十二年十月總督府官制を改め組織の分合を行ふ。 ▲明治四十三年六月 拓殖局官制を定め臺灣に關する事務は内務大臣の監督を離れて拓殖局に配屬せらる。 ▲明治四十四年十月 總督府官制を改正し部局の分合を行ふ。 ▲大正二年六月 拓殖局を廢し、内務省官制を改正し内務大臣の所管に移す。 ▲大正四年七月 總督府官制を改正し部局の分合を行ふ。 ▲大正六年七月 拓殖局官制を定め内閣總理大臣の所轄に移す。 ▲大正八年六月 總督府官制を改正し部局の分合

第一節 總督府

三六

を行ふ。▲同年八月 重ねて官制を改正し總督の資格制限を撤廃し、且其の軍事に關する權限を削除す。▲大正九年九月 總督府官制中營林所を設け、殖産局の所屬となしたる外若干の改正を行ふ。▲大正十一年十一月 拓殖事務局官制を定め拓殖局官制を廢止す。▲大正十三年十二月 内閣所屬部局及び職員官制が定められて拓殖事務局官制廢止され、拓殖事務局は拓殖局の名で内閣所屬の一局となる。

次いで大正十三年十二月及同十五年十月總督府官制を改正し部局の廢合を行つた、現行官制は即ちそれで左の通りである。

臺灣總督府官制(昭和二年十月末日現在)

- 第一條 臺灣總督府ニ臺灣總督ヲ置ク
- 總督ハ臺灣ヲ管轄ス
- 第二條 總督ハ親任トス
- 第三條 總督ハ内閣總理大臣ノ監督ヲ承ケ諸般ノ政務ヲ統理ス
- 第三條ノ二 總督ハ安寧秩序ノ保持ノ爲必要ト認ムルトキハ其ノ管轄區域内ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
- 第四條 總督陸軍武官ナルトキハ臺灣軍司令官ヲ兼シムルコトヲ得
- 第五條 總督ハ其ノ職權若ハ特別ノ委任ニ依リ總督府令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役、禁錮若ハ拘留又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第六條 (削除)
- 第七條 (削除)

第八條 (削除)

第九條 總督ハ必要ト認ムル地域内ニ於テ其ノ地ノ守備隊長若ハ駐在武官ヲシテ民政事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得

第十條 總督ハ知事又ハ廳長ノ命令又ハ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ停止シ又ハ取消スコトヲ得

第十一條 總督ハ所部ノ官吏ヲ統督シ委任文官ノ進退ハ内閣總理大臣ヲ經テ之ヲ上奏シ判任官以下ハ之ヲ專行ス

第十二條 總督ハ内閣總理大臣ヲ經テ所部文官ノ敘位敘勳ヲ上奏ス

第十三條 總督ハ所部文官ヲ懲戒ス其ノ勅任官ニ係ルモノ並奏任官ノ免官ハ内閣總理大臣ヲ經テ上奏シ其ノ他ハ之ヲ專行ス

第十四條 總督府ニ總督官房ヲ置ク

總督官房ニ專任祕書官一人ヲ置ク機密ニ關スル事務ヲ掌ル

祕書官ハ奏任トス

第十五條 (削除)

第十六條 (削除)

第十七條 總督府ニ總督官房ノ外左ノ五局ヲ置ク

- 内務局
- 文教科
- 財務局
- 殖産局
- 警務局

第三章 行政機關

三七

第二節 總督府評議會

四〇

- 第二十八條 翻譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル
- 第二十九條 各課ニ課長一人ヲ置キ委任官又ハ判任官ヲ以テ之ニ充ツ
課長ハ上官ノ命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス
- 第三十條 屬、按手及通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務技術通譯ニ從事ス
- 第三十一條 醫部ハ醫務局ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ從事ス
- 第三十二條 編修書記ハ文教局ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ教科用圖書ノ編修及檢定ニ關スル事務ニ從事ス
- 第三十三條 測候所、獸疫血清製毒所、營林所、營林所出張所及度量衡所ノ名稱及位置ハ總督之ヲ定ム
附則(公官地)

第二節 總督府評議會

總督府評議會は廣く民意を徴する爲、大正十年六月勅令第二百四十一號臺灣總督府評議會官制を以て設置せられた總督の諮問機關であつて、第一次の總督府評議會(明治二十九年三月勅令第八十九號、臺灣總督府)及總督府律令審議會(明治四十年一月勅令第一號、律令審議會章程ヲ以テ設置、明治三十九年附リ消滅)案のみならず、一般重要事項に及び、又會員は文武官に限らず民間の學識經驗ある者の中より總督之を命ずる。

現行總督府評議會官制は左の通りである。

臺灣總督府評議會官制 (大正十年六月一日 勅令第二百四十一號)

- 第一條 臺灣總督府評議會ハ臺灣總督ノ監督ニ屬シ其ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開申ス
- 第二條 評議會ハ會長一人、副會長一人及會員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 會長ハ臺灣總督、副會長ハ臺灣總督府總務長官ヲ以テ之ニ充ツ
會員ハ臺灣總督府内高等官及臺灣ニ居住スル學識經驗アル者ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス
會員ノ任期ハ二年トス但シ臺灣總督必要ト認ムル場合ニ於テハ任期中ト雖解任スルコトヲ得
- 第四條 會長ハ會務ヲ處理ス會長事故アルトキハ副會長其ノ職務ヲ代理ス會長副會長共ニ事故アルトキハ臺灣總督ノ指定スル會員會長ノ職務ヲ代理ス
- 第五條 評議會ニ幹事ヲ置ク臺灣總督府内高等官ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス
幹事ハ會長又ハ副會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第六條 評議會ニ書記及通譯ヲ置ク臺灣總督府内職員ノ中ヨリ臺灣總督之ヲ命ス
書記又ハ通譯ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務又ハ通譯ニ從事ス

第三節 地方廳

一 官制 現行地方官制(大正十三年十二月改正)を掲げ其の組織を示すに方り先づ其の沿革から述べよ

▲明治二十九年三月 臺灣總督府地方官制を制定し三縣一廳を置く。▲明治三十年五月 官制を改正して六縣三廳となし縣、廳の下に辨務署を置く。▲明治三十一年六月 官制を改正して三縣三廳と爲す。▲明

第三章 行政機關

四一

治三十三年九月 廳下の辨務署を廢止す。 ▲明治三十四年四月恒春廳を置き、更に同年十一月 官制を改正して縣及び縣下の辨務署を廢し二十廳を置く。 ▲明治四十二年十月 官制中九廳を削り花蓮港廳を設置し各廳管轄の分合を行ひ、之れを十二廳とす。

斯くて大正九年九月一日 時勢の進運に應ぜんがため、地方官官制に根本改正を施し従前の十二廳を廢して五州二廳に分劃し、五州は之れを三市四十七郡に分し、更に郡の下には二百六十街庄を置き、二廳の下に三街庄十區を置き、以て從來の行政區域を全く一變した。次いで大正十一年三月府令第三十號を以て區一を加へ、大正十三年十二月 總督府官制改正と同時に地方官官制を改正し、從來の三市四十七郡を五市四十六郡とし、港務所を廢して臺北高雄二州に港務部を置き、更に大正十五年七月官制を改正し澎湖廳を設置して五州三廳とし州下の五市四十六郡を五市四十五郡とした。

臺灣總督府地方官官制 (昭和二年十月末日現在)

第一條 臺灣ニ左ノ州及廳ヲ置ク

- 臺北州
- 新竹州
- 臺中州
- 臺南州
- 高雄州
- 臺東廳

花蓮港廳
澎湖廳

州及廳ノ位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第二條 州及廳ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

知事	五人	勅任
廳長	三人	勅任
事務官	十人	勅任
地方理事官	專任二十六人	任
地方警視	專任十五人	任
地方技師	專任十六人	任
地方學	專任十三人	任
屬	專任四百八人	任
警部	專任二百二十人	任
技手	專任四百十五人	任
通譯	專任十六人	任
警補	專任二百七十人	任
稅吏	專任百人	任
森林主事	專任百三人	任

前項職員ノ中知事、事務官及地方技師ハ州ニ、廳長ハ廳ニ之ヲ置ク

- 第三條 地方理事官、地方警視、地方技師及判任官ノ各州及各廳ニ於ケル定員ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第四條 大正九年勅令第二百六十二號第一條ノ規定ニ依リ俸給最低額以下ヲ受ケル地方技師及判任官俸給令第六條ノ規定ニ依リ俸給最低額以下ヲ受ケル技師ハ第二條ノ定員ノ外トス
- 第五條 知事又ハ廳長ハ臺灣總督ノ指揮監督ヲ承ケテ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス
- 第六條 知事又ハ廳長ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般又ハ其ノ一部ニ州令又ハ廳令ヲ發スルコトヲ得
- 知事ハ其ノ發スル命令ニ二月以下ノ懲役若クハ禁錮、拘留、七十圓以下ノ罰金又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 廳長ハ其ノ發スル命令ニ拘留又ハ科料ノ罰則ヲ附スルコトヲ得
- 第七條 知事又ハ廳長ハ管内ノ警備ヲ維持スル爲メ兵力ヲ要スルトキハ之ヲ臺灣總督ニ具狀スヘシ但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方ノ陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得
- 第八條 知事又ハ廳長ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ奏任官ノ功過ヲ臺灣總督ニ具狀ス
- 判任官ノ進退ハ知事ハ自ら之ヲ行ヒ廳長ハ臺灣總督ニ之ヲ具狀ス
- 第九條 知事ハ郡守、市尹又ハ警察署長ノ爲メ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
- 廳長ハ街庄長ノ爲メ處分ニ就テハ前項ノ例ニ依リ之ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得
- 第十條 知事事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ事務官其ノ職務ヲ代理ス
- 廳長事故アルトキハ官等ノ順序ニ從ヒ地方理事官又ハ廳在勤ノ地方警視其ノ職務ヲ代理ス
- 前二項ノ規定ニ依リ職務ヲ代理スル者ナキ場合ニ於テハ臺灣總督ハ當該ノ州又ハ廳ノ高等官ノ一人ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシム

- 知事又ハ廳長ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ部下ノ官吏ヲシテ臨時代理セシムルコトヲ得
- 第十一條 知事ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ郡守、市尹又ハ警察署長ニ委任スルコトヲ得
- 第十二條 州ニ知事官房、内務部及警務部ヲ置ク其ノ事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 廳ニ於ケル事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム
- 第十三條 事務官ハ内務部又ハ警務部ノ部長ト爲ル知事ノ命ヲ承ケ部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス
- 第十四條 警務部長ハ警察及衛生ノ事務ノ執行ニ關シ知事ノ命ヲ承ケ郡守、地方警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス
- 第十五條 地方理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十六條 地方警視ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ヲ掌リ部下ノ警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス
- 第十七條 地方技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十八條 視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ觀察其ノ他教育ニ關スル事務ニ從事ス
- 第十九條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第二十條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十一條 技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第二十二條 通譯ハ上官ノ指揮ヲ承ケ通譯ニ從事ス
- 第二十三條 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生ノ事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
- 第二十四條 稅務吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ徵稅ニ關スル事務ニ從事ス
- 第二十五條 森林主事ハ上官ノ指揮ヲ承ケ林野ノ取締及保護ニ從事ス
- 第二十六條 州及廳ニ警察醫ヲ置ク奏任官又ハ判任官ノ待遇トス

第三節 地方官

四六

警察官ノ定員ハ州及廳ヲ通シテ奏任官待遇者ニ在リテハ六人以内、判任官待遇者ニ在リテハ八人以内トシ其ノ各州及
各廳ニ於ケル定員ハ臺灣總督之ヲ定ム
警察官ハ上官ノ命ヲ承ケ警察及衛生ニ關スル職務ニ従事ス
第二十七條 州及廳ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス
巡查ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム
第二十八條 廳長ハ廳ノ事務ヲ分掌セシムル爲メ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ支廳ヲ置クコトヲ得
支廳長ハ地方警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ
支廳長事故アルトキハ上官官吏其ノ職務ヲ代理ス
第二十九條 市ニ警察署ヲ置ク
知事ハ必要アリト認ムルトキハ警察署ノ下ニ警察分署ヲ置クコトヲ得
警察署ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
警察分署ノ名稱、位置及管轄區域ハ知事之ヲ定ム
第三十條 警察署長ハ地方警視、警察分署長ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ
警察署長又ハ警察分署長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ部内ノ警察及衛生ノ事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス
第三十一條 知事ハ徵稅ニ關スル事務ヲ分掌セシムル爲メ臺灣總督ノ認可ヲ受ケ稅務出張所ヲ置クコトヲ得
稅務出張所長ハ地方理事官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ
第三十二條 州ニ郡及市ヲ置ク
郡ノ數ハ四十五、市ノ數ハ五トス
郡及市ノ名稱、位置及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム

第三十三條 郡及市ニハ通シテ左ノ職員ヲ置ク

郡	守	五十五人	奏	任
市	尹	專任一人	判	任
助	役	專任五十人	判	任
地方理事官		專任三百四十九人	判	任
地方技師		專任五十人	判	任
視學		專任五十人	判	任
屬		專任五十人	判	任
技手		專任五十人	判	任

前項職員ノ中郡守ハ郡ニ、市尹、助役及地方技師ハ市ニ之ヲ置ク
郡守、市尹及助役ハ地方理事官ヲ以テ之ニ充ツ
地方技師及判任官ノ各州ニ於ケル定員ハ臺灣總督、各郡及各市ニ於ケル定員ハ知事之ヲ定ム
臺灣總督ハ州ノ地方警視、警部、警部補又ハ巡查ヲ郡ニ配置スルコトヲ得
第三十四條 各市ニ於ケル助役ノ定員ハ一人トス
第三十五條 第四條ノ規定ハ郡及市ノ地方技師及技手ノ定員ニ付之ヲ准用ス
第三十六條 郡守又ハ市尹ハ知事ノ指揮監督ヲ承ケ法令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ掌理シ所部ノ官吏ヲ指揮監督ス
郡守ハ警察及衛生ノ事務ニ關シ郡ニ配置セラレタル地方警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス
第三十七條 郡守又ハ市尹ハ其ノ指揮監督スル判任官ノ進退ヲ知事ニ具狀ス
第三十八條 郡守ハ街庄長ノ爲メ處分ニシテ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ

第三章 行政機關

四七

取消シ又ハ停止スルコトヲ得
 第三十九條 郡守又ハ市尹事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理スル官吏ハ知事之ヲ指定ス
 郡守又ハ市尹ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ部下ノ官吏ヲシテ臨時代理セシムルコトヲ得
 第四十條 郡又ハ市ニ於ケル事務ノ分掌ハ知事之ヲ定ム
 第四十一條 市ノ助役ハ市尹ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
 第四十二條 市ノ地方技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
 第四十三條 郡又ハ市ノ視學ハ上官ノ指揮ヲ承ケ學事ノ觀察其ノ他教育ニ關スル事務ニ從事ス
 第四十四條 郡又ハ市ノ屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
 第四十五條 郡又ハ市ノ技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
 第四十六條 郡ニ街又ハ庄ヲ置ク但シ臺灣總督ノ指定スル各地ニハ之ヲ置カサルコトヲ得
 臺灣總督ハ地方ノ狀況ニ依リ廳ニ街又ハ庄ヲ置クコトヲ得
 街庄ノ名稱及管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
 街ニ街長、庄ニ庄長ヲ置ク判任官ノ待遇トス但シ街長ハ十人ヲ限り之ヲ委任官ノ待遇ト爲スコトヲ得
 街庄長ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ街庄内ノ行政事務ヲ補助執行ス
 街庄長ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム
 第四十七條 臺北州及高雄州ニ港務部ヲ置ク
 港務部ノ事務ノ分掌ハ臺灣總督之ヲ定ム
 第四十八條 港務部ニ左ノ職員ヲ置ク
 長

港務官	專任一人	奏任
港務醫官	專任一人	奏任
港務屬	專任二人	判任
港務吏	專任四人	判任
港務醫官補	專任一人	判任
港務獸醫	專任一人	判任
港務調理手	專任一人	判任

第四十九條 部長ハ州警務部長ヲ以テ之ニ充ツ
 部長ハ知事ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス
 部長ハ其ノ所管事務ニ關シテハ警察官吏ヲ指揮スルコトヲ得
 第五十條 港務官ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌ル
 第五十一條 港務醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ檢疫及醫務ヲ掌ル
 第五十二條 港務屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
 港吏ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部務ニ從事ス
 港務醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ檢疫及醫務ニ從事ス
 港務獸醫ハ上官ノ指揮ヲ承ケ獸畜ニ關スル檢疫、検査及醫務ニ從事ス
 港務調理手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調理ニ從事ス
 第五十三條 知事ハ臨時必要アリト認ムルトキハ檢疫又ハ醫務ニ從事セシムル爲メ豫算定額内ニ於テ港務部ニ檢疫員又ハ檢疫醫員ヲ置クコトヲ得



第三節 地方官

検疫員及検疫醫員ハ判任官ノ待遇トス
 検疫員及検疫醫員ニ關スル規程ハ臺灣總督之ヲ定ム
 第五十四條 港務部ノ位置及其ノ管轄區域ハ臺灣總督之ヲ定ム
 知事ハ必要ト認ムル地ニ港務部ノ支部ヲ置クコトヲ得
 (附則省略)

二 行政組織の内容

五州三廳五市の面積、人口及び郡名、支廳名を挙げるに左の通りである。
 五州三廳五市の内容一覽 (昭和元年十二月末日現在)

州	廳	市	面積	人口	支廳數 或は 街庄區數	州	廳	市	面積	人口	支廳數 或は 街庄區數
新	北	州	二、五〇〇	八、九〇〇	九	新	北	州	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二
新	中	州	二、五〇〇	二〇、〇〇〇	八	新	中	州	二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	二
高	南	州	一、五〇〇	一〇、〇〇〇	二	高	南	州	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二
高	雄	州	一、五〇〇	一〇、〇〇〇	二	高	雄	州	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二
臺	東	廳	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三	臺	東	廳	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三
花	蓮	廳	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三	花	蓮	廳	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三
澎	湖	廳	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三	澎	湖	廳	三、〇〇〇	二〇、〇〇〇	三

五州内郡名

- 一 臺北州 七星、淡水、基隆、宜蘭、羅東、蘇澳、文山、海山、新莊。
 - 二 新竹州 新竹、中壢、桃園、大溪、竹東、竹南、苗栗、大湖。
 - 三 臺中州 大屯、豐原、東勢、大甲、彰化、員林、北斗、南投、新高、能高、竹山。
 - 四 臺南州 新豐、新化、曾文、北門、新營、嘉義、斗六、虎尾、北港、東石。
 - 五 高雄州 岡山、鳳山、旗山、屏東、潮州、東港、恆春。
- 三廳下支廳名
- 一 臺東廳 臺東支廳、里壠支廳、新港支廳、大武支廳。
 - 二 花蓮港廳 花蓮支廳、玉里支廳、研海支廳。
 - 三 澎湖廳 澎湖支廳、望安支廳。

第四節 官署系統

以上に於ける臺灣總督府及び附屬官署系統圖を表示するに左の如くである。

Table with multiple columns and rows of text, possibly a list or index. The text is very faint and difficult to read.

Table with multiple columns and rows of text, possibly a list or index. The text is very faint and difficult to read.

第五節 公共團體

大正九年地方官制の根本的改正と共に、地方自治の基礎を確立せんが爲め、州、廳、地方費、市及び街庄を以て新に地方團體とし以て今日に至つたが、その大要を説明すれば次の如くである。

一 州 大正九年七月律令第三號を以て臺灣州制を公布し、同年十月一日から之れを施行し臺北、新竹、臺中、臺南、高雄の五州とした、州は法律勅令又は律令に依り、州に屬せしめた事務を處理し、知事は州の事務を擔任し州を代表する。

州の事務に關し州知事の諮問機關として協議會を置き、州知事及び協議會員を以て之れを組織し、州知事を以て議長とし、州に於ける歳入出豫算、州税、使用料、手数料又は夫役現品の賦課徴收、起債その他重要事項に關し州知事の諮問に應ぜしむる。協議會員の定員は二十人以上三十五人以下で其の任期は二箇年とし、州に住所を有し學識名望ある者に就き臺灣總督が之れを任命する。今各州に於ける協議會員の定員を示せば、臺北州三十五人、新竹州二十人、臺中州三十人、臺南州三十五人、高雄州二十人である。

州の費用は州税、州の財産より生ずる收入、使用料、手数料其の他の收入を以て之れを支辨するものであつて、其の支辨し得る費目は法律、勅令又は律令に規定あるもの、外(一)吏員の給料其の他州及び



郡の廳費、(二)土木費、(三)教育費、(四)衛生費、(五)勸業費、(六)社會事業費、(七)警備費、(八)協議會費、(九)州費用取扱費等であつて、州税として賦課し得るものは(一)地租附加税、(二)所得税附加税、(三)戸税、(四)營業税、(五)雜種税である。戸税は構戶者から之れを徴收し營業税及び雜種税の種類は臺灣總督が之れを定むる。

二 廳地方費 廳地方費は、同年律令第四號を以て臺東、花蓮港兩廳の管轄區域を通じて之れを設けたが、大正十五年七月澎湖廳の新設せられるに及び同廳の管轄區域をも加へた。廳地方費は臺灣總督が之れを管理するもので、州と異なる重要な點は、(一)州は州知事其の事務を擔任し州を代表するも、廳地方費は廳長は管理者たる臺灣總督の指揮命令に依り其の事務を處理するに過ぎない、(二)州には常設又は臨時の委員を置くことを認むるも、廳地方費には之れを認めない、(三)州には州知事の諮問機關として協議會を置かなければならぬが、廳地方費は其の設置を認めない、(四)州には州組合を認むるも廳地方費には之れを認めない等で、其の他は州と大なる相異がないから茲に之れを略す。

三 市街庄 州制と同時に律令を以て市制及街庄制を實施し、臺北、臺中、臺南の三市を置き、街庄は各州廳を通じて二百六十三であつたが、大正十三年十二月基隆街と高雄街とに市制を施行した結果現在市は五、街庄は二百六十一になつた。

市及び街庄は法律、勅令又は律令に依り市及び街庄に屬せしめた事務を處理し、市尹及び街庄長は市

及び街庄の事務を擔任し市街庄を代表する。本制に依る市及び街庄は内地の市制及び町村制に於ける市町村と其の性質に於て稍類似する所あるも、市尹は官吏であつて公選でなく、街庄長も亦待遇官吏たる名譽職たるこの兩性を帶び、官の任命であつて公選でない。尙市尹の部下として、助役、技師、視學、屬及び技手を配置するは内地の市制と全く異なる處であつて、官吏の外市及び街庄共有給吏員を置く事を認むるは内地に於ける市制及び町村制と異なることがない。

市の事務は第一次に州知事、第二次に臺灣總督の監督を受け、街庄の事務は第一次に於て郡守、第二次に州知事、第三次に臺灣總督の監督を受けるのであるが、但し廳下にある街庄事務の監督は第一次を廳長とし、第二次を臺灣總督とする。

市尹及び街庄長の諮問機關として、市及び街庄協議會を置き、市に在つては市尹及び協議會員、街庄に在つては街庄長及協議會員を以て之れを組織し市尹及び街庄長を以て議長とし、市及び街庄に於ける歳入歳出豫算、市税、街庄税、使用料、手数料、夫役現品の賦課徴收、起債其の他重要事項に關し、市尹、街庄長の諮問に應ぜしむるのである。而して協議會員は市に在りては十五人以上三十人以下の範圍内に於て總督之を定め、其の市に住所を有し學識名望ある者に就き州知事之れを任命し、街庄に在りては七人以上二十人以下とし、其の街庄に住所を有し學識名望ある者に就き州知事又は廳長之れを任命し、任期は市、街庄何れも二箇年とし、街庄は各々其の人口の多寡に依り定員を定められてある。

市及び街庄の費用は、市税、街庄税、市街庄の財産から生ずる収入、使用料、手数料其の他の収入を以て之れを支辨するのであつて、其の支辨し得る費用は法律、勅令又は律令に規定するもの、外(一)土木費、(二)教育費、(三)衛生費、(四)勸業費、(五)社会事業費、(六)養老費、(七)協議会費、(八)費用取扱費及び市に在りては吏員の給料其の他市役所費、街庄に在りては有給の街庄長及び吏員の給料其の他の街庄役場費等とし、市税として賦課し得るものは、國稅又は州稅の附加稅及び特別稅であつて、街庄税として賦課し得るものは、國稅州稅又は廳地方費稅の附加稅及び特別稅である。

第四章 法制

第一節 委任立法

本島の我が版圖に歸するや、清朝の治下二百有餘年の後を承け、其の住民は數千年の舊い歴史を背景とする漢民族のこゝろ、直ちに内地と同一法律を實施し得ない事情があり、左の所謂六三法は其の必要に應じて公布されたものである。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件(明治二十九年法律第六十三號)

- 第一條 臺灣總督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取り拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且ツ之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ
- 第五條 勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ

第六條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキハ其ノ效力ヲ失フモノトス
右法律ノ有効期限ハ、一度び之れを明治三十五年三月三十一日迄改め、更に再び明治三十八年三月三十一日迄改めしたが、其の期も將に盡きんとするや、偶々日露戦争起り總督兒玉大將の出征となつたので、三度び之れを平和克復の翌年十二月末日迄延期した。然るに其の期限満了の時期（明治三十九年末）に至るも、島内諸般の設備が大に進歩したに拘らず、尙ほ島民の實狀は特別立法制度の存續を必要としたから、新に左の法律の公布を見るに至つた。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（明治三十九年）
法律第三十一號

- 第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第二條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 前項ノ命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ若シ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ヲ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ
- 第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル法律及特ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律及勅令ニ違背スルコトヲ得ス
- 第六條 臺灣總督ノ發シタル勅令ハ仍チ其ノ效力ヲ有ス

附則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十四年十二月三十一日迄其ノ效力ヲ有スルモノトス
右法律ノ有効期限も亦明治四十九年十二月三十一日迄改められ、更に重ねて大正十年十二月三十一日迄の延期となつた。然し愈々大正十年十二月末日は本法律の効力が消滅する時であるから、第四十四議會に於て種々討議する處あり、結局其の期限を満了した大正十一年一月一日からは、從來に反對に、本島にも内地の法律を施行するを以て原則をなし、特殊の場合に限り從來の如き律令に依るを得ることなし、即ち左の法律が公布された。

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル件（大正十年）
法令第三號

- 第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權、法律上ノ期間其ノ他ノ事項ニ關シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル必要アルモノニ就テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ爲スコトヲ得
- 第二條 臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ關シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限り臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得
- 第三條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ
- 第四條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ヲ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

附則
本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行ノ際
現ニ效力ヲ有スルモノニ就テハ當分ノ内仍チ従前ノ例ニ依ル

第二節 民事

一 施行法律 大正十年法律第三號制定の趣旨に鑑み且時勢の進展に伴ひ從來施行された臺灣民事
令は之れを廢止し、大正十二年一月一日から民法、商法、民事訴訟法、民事訴訟費用法、民事訴訟用印
紙法、商事非訟事件印紙法、民法施行法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法、競賣法、不動産登記法、
商法施行法、明治三十二年法律第五十號外國人の署名捺印及び無資力證明に関する件、明治三十二年法
律第六十七號外國人の抵當權に関する件、明治三十三年法律第十三號軍人軍屬の遺言の確證に関する件、
明治四十二年法律第四十號建物保護に関する件（以上十一年勅令第四〇六號）、破産法、和議法（以上十
一年勅令第五二二號）を本島に施行した。

二 民事に関する特例 前掲法律中本島の風俗慣習の相違せる等本島特殊の事情により未だ内地
ニ全然其の規を一にするこの出来ないものがあるから、右法律施行と同時に其の特例（大正十一年勅

令第四〇七號）を規定した。而して其の重なるものを摘記すれば、民法に付ては本島人のみの親族及び相
續に関する事項に付ては民法第四編及び第五編の規定を適用せず慣習に依ること、現存の祭祀公業は慣
習に依り存続すこの規定を設けたこと、現に獨立の財産を有する團體にして民法第三十四條に掲げたる
目的を有せざるもの、財産は團體員の共有せられたること、破産法に付ては破産法中相續財産に對す
る破産に関する規定は本島人の相續財産に對する破産に之れを適用せずこの規定を設けたこと、不動産
登記法に付ては臺灣特殊の事項の登記手續に關しては臺灣總督の定むる旨の規定を設けた。

三 外國人の土地取得に関する制 外國人は土地を取得することを得ず。但し外國人が現に所有
する土地は此の限にあらす。

四 蕃地に関する制 蕃人にあらざるものは、何等の名義を以てするに拘らず、蕃地を占有し使用
し其の他權利の目的を爲すことを得ず。但し別段の規程あるもの又は臺灣總督の許可を得たるものは此
の限にあらす。

五 利息制限規則 金錢貸借に関する契約の利息は、現金百圓未満は、質屋營業者の質物元金五十
圓以下の利息を除き年三割以下、元金百圓以上千圓未満年二割五分以下、元金千圓以上は年二割以下と
し、若し此の制限を超過したるときは其の超過部分を無効とす。尙ほ禮金、割引、手数料、引去金、借
替金其の他何等の名義を以てするに拘らず、利息を認むべき給付を受くるの契約は之れを利息契約と看

做す。

六 民事上の訴に関する件 明治二十八年五月八日以前に訴権の生じたるものは、明治三十二年十月一日以後は地方法院に於て之れを受理せず。

七 相續未定地整理規則 本島土地所有權相續に就ては、舊慣に依り分頭相續の制なるが故に、所有者の死後直に相續登記を強ゆること能はず。雖一定の期間内に相續せしめ、若し風習に従ひ家産の儘之れを維持せんとする者に對しては管理人を設定せしめ、是等手續を爲さざるの土地は自然所有者職缺のものとして看做し整理するの必要を認め、「本島人たる土地の所有者死亡したるときは六月内に相續者若しくは遺言に因る所有權の取得若しくは保存の登記をなし、又は親族協議の上管理人を定め之れが登記をなすことを要する」ところとした。

第三節 刑 事

一 臺灣刑事令 刑事に関する事項は刑法、刑法施行法に依る。

二 施行法律 内地に於て大正十一年法律第七十五號を以て公布せられたる新刑事訴訟法は、大正十三年一月一日より實施せらるることになつたので、大正十年法律第三號制定の趣旨に基き大正十二年勅令第五百二十六號を以て之れを本島に施行した。又治安維持法も大正十四年勅令第七十五號を以て

同年五月十一日より、暴力行爲處罰に関する法律は大正十五年勅令第二百九十九號を以て同年九月十五日より本島に施行した。

三 刑事に関する特例 前項説明の如く刑事訴訟法を本島に施行したけれども、本島は言語、風俗、慣習等内地と異なるため特例が設けられた。其の重要なものは、(一)檢察官及び司法警察官が一定の條件の下に強制處分を爲し得る權限を付與せられたること、(二)刑事訴訟法第二百六十四條の規定は常分の内本島人の爲す告訴に付之れを適用せざるることである。

四 匪徒刑罰令 何等の目的を問はず、暴行又は脅迫を以て其の目的を達するため多衆結合するを匪徒の罪と爲し、普通犯罪の例を以てせず嚴刑に處す。

五 臺灣監獄令 刑務に関する事項は監獄法に依るも、本島人又は支那人たる男收容者の頭髮は特別の事情無き限り習慣に依り辮髮せしむ。臺東、花蓮港、澎湖の三廳及恒春郡に於ては、犯罪即決例に依り刑を言渡したる者及勞役場留置に處したる者を其の即決官署の留置所に拘禁し、懲役と雖定役に服せしめざることを得べく、監獄法中主務大臣の職務は臺灣總督が之れを行ふ。

第四節 民事特別法制

一 民事争訟調停 明治三十七年律令第三號を以て民事争訟調停の制を發布し、知事又は廳長をし

第四節 民事特別法制

六四

て其の管轄区域内の民事争訟調停及び其の執行を取扱はしめ、調停成立の際は知事又は廳長は調書を以て之れを明確にし、之れが訴訟を提起するを得ざらしむ。之れには左の條件を伴ふ。

(イ) 代人を用ふることを得ず、但し知事又は廳長の許可を受け、親族又は雇人を以て代理せしむるは此の限にあらず。(ロ) 調停の申請人が指定の期日に正當の理由なくして出頭せざる時は、之れを取下げたるものと看做す。

民事第一審訴訟事件最近十箇年比較表

年次	種別	新受	年次	種別	新受
大正六年	調停	1,012	大正十一年	調停	1,012
大正七年	調停	1,012	大正十二年	調停	1,012
大正八年	調停	1,012	大正十三年	調停	1,012
大正九年	調停	1,012	大正十四年	調停	1,012
大正十年	調停	1,012	大正十五年	調停	1,012

二 犯罪即決例

同年又律令第四號を以て、煩瑣なる刑事訴訟の手續を省略せんがため、總務三月

以下、罰金百圓以下の刑に處すべき賭博及行政諸規則違反の罪並拘留又は科料の刑に處すべき輕微事件は郡守、支廳長又は警察署長に即決せしむることを得ることを得る。但し即決を受けたる者不服の場合には、一定の期間内に正式裁判を請求するを得る。

即決例最近六箇年成績表

年次	即決官取扱事件	正式裁判請求數	年次	即決官取扱事件	正式裁判請求數
大正十年	5,235	3	大正十三年	5,010	3
大正十一年	5,633	3	大正十四年	5,103	3
大正十二年	5,335	3	大正十五年	5,235	3

第五節 共通法の制定

本島には委任立法に由る律令ある如く、朝鮮には制令あり、又關東州には勅令を以て立法事項を規定し、以上三地域は夫れ々法令を異にする別地域をなし、相互の間を共通連絡する特別の規定が無かつたので、内地と植民地との關係は外國との關係の如くに疏遠であつた。されば此の缺を補はんがため久

第四章 法制

六五

しく研究調査を重ね大正七年一月を以て其の立案を議會に提出し協賛を経て同年四月法律第三十九號を以て發布せられたものは左の共通法である。

共通法

- 第一條 本法ニ於テ地域ト稱スルハ内地、朝鮮、臺灣、關東州又ハ南洋群島ヲ謂フ
- 前項ノ内地ニ樺太ヲ包含ス
- 第二條 民事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其他ノ法令ヲ適用スニ以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其相互ノ間亦同シ
- 民事ニ關シテハ前項ノ場合ヲ除クノ外法例ヲ準用ス此場合ニ於テハ各當事者ノ屬スル地域ノ法令ヲ以テ其本國法トス
- 第三條 一ノ地域ノ法令ニ依リ其地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サルモノハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス
- 陸海軍ノ兵籍ニアラサル者及ヒ兵役ニ服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サレハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵役ニアル者ハ此ノ限ニアラス
- 第四條 一ノ地域ニ於テ成立シタル法人ハ他ノ地域ニ於テ其成立ヲ認ム
- 前項ノ法人ハ他ノ地域ノ法令ニ依リ同種又ハ類似ノ法人ノ爲スコトヲ得サル事項ハ其地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得ス
- 第五條 一ノ地域ノ法人ハ其事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立スルコトヲ得但シ主タル事務所又ハ營業所ノ移轉ハ移轉地ニ於テ設立スルコトヲ得ヘキ法人ト同種ノ法人ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

- 前項ノ移轉又ハ設立ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル
- 第六條 一ノ地域ノ法人ハ其事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ從タル事務所若クハ營業所ヲ他ノ地域ニ於テ設立シタルトキハ四週間内ニ各其地ノ法令ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ノ規定ハ法人ニ關シ一ノ地域ニ於テ生シタル事項ニ付他ノ地域ニ於テ登記ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス
- 第七條 一ノ地域ノ會社ハ他ノ地域ノ會社ト合併ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス
- 前項ノ合併ニ必要ナル條件ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル
- 第八條 一ノ地域ノ法人ノ役員ノ行爲ニ付定メタル過料ノ規定ハ其地域ニ於テ他ノ地域ノ同種又ハ類似ノ法人ノ役員ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス
- 前項ノ役員トハ發起人、理事、監事及之ニ準スヘキ者並ニ清算人ヲ謂フ
- 第九條 民事訴訟及非訟事件ニ付一ノ地域内ニ住所ヲ有セサル者ノ裁判管轄又ハ他ノ地域ノ法人ノ裁判管轄ニ關シテハ民事訴訟法、人事訴訟手續法及ヒ非訟事件手續法中日本ニ住所ヲ有セサル者又ハ外國法人ノ裁判管轄ニ關スル規定ヲ準用ス
- 前項規定ノ適用ニ付裁判管轄ノ指定ニ關スル司法大臣ノ職務ハ朝鮮、臺灣、關東廳又ハ南洋群島ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣總督、關東長官又ハ南洋廳長官之ヲ行フ
- 第十條 一ノ地域ニ主タル營業所又ハ住所ヲ有スル者ニ對シテハ其地域ニ於テノ破産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得
- 一ノ地域ニ於テ爲シタル破産宣告ノ效力ハ他ノ地域ニ及ブ
- 第十一條 一ノ地域ニ於テ民事訴訟、非訟事件又ハ破産事件ニ關シテ爲シタル訴訟行爲、裁判、處分其他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令適用ニ關シテハ其地ノ法令ニ依リ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス但シ其地ノ公ノ秩序ヲ害スル行爲ニ於テハ之ヲ除外ス

第四章 法 制



第五節 共通法の制定

六八

序又ハ善良ノ風俗ニ反スルトキハ此限ニアラス
 前項ノ規定ハ民事訴訟調停ニ付テハ準用ス民事訴訟調停ニ關スル規定ナキ地域ニ於テハ其調停ハ民事訴訟法ニ依リテ爲シタル和解ト同一ノ效力ヲ有ス
 第十二條 一ノ地域ニ於テ作成シタル公正證書其他法令ニ依リ官署公署ノ作成シタル文書ハ他ノ地域ニ於テ其地ノ法令ニ依リ作成シタルモノト同一ノ公正ノ效力ヲ有ス
 第十三條 一ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタル者ハ他ノ地域ニ於テ之ヲ處罰スルコトヲ得
 第十四條 刑事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其地ノ法令ヲ適用ス二以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テ其相互ノ間亦同シ
 一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ犯罪ヲ處斷スル場合ニ於テハ前項ノ場合ヲ除クノ外犯罪地ノ法令ニ依ル但シ管刑ニ關スル規定ハ此限ニアラス
 犯罪地ノ法令ニ依リ處斷スル場合ニ於テ處斷地ノ法令ニ管刑ニ關スル規定アルトキハ其ノ規定ニ依リ管刑ノ官渡ヲ爲スコトヲ得
 第十五條 一ノ地域ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ行爲ニ付定メタル刑罰ノ規定ハ其地域ニ於テ他ノ地域ノ同種ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用ス
 前項ノ役員ニハ第八條第二項ニ掲タル者ノ外検査役ヲ包含ス
 第十六條 一箇ノ刑事事件又ハ牽連スル數箇ノ刑事事件地域ヲ異ニスル數箇ノ裁判官廳ノ管轄ニ屬スルトキハ刑事訴訟法第五條及第十條第一項ノ規定ヲ準用ス
 第十七條 一ノ地域ノ檢察、檢察官又ハ其職務ヲ行フ者他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ其地域ノ檢察、檢察官又ハ其職務ヲ行フ者ニ之ヲ送致スルコトヲ得

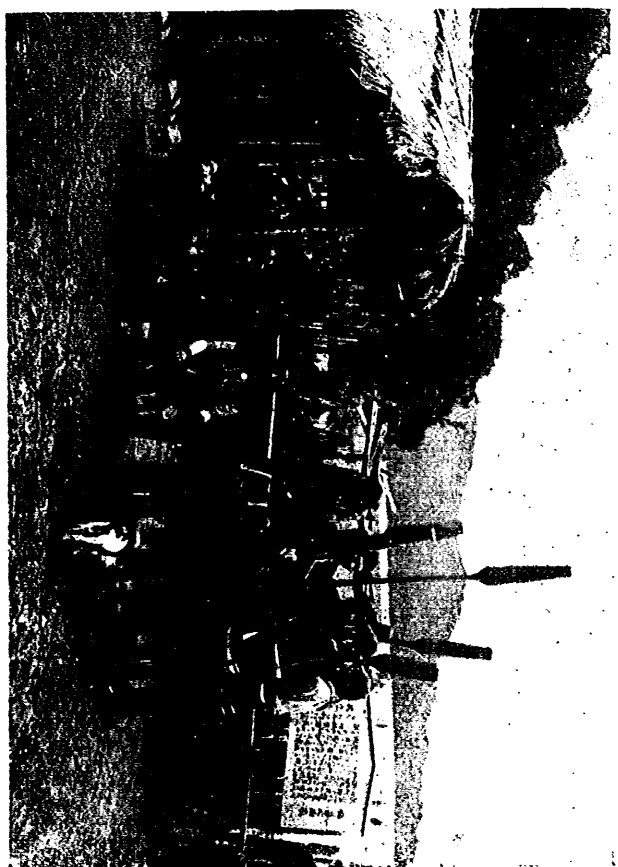
一ノ地域ノ豫審又ハ第一審ノ裁判官廳他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルトキハ檢察、檢察官又ハ其職務ヲ行フ者ノ請求ニ依リ決定ヲ以テ其地域ノ管轄裁判官廳ニ之ヲ移送スルコトヲ得
 第十八條 一ノ地域ニ於テ刑事ノ訴訟若クハ即決處分又ハ假出獄ニ關シテ爲シタル裁判、處分其他ノ手續上ノ行爲ハ他ノ地域ニ於テケル法令ノ適用ニ關シテハ其地ニ於テ爲シタルモノト同一ノ效力ヲ有ス
 第十一條第一項但書ノ規定ハ私訴ニ之ヲ準用ス
 第十九條 一ノ地域ニ於テ爲シタル刑ノ執行猶豫ノ官渡又ハ假出獄ノ處分ハ他ノ地域ニ於テ其地ノ法令ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム但シ第三條ノ規定ニ就テハ別ニ其施行期日ヲ定ムルコトヲ得
 本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニ付亦之ヲ適用ス但シ第十一條第一項及第十八條第一項ノ規定ノ適用ニ就テハ人ノ資格ニ基ク既成ノ效果ヲ妨ケス
 本法施行前ニ宣告シタル破産ニ就テハ仍テ従前ノ例ニ依ル

第四章 法 制

六九



遊 化 深 月 日

第五章 警察

第一節 警務

一 警察制度沿革の大要 本島改隸と同時に總督府假條例を定め、警察事務は民政部内務局保安課の主管とし、又假官制を定め全島に三縣一廳を置いた。明治二十八年七月、警部七十名、巡查六百名を民政支部に配置す。是れ實に本島に於ける警察官配置の嚆矢である。翌年三月、軍政を撤して民政に改め、地方官官制を定めて三縣一廳を置き始めて警察署、同分署を設置することとなつた。然るに同三十二年三縣三廳に改めた際警察備同分署をも廢し、其の事務は之を辨務署に移管した。所謂三段警備の制が撤廢せられたのも是と同時であつた。

明治三十四年、民政部に警察本署を置き、又地方官官制を改めて、地方行政區劃を二十廳に分ち、廳下樞要の地に支廳を設け廳事務を分掌せしめた。而して其の後明治四十二年の改正に依り二十廳より十二廳に減じ、更に大正九年改正の結果五州二廳を置くこととなつたのである。

是れより先、本島に於ける番人番地に関する事務は、從來殖産局の主管であつたが、明治三十六年之を警察本署に、四十二年善務本署を新設するに及び、更に之を善務本署に移管した。其の後理番事業は著しく進歩し、豫定計劃の實施一段落を告ぐるに及び、大正四年遂に善務本署を廢し、再び其の事務は警察本署に移つたのである。而して警察本署は大正八年に之を警務局と改稱し、現今官制に至つてゐる。

二 現行官制と警察 大正九年九月、地方官々制を改正し、全島を五州二廳（大正十五年澎湖廳新設）に付現在は五州三廳

に分ち、州に警務部を置き、州下に郡を、郡に警察課を設け、市政施行地には警察署同分署(現在分)を設け、而して廳には警務課を、廳の下に支廳を設け、廳事務を分掌せしむること従来異なる所はない。翻つて中央機關としては、總督府に警務局があり、全島の警察事務を監督し、總督の特命ある場合、警務局長は直接廳長、警務部長及警視以下の警察官吏を指揮監督し得ること、なつて居る。

三、警察官署と管轄 上來述ぶるが如く、本島警察は其の沿革及組織甚だ複雑であるが、然し其の管轄區域に至つては、割合に單純であつて、市政施行地の如き、臺北市に二警察署を置くの外一市一署を原則とし、郡警察課及支廳の管轄は、郡及支廳の行政區域と一致してゐる。更に下級機關としての警察官吏派出所、同駐在所は警察署管内並街、庄又は區の區域を一若は數區に分ち毎區に派出所を、街、庄又は區を置かざる地域即ち蕃地には駐在所を置くを原則とする。今警察官署の面積の割合を示せば左の如くである。

警察官署の面積 (昭和元年末現在)

區別	機關數	總面積	一官署當		下		地		地	
			平均面積	派出所	平地面積	平均面積	駐在所	蕃地面積	平均面積	
臺北	1	2,925.9	2,925.9	34	2,730.8	0.83	3	2,882.2	2,882.2	

區別	機關數	總面積	一官署當		下		地		地	
			平均面積	派出所	平地面積	平均面積	駐在所	蕃地面積	平均面積	
新竹	1	2,625.8	2,625.8	2	1,312.9	1.51	3	2,724.3	2,724.3	
臺中	1	4,677.7	4,677.7	2	2,338.8	1.51	4	3,518.8	3,518.8	
臺南	1	3,512.6	3,512.6	3	1,170.8	1.17	7	2,342.0	2,342.0	
高雄	1	3,404.4	3,404.4	3	1,134.8	1.13	6	2,269.6	2,269.6	
臺東	1	3,348.8	3,348.8	3	1,116.2	1.11	6	2,232.6	2,232.6	
花蓮	1	3,000.0	3,000.0	3	1,000.0	1.00	3	1,500.0	1,500.0	
澎湖	1	8,333.3	8,333.3	3	2,777.7	2.78	3	2,666.6	2,666.6	
計	7	23,528.6	23,528.6	21	11,204.2	11.20	31	19,324.4	19,324.4	

四、警察職員の配置 現在地方警察職員の配置定員及其の人口負擔の狀況は別表の通りである。即ち州に在りては事務官たる警務部長警察の主腦となり、地方警視は廳警察課長、警察署長若は樞要なる地の支廳長となる。警部は郡警察課長、支廳長警察分署長となり、又は警部補及巡查と共に内外勤務に従事する。

而して巡查は内地人、本島人及蕃人の三種に區別し得るのであるが、其の勤務種別を甲種及乙種の巡查に分ちあり、一面平地警察と蕃地警察とは、事務上にも著しい相違があるので、之が配置には相當考慮を要する次第である。尙蕃地には、巡查の職務を補助せしむる爲警手を配置す、雇員待遇で主として本島人蕃人を以て之に充て、稀には内地人をも採用してゐる。

州廳名	保		甲		壯		丁	
	保	保	長	長	長	副長	長	壯
奉天	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
新州	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
中州	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
奉天	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
高州	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
東州	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
花湖	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
遼東	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八
總計	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八	六八

二 戸口制度 日清講和條約では、本島人であつて明治三十年五月迄に本島を退去せざる者は日本國民と看做さるゝことを規定した。それで一般住民に新に戸籍を編成して本島住民たるを確定するの證とすることを告諭した。然し當時の本島民に向つて、單に届出のみに待つて戸籍の完成を期するは到底不可能であるから、第一章中にも述べた如く、明治三十八年十月を以て臨時臺灣戸口調査即ち第一次の國勢調査を施行することとなつた。これ畢竟此の方法を以てせなければ新附民の戸籍を明かにする事が出来なかつたからである。斯くて始めて住民の靜態を明かにするを得たが、尙民籍の基本を確實にするを得なかつたので、同年十二月戸口規則を發布し、從來の戸籍を廢止し、警察の戸口調査簿を以て戸口の異動を明かにすることとし、以て今日に至つた。

三 支那労働者取締 領事官は治安の必要上、支那労働者の上陸を禁じたが、明治三十一年の茶工券規則で、翌三十二年の清國労働者取締規則の發布に依つて、僅かに入國の途が開かれた。然し爾來島内靜謐に歸したのみ、我が經濟力が頗る發展して勞力を要することの大なるに至つた事によつて、三十七年九月を以て更に自由な現行の支那労働者取締規則の制定を見るに至つた。此の新規則に依れば、本島に渡航を希望する支那労働者は、豫め労働者取扱人から渡航證明書を受け、更に上陸地の警察から上陸許可書を得て常時携帯し、歸國の際は之れを返納せしめる。従つて其の間自ら労働者の上陸、歸還、其の現在人員をも明かにするを得、保安警察に便すること共に勞力供給の情勢をも知る事が出来る。

四 海賊の取締 本島沿岸に出没する海賊は南支那海岸に根據を有し、夏期季節風に乘じて沿岸航行の戎克船を襲ひ掠奪を恣にするもので、大正元年以來被害は著しく増加した。仍て總督府は種々手段を盡して警戒捜査に懈らなかつたため、大正六年以來は幸にして被害なきを得たが、大正元年から同五年に至る間には合計四十七回の襲撃を蒙つた。

注意 尙司法警察に屬すべきものに犯罪即決例があるけれど、何れも第四章法制中の第四節、民刑事特別法制中に述べたからこゝには重復を避けて省略する。



(上) 生蕃の種族と習俗

種族 生蕃は本島の最も古い住民で、昔は凡て此の平地の主人であつた。然るに明朝の末葉から對岸支那漢人の移住が盛んになつたので、漸次山地に退き、平地人の交通に難い深山に隠棲し、原始生活即ち遊牧の民となつたのであるが、我が領土以來銳意緩撫に努めた結果漸く今日の開發を見るに至つた。然れ共、今尙現代の文明と交渉な原始的生活を營んでゐる者もあつて、其の文化は一般に數世紀を遅れてゐる。但し西部臺灣の山脚地帯及東部臺灣の海岸地帯に居住する蕃人間には、租税公課の義務を負担する者多數あり、其の進化著しく、本島人の文化に遜色なき程度に進化しつゝある。

人種としては南洋の土民と同じく馬來系統に屬し、支那大陸から移住した漢民族とは其の容貌、體格、言語、風俗を異にしてゐる。而して本島の蕃族は之れを七種族に分類する、タイヤル、サイセツト、ブヌン、ツォウ、パイワン、アミ及ヤミの各族即ち之である。其等の各種族は恐らくは昔南洋方面から移動し來るに方り、各々異つた團體をなし、以て夫れ々今日の蕃人種族の祖先となつたものであらう。同一種族は如何に地域に遠近の差あるも、祭祀其の他の年中行事は時期を二にし、又敵蕃に對し必ず攻守同盟を結

ぶの慣習あり排他的觀念が強烈である。昭和元年末現在其の蕃社數七百四十、戶數二萬三千二百二十七、人口十三萬八千六百二十七人、内男六萬九千三百四十七人、女六萬九千二百八十人、夫婦配偶數は二萬七千六百十五、壯丁は三萬四千二十四人あり、更に之れを五州二縣に集計すれば左の如くである。

蕃社戶口集計 (昭和元年末現在)

州 廳	種 族	社數及居 住箇所數	戶 數	人 口		配 偶 數	壯 丁 數
				男	女		
臺 北 州	タイヤル	三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三	二,三三三
	サイセツト	三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
	計		六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六
新 竹 州	タイヤル	三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
	サイセツト	三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
	計		六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六
臺 中 州	タイヤル	三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
	サイセツト	三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
	計		六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六
臺 南 州	タイヤル	三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
	サイセツト	三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三	三,三三三
	計		六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六	六,六六六
計			二四,二四二	二四,二四二	二四,二四二	二四,二四二	二四,二四二

種族別	大正十四年末		昭和元年末		増減(+)
	人口	戸数	人口	戸数	
日本人	10,121	1,321	10,121	1,321	0
朝鮮人	1,234	156	1,234	156	0
韓人	567	78	567	78	0
支那人	345	45	345	45	0
その他	123	15	123	15	0
合計	12,380	1,615	12,380	1,615	0

備考

一、本表中ニ含ま普通行政区域内ニ居住スル華人ハ左ノ如シ
 普通行政区域内ノ人口ハ大正十四年末ニ比シ一、二六八ヲ増加セリ
 華人ノ總人口ニ對スル普通行政区域内ノ人口ハ37%強ナリ

居住箇所数	戸数	男	女	計	配偶数	壯丁数
一	七	五	三	八	六	四
二	一	二	一	三	二	一
三	三	二	一	三	二	一
四	一	一	一	二	一	一
五	二	一	一	二	一	一
六	一	一	一	二	一	一
七	一	一	一	二	一	一
八	一	一	一	二	一	一
九	一	一	一	二	一	一
十	一	一	一	二	一	一
合計	20	15	10	25	16	11

二、大正十四年末現在人口ニ對スル増減左ノ如シ

種族別	大正十四年末	昭和元年末	増減(+)
日本人	10,121	10,121	0
朝鮮人	1,234	1,234	0
韓人	567	567	0
支那人	345	345	0
その他	123	123	0
合計	12,380	12,380	0

一 授産 (イ) 蕃人水田 蕃地に於ける水田の開墾は逐年面積を増強し、其の收穫も年々増加し、今日に於ては蕃地産米の大宗にして將來益々増大發達の可能性を有してゐる。昭和元年の作付面積は千三百八十八甲餘、收穫米九千二百六十二石餘にして、一甲當り收穫高(行政區域内に在るものを除く)は八石九斗二升となり前年に比し千六百四十五石餘の増收を示してゐる。

(ロ) 牧畜 彼等蕃族が唯一の快事とする狩獵を抑制して、愛護心より來る殺伐の氣風を轉換せしむると同時に銃獵物の減退より來る榮養上の不足を補填する目的にて、各州廳に於て畜産を奨励し之が普及擴張を圖り併せて農耕の發達を期して居る。尙ほ其の他家畜に就いても同斷の方針を執つて奨励して居る。昭和元年末に於ける主要家畜類を擧ぐれば豚三萬二千七百五十六頭、水牛及び黄牛五千五百二十二頭、山羊二千七百二十一頭である。

(ハ) 養蠶 蕃地の蠶繭は氣候に適合し、野菜の豊富なるが爲、蕃人の副業として將來有望なるを以つて、大正五年頃より、試験的に飼育手解を爲したるに始まり、兩來逐年良好なる成績を擧げ、昭和元年の收穫總額は八百四十九石餘、其の價格二萬九千五百三十七圓餘に及んだ。

(ニ) 畜産の耕作 蕃人授産中比較的耕作の容易にして然かも收益多きは先づ甘蔗であるが、製糖工場との關係もあれば、之を全島に普遍的に奨励することは出来ないけれども、兎に角彼等の期待に投合し爲に頗る熱心に耕作し、逐年良好の成績を擧げ、昭和元年作付面積二百七甲餘、收穫斤數九百二萬八千八百斤、賣上價格三萬七千三百二十圓餘に達した。其の他烟草、芋麻、茶樹、機業等各種の指導機關があつて夫々生産指導に従事し、良好なる成績を擧げてゐる。

二 教化

(イ) 蕃童教育 近來蕃人間に於ける就學熱は次第に旺盛となり、就學歩合も小公學校を凌駕せんとする勢にある。又卒業生にして上級學校に入る者逐年増加し、現に醫師、訓導、警察官、看護婦、或は會社の事務員

となつて、相當社會的に活動しつゝある先覺者も多數にある。昭和元年末に於ける蕃童教育所百七十二箇所、就學兒童數四千九百十七名、卒業生九百三十八名、尙ほ教育所外に在籍する蕃人の全生徒數を擧ぐれば左の如くである。

小 學 校	五六	農業補習學校	九一
農 林 學 校	五	高等女學校	二
師範學校	一五	工業學校	一
内地中學	三	外に公學校在籍者	六千餘名あり
計	一七三		

(ロ) 蕃人社會教化事業 近時各地共社會教化事業の普及に意を注ぎ風俗習慣の改善、勤勞及貯蓄心の涵養、集團移住並に定地耕の奨励指導を目的として各種自助機關を設置せしめた。昭和元年末現在老番會、頭目勢力者會、家長會、主婦會、婦女會、處女會、青年會、壯丁團、同窓會、學友會、父兄會、國語講習會、風氣會等その箇所數五百五十その會員二萬四千二百六十四人を算する。又國語普及に努め居る結果國語を解する者逐年多く、内地人と同等若くは同等に近く話し得る者三千百十九人、簡單なる日常の用を辨じ得る程度に話し得るもの一萬四千五百八十七人、日常の單語二、三十を知得せるもの二萬八千六百五十二人、計四萬六千三百五十八人に達し蕃人人口百に對し三十三人の割合である。

三 醫療 從來蕃人は疾病に對しては祈禱、符呪等の迷信的方法を用ひ治療し來つたが、理蕃の一策として彼等に醫療を施すに及んで、それに信賴する傾向著るしく、且其の恩恵を感得し、理蕃上屬らせらるる効果は實に顯著なるものがある。昭和元年度に於ける醫療機關は公醫診療所十五、療養所が百七十八合計百九十三箇所である。

四 蕃地交易 蕃地交易事業は蕃人撫育を目的とし主として臺灣警察協會の經營に屬し、物品交換を利用して彼等の野性軟化、生活の保護、社會生活の向上、生産獎勵等所謂經濟的生活の目的を達成せんとする理蕃上重要な施設の一である。昭和元年末に於ける交易所八十二、民營交換所二十二箇所其の交易總額七十二萬九千九百三十七圓餘に達した。

五 觀光及び活動寫眞 從來蕃人の蒙を啓く手段として都會を觀光せしめたが、そのみにては充分其の目的を達し得ざるを以つて、大正十一年より理蕃課に活動寫眞班を置き、理蕃上適切有效なるフィルムを製作して之れを各州に配付し、觀光と相俟て彼等蕃人の智徳の啓發に資しつゝ、あるが、其の成績亦見る可きものがある。

第六章 裁判及供託、刑務所

第一節 裁判及び供託

一 沿革 領臺草創の際に於ける司法事務は、軍法會議若くは地方行政官に於て便宜處理して來たが、後軍令を以て法院編成に關する法令を發布し、總督府に法院を置き、地方の要地に其の支部を設け、單獨の審判官を以て、民事刑事の訴訟を裁判せしむることとした。然るに明治二十九年五月民政を布くや、總督府法院條例を制定し、始めて行政區劃に依る十五箇所の地方法院(判官一人、民事の第一審と刑事豫審をなす)と總督府所在地に各一箇の覆審法院(判官三人、地方法院の裁判を覆審す)と、高等法院判官五人、覆審法院の審判を適法ならざるものを破毀匡正す)とを設け、三級審の法院設置を見るに至つた。後明治三十一年七月には高等法院を廢して地方法院と覆審法院との二級審としたが、大正八年八月には再び地方法院、高等法院覆審部、高等法院上告部の三審制に復し昭和二年七月に至り地方法院に單獨部と合議部とを設けた。

二 法院の組織 臺灣總督府法院は總督に直屬し、民事刑事の裁判及び非訟事件に關する事務を掌る。法院を分ちて地方法院、高等法院とし、地方法院に單獨部と合議部、高等法院に覆審部と上告部とがある。

地方法院單獨部は單獨制で高等法院上告部の特別權限及地方法院合議部の權限に屬する事件を除き其

の管轄区域内に於ける民事、刑事に付第一審の裁判を爲し非訟事件を取扱ふ。地方法院合議部は判官三人の合議制で、高等法院上告部の特別権限に属する事件を除く外管轄区域内に於ける民事、刑事に付第一審として訴訟物の價額二千圓を超過する請求、人事訴訟、死刑無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮に該る罪、短期一年に満たざる有期の懲役若しくは禁錮又は罰金に該る罪にして豫審を経たるもの、刑事の豫審に關する事務及び第二審として地方法院單獨部の判決に對する控訴、地方法院單獨部の決定、命令に對する抗告事件を取扱ふ。但し南支那に駐在する帝國領事官の豫審を爲したる罪の公判は臺北地方法院合議部之れを管轄する。

高等法院覆審部は判官三人の合議制で、地方法院合議部の判決に對する控訴並に高等法院上告部の權限に属するものを除く外、地方法院合議部が第一審として爲したる決定及び命令に對する抗告並に南支那に駐在する帝國領事官の爲したる裁判に對する控訴及び抗告に就き裁判する。

高等法院上告部は判官五人の合議制で、終審として上告、高等法院覆審部の決定及び命令に對する抗告及地方法院合議部が第一審として爲したる決定及び命令に對する抗告、地方法院單獨部及び合議部の爲したる上告棄却の決定に對する抗告、第一審にして終審として皇室に對する罪、内亂に關する罪、外患に關する罪、國交に關する罪、匪徒刑罰令に掲げた罪及び裁判管轄に關する申請に就き裁判する。

地方法院の管轄区域内に地方法院支部及び出張所を置き、地方法院支部は地方法院單獨部の權限に屬

せしめたる事項並に地方法院單獨部の裁判に對する控訴、抗告及び豫審を経由したる刑事事件を除く外、地方法院合議部の權限に屬せしめたる事項(臺北地方法院宜蘭支部に於ては地方法院單獨部の權限に屬せしめたる事項及び刑事の豫審のみ)を取扱ふ、出張所は登記事務を取扱ふ。但し臺北地方法院臺東出張所、同花蓮港出張所、同玉里出張所、臺南地方法院馬公出張所は登記事務の外、臺灣總督の指定に依り公證人の事務をも取扱ふ。

各法院に院長及び判官を置き、院長は判官を以て之れに補すのである。

地方法院合議部及び高等法院覆審部に部を設け、地方法院合議部、高等法院覆審部の各部、並に高等法院上告部に部長を置く。但し地方法院合議部の一部及び高等法院上告部の部長は、其の法院の院長を以て之れに充てる。部長は裁判長となり其の部の事務を監督する。

各法院に檢察局を附置し、檢察官長及び檢察官を置く、檢察官長は檢察官を以て之れに補す。地方法院檢察官差支の爲其の職務を行ふことを得るときは地方法院單獨部の權限に属するものと認むる事項に限り警視又は警部をして之れを代理せしむることを得る。

判官及び檢察官は勅任又は委任である。裁判所構成法に於て判事たる資格ある者に非ざれば判官、檢察官たる資格ある者に非ざれば檢察官たることを得ず、判官は終身官とし其の意に反して轉官免官せらるることなきも、唯轉所の保障を缺く點に於て裁判所構成法と異なるのみである。又各法院及び檢察局に

通譯を書記を置き、通譯は法廷に立會ひ通譯の外翻譯事務に従事し、書記は民刑事の審判に関する準備及び法廷に立會ひ調書を作り其の他諸般の事務に従事するものである。

法院の名稱位置及び管轄區域

名稱	位置	管轄區域
臺北地方法院	臺北市	臺北州、新竹州、臺東廳、花蓮港廳各管内一團
臺北地方法院新竹支部	新竹市	臺北地方法院管轄の内、新竹州新竹郡、竹東郡、竹南郡、苗栗郡、 大湖郡各管内一團
臺北地方法院宜蘭支部	宜蘭市	臺北地方法院管轄の内、臺北州宜蘭郡、羅東郡、蘇澳郡及び花蓮 港廳、臺東廳各管内一團
臺中地方法院	臺中市	臺中州管内一團
臺南地方法院	臺南市	臺南州、高雄州管内一團
臺南地方法院嘉義支部	嘉義市	臺南地方法院管轄の内、臺南州嘉義郡、斗六郡、虎尾郡、北港郡、 東石郡、新營郡各管内一團

三 登記事務 建物、船舶に関する登記は、内地人關係、即ち民法、商法及び其の附屬法律の適用を受くる者に限り、明治三十二年以來大正十一年十二月三十一日迄は、民法上の權利名義に依り不動産登記規則及び船舶登記規則に依り登記して來たが、大正十二年一月一日より民法、商法、不動産登記法が施行された結果、獨り内地人關係のみならず本島人にも、建物には不動産登記法、船舶には船舶登記規

則が適用さるゝことになつた、又從來州又は廳で取扱つた工場財産に関する權利の登記は昭和二年七月十日より登記所に於て取扱ふこととなつた。土地に就ては明治三十八年中登記の制を定め、舊慣上の權利たる業主權、典權、胎權及び農耕權に付きて登記し、土地登記に強制登記の制を採用した。即ち土地に関する權利の設定、移轉、變更及び處分の制限又は消滅は、相續遺言に因る場合を除くの外、登記を必要條件とした。要するに本島土地登記制は内地登記法の如く、單に第三者に對抗する公示方法ではなく、土地に関する法律行為の成立要件として居たが、是れ又大正十二年一月一日以後は内地同様、總て不動産登記法の適用を受くることとなつた。現在登記事務を取扱ふ地方法院出張所の所在左の如し。

臺北地方法院 淡水 基隆 新店 桃園 中壢 苗栗 花蓮港 玉里 臺東

臺中地方法院 大甲 東勢 彰化 北斗 南投 埔里 竹山 員林

臺南地方法院 麻豆 新化 岡山 鳳山 東港 恆春 屏東 旗山 馬公 朴子 斗六 北港 鹽水 虎尾 高雄

四 辯護士、公證人、司法代書人 本島に於ける訴訟代理に就ては、明治三十一年訴訟代人制を設け、(一)辯護士の資格ある者、又は(二)總督府の檢定を経た者に之れを許可したが、同三十三年臺灣辯護士規則を發布して内地の辯護士法を準用し、翌三十四年從來の訴訟代人をして、一定の期間内に辯護士名簿に登録することを許し、訴訟代人規則を廢止して今日に及んでゐる。又公證人制度に就ては從來公證人を置かず法院の所管とし、地方法院判官及び其の書記をして取扱はしめ來りたるが、昭和二年

七月十日より公證人法を施行し内地同様の制度とした。但し當分の内臺灣總督の指定する地方法院出張所の書記に公證人の職務を行ふことを得ることとした。大正十二年四月一日司法代書人法を施行して司法代書人の制度を定め、他人の依頼に應じて法院及び檢察局に提出すべき書類を作成せしむる事とした。

五 犯罪人名簿 犯罪行為、犯人の狀態等を調査し、處罰上の参考に資する便を計る目的を以て、其の材料を各法院檢察局、各即決官署及び陸軍法務部に求めて之れを蒐集し、明治二十九年八月から犯罪人名簿を編纂し、現今は毎月一回之れを關係官衙に配布する。

六 供託事務 従來供託の事務は臺灣供託規則に依り、金庫及び臺灣の指定したる倉庫營業者之れを取扱つて來たが、其の後内地に於ては會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年から金庫及び有價證券の供託事務は新に供託局なる官廳を設置して、之れを取扱はしむることとなつたから、本島に於ても之れが改正の必要あり、大正十一年勅令第七十號を以て供託法を施行し、尙同第七十一號を以て臺灣總督府供託局官制を制定し、各地方法院の所在地に供託局を、其の他樞要地十箇所に其の出張所を新設し、金庫及び有價證券の供託事務を取扱ふこととなつた。

第二節 刑務所

一 沿革 領家當時軍務多忙の際に在つては未だ多く他を顧みざるの過なく、臺灣監獄令、監獄規則等の制定は有つたが、受刑者及び被告人等の收容所としては警察署又は憲兵隊の留置場（是れとて清朝時代の廳舎、廟宇、倉庫等を用したに過ぎない）を充用するの他なかつた。民政の施行に至り始めて島内の要地十三箇所に刑務所を設け其の事務を開いたが、後年度の廢合變遷を経て、明治三十三年九月臺灣總督府監獄官制の發布するに及んで、終に全島の刑務所を總督の直轄に移し、且つ四十一年には臺灣監獄令の發布を見るに至つた。之れ即ち今日の制度であり組織である。

現在の刑務所は、臺北、臺中、臺南、新竹（少年）の四、宜蘭、嘉義の二支所まで、就中三刑務所は範を歐米の最新式を探り、經費八十萬圓を以て明治三十二年度に起工、三十七年三月を以て工を竣つた。嘉義支所は大正十一年三月に、新竹少年刑務所は大正十三年三月に竣工、是亦前三者に優る最新式の構造である。現在の刑務所數と官吏の定員を表示するに左の如くである。

刑務所數と刑務官吏の定員

（昭和元年十二月末現在）

刑務所	職										員		
	本所	支所	典獄	典獄補	看守長	通譯	保健技師	保健技師	牧師	牧師		作業技師	看守
一	二	三	一	三	三	九	九	一	五	一	一	一	一

二 收容人員

領家當初から明治三十六年迄は、收容人員年々増加し、平均四千人を超つたことも

第二節 刑務所

あつたが、其の後漸次減じて四十年後は三千二百人内外になつた。其の主な原因は犯罪即決例と罰金及び管刑處分例施行の結果に他ならぬ。而かも大正元年以來は相尋いで恩赦の行はれたがため甚しく減少し、一時は二千三百人に下つたことさへある。然るに大正三、四年に至るや匪徒事件のため俄に約一千人を増し、其の後次第に増加して大正八年には三千五百人臺迄逆轉したが、後又再び減退して大正十年一月には二千九百人臺迄減じ、同年五月管刑の廢さるゝに及んで茲に三度の増加を來し、同年末に於ては三千二百人臺に至つたが後多少の増減があつた。十三年末に於ては二千六百人臺に降つて居るが、其の後漸増して昭和二年七月末日には三千二百人を越へた。收容員と犯數の比例は左の如くである。

收容員と犯數の比例

(昭和元年十二月末現在)

刑務所	被疑者及被告人	受刑者	留置者	計	犯罪百分比
臺北刑務所	20	1,000	3	1,020	天壹
臺中刑務所	2	2,000	3	2,005	壹壹
臺南刑務所	2	500	3	505	壹壹
嘉義刑務所	2	500	3	505	壹壹
新竹少年刑務所	2	500	3	505	壹壹
計	37	2,500	9	2,546	壹壹

三 待遇と作業

收容者の待遇に關しては、内地人、本島人、支那人と雖も元より差別がない、食物、役業、檢束は全然同一である。唯舊慣に依り本島人男には髷髪を許し、衣服の制式を幾分斟酌し、女は纏足を許さるゝ位に過ぎぬ。特に明治三十四年以來は十數名の専任醫師を刑務所に置き、専ら衛生に努めた結果、衛生思想に乏しい本島人のことゝて當初は多數の疾病死亡を免れなかつたものが、昭和元年に至つては、收容者一日平均百に對し病死者〇人六分弱になつた。

又刑務作業の方面に力を用ふるところあり、今では頗る發達し主な種類は指物細工、簾細工、草履工、洋服裁縫等八十餘種に上り、釋放後は依つて以て自活の計を立て相當成功した者も少なくない。左に其の經費と收入とを表示する。

刑務所經費と作業收入

年 度	刑務所經費		作業收入	
	支 出	一日平均一人	支 出	一日平均一人
大正六年	5,050	47	3,670	34
同 九 年	4,750	45	3,430	32

第六章 裁判及供託、刑務所

同 十一年度	同 十二年度	同 十三年度	同 十四年度	昭和元年度
1,525,866	1,017,717	1,017,717	1,008,455	1,017,717
65	96	96	96	96
2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222
33	33	33	33	33
2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222
33	33	33	33	33
2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222
33	33	33	33	33
2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222	2,645,222
33	33	33	33	33

四 收容者の教化 收容者の教化は教誨と教育の二方法を以てする。前者は内地教誨師を以て一般收容者の教誨に當らしむるものであるが、言語風俗を異にする本島人を本位とすること、元より頗る困難である。然し其の成績は頗る良好で、昭和元年度に假出獄を許されたものは九百八十九人に及ぶ。後者は主として本島人にして公學校教員の資格ある教師専任とし、少年受刑者を全島各刑務所から新竹少年刑務所に移送收容し、之れに對し内地の少年刑務所の組織に準じて教育するもので成績は頗る良好である。

五 釋放者の保護 本島に於ける釋放者保護事業と稱するに足るものあるに至つたのは、明治三十八年中臺南刑務所に於て設けられた累功舎以來のことである。後、臺北には一新舎、臺中には再生舎が創められ、何れも刑務所職員の餘力に依り事業を經營し來つたが、大正四年九月に至り之れを一團となし、財団法人臺灣三成協會を組織して事業を繼承し、大正十年度から保護機關の増設を計り、地方保護

會の事業經營に就て三成協會から獎勵金を交付し、或は指導統一を期するため相提携したものに宜蘭保護會、嘉義厚生會、高雄洗心會及び新竹新生舎（昭和二年四月より新竹更新舎を設立し三成協會の直營とす）等があつて、基礎愈々確實に年々健全な發達を見つ、ある。此の保護の舉に對しては總督府は明治四十一年度から年々三千圓の補助を下附し來つたが、其の後増額され、尙大正十一年度以降毎年紀元節に當り保護事業獎勵のため特に御下賜金の御沙汰を蒙るの光榮に浴した。

明治三十九年度から大正十四年度に至る收容保護者の總員數は二千八百八十八人、其の解除者は一千九百八十一人で、三舎合同年から昭和元年度に至る一時的保護者の總數は二萬七百七十一人である。昭和元年度の成績では基礎益々確實となり、社會の了解も加はり隨つて事業も益々發達の機運に在る。即ち同年度末の現狀は實に左の如くである。

釋放者保護員數

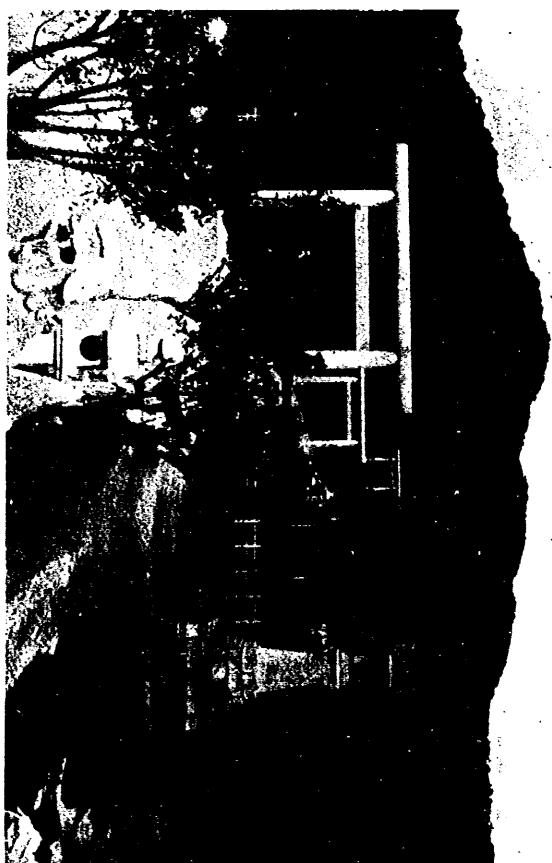
(昭和元年度)

保護場舎	收容		解除		一時的保護
	人員	數	人員	數	
三北一新舎	10	9	3	3	7
臺中再生舎	10	9	3	3	7
臺南累功舎	10	9	3	3	7
協成會	10	9	3	3	7
臺南會	10	9	3	3	7
臺南會	10	9	3	3	7

第六章 裁判及供託、刑務所



社 神 櫻 茶



新高嘉宜	第二節 刑務所
竹雄義關	
計新洗厚保	
生心生護	
會會會會	
一 二 三 四	
五 六 七 八	
九 十 十一 十二	
十三 十四 十五 十六	
十七 十八 十九 二十	
二十一 二十二 二十三 二十四	
二十五 二十六 二十七 二十八	
二十九 三十 三十一 三十二	
三十三 三十四 三十五 三十六	
三十七 三十八 三十九 四十	
四十一 四十二 四十三 四十四	
四十五 四十六 四十七 四十八	
四十九 五十 五十一 五十二	
五十三 五十四 五十五 五十六	
五十七 五十八 五十九 六十	
六十一 六十二 六十三 六十四	
六十五 六十六 六十七 六十八	
六十九 七十 七十一 七十二	
七十三 七十四 七十五 七十六	
七十七 七十八 七十九 八十	
八十一 八十二 八十三 八十四	
八十五 八十六 八十七 八十八	
八十九 九十 九十一 九十二	
九十三 九十四 九十五 九十六	
九十七 九十八 九十九 一百	

第七章 神社及宗教

第一節 神社

本島に於ける神社は總て領臺以後の建設に係り、其の數、官幣大社一、官幣中社一、縣社八、無格社十あり、神職は全島を通じて二十六名である。又神社として物的要素を具備せざぬ社三十五、遙拜所三あつて各地に散在して居る。

官幣大社臺灣神社

臺北市街の東北約一里、劍潭山の中腹に在つて總地積約一萬六千坪を神社境内地とし、大國魂命、大己貴命、小彥名命(以上一座)、能久親王(一座)の四神を奉祀す。

初め本島の我が領土に歸するや、神社を斯土に創建して、民心の歸嚮する所を定めやうとの議があり、貴衆兩院の建議及び總督府の具狀に依つて、明治三十三年九月十八日内務省告示第八十一號を以て官幣大社臺灣神社創建のこゝを發表せられ、翌三十四年十月二十日を以て全く其の工を竣り、同二十七日鎮座式を行ひ、二十八日例祭を執行し、爾來毎年十月二十八日を以て例祭日とした。社殿及び社域整備し本島總領守の神として島民の崇敬殊に厚く、此處に參詣する者其の初めは毎年四萬二三千人であつたが、社運の隆昌と共に神威赫々として島内に洽及し、今や二十萬五千餘人(内七萬四千人

は本島人)を算するに至つた。

官幣中社臺南神社

臺南市南門町に在り、能久親王を奉祀す。抑々臺南は能久親王殿下御終焉の地として最も御縁故深い所であつて、其の靈域は從來建物と共に臺灣神社附屬の御遺跡所としてあつたが、臺南州下の官民は此の本島唯一の靈地に一大神社を建設して殿下の英靈を奉祀し崇敬欽仰の至誠を捧げまつらんとし、大正九年三月神社建立の許可を受け、同年九月起工州下官民の寄附金十九萬七千餘圓を以て輪奐宏壯な社殿を造營し、大正十二年十月二十八日鎮座祭を執行し、次で大正十四年十月三十一日内閣告示第十一號を以て官幣中社に列せられた。社殿及社域整備して整貌典雅上代の遺風を偲ばしめ清淨森嚴で参拜者常に跡を絶たぬ。

縣社宜蘭神社

臺北州宜蘭郡員山庄に在り、天照皇大神、大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王を祀る。明治三十九年六月の創建に係り、元宜蘭公園内に在つたが、拜殿の蟻害に境内地狭隘に依り、大正七年十月十七日現在の地に社殿新營遷座したものであつて、昭和二年四月十八日縣社に列せられた。

縣社新竹神社

新竹州新竹郡香山庄牛埔に在り、神社の南方約二町の松嶺山に能久親王御露營の遺跡があり、臺灣神社同一の祭神を祀る。大正七年十月鎮座式を行ひ、同九年二月縣社に列せられた。

縣社臺中神社

臺中州臺中市に在り、臺灣神社同一の祭神を祀る。大正元年十月鎮座式を行ひ、同

二年五月縣社に列せられた。

縣社嘉義神社

臺南州嘉義郡嘉義街山仔頂に在り、天照大神、大國魂命、大己貴命、少彥名命、能久親王を祀る。大正四年十月の建立に係り、同六年十月縣社に列せられた。

縣社開山神社

臺南州臺南市開山町に在り、鄭成功を祀る。明治三十年一月縣社に列せられ、現在の社殿は大正四年四月竣工し、其の構造は内地式に臺灣式を折衷して造營されたものである。

縣社阿緜神社

高雄州屏東郡屏東街に在り、能久親王を祀る。明治四十五年二月五日鎮座式を行ひ、大正十五年十二月四日縣社に列せられた。

縣社臺東神社

臺東廳臺東街に在り、臺灣神社同一の祭神を祀る。明治四十四年十月二十七日鎮座式を行ひ、大正十三年七月縣社に列せられた。

縣社花蓮港神社

花蓮港廳平野區米崙山腹に在り、臺灣神社同一の祭神を祀る。大正五年九月鎮座式を行ひ、同十年三月縣社に列せられた。

無格社

現在に於ける無格社は、基隆神社、臺北稻荷神社、五間厝神社、南靖神社、阿里山神社、高雄神社、吉野神社、豊田神社、林田神社、佐久間神社の十社である。

社及遙拜所 本島に於ける神社は内地に其の趣を異にするものあり、内地に於ては寧ろ神社數の減少を希望し之れが廢合を獎勵しつゝ、あるが、本島に於ては今や盛に之が新設を企畫しつゝ、ある。然るに

本島人は未だ自ら進んで神社を設立せんとする域に達せず、而も之れが新設を希望する内地人は各地方に散在して居るがため、之を新營する種つた資力を缺如して居る。しかし是等の内地人が神社の新設を熱望する情は頗る熾んなものであつて、此の事情に適應せしめんがため、神社の簡易なるものを創設せしめ、社を稱せしめて居る。また遙拜所は字義の通りである。

靖臺神社創立 本島匪徒又は生蕃討伐に従事して戦歿したる軍人、軍屬其他警察官並に警手等の英魂を永遠に祭祀せむため靖臺神社(社名未定)を創立した。鎮座地は臺北市南門町中央研究所植物園内にして目下造營中で昭和三年四月までには工事竣成の見込である。

第二節 宗教

本島に於ける宗教は、便宜上之を左の通り區分して説明する。

- 一、舊慣に依る宗教
- 二、神佛又は祖先を祭祀する團體
- 三、巫覡、術士
- 四、基督教(外國人傳來のもの)

- 一、神道
- 二、佛敎(日本的)
- 三、基督教(内地人傳來のもの)

領臺前からの宗教

一、舊慣に依る宗教 之れを分ちて儒敎、道敎、佛敎、(支那的(附齊敎)の三)とする。

儒敎 儒敎は孔子が堯舜禹湯文武周公の言行を祖述憲章したもので、道德の實踐を説き治國の要道を示すと同時に、祭祀を以て政務の一部として頗る重んぜられたものである。爾來幾千載儒敎の内容は、其の時代により幾多の變遷を経たけれども、其の根本義に於ては變化する所なく、其の教義は今日に於ても、我が國及び支那に於ける社會道德の維持上に大なる勢力を有して居る。

然るに本島に於ける現状は、少數の有識者を除く外は大抵儒敎の本義を解せず、道敎臭味の迷信に陥り徒に祈福邀利の弊に墮落し、純然たる儒敎に屬するのは文廟、節孝祠、祖廟位に止つて居る。

道敎 道敎は黃帝老子に本づく言ふも其の實は然らざる。老子を以て道家學の祖とするは可なるも、宗教的道敎の開祖とするは間違ひである。今其の釋山を釋ゆるに周末の頃方士なるものがあつて、仙術を行ふと稱して山に入り、醜樂を求め、不老長生を説いたが、後老莊の説に附會し虛心

正で、能く戒律を守ることである。又常に菜食して肉食をしないことを本義として居るから、俗に之れを食菜人と言ひ信徒相互は齋友と呼んで居る。

齋教は之れを先天、龍華、金幢の三派に分つても教義上大差がない。但し先天は妻帯を禁じ絶對的的菜食であるが、龍華、金幢の二派は妻帯をなし、且一定の日に限り菜食を實行するものがある。

二 神佛又は祖先を祭祀する團體 これは同一神佛又は祖先を信奉する者の團體であつて、廟宗を設けず(所屬の廟を有するもの少數あり)、只神像若くは位牌等を奉じて定時に祭祀を行ふものである。神明會、祖公會が之れに屬する。

一 神明會 神明會は身分の相同じき者、即ち讀書人、同業者、同郷人、同姓者等の關係に縁つて數名乃至數百名(稀には千名を超えるものもある)の同志が、或る神佛を祭祀するを目的とする團體である。然し會員の資格には身分其他の制限を附するものもあり、又其の目的も單なる祭祀のみでなく、副目的として會員相互の利益を進め、親睦を計り、同業者間の規約を明にし、共同財産の増殖を圖り、道路、橋梁、義渡の保存を計るなどのものもある。多くは田畑山林等の不動産を有し、之れから生ずる收益を以て毎年一回若くは數回の祭祀を行ひ、會員相集り演戲を催し酒宴を開いて歡樂を盡す。而も尙ほ剩餘あれば會の規約、慣例に依つて積立つるか、學校其他の公共事業に寄附するか又は會に特別の關係ある寺廟經費の補助に充て、若くは會員に分配するか、爐主(其の時の祭事擔當者)の所得とするか

である。

一 祖公會 祖公會は略神明會に相似たものであるが、相異の點は會員の資格を同姓又は同宗の者に限り、且祭神は必ず其の會員一同の祖先でなければならぬ。

二 巫覡、術士 本島人の迷信に對して禁厭、祈禱、占候を業とする者を巫覡、術士と言ふ。巫覡は法官、童乩、女巫の徒の總稱で、神下ろし、厄拂ひ、調伏等に類似したことを行ふもの、術士は日師、算命師、地理師、相命師、卜卦師の類の總稱で、日柄、運氣、人相、手相、家相、地相等を推算豫言するものである。

三 基督教 領臺以前から本島布教に従事して居た基督教は、天主教と長老教會の二である。西曆一六二七年和蘭宣教師カンデウスが天主教を南部臺灣に傳へ、之れ以前後して西班牙宣教師も北部臺灣に渡來して之れを弘めた。之れが本島に於ける基督教傳來の始めである。かくて銳意土蕃の教化を圖り一時隆盛に赴いたが、後一六六〇年鄭成功の占據と共に一旦基督教は其の跡を絶つに至つた。それから又約二百年を経て、一八五九年西班牙人は再び本島に向て天主教の布教を企て、ゼンス博士を派遣し爾來幾多宣教師の努力に依り、各地に教勢を擴張するに至つた。

次で一八六五年には蘇格蘭長老教會からマクスウェル博士が派遣されて臺南に來り、一八七一年にはキャンベル博士が渡來した。別に一八七二年には、加奈陀長老教會からマカイ博士が北部臺灣に派

遣せられて、孰れも具に辛苦を嘗め、教士の開拓に盡瘁し、爾來幾多の宣教師が渡來し、南北相呼應して熱心に布教に従事し、今や兩教會は臺中州下大甲溪を境として其の傳道區域を劃し、本島到る處に布教の影を印するに至つた。

續臺後に傳來した宗教

- 一 神道 神道十三派中、現に本島に行はる、ものは、天理教、金光教、神智教、御嶽教、實行教及び扶桑教の六派である。就中、天理教は明治三十三年以來、金光教は同三十五年以來の傳道に保り、其の教勢侮り難きものがある。
- 二 佛教 内地佛教の本島傳來は、領臺當時の從軍布教師等が本島に駐歸して開教に努めたに始まり、各宗競つて島内各地に布教所を設け、兵馬控徳の間に幾多の不便と困難を忍んで布教に従事し、今日も盛んに布教傳道に努めてゐる。
- 三 基督教 内地基督教の本島に布教されたものは、日本基督教會、日本組合基督教會、日本聖公會及び希臘正教會、ホーリネス教會の五派で、此の中(一)日本基督教會は最古の歴史を有し、改隸の年二十九五月既に教師を本島に派し布教に着手せしめたので、全島各地に教勢を張り鋭意布教に努め、

信徒の数は年々増加して居る。(一)聖公會は明治三十一年臺北に教會を設置したのに始まり、爾來堅實な發達を遂げ、布教の範圍も擴大され、今や臺中臺南に及ぶ。(二)日本組合基督教會及希臘正教會は何れも創業日尙淺く、前者は臺北に後者は嘉義に教會を有して居るに過ぎない。

祠廟及神明會

(昭和元年末)

種別	臺北	新竹	中臺	南高	雄溪	東花	蓮港	澎湖	計
寺廟	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
神明會	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
總計	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

(佛教)寺院布教師及信徒地方別

(昭和元年末)

州廳名	寺院	布教師	内地人	本島人	計
臺北州	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

同 教派別

教派名	教務所	說教所	布教師	信			徒計
				内地人	本島人	外國人	
實業銀行				110	100		210
天光教				100	100		200
神智教				100	100		200
扶桑教				100	100		200
計				410	400		810

(佛敎) 教務所、說教所、布教師及信徒地方別

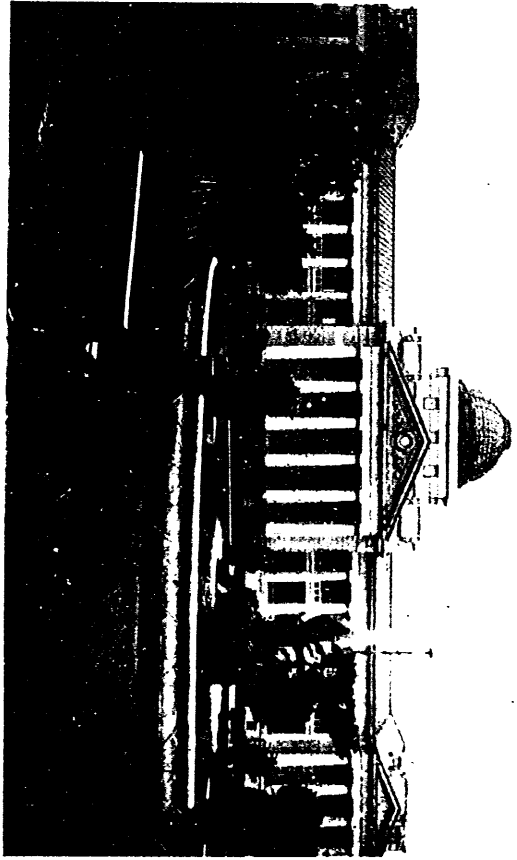
(昭和元年末)

州廳名	教務所	說教所	布教師	信			徒計
				内地人	本島人	外國人	
新州				100	100		200
臺北州				100	100		200
計				200	200		400

同 教派別

教派名	教務所	說教所	布教師	信			徒計
				内地人	本島人	外國人	
天臺宗				100	100		200
真言宗				100	100		200
淨土宗				100	100		200
臨濟宗				100	100		200
曹洞宗				100	100		200
真宗本願寺派				100	100		200
計				500	500		1000

博 物 館



第八章 教育

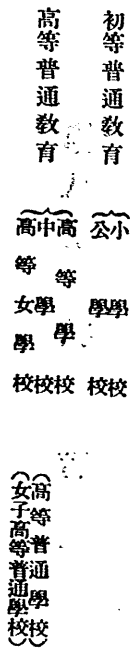
明治二十八年六月臺灣總督府の開設せらるゝや、同月十八日學務部假事務所を臺北市大稻埕に置いたが、後直に之れを臺北市外士林庄芝山殿上に移し、生徒を集めて教授を開始し、一面教科書の編纂に着手した。之れが我が臺灣に於ける教育の濫觴である。明治二十九年四月總督府民政司官制が發布せられ民政司に學務部を置き、之れを教務編修の二課に分ち、専ら教育の施設經營に當らしめた。同じく四月總督府直轄學校官制が發布せられて國語學校と國語練習所を設け、教員の養成、初等普通教育を開始し、こゝに始めて教育事業の基礎が出来た。其の後時勢の推移と島情の進化に伴つて幾多の變遷あり、大正八年一月勅令を以つて臺灣教育令が發布せられ、本島に於ける臺灣人教育の組織が始めて整然となつた。しかしこれは内地の學制とは全然別系統であつて、主に本島に於ける當時の實情に鑑みて制定せられたものであつたため、更に時勢の變化に伴つて再び臺灣教育令改正の必要を生じたので、慎重審議の結果大正十一年二月其の改正を見るに至つた。之れが即ち現行の學制である。

第一節 學制

一 新教育令 本島人間の國語の普及と習俗の改良に伴ふて、其の子弟中にも國語に熟練する者が多くなつたから、先づ大正九年四月を以て其の成績の良好なる者を選んで内地人と共學するの途を開い

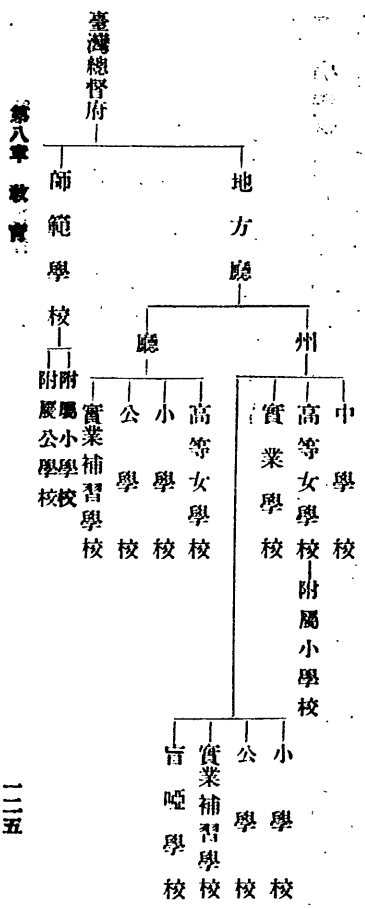
た。然るに大正十一年二月に至るや、更に教育上徹底的の改革をする爲めに臺灣教育令(勅令第二〇號)を公布し、茲に内臺人に出つて系統を異にした本島の教育制度は始めて統一し、初等教育を除くの外、内地の制度に大差なきものとなつた。詳言すれば中等學校以上は全部共學を原則とし、初等教育に在りては國語を常用する者は小學校に、國語を常用せざる者は公學校に入るべきものと規定された。これは初等教育に於ては國語使用の關係上、直ちに共學の原則を適用することが困難であるからである。斯くて新學制が唯一の系統に纏められ、最早教育に於ては内地人、本島人、蕃人等の差別稱を見る事が出来なくなり、全く種族的區別の撤せられたことは、誠に本島教育界未曾有の革新である。

二 教育機關 學校、圖書館、博物館、幼稚園、書房、其他教育に關する一般の施設は總督府文教局に於て之れを總轄するが、初等教育の學校は市街庄立、高等普通教育及び實業教育の學校は州立、師範學校、專門學校及び高等學校は官立とするを原則とする。又州廳市街庄等は、公立盲啞學校規則に公立幼稚園規則に依り、盲啞學校、幼稚園を經營し得ることとなつた。左に現行官公立諸學校の教育系統を表示する。(括弧内は舊教育令に依る本島人校名)



- 實業教育
 - 農學學校
 - 工業學校
 - 商業學校
 - 實業補習學校
 - (簡易實業學校)
- 師範教育
 - 師範學校
 - (師範學校)
- 專門教育
 - 高等專門學校
 - 高等商業專門學校
 - 高等農林專門學校
 - (商業專門學校)
 - (農林專門學校)
- 特殊教育
 - 盲啞學校

更に現存各種學校の所屬管轄を圖表するに左の通りである。



第二節 初等教育

- 高等學校
- 高等商業學校
- 醫學專門學校
- 高等農林學校

第二節 初等教育

一 小學校 明治三十年六月臺北に國語學校第四附屬學校を設け、同年十月地方の要地に設立した國語傳習所に別に教場を設備して、内地人兒童に初等教育を施したのが小學校の始めである。翌三十一年七月臺灣總督府小學校官制を發布し、臺北、基隆、新竹、臺南の四都市に、内地と同一な教則の官立小學校を設立し、爾來漸次其の數を増し、稍々邊鄙の地には分教場を設け、更に僻陳の地には公學校内に内地人兒童を收容し、小學校教員を派遣して尋常小學校の課程を授けしめることとし、之れを派遣教授と呼んだ。但し派遣教授は小學校増設の結果、大正八年三月を限りとして廢止した。

小學校官制、小學校規則は屢々改正を見たが、就中重要なものは明治三十五年四月其の經營を地方稅支辨に移し、大正九年十月地方制度改正の結果、翌十年四月からは、更に其の經營を市街庄、州又は廳地方費に移した。又最近(大正十一年四月)臺灣公立小學校規則發布され、職員に關することは臺灣公立

學校官制、(大正十一年三月)中に規定されてゐるが、之れ即ち現行のもので、之に依つて從來教諭と稱した正教員は訓導と改め、訓導と稱した准教員は之を准訓導と改めた。訓導は判任官で准訓導は判任官待遇である。

小學校には善地其他交通不便の地に在る者の子弟を收容せんが爲め、寄宿舎を設くるものが多い。授業料は一般に徴收するを例とするも、貧窮者には免除又は減額し、一家一人以上通學のものには之を減額せしめてゐる。又寄宿舎に入る者には寄宿舎費を補給し、鐵道沿線に散在する兒童の爲めには無償乗車券を發行して修學の便宜を圖りつゝある。今最近五箇年の小學校數、教員、學級、兒童、卒業生及學齡兒童の就學歩合等を表示しよう。

種別	年度				
	大正十二年度	大正十三年度	大正十四年度	昭和元年度	昭和二年度
高等小學校	二	—	—	—	—
高等小學校	三	—	—	—	—
尋常小學校	三	—	—	—	—
分教場	八	—	—	—	—
計	三	—	—	—	—

讀書、習字、算術、唱歌、體操の七科目を教授し、八歳以上十四歳以下の児童を入學せしむる規定である。其の後公學校の官制、規則は幾多の改廢變遷を経たが、遂に大正十年四月を以て、凡て公學校は市街庄又は其の組合、市街庄なき區域に於ては、州又は廳地方費の設立するものとし、職員は俸給給與は州又は廳地方費が負擔することとなつた。而かも新教育令施行の結果として、上記の公學校に加ふるに、従前別物であつた蕃人公學校を以てし、之れを公學校と總稱することとなつた。序に蕃人公學校の沿革をも併せ述べよう。

蕃人公學校沿革 明治三十一年公學校制度を實施し國語傳習所を廢するや、唯恒春、峯東の二箇所に之れを存置したことは前述の如くである。然るに右の兩地方は蕃社多きを以て、名は國語傳習所といふも、實は蕃社教育の機關たる觀を呈したから、明治三十八年三月限り之れを廢止し、同年四月新に蕃人の子弟を就學させる所謂蕃人公學校の開設を見るに至つた、其の修業年限四箇年、教科目は修身、國語、算術の三科とし、土地の情況に依り、農桑、手工、唱歌の二科目又は數科目を加ふるを得しめ、學級の編制及び教則は總督府に於て標準を示し、各地方廳長をして總督の認可を受け、以て其の規定を定めしむることとした。

爾來屢々規則の改正を経たが、地方制度改正の結果、大正十年四月を以て現存蕃人公學校も亦普通公學校と同じく、當該學校所在地の市街庄又は其の組合の設立を看做し、學校所在地に市街庄なき場合は、其の州又は廳地方費にて設立したものを見做すに至つた。但し蕃社の關係上、現に其の大部分は州又は廳地方費の設立になつて居る。斯くて現在では凡て臺灣公立公學校規則（大正十一年四月府令第六十五號）中に包含されることとなつた。

二 公學校 現行公學校制度の概要

一 入學年齡 小學校同様滿六歳からである

二 教員資格及待遇 訓導及び准訓導等小學校に同じ

三 修業年限及教科目

(一) 修業年限六年の公學校
教科目は小學校と同じ、但し手工を闕き、上級には實科並に裁縫及び家事科を加へ漢文を隨意科とする

(二) 修業年限四年の公學校

イ、教科目(二)に近けれども日本歴史、地理、理科を缺く

ロ、一年生から實科を加へ漢文を闕く、從來の蕃人公學校の變形である

(三) 修業年限三年の公學校

すべて(二)のロミ相近く、尙ほ裁縫及び家事科並に圖書科を闕く

四 授業科 小學校の規定に同じ

五 教科用圖書 大體總督府編修のものを用ふ

六 公學校には修業年限二年の高等科、及び修業年限二年以内の補習科を設置することを得る

最近五箇年の公學校數、教員、學級、児童、卒業生及び學齡兒童の就學歩合を表示すれば左の通りで

第三節 高等普通教育

を入学せしむることに改め、本島人に對し純然たる高等普通教育機關とし以て新教育令發布の際に至つた。

翻つて内地人の高等普通教育方面を見るに、明治三十一年四月を以て國語學校内に尋常中學校（後に中學校に改む）を附設したものが其の始まりで、同四十年には悉く國語學校から獨立し、臺灣總督府中學校の創設となつた。其の組織の内容は分ちて第一部に第二部とし、第二部は内地各府縣の其れに同一だが、第一部は修業年限を六年とし、更に一年の高等科を置き、生徒は凡て學寮に收容し、特殊の中等教育を施すを以て目的とする。然し此の制度は臺北中學校のみに行はれ、臺南中學校には及ばなかつたが、大正十年に至つて、臺灣公立中學校規則に依つて第一部の制度を廢し、孰れも州立になつて全く内地の中學校と同様になつた。更に大正十一年四月からは、内地人の區別全く撤廢され、凡て共學制として男子に高等普通教育を授くる學校を中學校と稱することに成り、茲に島内總べての中等教育機關は渾然として歸一するに至つた。其の後の増設を合して現に十校、何れも州立で内容は四月末日現在に於て左表の如くである。

校名	位置	大正十三年度		大正十四年度		昭和元年度		昭和二年度	
		學級數	職員數	學生數	職員數	學生數	職員數	學生數	職員數
臺北第一中學校	臺北市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺北第二中學校	臺北市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
基隆中學校	基隆市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
新竹中學校	新竹市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺中第一中學校	臺中市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺中第二中學校	臺中市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺南第一中學校	臺南市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺南第二中學校	臺南市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
嘉義中學校	嘉義市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
高雄中學校	高雄市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三

校名	位置	大正十三年度		大正十四年度		昭和元年度		昭和二年度	
		學級數	職員數	學生數	職員數	學生數	職員數	學生數	職員數
臺北第二中學校	臺北市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
基隆中學校	基隆市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
新竹中學校	新竹市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺中第一中學校	臺中市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺中第二中學校	臺中市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺南第一中學校	臺南市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
臺南第二中學校	臺南市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
嘉義中學校	嘉義市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三
高雄中學校	高雄市	一五	六	一五	七	一五	三	一五	三

三 高等女學校 高等普通教育に於て本島人を先にしたから、高等女學校に關しても先づ此の方面から述べよう。明治三十年四月、國語學校第一附屬學校女子分教場開設され、本科に工藝科に分ち、

十四歳以上二十五歳以下の本島人女子に對し、普通學に工藝科を授くるを以て目的とした。之れが本島女子高等普通教育の本源である。後三十五年に至り第二附屬學校に改稱し、尋いで師範科、師範速成科、技藝科を併置し、教員をも養成しようとしたが、事實前二者は開始されず止み、技藝科（三箇年修業）出身者を以て本島人女教員の補充をなした。然るに大正八年の學制統一に際し、之れに臺北女子高等普通學校の稱を附して、國語學校から獨立せしめ、本島女子の純然たる高等普通教育機關とした。修

第三節 高等普通教育

一三八

業年限三箇年、入學者資格は六箇年修業の公學校卒業者とし、大體から見ても高等女學校と異なるなく、唯程度が稍々低だけであつた。本科の外には師範科の設けあり、修業年限一箇年、本科卒業者を限りて入學せしめ、附屬公學校を併置して本島人女教員養成の機關に充て來つた。同校は同年臺中州彰化街にも設け、大正十年には更に臺南市にも増設し、以て新教育令發布の際に至つた。

内地人女子の爲めには、明治三十七年十月國語學校附屬として高等女學校を設置し、生徒二十三名を收容したものが其の始まりで、後一時は總督府中學校に轉屬されたが、同四十三年を以て獨立し、臺灣總督府高等女學校と稱するに至つた。大正八年四月から別に公立高等女學校が出来て、大正十一年四月からは總ての高等女學校が州立となつた。さうして内地人に依る學校の區別も撤去され、前項に述べた様に女子高等普通學校をも併せて高等女學校と呼び、凡て内地の高等女學校令に準據することとなつた。但し高等女學校には師範學校の演習科又は講習科を附置するを得ることとなつた。之れ即ち本島現在に於ける唯一の女教員養成機關で、現に臺北第三三彰化の高等女學校には修業年限一年の講習科を置き、高等女學校卒業生中の希望者を入れ、以て公學校教員の養成をなすつ、ある。現在校數十二、州立又は廳地方費立であつて毎年四月末日の内容を示せば左の如くである。

校名	位置	大正十三年度		大正十四年度		昭和元年度		昭和二年度	
		修業年限	級數	修業年限	級數	修業年限	級數	修業年限	級數
臺北第一高等女學校	臺北市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
臺北第二高等女學校	臺北市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
臺北第三高等女學校	臺北市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
基隆高等女學校	基隆市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
新竹高等女學校	新竹市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
臺中高等女學校	臺中市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
彰化高等女學校	彰化市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
臺南第一高等女學校	臺南市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
臺南第二高等女學校	臺南市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
嘉義高等女學校	嘉義市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
高雄高等女學校	高雄市	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一
花蓮港高等女學校	花蓮港	四年	一	四年	一	四年	一	四年	一

第四節 實業教育

一 實業補習學校 大正元年十一月改正の臺灣公學校規則に依り、修業年限六箇年の公學校には、修業年限二年の實業科を併置するを得ることとなつたが、大正八年には公立簡易實業學校官制公布され、

第八章 教育

一三九

第四節 實業教育

一四〇

右實業科は凡て簡易實業學校と稱せられ、之を公學校に併置することに改められた。其の組織内容は、修身、國語、算術及び實業に関する教科目を教授し、土地の状況に依つて其他の科目を加ふるを得る。修業年限、教科目及び其の程度等は凡て其の地方の事情に適應せしめ、地方に適切な教授をなし、之れを設くるには、設立者が市街庄の場合には州知事、廳長、其他の場合には臺灣總督の認可を受くるの定めであつた。新教育令の公布を見るや、簡易實業學校を廢して、實業補習學校に換へることになつたが、其の設置は獨立なるを本體として、小學校、公學校、實業補習學校等に併置することに得しむるに、なつた。内容は前者と大同小異であるが公學校卒業者の外、小學校の卒業者をも入學せしむることに改められた。現に左の二十六校がある。

(昭和二年四月末日現在)

種別	校數	學級數	教員數	生徒數
農	三			三〇
商	二			二〇
商	二			二〇
水	一			一〇
計	八	五〇	三〇	一〇〇

二 實業學校 本島に於ける實業教育機關は、大正八年の創設で、内容人に依つて其の系統を異にし來つた。即ち本島人の實業學校では、(一)修業年限三年又は四年、(二)入學資格は六箇年修業の公學校卒業程度、(三)種類は農林、工業、商業の三種とし、嘉義に農林學校、臺北に工業學校(工業講習所變更)、臺中に商業學校を設け、何れも師範科を設置し得るの規定はあつたが、其の實施を見るに至らなかつた。

内地人の實業學校は(一)修業年限五年、(二)入學資格は尋常小學校卒業程度、(三)種類は商業及び工業とし、何れも臺北に設置した。然るに新教育令實施の結果、是れ亦内地人に歸まつた系統上の差別を撤し、其の校種を單に農業、工業、商業の三種とし、修業年限は(一)尋常小學校卒業程度を入學資格とする場合は三年乃至五年、(二)高等小學校卒業程度を入學資格とする場合は二年乃至三年とし、尙一年以内の延長をなし、又練習生、選科生、專修科生、講習生等を置く事を得ることとした。總て州立であつて内地の實業學校令に準據して居る。其の毎年四月末日に於ける現狀は左表の如くである。

校名	校位	大正十三年度		大正十四年度		昭和元年度		昭和二年度	
		修業年限數	修業級數	修業年限數	修業級數	修業年限數	修業級數	修業年限數	修業級數
宜蘭農林學校	嘉義街	一	一	一	一	一	一	一	一
嘉義農林學校	宜蘭街	三	三	三	三	三	三	三	三

第八章 教育

一四一

第五節 師範教育

臺北商業學校	臺北市	五年	〇	三	四	五	〇	三	四	五	〇	三	四	五
臺中商業學校	臺中市	五年	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七
臺北工業學校	臺北市	五年	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七

備考 臺北工業學校には本表の外大正十二年度以降修業年限三年の専修科がある。

第五節 師範教育

本島の師範教育は其の沿革極めて複雑だが、茲に其の概要を記することとする。即ち明治二十九年五月國語學校の設けらるゝや、師範部と語學部に分ち、其の師範部に於て内地人教員を養成し、又本島人教員養成のためには、明治三十二年四月を以て、臺北、臺中、臺南の三師範學校を設置した。然るに三十五年三月に至り、先づ臺北、臺中の兩師範學校を廢止し、其の生徒を國語學校と臺南師範學校とに分け移し、又國語學校規則を改めて、師範、中學、國語、實業の四部となし、師範部甲科は内地人、乙科は本島人の教員を養成する所として、後者の出身は臺南師範卒業生と共に公學校と國語傳習所の訓導に任用された。斯くて明治三十七年に至つたが、同年臺南師範學校をも廢止されたから、本島の師範教員は一旦國語學校に統一され、同四十四年四月に至つて同様に小學師範部(内地人小學教員養成)と公學師範部(内地人公學校教員養成)乙科は本島人公學校訓導養成)を置くこととなつた。然し其の後本島の初等教育は長足の進歩をなし、教員の需要は益々増加したから、大正七年七月再び臺南に國語學校の分校を設けて之に應じ來つた。

斯くて翌大正八年の臺灣教員令の公布となるや、國語學校は臺北師範學校と改稱せられ、臺南の同分校は獨立して臺南師範學校となつた。其の入學資格は内地人にては、小學師範部も公學師範部も共に中學卒業程度とし、修業年限を一箇年にして、卒業後は夫れ々小公學校甲科教員に任せられ、本島人には修業年限六年の公學校卒業生年齢十三歳以上の者を入れ、修業年限豫科一年、本科四年とし、卒業後は公學校乙種教員に任用され、又別に中學校教員講習科を併置することとなつた。

然るに新教育令の公布あり、内地人の區別教育撤廢さるゝや、師範學校を分ちて小學、公學の兩師範部となすことは從來不變りはないが、更に其の各々に普通科を演習科を兼有せしむることとした。其の普通科は入學資格を尋常小學校卒業程度とし、修業年限は五年(女子に在りては四年)、修了後は演習科に入らしむ。演習科は普通科出身以外に中學校又は高等女學校卒業程度のものをも入學せしめ、其の修業年限を一年とし、小學師範部卒業者は小學校本科正教員、公學師範部卒業者は公學校甲種本科正教員たるの資格を附與さるゝ規定である。又演習科の上に研究科一年を置き、一科目又は數科目を専修せしむることを得る。教科目の程度は、普通科は大體に於て中學校(女子部は高等女學校)に等しく、在學中は總督府から學資の支給を受ける故、卒業後は普通科を経て更に演習科を卒へた者は五年、單に演習科のみを卒へた者は二年、研究科卒業者で在學中學資の給與を受けた者は一年、講習科を修了した者で在學中學資の給與を受けたものは、其の講習期間同一期間、臺灣總督府の指定した學校に於て教職に従事すべき義務を負ふ。現在本島の師範學校は臺北第一、臺北第二、臺中、臺南の四校である。女子の



(各年四月末現在)

年 度	書房發給	教 員	生		計
			男	女	
大正十三年度	三〇	三	四四	〇	四四
同十四年度	三三	六	四四	〇	四四
昭和元年度	三六	一〇	四五	〇	四五
同二年度	三七	一〇	四五	〇	四五

第十節 博物館及び圖書館

一 博物館 臺灣總督府博物館は、明治四十一年十月を以て臺北に開館した。臺灣及南洋方面に關する學術的資料の標本、參考品等を蒐集陳列し、臺灣に關する史料、歴史參考品、技藝品、動物、礦物及人類學上の參考に資すべき我が蕃族土俗の標本、本島有史以前の考古學的資料たるべき石器時代の遺物、並に南洋各種族の土俗標本等學術上の貴重な參考品を陳列して一般の觀覽に供してゐる。公立の博物館としては臺南市及臺中市に州立教育博物館、嘉義街に街庄通俗教育博物館があり、何れ

も通俗教育を目的として各種の參考品を陳列してゐる。

二 圖書館 臺灣總督府圖書館は大正三年の創立に係り、最近に於ける藏書冊數は和漢書九〇、三四三冊、洋書二〇、五五八冊、計一〇〇、九〇一冊であつて、近年巡回文庫を地方に廻送し、又館外貸出を開始して之が活用を力めて居る。

從來官立圖書館以外は私立圖書館のみであつて、其の數も少なかつたが、近時社會教育の發達に促され、多數の公立圖書館が設けられるやうになつた。そしてその内容も年一年改善せられつゝ、あるけれども充分に整頓したものはあまり多きに上らない。

總督府に於ても之が健全なる發達を促す爲めに、大正十二年四月公立圖書館規則を發布した。昭和二年四月末に於ける全島圖書館數左の如し

設立別	州						計
	臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	雄東	
官立	一	一	一	一	一	一	六
公立	三	一	七	一〇	四	一	三三
私立	八	四	一	三	四	一	二〇
計	一二	六	九	一四	九	三	五三

第十一節 出版物

一 教科用圖書 新領土の教育には、直ちに母國の教科書を用ふる事の出来ぬ事情あるは勿論のこと、自ら新領土に適應すべきものであらねばならぬ。故に其の編修は遠く明治二十八年本島教育施設創始の日から著手した事業で、當時は焦眉の念に應せんが爲め、内地小學校教科書に臺灣語の對譯を施したものを以て各學校の用書とした。後教育系統漸く其の緒に就いた三十四年四月を以て總督府教科書編修職員官制を發布し、其の職員をして専ら教科用圖書編修のことに當らしめ、審査委員の審査を経て發行供給することとなり、現在では其の職員を總督府官制に移し、編修官二人（奏任）編修書記四人（判任）を以て此の事に當らしむる。今日發行してゐる教科書及び教授用參考圖書は百八十五種である。總督府に於て發行した其等の圖書は、各州廳に於て指定した圖書販賣人に拂下げ、定價を以て需要者に供給することとなつて居る。

二 其他の圖書類 其他の編纂圖書類中特記すべきものには先づ民曆がある。國語國文の普及未だ不充分的な本島の現情では、神宮神部署發行の略本曆を遍く使用せしむることは不可能であり、島民の多數は對岸から輸入する支那曆又は民間雜曆を常用し爲に迷信邪說其間に生じ、延いて我が治化の上にも影響するものがある。されば總督府では大正三年から略本曆を參酌して臺灣民曆を編修して來たが、大正十年から臺灣神苑會に原稿を下附して發行せしむることとなつた。民曆は内地と經緯度の相違に伴ふ時刻季節を本島の實際に合せ、尙本島人の生活に必要な陰曆をも對照し、目下の民情を顧みて特に害の無い限り舊慣俗説の一端をも舉げ、以て民間雜曆や支那曆に代ふることに努めて居る。然し之れは民度の未だ進まない過渡時代に處する一方法で、實は略本曆の普及に入るべき階段に過ぎぬ。この外臺日大辭典と臺日小辭典がある。これは從來臺灣音を以て國語を検出すべき辭書がなかつたため、其の缺を補はんことをあつて目下その編纂中である。

第十二節 其他の教育施設

一 教員講習會 總督府は明治三十七年以來、毎年小學校教員のために各種の講習會を開催し來つたが、地方制度改正の結果、大正十年からは地方に關するものは、各州廳又は都市等に於て夫れ々適切な講習會を開き、總督府に關するものは學租財團（後項説明）から其の經費を支辨して、從來通り之れを續行して來た。ところが大正十三年からは學租財團組織變更の結果、從來總督府開催の講習會は臺灣教育會が學租財團から經費の補助を受けて之れを行ふこととなつた。大正十一年一月には府費を以て第

一回の全島州廳郡市視學の講習會を臺北に開き、同十五年には其の第五回を開催した。

二 教育會 本島の教育會を稱すべきものは、明治三十年臺南に設けられたのに始まり、後臺中にも其の設けがあつたが、何れも数年にして解散し、現在の教育會は明治三十四年三月の設立に係るもので、即ち當時本島の教育に關係ある有志者が、國語學校に會して國語教育研究會を起したのが抑も今日の教育會の濫觴である。同會は一度國語研究會と改稱し、後更に規模を擴張して現名を冠するに至つたもので、全島に亘り現在會員約六千名を有し、會費及學租財團からの補助に依り、學事獎勵及び通俗教育のために各種の事業を進行しつゝある。是迄爲し得た事業は左の如くである。

- 一、毎年二月一日臺北下芝山巖に於て死した本島教育者の祭典を行ふ。芝山巖は本島改隸の當初兵馬喧嘩の際、時の學務部長伊澤修二氏を助け萬難を排して現代教育の基を拓き、遂に匪徒の兇刃に罹れたる部員掛取道明氏等六氏殉職の地であつて、今は六氏並本島教育功勞者及亡教育者百數十名を合祀する靈域である。
- 一、通俗教育普及の目的を以て活動寫真と幻燈を利用し、島内各地及び對岸に於て通俗教育講演會を開催す。右目的の爲に本島内に於ける宗教、教育、産業、通信等に關する諸施設は勿論、内地の名所遺蹟及び現在の重要題材を撮影し、其の種類百餘種に及ぶ。
- 一、大正九年以來教育勸諭記念日を以て毎年本島に於ける教育功勞者を表彰す。
- 一、學校職員研究獎勵規程を設け、助成金を交付して學校職員の教育的研究を助成す。
- 一、全島教育者の爲學事講習會を催す。
- 一、各州廳から選出した兒童及び國語講習會員を臺北に集め、毎年一回國語講習會を開催し國語獎勵の一端に資す。

一、大正十一年度中新に映寫機を購入して各州廳に分與し、後は絶えずフィルムを貸與し、管下到處に映寫せしめ目的の達成に資す。

一、會の機關として月刊雜誌「臺灣教育」を發行し、教育上の研究調査意見を掲載して會員に頒布す。

三 學租 支那政府時代の教育機關として儒學圖書館なるものがあつて、各々財産を有し其の收入を以て經費に充て、來た。改隸當時一旦地方廳に於て之を管理したが、明治三十四年十二月に至り學租財團の名義の下に之を總括し、直接總督府の管理となし、更に大正十二年七月財團法人學租財團と改稱して公益法人となつた。而して該財團は臺灣教育會に助成金を交付して各種の教育的施設を爲さしめてゐる。

第二章 衛生

我が領事官は、マラリア、ペスト等の悪疫各所に猖獗を極め爲めに死亡する者頗る多数に上り、新來の内人をして感傷せしむるものがあつた。こは畢竟本島人が衛生觀念に乏しい爲めであつて、家屋といふも竹材土塊を以て築き、通風採光の如きは毫も顧みない矮屋で、壁尙燈火を用ふるの有様であり、飲料水の如きも混濁した河水又は瀝水を用ひ、下水の設備がないので各戸から排泄される汚水は屋外に滴る等其の他一として衛生的な點はなく、斯やうな状態では悪疫の發生流行を助長するばかりであつた。されば總督府は始政と同時に官房に衛生事務所を設けて、衛生改善の端を開き後幾度か制度を改正し今日に及んだもので、現制度では中央機關として總督府事務局に衛生課を設け、保健、醫務二科を置き、地方機關としては州警務部に衛生課、廳警務課に衛生係を置き専ら其の職務に當つて居る。

第一節 衛生機關

一、醫療機關 本島の醫療機關には百二の官、公、私立醫院と、百八十七名の公醫、六百六十六名の開業醫師、百九十四名の官公醫院奉職醫師、九十九名の齒科醫師、四百八十六名の醫生、官廳奉職藥劑師五十四名、開業藥劑師三十六名、千八十四名の產婆、其他十名の製藥者、三千百十五名の藥種商等がある。

1. 官立醫院 明治二十八年六月臺灣病院を臺北大稻埕に設け、同年七月總督から臺灣事務局總裁宛、醫師十名、調劑師九名及び看護人二十名の派遣を電請し、以て診療を開始したが、是れ現在に於ける當府醫院の濫觴である。翌二十九年五月には臺北、臺中及び臺南の三縣にも病院を設置し、更に同年六月地方長官の具申に依つて、淡水、基隆、新竹、宜蘭、鹿港、苗栗、雲林、埔里、嘉義、鳳山、澎湖島に病院を、恒春、臺東に診療所を設け、越つて三十年五月醫院官制を獨立せしめ一層規模の擴張を圖つた。其の後地方の發展に伴つて開發し、現在では、臺北、基隆、新竹、臺中、臺南、嘉義、高雄、屏東、宜蘭、臺東、花蓮港、澎湖の十二醫院を有し、孰れも其の設備は完全して居るが、就中臺北醫院は其の建築の宏壯なるに於て東洋一の稱がある。各醫院で取扱ふ患者は年々著しき増加を示し、醫院創設當時の明治三十年には六萬三千四百八十五人であつたが、明治四十年には七十二萬六千五百四十八人となり、昭和元年に於ては實に百九十八萬三千三百二十八人の多きに達し、創設當時に比し約三十二倍、明治四十年に對しては約三倍の増加である。是れ本島人の衛生思想の向上に伴ひ、文明的醫術に信頼するもの年々多きを加ふるに至つた爲めである。

松山療養所 肺結核の治療機關として大正三年中臺北州七星郡松山庄に療養所を建設し、その收容人員は三十二名にして同地は山水秀麗能く病苦を慰むるに足る。

公醫 本島衛生に於ては未だ醫療機關の數に乏しく公衆衛生上特に醫師配置の必要を認め、明治

二十九年臺灣公醫制度を設け手當を支給し指定の地に開業せしめ、一般の診療並に公衆衛生に關する事務に従事せしめ、又傳染病豫防、檢案、診斷、鑑定事務に従はしめつ、ある。平地に於ける最近五箇年に公醫が取扱つた患者數は左の如くである。

最近五箇年間公醫取扱患者數

年次	年末現在 在公醫	患者延			計	公醫一人平均 一日取扱 患者數
		内地人	本島人	外國人		
大正十一年	三三	三,七三五	一〇,三三六	一,四五	一四,二六三	三.四
同十二年	三三	三,六三六	一〇,九六六	七,七	一四,六〇九	三.九
同十三年	一五	三,六六六	一三,七〇一	二,六	一五,五九三	三.九
同十四年	一七	三,七三三	一三,七〇一	九,五	一七,四三三	三.九
昭和元年	一五	三,四三三	一三,六六六	二,三	一六,四三三	三.九

備考 十一年に於ける本島人中には朝鮮人延人員百八十一名、十二年中の本島人中には朝鮮人延人員二百八名、十三年中本島人中にも朝鮮人二百一名、十四年中本島人中朝鮮人四百九十六名を含む。

八. 開業醫、齒科醫、醫生 本島の醫師又は齒科醫師となるには、臺灣醫師令又は臺灣齒科醫師令の定むる資格を有し、臺灣總督若しくは内務大臣の免許を受けねばならぬ。然るに、一方には本島人にして在來の醫業に従事する者があつて、正式の課程を修めた者でないから特別なる取締の必要を認め、明治

三十四年臺灣醫生免許規則を發布し、地方廳限りの免許とし醫術上公費の監督を受けしめ、免許せられた地方廳の区域内に於て醫業に従事せしめて居る。明治三十四年十二月末以後は新免許を許さず、當初は一千九百二十八名であつたが、昭和元年末には四百八十六名に減じた。

二 助産婦の養成 本島には先生媽と稱し助産を業とする者があつたが、其の處置は迷信に依るもの多く、爲めに妊産婦や嬰兒をして恐るべき禍害に陥らしむる者が多かつた。依つて本島人助産婦養成の必要を認め、明治四十年七月助産婦講習生規則を設け、臺北醫院に附設し之れが教養を爲さしめ、大正十三年四月迄に十七回の講習を了へ累計三百二十三名の卒業生を出すに至つた。然し從來の講習は單に本島人女子のみを養成し、教習期間も僅に一箇年の速成であつたが、時代の趨勢に鑑み之れを内地産婆と同程度に進むるの必要を認め、大正十一年助産婦講習所規則を發布し、正科と速成科の二をなし、正科は内務省令産婆學校講習所指定規則に則り、内臺人共學の下に講習期間を二箇年とせしめ、速成科は本島人に限り期間を一箇年とし同年四月から臺北醫院に於て開始した。更に大正十二年十月臺灣總督府醫院看護婦、助産婦、講習所規則を改正し、助産婦科は臺北醫院及臺南醫院に附置した。而して昭和二年四月までの正科卒業生は合計百六名を數へた。大正十二年十月新に産婆規則を設け之れが取締を統一し、同時に臺灣産婆試験規則を設け、昭和二年四月迄第五回の産婆試験を施行したが、是迄の合格者は百三名である。

衛生機關

(昭和元年末)

種別	單位	臺北	新竹	臺中	臺南	高雄	臺東	花蓮港	澎湖	計
官立醫院	官立醫院	三	一	二	二	二	一	一	一	一三
公立醫院	公立醫院	六	一	二	二	二	一	一	一	一六
私立醫院	私立醫院	三	一	二	二	二	一	一	一	一三
醫師	醫師	二	一	二	二	二	一	一	一	一三
官立醫院	官立醫院	二	一	二	二	二	一	一	一	一三
公立醫院	公立醫院	二	一	二	二	二	一	一	一	一三
私立醫院	私立醫院	二	一	二	二	二	一	一	一	一三
齒科	齒科	一	一	一	一	一	一	一	一	八
官立醫院	官立醫院	一	一	一	一	一	一	一	一	八
公立醫院	公立醫院	一	一	一	一	一	一	一	一	八
私立醫院	私立醫院	一	一	一	一	一	一	一	一	八
藥劑師	藥劑師	三	二	二	二	二	一	一	一	一六
官立醫院	官立醫院	三	二	二	二	二	一	一	一	一六
公立醫院	公立醫院	三	二	二	二	二	一	一	一	一六
私立醫院	私立醫院	三	二	二	二	二	一	一	一	一六

第九節 衛生

一六一

第二節 防疫

一 ベスト豫防 對岸支那諸港及び南洋諸島にはベストの流行絶へざる状態であるから、本島は病

毒輸入防止策として左記各項を勵行しつゝある。

イ 大正八年三月以降孟買、蘭貢、爪哇及びカルカッタをベスト流行地と指定し、同地よりの來航船舶に對し入港の

都度鼠族の驅除施行

ロ 大正八年以降南北支那諸港及び南洋諸島をベスト有毒地を認定し、同方面より常時來航する船舶に對して三箇月

毎に鼠族の驅除施行

ハ 大正十年六月以降ベスト豫防の爲め上海以南の支那諸港よりの機樓、古綿、古着、古革皮、古羽毛、古紙、古麻

袋類の輸入禁止

ニ 基隆、淡水、東石、安平、高雄の各港に防鼠壁を建設し、對岸より入港した戎克船は同構内で荷役を命じ常に監

守人を置く

ホ 基隆、高雄港の岸壁に船舶を繋留する場合は欄索、鎖及タラップ等鼠族の交通を遮断すべく防鼠装置を勵行せし

むる

ヘ 本島開港と遶の海陸に常時捕鼠を奨励し、其の捕鼠は全部細菌試験を爲しベスト菌の有無を検査す

明治三十五年以降大正十四年末に至る全島の捕鼠数は五千四百七十四萬七千六百頭に及んだ。

二 マラリヤ防退 マラリヤは本島に於ける風土病の主なるもので、年々多大の被害を被る故に一定

の防退豫防方針を定め、マラリヤ防退規則を設けて、先づ病毒の濃厚な地方から其の作業を始め漸次區域を擴張する事として、全島に亘り特殊防退方法を施行し來つたが、其の効果は漸く顯著なるに至つた。特別防退に要する經費は曩に國費を以てしたが、大正九年十月地方制度の改正に依り其の三分の一を國庫から補助し、其他は地方費支辨として之れを續行しつゝある。防退の方法としては、主に防退を行ふ地域住民の血液検査を行ひ、原蟲保有者並に患者を發見すれば一定期間(三十日間)に十八日(鹽酸キニーネの無料服用を命じ、或は蚊帳の使用を勵行し、又蚊の發生する箇所は其の土地を整理して其の發生を防止し清潔を保たしむるに在るが、最近五箇年の成績は左表の如くである。

最近五箇年マラリヤ防退成績

年 度 別	施行箇所	檢血延人員	原蟲保有者總數	治療人員	患マラリヤ者	死マラリヤ者
大正十一年	六	二六、〇〇〇	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三
同 十三年	八	一、〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
同 十四年	一七	一、〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
昭和元年	三三	一、〇〇、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇

又大正十四年中施行の島内百二十二箇所に於ける防退成績は左の如くで、其の經費は總計四十二萬四千

百九十八圓である。 第二節 防疫

昭和元年度マラリヤ防退施行成績

別州	施行地名	延人員		原保者	大正十一年	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和一二年	二月	三月
		延人員	原保者													
北	北底	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
石	石底	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
八	八斗	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
分	分斗	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
牛	牛欄	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
淡	淡水	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	三芝	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
瑞	瑞芳	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
雙	雙溪	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
港	港内	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
金	金包	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大	大里	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一里	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一里	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一	一里	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

縣	州	新	竹	州	延人員		原保者	大正十一年	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	昭和一二年	二月	三月
					延人員	原保者													
頭	頭圍	頭圍	頭圍	頭圍	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
瑞	瑞溪	瑞溪	瑞溪	瑞溪	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	三星	三星	三星	三星	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
蘇	蘇南	蘇南	蘇南	蘇南	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大	大南	大南	大南	大南	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
石	石南	石南	石南	石南	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
成	成南	成南	成南	成南	一	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	計	計	計	計	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
南	南河	南河	南河	南河	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
西	西河	西河	西河	西河	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大	大湖	大湖	大湖	大湖	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	計	計	計	計	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
早	早溪	早溪	早溪	早溪	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
千	千町	千町	千町	千町	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鳥	鳥城	鳥城	鳥城	鳥城	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
社	社口	社口	社口	社口	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
計	計	計	計	計	三	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第九章 衛生



第二節 疫

傳染病患者及び死亡數 (ハスト及び痘疹チフス患者なし)

年次	コレラ		赤痢		痘	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
大正十一年	1	1	1	1	1	1
同十年	1	1	1	1	1	1
同九年	1	1	1	1	1	1
同八年	1	1	1	1	1	1
昭和元年	1	1	1	1	1	1
計	5	5	5	5	5	5

年次	腸チフス		デフテリア		猩紅熱		流行性腦脊髄膜炎	
	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡	患者	死亡
大正十一年	10	1	1	1	1	1	1	1
同十年	10	1	1	1	1	1	1	1
同九年	10	1	1	1	1	1	1	1
同八年	10	1	1	1	1	1	1	1
昭和元年	10	1	1	1	1	1	1	1
計	50	5	5	5	5	5	5	5

傳染病豫防費支出額 (各州廳一級管費)

年次	臺北	新竹	中壢	南高	高雄	臺東	花蓮港	計
大正十一年	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	70,000
同十年	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	70,000
同九年	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	70,000
同八年	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	70,000
昭和元年	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	70,000
計	50,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	350,000

第三節 主なる地方病 附、毒蛇と狂犬

本島の地方病中主なものを舉ぐればマラリヤ、アメーバ赤痢、肺ヂストマ、十二指腸蟲病、黒水熱、恙蟲病、脚氣等であつて、(一)マラリヤは今日も尙ほ其の最たるもので全島各地に蔓延し、病害の大なる次第は前節の如くである。(二)アメーバ赤痢はマラリヤに次いで是亦各地に蔓延し、殊に南部地方に多い。(三)肺ヂストマは中部以北の山地方面に屢々見るところで、特に新竹州下に多い。(四)十二指腸蟲病も全島に互つて相應に廣く蔓延し農夫に多い。(五)甲状腺腫は濁水溪の上流、大溪郡一團又は臺東、花蓮港地方の蕃地に稍々多数を見る。(六)黒水熱は屏東、臺東、花蓮港の蕃地方面に比較的多数の患者が発生する。(七)恙蟲病を稱するものは東部海岸に在り、特に花蓮港廳木瓜溪附近に多い。(八)脚氣も比較的多

く、領事官時はマラリヤと共に内地人の最も悩まされたものであつたが、近時著しく其の数を減ずるに至つた。以上地方病に就いては調査委員会を設け、夫々研究費を支出して調査研究を進めて居る。地方病以外に山地在住民の恐れ惱まされるものには毒蛇がある。其の種類は青竹絲、龜殼花、雨傘節、飯匙倩、百步蛇、鎖蛇等で、昭和元年中には被害總數四百二十五人、死亡十九人に達し之れを州廳別にすると左の如くである。

被害者	死亡者	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖	計
26	3	3	3	2	4	2	3	3	1	25
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

從來狂犬(若は狂犬の疑ある犬)の咬傷を受くるもの頻出し、大正十一年中には其の數二百三十三人に及び、狂犬病患者九人を出した。之れが豫防の爲め、大正十一年三月七日府訓令第十四號を以て、畜犬取締規則標準及び畜犬取締規則施行心得標準を發し、野犬撲殺を勵行し、一方畜犬に對しては狂犬病豫防注射を實施した。大正十四年中には其の數百七十八に減少し、狂犬病患者は四人に過ぎなかつた。

第四節 種痘と検徴

一 種痘 種痘は我が領事以前から、醫生又は外國宣教師に依つて一部の地方に行はれたが、單に希望者に對してのみ試みたもので、固より一般的のものではなかつた。されば總督府は既に明治二十九年中種痘普及の訓令を發し、各地方廳は其の旨を體して適宜の方法を講じたが、公衆衛生上統一した法規の下に強制施行するの必要を認め、明治三十九年中種痘規則を發布して、之れを定期と臨時の二種に分ち、定期種痘は毎年二月から四月迄の間に生後一年未滿の嬰兒に行ひ、臨時種痘は知事廳長に於て特に必要を認むる場合に行ふこととし今日に及んだ。初め本島人は甚だ之れを嫌ふ傾があつたが、近時は自ら進んで之れに應ずるやうになつた。

最近五箇年種痘成績

年次	定期種痘		臨時種痘		合計	百分比例
	感	不感	感	不感		
大正十一年	1,311	1,311	1,101	5,287	8,009	82.7
同十二年	2,584	2,584	1,001	1,270	5,355	85.2
同十三年	2,584	2,584	1,270	1,270	5,124	82.6
同十四年	2,584	2,584	1,270	1,270	5,124	82.6
昭和元年	2,584	2,584	1,270	1,270	5,124	82.6

計	内地人		朝鮮人		本島人		合計
	前年	本年	前年	本年	前年	本年	
計	100	100	100	100	100	100	100
内地人	100	100	100	100	100	100	100
朝鮮人	100	100	100	100	100	100	100
本島人	100	100	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100	100	100

新竹、臺東には該事項なし

一、症候四箇月以上又は健康上豫察に堪へずと診断し休養を命じたるもの内地人十名(臺北二、臺中二、臺南一、高雄二、花蓮港一、澎湖二)本島人臺南一

二、三箇月以上の治療を要し又は治療見込なしと診断し許可を取消したるもの内地人臺南一、本島人臺南五

三、年中の娼妓異動次の如し

同付表 娼妓異動

區別	内地人		本島人		朝鮮人		計
	前年	本年	前年	本年	前年	本年	
臺北	100	100	100	100	100	100	100
臺南	100	100	100	100	100	100	100
高雄	100	100	100	100	100	100	100
花蓮港	100	100	100	100	100	100	100
澎湖	100	100	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100	100	100

區別	内地人		本島人		朝鮮人		計
	前年	本年	前年	本年	前年	本年	
臺北	100	100	100	100	100	100	100
臺南	100	100	100	100	100	100	100
高雄	100	100	100	100	100	100	100
花蓮港	100	100	100	100	100	100	100
澎湖	100	100	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100	100	100

第五節 阿片制度

阿片問題の解決は領事當時最も内外の注意を惹いたもの、一つであつたが、遽かに之れを禁する時は反つて阿片癮に陥つた者の生命を害するから、結局彼等を救済する趣旨から漸禁の方針を執ることにし、明治二十九年二月を以て政府以外の阿片輸入を禁じ、島民中吸食の習癖を成せるものに對してのみ、一定の規則の下に使用を許す旨を諭告し、翌三十年一月を以て阿片令を公布し、一般には之れを禁するが、總督府の指定した醫師の診断に依つて阿片癮者に認むるものに限つて、官製の阿片烟膏を購入吸食するを許可することにした。斯くて煙膏の販賣、吸食所の開設、吸食器具の製造販賣等には總督府の許可を要することにし、同年三月中阿片令施行規則を發布し、島民に對しては本令發布の要旨を諭告し、一方教育上からも阿片の害を會得せしむることに努力した。然し當時は尙土匪各地に出没して法令の普及も容易ならず、

方官に訓令して之れを取締らせたが、其の後内地人の増加に伴うて火葬場も設けられ、統一的取締りを必要とするに至つたので、三十九年二月に至り、墓地火葬場及び埋葬取締規則を發布するに至つた。規則の大意は私有墓地を禁じて街庄社の共同経費たらしめ、その位置は(一)道路、鐵道、河川に沿はず、人家を距るこ三六十間以上、(二)高燥にして飲用水に關係のない土地たるを要し、墳穴の深さは棺の頂面より地盤との間隔を二尺以上ならしむる事とし、火葬場は(一)人家及び公衆雜園の地を距る百二十間以上、(二)市街村落に對し主に風下に位せる土地、(三)火爐煙筒を備へ臭煙を防ぐ装置をなし、(四)周圍に高さ六尺以上の塀を設くべきこととし、但し山林原野で人家を隔つる場處にある時は此の限りにあらずとされた。然し火葬は未だ内地人間に限れるもので本島人間には行はれない。然るに本島人間には洗骨、殮葬なる奇習がある。洗骨は一旦埋葬して身體の腐るを待つて發掘し、骨を洗つて骨堂に納むるか又は改葬するの謂ひで、殮葬は死體を棺に納めたま、之れを密閉して、短きは一週間長きは二、三箇月の久しきを自宅に保存することである。衛生上又は風俗上から見ても干渉の要ある慣習である故、出願許可を受くべきこととし、傳染病の死體には殮葬を許可せざらざらざる。

二五 療養所 本島には温泉、礦泉等療養所設置の適所に富んでゐるから、總督府は地方廳に命じて公共衛生費を以て適當の施設をなさしめたものが多い。就中完備してゐるのは北投温泉で其他、草山、烏來、礁溪、關仔嶺、知本等にも公共浴場の設けがある。又海水浴場として基隆、淡水、南寮、汐止、高雄、

安平等にも相當の施設をした。

六 飲食物類取締 領事官時代の飲食物取締方法は、有害物を發見するや單に説諭して將來を戒め、之れを廢せしむるに過ぎなかつた。其の後三の地方廳では規則を設けて違犯者を罰すること、したが、尙其の目的を徹底するに到らなかつたので、明治三十六年十一月を以て、飲食物其他の物品取締に關する法律を本島にも實施し、始めて從來の不便を免る、に至つた。後又牛乳營業、清涼飲料水、其他一般飲食物並に獸肉營業、防腐劑、人工甜味質、有害性着色料、飲食物器具等の取締規則をも制定し、大正三年には氷營業、メチールアルコール取締規則、理髮營業等の諸規則をも發布したが、獸肉營業及び理髮營業は知事廳長にて取締規則を制定することに改めた。就中飲食物其他の物品試驗成績は左の通りである。

飲食物其他の物品試驗成績 (昭和元年中)

種別	收去試験		有害種別件數		有害品分別件數		罰金料營業ヲ營業ヲ		其	
	件數	件數	反	他	反	他	反	他	反	他
牛乳	1	1								
山羊乳	1	1								
山	1	1								
牛	1	1								
乳	1	1								
別	1	1								
種	1	1								
其	1	1								
他	1	1								

第十章 社會事業

本島の社會事業は之を大別して、救貧事業、防貧事業、保護教化の三とする、その中防貧事業と保護教化事業とは概ね最近の企てであるが、救貧事業に至つては由来する所頗る遠い。即ち救貧事業は清國政府時代に、或は政府の勸誘に由り、或は地方の紳富等々の義舉に因り、育英堂、郵務局、養濟堂、普濟堂、義塚其他種々なる名稱の下に、老人の救養、嬰兒の養育、貞婦の賑恤、窮民の救助等を行ひ來つた。然しながら我が領土の當時は、兵馬控備未だ此の方面に手を着けるの餘裕は無かつたが、漸くにして諸事緒に就き、是等の事業も亦再興の機運熟せるに際し、恰も英照皇太后の御大喪に當り慈惠救濟資金の御下賜があつたので、是に在來の慈惠施設を併合按排し、右御下賜金を分與して各々其の基本財産に加へしめ、島内三箇所に慈惠院を開設した。現在に於ては其の數七箇所、何れも所在地方長官を院長とし、當初は貧困者の救養のみを専らとしたが、今日に於ては一般貧困者に對し施療救養も行ひ、又旅行病人の委託救護をもなすに至つた。我が社會事業の生立は斯る救貧施設に始まるが、其後天災地變に由る罹災救助や、一般國民救助の施設も漸く備はり、最近に至つては時代の要求に適應すべき社會生活の改良事業や、感化、教化保護の諸事業も亦勃然として興るの機運を示して居る。以下之れを説明しよう。

第一節 救貧事業

一 罹災救助 天災地變等の非常罹災者を救助するため、明治三十二年罹災救助基金規則を定め、

地海税又は國庫債基金を蓄積し、是から生ずる収入を以て救助のことに充用して来たが、大正九年の地方制度の改革と共に規則の一部を改正し、之れを分ちて州所屬罹災救助基金と廳地方費罹災救助金の二になし、前者を州に分屬せしめ、後者は總督府が直接之れを管理することとなつた。昭和元年度末現在の基金總額は州所屬のものは三百二十八萬三千二十五圓、廳地方費基金は八十三萬八千五百四十圓で、大正五年から同十四年度に至る十三箇年間に支出した救助費總額は二十二萬三千六百六十六圓である。

二 窮民救助 是れ亦明治三十二年制定した窮民救助規則に依り、地方税を以て救助を行ふこととし、慈善院の施設に相俟つて、窮民救済上遺憾無からしめんことを期するものである。昭和元年中此の規定に依つて救助されたもの二十八人、其の救助費支出額八百七十圓である。

三 行旅病人救護 改隸當時兵馬倥傯に繼ぐに政務多端の爲め、行旅に病み旅中に死する者の救護に就ては自ら完備するを得なかつた。明治二十八年七月初めて元臺北縣に於て協議した結果、便宜假小屋又は舍營病院に收容することにした。乍併歳月の推移と共に該患者増加し、到底斯様な姑息の方法では應じ切れないので、明治二十九年六月府令第十六號を以て行路病人及び死亡人取扱規則を發布したのが抑も法的施設の濫觴であつた。次で同三十二年八月勅令第三百六十五號を以て、行旅病人及び行旅死亡人取扱法を臺灣に施行し、同時に府令第九十九號を以て同法中市町村長に屬する職務は廳長之れを行ふべきことを規定し、同月又府令第百號を以て行旅病人死亡人及同伴者取扱方に關する規則を發布し、別

に明治三十五年九月訓令第二百四十五號を以て之れが取扱手續を規定し、救護費用は地方税を以て繰替ふるべき及び繰替ふべき費用の種目等を制限した。大正九年地方制度改正せらるゝや、本規則の一部を改正し従來廳長の取扱ふ救護事務を廳長又は市尹、街庄長、街庄を置かない地域又は蕃地に在りては廳長又は郡守之れを行ひ、市町村費を以て一時繰替ふべき費用は州費市費街庄費又は廳地方費を以て支辨すべきこととなつた。府令第百號中行旅病人に準すべき特殊の條文を除くの外、全く内地に同一の取扱を爲すに至つた。而して現在救護所を有するは花蓮港廳ばかりで、他は皆慈善院又は醫院等に委託救護して居る。昭和元年中行旅病人救護状況は前年末の繰越三十六人、新に救護したる者百八十四人、計二百二十人、中全治したる者九十三人、其の他救護を離れたる者四十七人、救護中死亡したる者五十六人である。本年末現在は二十四人、此の取扱費は一萬五千三百七十七圓であつて、行旅死亡人の取扱状況は内地人二十一人、本島人百四十四人、朝鮮人二人、計百六十六人である。

四 慈善院 慈善院の淵源は遠く清國政府時代に在つたが、一時中絶の姿となり、英照皇太后御大喪に際し御下賜金を得て、今日の基礎を確立した次第は前述の通りである。然し明治三十二年之れを再興した當初は、臺北仁濟院、臺南慈善院、澎湖普濟院の三に過ぎなかつたが、後漸次増加して現在では前記三院に臺中、嘉義、新竹、高雄の七慈善院がある。大正十二年一月から本島に民法其他の法律施行の結果勸業法人となり、従前の通り業務を執行してゐる。其の概況は左の通りである。

イ 臺北仁濟院 臺北市萬華に在り、清朝時代の養濟院の後身である。領臺當時は現在の收容者に限り軍事費を以て之れを救恤して来たが、三十一年五月に至り時の兪玉總督は之れを再興するの急を認め、義金を募り、忽ち四千五百圓の應募があつた。然るに翌三十二年九月、英照皇太后の御大喪に當り上祀慈善救済資金の御下賜があつたので、之れを基金の一部となし、當時の臺北縣下に散在した各慈善財團、即ち養濟院を始め、同善堂、育嬰堂等の附屬財産を併合して、地方廳立の仁濟院を設立したものが即ち今日の臺北仁濟院である。其の經費は明治三十一年度から三十五年迄は地方税の補助を受け、基本財産から生ずる収入は之れを貯蓄して利殖の道を講じたから、今や基本財産總額三十一萬九千餘圓より生ずる収入年額は三萬三千餘圓に達して、僅に獨立經營をなし得るに至つた。

ロ 新竹慈善院 大正十一年四月を以て新に開設したもので、院舎の新築に要した一萬一千圓は、恩賜財團明治、大正兩救済會の寄附に係り、其の基本金は臺北仁濟院より分割譲與された新竹州管内に在る土地と、英照皇太后御大喪御下賜金を以て作つたものである。現在基本財産四萬一千餘圓であつて、之れから生ずる収入は年額三千九百餘圓である。

ハ 臺中慈善院 臺中市に在り、元彰化慈善院を移したもので、彰化街(臺中市)には清朝時代既に留養局、養濟院、育英堂等の慈善事業があつたが、領臺當時の動亂に際し類廢に歸したのを明治三十七年七月中之を再興し、彰化慈善院と稱したものである。臺中市に移轉したものは大正十年二月中である。其の經費は、舊慈善機關に屬した賣却て類廢後地方廳で保管したものに、英照皇太后御大喪の際の御下賜金を合して基本とし、之から生ずる収入を以てする。基金九萬四千餘圓、其の収益年額一萬百餘圓である。

ニ 嘉義慈善院 臺南州嘉義街に在り、清朝時代に於ける育嬰堂の後身で、明治三十九年三月中育嬰院と稱して再興したのを、後事擴張の必要を生じ、同年十月を以て現在の如く改めたものである。育英堂時代の財産に、英照皇太后御大喪の御下賜金と、先年同地方の大震災に際し醸出された義捐金を合して基金を作り、其の額七萬七千餘圓、之より生ずる収益年額八千八百餘圓を以て經費とする。

ホ 臺南慈善院 本島の瀨都丈々に、清領時代には育嬰堂、郵務局、養濟院、義塚等の慈善機關があつたが、一旦類廢に歸したのを明治三十二年九月、時の臺南縣に於て之を復興するの目的を以て設立したものである。從來地方官の管理し來つた上祀慈善機關に屬した財産に、英照皇太后御大喪の際の御下賜金を合して其の基本財産を作り、之より生ずる収益を以て其の經費とする。現在基本財産二十一萬三千餘圓、其の収益年額二萬四千餘圓である。

ヘ 高雄慈善院 新竹慈善院と同時に開設したもので、院舎新築費一萬三千五百圓は、是亦明治、大正兩救済會の寄附を以てし、其の基本金は臺南慈善院より分たれた高雄州管内所在の土地と、英照皇太后御大喪恩賜金とを以て作つたものである。現在基本財産三萬九千餘圓、之から生ずる収入は年額五千八百餘圓である。

ト 澎湖慈善院 高雄州澎湖郡馬公に在り、明治三十六年九月を以て舊政府時代の育嬰堂を復興したもので、始めは舊名を襲き、専ら貧民の幼兒を養育するを目的としたが、三十四年四月普濟院と改稱し、範圍を擴張して他の慈善院と同様にしたものである。地方官が管理して來た舊育英堂時代の所屬財産と、前記の御下賜金とを以て基本財産を作り、其の収入を經費に充てゝゐる。現在資産四萬一千餘圓で、之から生ずる収入は二千七百餘圓である。

五 恩賜財團明治救済會 明治天皇の御大喪に際する恩賜金四萬八千六百圓を基本とし、慈惠救済の事業を行ふため大正元年十一月中設立したもので、其の後、昭憲皇太后の御大喪に當り御下賜せられた二萬九千圓をも併せ、専ら聖恩を贖うせざらんことを期するものである。現在基本財産總額は二十萬一千餘圓、これから生ずる収入は一萬一千六百圓である。大正十五年中の事業としては、私設社會事業獎勵のため、天長節祝日の佳辰を以て左の通り助成金を交附した。



金一千圓	林本源博愛醫院	金三百圓	澎湖普濟院
金八百圓	護國十善會	金二百圓	存仁醫院
金八百圓	東南新樓病院	金三百圓	廣漢醫院
金三百圓	馬借醫院		

六、恩賜財團大正救濟會 大正天皇の御即位に當り、地方賑恤の資として下賜せられた御内帑金四萬八千六百圓を基本とし、前記明治救濟會と同一の目的を以て、大正四年十二月中設立したもので其の後大正十五年 大正天皇御大喪に丁り御下賜せられた七萬九百圓をも併せ専ら聖恩を贖うせざらんことを期するものである。現在基本金額は十五萬一千餘圓、これから生ずる収入は九千五百餘圓である。大正十五年中の事業としては天長節祝日に私立臺北盲啞學校へ金一千圓、基隆夜學校へ金三百圓、博濟社へ金二百圓、青雲博愛會へ金百圓、省心社へ五十圓、臺東保護會へ二百圓、新竹街救濟會へ金二百圓を獎勵の爲め夫々交附した。

第二節 防貧事業

一、公設市場 元々本島には一定の市場なく、さなきだに衛生思想に乏しい本島商人等が街路の兩側か廟宇の空地に露店を開いて、日用諸雜貨から魚類、獸肉、野菜類に至る迄亂雑に列べて賣買し不潔不

衛生極まるものであつた。因つて明治三十三年九月後藤前民政長官は市場を（屠畜場と共に）公營する方針を定め、爾來全島に互つて此の方針に據らしめ、所要の建物を公共營造物とし、地方廳長管理の下に公共衛生費を以て經營した。斯くて大正九年の地方制度改革に際し、之れを市街庄の管理に移し、同時に從來は衛生設備に重きを置いて經營し來つたものが、時代の要求に應じて益々其の改善充實を圖り、物價を調節し優良品を廉價に販賣する社會政策上の意義をも深からしむることとなつた。其の數全島に涉つて百九十三、賣上總額年三千九百萬圓に上り、其の建築には數萬圓乃至十數萬圓を費し、規模頗る大で設備は整ひ凡て衛生的であることは本島の一の誇りである。

二、公設質舖 公設質舖は大正九年六月發布の公設質舖業務規則に基き、臺北市（當時臺北廳）臺中市、基隆市、嘉義街に其の設置を認可したものである。即ち臺北公設質舖は大正九年六月十六日を以て業務を開始し、昭和元年度の貸出金七十二萬五千六百六十一圓、貸出金回収六十八萬五千五百五十一圓の好成績を示した。臺中公設質舖は大正十一年四月二十日に業務を開始し、昭和元年度の貸出金二十四萬二千六百五圓、貸出金回収十五萬七千六百六十七圓、基隆公設質舖は大正十二年十一月十日を開始し、昭和元年度の貸出金二十六萬五千八百八圓、貸出金回収二十四萬三千四百六十四圓を算し、嘉義公設質舖は大正十三年十一月から業務を開始し、昭和元年度の貸出金七萬五千二百九圓、貸出金回収五萬六千四百八圓に達した。次いで大正十五年十二月二十二日と二十五日に至り、新竹、臺南兩公設質舖の開

設を見たが、兩者何れも創設日尙淺く充分の成績を見ることは出来ないけれども、昭和元年度新竹公設質舗の貸出金五千九百五十四圓、貸出金回収一千二百九十二圓を算し、臺南公設質舗は貸出金二萬五千二百五十七圓、貸出金回収五千二百九十一圓に達した。

此等の公設質舗は何れも逐年順調に發展し、また社會上に及ぼす効果も頗る顯著なるものがある。貸出利率は臺北、基隆月一分五厘、臺中、嘉義、新竹、臺南月二分の割合で、流質期限は六箇月とし月数は凡て満を以て計算するから、前後一箇月に涉つても之れを推算して満一箇月以上に達せない限りは其の利率は一箇月分足りる。市中の質屋が一箇年の利率を最高十二割迄とし、流質期限を三箇月とし月越の躍利を取る等と比すれば、公設質舗が如何に社會政策的のものであるかを知ることが出来る。

昭和元年度中に於ける本島各公設質舗の貸出金總額は百三十四萬四千六百四十四圓、貸出金回収總額は百四十四萬四千九百十三圓に達し利用者年々増加し、島内主要市街地には順次之れが開設を見んむるの状況である。次に同年度中の一口の貸出平均額は臺北十六圓、臺中十四圓、基隆十一圓、嘉義十四圓、臺南十四圓、新竹十二圓で質物の種類別貸出歩合は大約衣類六五%貴金屬二〇%雜品一五%である。

三 低利資金 元産業獎勵資金と稱されたものを大正十四年二月から低利資金と改稱したものである。此の資金は、本島郵便貯金の中央政府に集積されたものを日本勸業銀行を通じて本島に還元した資金で、第二回は大正六年の百萬元、第三回は同八年の二百萬元、第四回は十年の百五十萬元、第四回は

十二年の百萬元、合計五百五十萬元に上つてゐる。其の貸出に就ては大藏省の承認を経た規程に基き、總督府が相當に認むる方面に對つて勸業銀行代理貸附部をして貸出さしむるもので、主なる貸出先は公共團體、産業組合其他の法人若くは個人の産業資本金又は住宅資金等で、其の期限は二十箇年以内、利息は六分五厘である。

四 職業紹介所 職業紹介所に就ては、是迄一、二私設の機關が無かつたではないが、今日の如く多數を見るに至つたのは、大正十年八月中當局から時代の要求に應ずる失業者救済の機關として、其れ等事業の施設等に關し指導するところあつて以來のことである。其の成績を臺北市立職業紹介所に就て見るに同所は昭和元年度全年の統計では

人を求むる數	千八百七十七名	男	六百五十九名	職を求むる數	一千九百八十三名	男	一千六百四十三名
		女	四百二十八名			女	三百四十名
紹介數	八百六十五名	男	五百九十二名	就職數	五百三十二名	男	三百六十三名
		女	二百七十三名			女	百六十九名

即ち前年中よりは取扱數に於て求人數五七五名、求職數七四四名、紹介數八〇五名、就職數四六一名の減少を示し、紹介に對する就職歩合は〇・六三、求職に對する就職歩合は〇・二二である、今地方に於ける公私設の職業紹介所を表示するに左の如くである。

職業紹介所現在調 (昭和二年九月現在)

名	稱	所 在	開 始 年 月
臺北州	臺北市立職業紹介所	臺北市明石町	大正十年六月
同	基隆市職業紹介所	基隆市役所内	大正十五年五月
同	私立國國十善會職業紹介所	臺北市西門町	大正十二年十二月十八日
同	私立基隆公益社職業紹介所	基隆市義重橋	大正十年二月十七日
臺中州	臺中市立職業紹介所	臺中市役所内	大正十年八月四日
同	北斗街立職業紹介所	北斗街役場内	大正十年十月十五日
同	田尾庄立職業紹介所	田尾庄役場内	同
同	埤頭庄立職業紹介所	埤頭庄役場内	同
同	二林庄立職業紹介所	二林庄役場内	同
同	沙山庄立職業紹介所	沙山庄役場内	同
同	大城庄立職業紹介所	大城庄役場内	同
同	竹塹庄立職業紹介所	竹塹庄役場内	同
同	溪州庄立職業紹介所	溪州庄役場内	同
臺南州	臺南市職業紹介所	臺南市役所内	大正十年八月二十日
高雄州	高雄市職業紹介所	高雄市役所内	大正十一年五月一日

五 公設家屋

本島の都會地も亦内地のそれと同じく數年來住宅難に陥つたので、之れが救濟の一

助として現に公設家屋を設けたのは臺北市、基隆市、高雄市であるが、其の他の主要都市に於ても著々準備を進めてゐる。高雄には細民長屋と公共合宿所の二種あるが、就中後者は異彩を放つてゐる。以下順を逐うて説明しよう。

イ 臺北州公設家屋 漢に臺北郡時代に於て公共衛生費を以て建設し、低廉なる家賃を以て一般市民に提供し來つたが、地方制度改正の結果十年度から其の經營を臺北州に引續いた。市内相當の地を四箇所に涉り、棟數九十七此の總戸數三百二十五戸に及ぶ。

ロ 基隆市公共長屋 地方制度の改正に依つて街制施行に際し、年來の住宅難緩和の目的を以て低利資金十二萬圓を借入れ工を起し、大正十年十月竣工した。十九棟六十七戸、市の直營である。尙ほ同時に財團法人基隆博愛園が工費十七萬八千圓を投じた本島人向新築住宅がある。棟瓦三階建、總坪四百六十七坪餘、階下二十二戸、二階、三階各八十八戸に分たれてゐる。

ハ 高雄市細民長屋と公共合宿所 明治三十九年夏同街にベストの流行猖獗を極め、多數の死亡者を出したから、惡疫撲滅の爲め流行區域の家屋を焼却したことがある。時に細民收容の目的を以て清潔な小市街を建設すべしとの議起り、臺灣婦人協會會が經營に當り、十四棟二百四十戸の新設を見たものが其れである。其の公共合宿所は、南臺灣の最要港として、また高雄州廳の所在地として港運日に開け、労働者の在住甚だ多きも、適當の住宅が無いから、其の缺を補はんが爲め、州營として設けられたものである。土地九筆五千坪、此の買價一萬五千圓、建築費十三萬圓の豫算を以て起工し、大正十一年三月末竣工した。總坪七百六十坪、分ちて合宿所五棟、浴場一棟、洗濯場一棟、便所五棟、授産場一棟とする。合宿所一棟毎に、階下には妻帯者四十組を入れ、(一組一日の使用料三錢)、階上には獨身者百六十八(一日の使用料二錢)を容るゝことが出来るから、合計妻帯者二百組と獨身者八百人とを收容し得ること、

なる。殊に本合宿所の特色は授産場の設置で、場内には製糖機械四十五臺と、製糖機三臺とを備附し、一箇年間に産二十萬枚、爪三十六萬枚、襪六十七萬方を製出せんとするもので、下層階級の住宅雜種和と共に無職の者には職を授け、又家族の内職等に資せんとしたものである。

二、宿泊救護 失業者、その他資力乏きたる行旅者等の爲め、高維の三市及花蓮港、玉里庄に公設の無料宿泊所がある。高維、高維南兩市營のものは何れも大正十年八月に、高維市のものは大正十一年四月に、玉里庄のものは大正十三年四月に事業を開始して居る。昭和元年度の事業成績に依ると、高維市中營、内地人男三十六名、同女一計三十七名、本島人男二、以上延人員百四十四人、高維市中營、延人員三百八十八人、高維市營のものは規模廣大、設備完備せるも、邊鄙にして交通不便の爲め、前二者の如く利用されて居ないが、同市の膨漲と共に漸次其の機能を發揮するてあらう。前記公營の外に、高維十善會經營の宿泊所、高維に嘉義婦人會經營の嘉義婦人會簡易宿泊所がある。前者は大正二年十二月の創設に保り、宿泊者と一泊宿泊者の兩方を救護して居る。大正五年中宿泊人員三百二十名、此延人員一千九人に及んで、社會的效果の著しきものがある。後者は嘉義在住實業家並官吏の婦人團體の附屬事業で規模は小さいが、適切なる救助を實行して居る。昭和元年度の宿泊人員三十八名、此延人員三百四十八名である。三、公共浴場 始めて本島に公共浴場が設けられたのは、明治三十八年十一月で、現に高維婦人慈善會の經營する北投浴場は其れである。其の生立は當時官民協志數名の發議で浴場改良會を組織し、北投温泉を利用して完全な浴場を建設せんとしたに在る。後藤前民政長官の賛成を得、終に過く種金を得て之を發營し、竣工を待つて同婦人會に寄附したものである。然るに其の後、高維北市を始め附近街庄は益々發達し、内地人の渡來も感々増加するに及んで、清遊一日の好慰安地を備ふるの切なるものあるに至つたので、大正二年中、時の高維當局は公共衛生費を以て、一層大規模にして設備其の他に於て餘る所なき完全な公設浴場を同地に設くるの計を立て、其の實現を見るに至つた。高維南各州に於ては本島人をして清潔の美風と、衛生思想を養はしめんが爲め、漸次公設浴場の増設を見つゝある。之

等の浴場は總て州市街庄等の經營であつて、大正十四年末現在五十一、其の入浴者八十萬七千九百人に及び漸次良好の成績を擧げて居る。

第三節 保護教化事業

一、兒童保護 本島に於ける貧兒、孤兒其の他の兒童保育機關は、本島人間に兒童を直に經濟化せ

んとする觀念強く且つ今尙ほ兒童賣買の惡習の潜在せる等の關係上、稱するに足るものが少い。併し、近時衛生思想の普及に伴ひ公設產婆の設置されたもの四一を數へ、乳幼兒の死亡率も漸次減少しつゝある。

二、養育會 大正十年三月一日、新竹州桃園街簡助山氏の主唱に依り設立されたもので、本島人兒童にして家庭の事情就學を容されぬものに對し、公學校程度の教育を施さんとするもので、目下の會員數は三百名毎週月、水、金の三日修身、國語、算術、唱歌、手工等を教授し其の成績良好である。

三、養育會 高維北支部 高維北市下率府町に在り、大正四年十二月中本國支部として設置されたもので、現に六名の孤兒を收容し、毎月臺灣婦人慈善會から相當の補助を受け、不足額は一般の寄附に待つて經營して居る。他に幼稚園をも開設し、四歳乃至八歳の本島人子弟を收容する。其れ等の事務一切に當る者が、悉く本部に於ける孤兒の成長者であるのは當支部の異彩である。

四、高維天主公會養育院 今より六十五年前西班牙國馬拉の「ドミニコ」なる者が、高維に渡來し、天主教會を設けし布教の傍ら孤兒院を設け之に孤兒を收容し學業を授けたるに創まり、引續き現在に至れるもので、財團法人臺灣救

萬天主公教會より年額三千六百圓の補助を受け一部を孤兒院の費用に充て、居る。孤兒院に要する費用は一箇月約二百圓許りである。創設當初は専ら信徒の子弟を收容救護したのであるが、現在は一般孤兒院の救護を爲し之に裁縫、讀書等を授け、尙學館に達した兒童は公學校に通學せしめて居る。現在收容數四十八名、内院内二十五名他は院外に委託收容しつゝあり、女兒は成育すれば婚嫁を爲さしめ、男子にありては相當の職業を授けて居る。

二 職業少年の教育 晝間一定の業務に従事し、就學の餘暇なき者の教育機關として、基隆夜學校がある。明治三十六年二月中、基隆街石坂莊作氏の創立に係り、爾來氏の獨力經營し來つたもので、夜間無月謝にて補習教育を施すを目的とする。現在初等科と高等科に分ち、現在生徒數百十七名に達し、開校以來百五十三名の卒業者を出した。

三 社會教育 本島に於ける社會教育中最主要なるものは左記四團體であつて其他若干少年團義勇團等があり、主として智徳の修養、生活の改善其の他社會教化を目的として居るが、猶民衆の教化娛樂機關としての活動寫眞施設は相當普及して居る。

1 團體講習會 何れの地方も進んで之を創立し、公學校教育を受けない者、又は半途退學した者は老幼男女の別なく入會する。其の程度は初等科(公學校二年程度)中等科(同四年程度)高等科(同六年程度)に分たれ、女子部には別に禮儀、作法、裁縫、手藝等をも授け、教授の任に當る者は公學校教員、警察官、街庄役場員等である。大正十二年二月末現在島内會數八百九十三、會員九萬四千三百三十人を算してゐる。

2 國語講習會 本島人の家長を以て組織し、國語の習俗を矯正し、母國の國風に親しましめ、禮儀、作法の實習、常識の修養、時事問題や自治の眞精神の研究、衛生思想の普及發達、其の他一般公民として、居住團體の公益増進を圖ら

しむるに對せんとする重大な目的の下に組織せられたものである。昭和二年三月末現在會數五百十八、會員三千三百七十三人である。

3 主婦會 上記家長會の目的達成の内助たるべき主婦を作らうとするもので、昭和二年三月末現在會數二百七十五會員十五萬六千六百七十八人である。

4 青年團 青年團は青年修養の機關として思想を善導し、品性を陶冶し體力を増進し、以て私人としては一身の幸福を増進し眞の生活を向上せしめ、公人としては健全なる國民善良なる公民としての修養をなさしめ、益々島國開發に盡す所ありしめんとする主旨により各市街庄に其の設置を見るに到つた。昭和二年三月末現在會數三百六十八會員數六萬九千六百二十五人である。

5 婦女會 發達は極めて最近の事に屬し青年會の發達に隨伴して擡頭したものであつて女子に必須なる智識技能の習得、徳操の涵養、身體の練磨等を目的とし、修養に關する講習、講讀、補習教育、生活改善の奨励良俗の助長、社會奉仕事業等を行ひ、専ら婦女期生活の充實に努めて居る。昭和二年三月末現在會數三十八、會員九千一人である。

四 盲啞學校 盲啞の教育機關として臺北市に於ては私立、臺南市に於て州立の盲啞學校がある。(教育の範圍を参照)。

五 感化教育 不良少年感化教育の爲めには、曩に臺北成德學院(臺北州七星郡内湖庄)の設けがあつた。明治四十二年十月本派本願寺別院の創設に係り、爾來總督府補助(大正十年の補助額は一萬九千圓)に加ふるに一般寄附、事業基金、基本財産収入等を以て内地の代用感化院に準じた感化教育の實を舉げ來つた。然るに此の種事業は元々民間にのみ委すべきではなく、之れを官設として適當の保護者なき不

第十一章 交通 通信

第一節 道路 橋梁

一 道路 本島古來の習慣として、官廳は殆んど道路に關與するこゝなく、富豪等の特志經營に委すべきものと看做されて來た。若し偶々官廳が補助をなすか、又は官廳自ら之れに當るこゝがあつたとしても、其の計畫は區々であるため維持の方法がない。随つて領臺當初の運輸交通の困難は誠に名狀す可らざるものであつた。されば明治二十八年中に我が工兵隊の手に依り南北縦貫の軍道を開鑿したるを手始めとし、同三十三年十月には道路橋梁準則を定めて、地方廳管内の住民に訓諭し其の改修を獎勵し始めたが、斯くて保甲民の出役に依り、寄附又は地方税に依り、或は關係地方の特別賦課に依つて、延長三千餘里の道路を改修し得るに至つた。然し其の大部分は勾配急なるのみではなく、大概は橋梁もない應急のものに過ぎなかつたので、明治三十八年内地の國府縣道に該當すべき重要道路七百餘里を指定して更に改修したが、現今此の所謂指定道路は八百七十里に達して居る。

領臺以來の道路改修の經過は以上の如くであるが、愈々大正元年以來國費を以て重要道路を關鑿する

の運びとなり、其の後の成績は左の如くである。

大正元年度から同五年度に亘り、新竹州桃園と臺北州宜蘭間界道路開闢。其の延長角板山(新竹州附近から圓山(臺北州)に至る十九里一町餘と、他に六里三十一町餘の支線とを開闢す。
 大正五年度から東海岸蘇澳(臺北州)と花蓮港間三十一里の開闢に着手し、十三年度に至り全部完成した。其の延長臺北州管内十六里十四町四十八間五分、花蓮港管内十四里二十二町三十一間四分で兩州界大濁水溪に長さ二百八十間六分の鐵線吊橋がある。

大正七年から著手の新化、玉井(臺南州)間の六里六町は大正十年三月末日開通した。

大正八年度國費を以て臺南、鳳山間縱貫道路を實用幅八間に改修の計劃を立てるや、各州に於ても之れに倣ひ地方民が勢力並に敷地密附をなして道路の築造に當り、之れに伴ふ架橋や砂利敷は國庫又は州費を以て年々施行し、今や臺中州下の大部分と主要都市附近一部分の道路は完全に連絡が取れて居る。昭和元年度末に於ける縱貫道路延長は左の通りであるが、道路の築造成れる部分と雖大部分は橋梁暗渠を缺くので、昭和元年度以降十年を以て濁水、下淡水の兩大河の外全部完成の計畫を樹て、目下基隆八堵間道路橋梁及隧道(臺北州)頭前溪(新竹州)急水溪(臺南州)等架橋其の他諸區間の小橋梁砂利敷等の工事施行中である。

州	道路全延長	土工施行済部分延長	土工未済部延長
臺北州	三三〇	三三〇	〇
新竹州	三〇〇	三〇〇	〇
臺南州	三〇〇	三〇〇	〇
高雄州	三〇〇	三〇〇	〇
計	一,二三〇	一,二三〇	〇

年次	二間未満	四間未満	四間以上	計	五間未満	五間以上	計	延長
明治三十二年	一五	一五	一五	四五	一五	一五	三〇	一五〇
同三十七年	二〇	二〇	二〇	六〇	二〇	二〇	四〇	二〇〇
同四十二年	二五	二五	二五	七五	二五	二五	五〇	二五〇

二 橋梁 橋梁の特記すべきものには大正十年度から著手した臺北橋がある。同十四年六月竣工したもので長二百三十九間、中央三間二分を車道とし、兩側一間五分づつを歩道としてある。其他大河南の架橋には八年度から九年度に亘り竣工した二層行溪橋、九年度から著手し十一年度に竣工した大肚橋等がある。濁水溪、下淡水溪の如き島内最大の河流は巨費を要するので、今尙已むを得ず渡船に依るも、其他の河川で縦貫道路上のものは大部分國費を以て、一般指定道路に於けるものは地方費を以て、道路の改修と共に其の架設をなすつ、ある。左に預算以後の道路橋梁の開發情勢を表示しよう。

道路橋梁の發達一覽

年次	道路			橋梁		
	二間未満	四間未満	四間以上	五間未満	五間以上	計
明治三十二年	一五	一五	一五	一五	一五	三〇
同三十七年	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	四〇
同四十二年	二五	二五	二五	二五	二五	五〇

の十二哩二分は既に開通して之れを瑞芳線ニ稱へてゐた。大正十二年十月二十一日基隆―八堵間縦貫改良線の開通と共に、其の舊線二哩二分を瑞芳線に編入し、尙ほ武丹坑―頂雙溪間二哩四分も同日から開通した。十三年十二月一日に至つて頂雙溪から貢寮庄澳底を経て大里に至る十哩八分を開通し、基隆起點八堵を経て蘇澳に至る六十一哩二分の全通を見るに至り、依てこれを宜蘭線ニ改稱した。又屏東線は屏東―潮州間の九哩四分は既に開通して潮州線ニ改稱し、殘餘の工事は都合上一時中止したが同十一年九月上旬から再び潮州―枋寮間二十五哩餘の延長工事に著手し、潮州―溪州間四哩五分は大正十二年十月二十一日を以て營業を開始したが、時恰も財政緊縮に遭ひ殘餘の延長工事は遂に中止の止むなきに立ち至つた。

竹南と王田間 經費總額一千五十五萬圓 所謂本島の海岸線なる竹南―王田間の五十三哩餘は、大正八年度から上記の經費を以て四箇年繼續して起工、同十一年十月十日全通と同時に之れを縱貫線に編入した。

東部線の延長 東部臺灣の開発を促進せんが爲め花蓮港―玉里間に鐵道を敷設した次第は前述の通りであるが、更に之れを延長し臺東製糖會社線に連ね、臺東に直通せしめんとの目的を以て工費二百二十萬圓を計上し、三箇年繼續事業となし大正十年七月より玉里―里壩間二十四哩餘の工事に著手し、大正十三年中、北部に於ては玉里から頭人埔まで九哩七分、南部に於ては里壩から池上まで七哩八分を竣

工、次で十五年一月頭人埔、公埔間三哩九分を、同三月には池上、公埔間四哩三分を竣工し是れで全部の開通を遂げたのであるが、之より先大正十一年四月臺東開拓株式會社所有の臺東、里壩間二十七哩の鐵道を九十四萬八千餘圓で買収し、即時開業したから玉里、里壩間の竣工に依つて花蓮港臺東間一路交通の便益に完成されたのである。

二 線路の改良 是迄の本島鐵道界は新なる建設に忙殺され、既設線路の改善を圖る餘力が無かつたが、近年旅客も貨物も著りに増加し、特に大正八、九年の如きは屢々滯貨問題を惹起したるに鑑み、愈愈全線に涉つて勾配緩和等線路改良の必要を認め、議會の協賛を経て順次之れが改良を圖ることにした。乃ち基隆、八堵間及び鶯歌驛附近は大正十年七月工事に著手し大正十二年十月竣工、桃園、埤子脚間及び追分、彰化間は大正十二年六月著手し大正十四年四月何れも竣工した。亦王田、彰化間直通線は大正十一年四月著手し同十四年五月一日運轉を開始した。更に同年五月から茶山隧道附近の改良に著手し十五年一月竣工したが引續き新竹、竹南間に於て約十二哩に亘る改良工事中である。前述の如く年々部分的に改良を爲し來つたが、逐年増加する客貨輸送の圓滑を期するは到底不可能であつて、近き將來に於て單線輸送の極限に達するの實情に鑑み、新に縱貫線を複線にするの方按を樹て、先づ第一期計畫として昭和二年より昭和六年度に至る五箇年間の繼續事業として、工費豫算千四百六十九萬圓を以て、輸送上急を要する臺北竹南間及高雄臺南間を施工することとし、第五十二議會の協賛を経て確定し、既に

南北共工事に着手して居る。

三 沿線の概況 既に述べた如く、縦貫線は本島の最大要港たる基隆に起つて、將來南方の發展と共に益々重要な意義を加ふる高雄に終る本島の幹線であり、香粟であり、將又大動脈である、されば島内の主要市街は勿論、其の産物其の富源の大部分も、亦其の沿線に集注するは自然の理である。

北から之れを説明せんに、基隆附近には金鑛あり又多数の炭鑛あり 基隆今日の繁盛を來した一因は、又確かに此等の富源を背景としてゐるからである。全島の首都である臺北は、此處より南下一時間弱、益々南行して、益々大小の都邑と代表的本島名産との送迎に迎あらざるものがある。即ち桃園、中壢、平鎮の茶、苗栗附近の樟腦及び石油、臺中、彰化、彰化の所謂中部米等、孰れも本島を代表する名産でないものはない。

濁水溪として流るゝ彼の大濁水溪の鐵橋を南に臨ると、感々南部臺灣となり、雖ては内外に宣傳せらるゝ阿里山の登り口であつて、阿里山材の集散地たる嘉義驛に著く。嘉義驛より水上驛に至る間、我が國唯一の北回轉鐵橋塔を西方目近に見て、間もなく此の地方の仙臺たる關仔頂温泉への岐路をなす後壁驛、近き將來に於て臺南沃野の大灌溉をなさんとする烏山頭貯水池への通路たる番子田驛等を経て、終に全島の最舊都であつて、又南部商業の中心地である臺南市に入る。

濁水溪の前後からは、左右茫茫無涯の蔗園綿々として、糖菜園の面目自ら躍り、就中東方遙かに新高の高峰を望むの壯觀は何に喩へやうも無い。臺南市を過ぎると北の基隆と併稱さるゝ高雄の名港迄は最早假睡の暇だになく、縦貫線とは即ち線を以て終點とする。

高雄から屏東に通ずる潮州線二十四哩間は、取立てゝ名所蹟の稱すべきものはないが、下淡水溪沿岸なる一廿七哩の青原には、米と甘蔗の産地だ豊かなるものがある。下淡水溪上の鐵橋は長さ五千七呎、東洋第一の長橋である。

淡水線十四哩は、首都臺北と領察以前の名港淡水とを連結するもの、港灣淺せて街衢衰へたが、名所蹟には乏しくない、途上圓山驛は臺灣神社、動物園、劍潭寺に近く、北投驛は臺灣箱根とも稱すべき北投の名泉を控ふるを以て聞えてゐる。

縦貫線の八堵驛から岐れ、東海岸北部を走る宜蘭線自基隆至蘇澳全長六十一哩二分には、故北白川宮殿下の御上陸地點たる三貂角を近くに控へ、沿線の産物亦多く、石炭、木材、金鑛、砂糖、石盤石等の諸産物を出してゐる。

臺東線は地方の開発後れたるため、産物の特に見るべきものなく旅客の交通も甚だ少いが、今や花蓮港、臺東間一路連絡し交通の便一段の進展を加へたので將來の發展期して待つべきである。

年度	種別	機關車	客車	貨車	計	指數
明治四十年度		1	1	1	3	100
大正二年度		1	1	1	3	100
同 三年度		1	1	1	3	100
同 四年度		1	1	1	3	100
同 五年度		1	1	1	3	100
同 六年度		1	1	1	3	100
同 七年度		1	1	1	3	100
同 八年度		1	1	1	3	100
同 九年度		1	1	1	3	100
同 十年度		1	1	1	3	100
同 十一年度		1	1	1	3	100
同 十二年度		1	1	1	3	100

第十一章 交通通信



昭和十三年度
同十四年度
同十四年度

運轉哩數
三六
三五
三五

石
一
一
一

油
一
一
一

運轉哩數之消耗品數量

(右、表中の指數は明治三十二年度を100とせるもの)

年度別	運轉		石		油	
	運轉哩數	換算車類	石	炭	油	石一哩平均 炭百哩平均 油
明治四十年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十九年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十八年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十七年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十六年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十五年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十四年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十三年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十二年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十一年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同三十年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十九年	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十八年	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十七年	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十六年	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十五年	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十四年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十三年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十二年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十一年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同二十年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同十九年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同十八年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同十七年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同十六年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同十五年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同十四年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100
同十三年度	2,500,000	10,750,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100

昭和十四年度
同十四年度

營業哩之走行哩數

備考 表は凡て汽動車及微粉炭機關車の分を除く。表中換算車類とは車輛の牽引數に走行哩を乘したるものである。

年度別	營業哩		指	
	年度末營業哩	列車走行哩	年度末營業哩	列車走行哩
明治三十二年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同三十一年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同三十年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十九年	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十八年	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十七年	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十六年	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十五年	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十四年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十三年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十二年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十一年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同二十年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同十九年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同十八年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同十七年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同十六年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同十五年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同十四年度	2,500,000	10,750,000	100	100
同十三年度	2,500,000	10,750,000	100	100

年度	客車收入	貨車收入	雜收	計	指	數
大正二年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
大正五年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同七年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同八年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同九年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同十年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同十一年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同十二年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同十三年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
同十四年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200
昭和元年	4,866,666	1,745,555	80,000	6,692,221	1,710,000	1,200

各種運輸收入 (圓以下四捨五入)

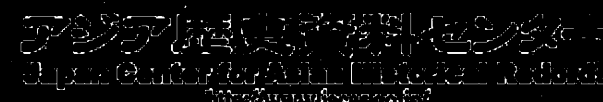
年度	客車收入	貨車收入	雜收	計	指	數
大正二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	100
同四年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	100
明治三十二年	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	1,000,000	100

一日一哩收入

年度	客車收入	貨車收入	雜收	計	指	數
同五年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同七年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同八年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同九年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同十年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同十一年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同十二年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同十三年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
同十四年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200
昭和元年	3,575,666	1,275,555	80,000	4,930,221	1,270,000	1,200

種別

年度	客車收入	貨車收入	雜收	計	指	數
明治三十二年	9,666,666	3,375,555	80,000	13,122,221	3,370,000	100
同四十年	9,666,666	3,375,555	80,000	13,122,221	3,370,000	100
同四十二年	9,666,666	3,375,555	80,000	13,122,221	3,370,000	100
大正五年	9,666,666	3,375,555	80,000	13,122,221	3,370,000	100



二萬平沼の平 (所謂阿里山)間、三哩六十四封度、軌條四十封度、最急勾配十六分の一、最小曲線半徑一鎖半、途上各所のスイッチバック(轉向鐵道)は大奇蹟である。

沼の平以東、八哩十七鎖、軌條三十封度と三十五封度、最急勾配二十分の一、最小半徑一鎖半。

塔山下(獨立橋)三哩十六鎖、軌條三十封度、最急勾配五十分の一、最小半徑一鎖半。

竹崎以上は木材運搬の専用となし、所々スイッチバックを設け陸道を穿つ、又大正五年四月よりは竹崎―養葉湖間、六年九月よりは養葉湖―十字路間、七年八月よりは十字路―沼の平間も貨物運輸の營業を開始し、竹崎―沼の平間は便乗の取扱を受け沿道の開發上見るべきものがある。

二 私設鐵道

私設鐵道の計畫は、遠く縦貫鐵道の建設着手以前明治二十九年に樹てられたが、實際起工されたのは製糖業の最勃興期である明治三十九年であつた。爾來糖業の發展と共に逐年發展し、甘蔗輸送の副産として幾多の營業線を生じ、官鐵と相俟つて産業開發に貢獻する所少くはない。以下其の狀況を表示しよう。

哩程及び車輛累年表

年次	哩程		車輛	
	營業線	專用線	機關車	客車貨車
明治四十二年度	1,000	1,000	100	100

旅客及び貨物累年表 (九年以降專用線を除く)

年次	旅客		貨物		指數	
	營業線	專用線	營業社	利用計	旅客	貨物
大正四年度	2,573	6,421	2,573	6,421	100	100
同七年度	2,599	6,000	2,599	6,000	100	100
同八年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100
同九年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100
同十年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100
同十一年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100
同十二年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100
同十三年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100
同十四年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100
昭和元年度	3,234	6,077	3,234	6,077	100	100

年次	旅客賃金	貨物賃金	雑收	計	指
昭和八年	3,066,000	3,746,000	3,746,000	10,558,000	100
昭和九年	3,150,000	3,746,000	3,746,000	10,642,000	100
昭和十年	3,234,000	3,746,000	3,746,000	10,726,000	100
昭和十一年	3,318,000	3,746,000	3,746,000	10,810,000	100
昭和十二年	3,402,000	3,746,000	3,746,000	10,894,000	100
昭和十三年	3,486,000	3,746,000	3,746,000	10,978,000	100
昭和十四年	3,570,000	3,746,000	3,746,000	11,062,000	100
昭和十五年	3,654,000	3,746,000	3,746,000	11,146,000	100

運輸收入累年表 (以下四捨五入) (本表貨物賃金中大正九年以降は社用品貨物賃金を含む)

年次	旅客賃金	貨物賃金	雑收	計	指
明治四十二年	2,116,000	3,300,000	1,500,000	6,916,000	100
大正四年	2,200,000	3,300,000	1,500,000	7,000,000	100
大正七年	2,284,000	3,300,000	1,500,000	7,084,000	100
大正八年	2,368,000	3,300,000	1,500,000	7,168,000	100
大正九年	2,452,000	3,300,000	1,500,000	7,252,000	100

三 私設軌道

私設軌道(所謂トロリ車)は、本島に於て最重要なる交通補助機関で、地方の開発に貢献するに
ころ頗る大である。其の發達は明治四十二年後のごとで、爾來長足の進歩を爲し、今日の盛況を見るに
至つた。其の狀況は左表の如くである。

私設軌道累年表

年次	營業哩	臺車數	旅客	貨物	旅客	貨物	計	營業哩	臺車數	收入
昭和八年	1,000	100	100	100	100	100	200	100	100	100
昭和九年	1,100	110	110	110	110	110	220	110	110	110
昭和十年	1,200	120	120	120	120	120	240	120	120	120
昭和十一年	1,300	130	130	130	130	130	260	130	130	130
昭和十二年	1,400	140	140	140	140	140	280	140	140	140
昭和十三年	1,500	150	150	150	150	150	300	150	150	150
昭和十四年	1,600	160	160	160	160	160	320	160	160	160
昭和十五年	1,700	170	170	170	170	170	340	170	170	170

年次	營業哩	臺車數	旅客	貨物	旅客	貨物	計	營業哩	臺車數	收入
明治四十二年	1,000	100	100	100	100	100	200	100	100	100
明治四十三年	1,100	110	110	110	110	110	220	110	110	110

従来の六千噸級四艘八回往復を六艘十二回の往復に改めたことである。斯くて大正四年度からは使用船を十六艘五萬三千噸以上に減じ、其の航路名を左の四線に改めた。

1 内地線 2 沿岸線(兼線) 3 南支那線(兼線) 4 北支那線

大正五年度から基隆起點の南洋線新設、二艘毎月一回發航、高雄、馬尼拉、サンダカンを経て爪哇各港に至る。同年五月世界大戦に因り、船腹不足其他の事情の爲、兼に命令した内地線六艘の内、郵船會社の因幡丸を廢航し、其の附屬船三隻貨物汽船一艘添加、同年九年から同理由にて大阪商船の笠戸丸廢航、依て内地線は四艘に減じ、毎週一回發航の餘儀なきに至つたが、之れに代ふるに南支那線と南洋線とに附屬船各々一艘を加ふるこゝとなつた。

然るに大正八、九、十の三年度共、海運界の事情は未だ許さず、前記内地線二艘の復活を得なかつたが、十一年に至り、復活の急務愈々迫り同四月より前年通りの二艘を就航せしめ得た。更に大正十三年六月から一萬噸級蓬萊丸、扶桑丸の就航となり次で十四年三月に至り同型吉野丸の配船を見るに至つた。依て大正十四年度には命令を改め、基隆神戸線を郵船兩社の共同受命とし八千噸三隻、六千噸三隻にて前年度同様の航海を爲さしむることとした。次いで大正十五年度は更に命令を改め、甲型船三隻に限り速力を早め内地臺灣間一晝夜航海を實行し、兩社單獨受命に變更した。即ち近郵は甲型船一隻、乙型船二隻商船は甲型船二隻、乙型船一隻にて前年度同様の航海数を踐行せしむることとした。更に昭和二年

四月より商船は笠戸丸を瑞穂丸に代へ一萬噸型三隻取り揃へた。近郵亦信濃因幡の兩船を新船に取換へる模様であるから優秀大型船六隻の就航を見るも近き將來であらう。而して一方同附屬線を廢し、之に更ふるに高雄横濱直航線を新設し、三千噸六隻、年七十二回の航海を命じ、商船、近郵、山下三社で共同受命した。更に十五年度に至り使用船の統一を計る爲總噸數を二千五百噸に低下した。

以上の他、大正八年以來の經過には、郵船の附屬船と南支南洋の附屬船を廢し、新に基隆新嘉坡間(高雄、香港、西貢、盤谷寄港)の南洋乙線を起し、且沿岸線と南支那線と丙線を起し(八年度)、沿岸兩線を廢して南支那丙線を基隆—福州間航路に改め、航海度數を倍加した等の事があるが(九年度)、就中特記すべきは、十年五月一日から基隆起點の海防航路を開始した一事である。此の航路は兼に二三の計畫實行者があつたが、收支償はなかつた爲め廢航に歸したものである。しかし同地在留邦人及び領事の陳情もあり、南方開拓の爲め多少の犠牲を辭せない積りで山下汽船會社が命に應じ、十一年度からは之れを南洋線丙線と改稱した。南洋乙線は大正十三年度末から種々の事情により、新嘉坡を廢して盤谷とまりこなし、航路を基隆、香港、西貢、香港、高雄、基隆に改めた。然るに大正十五年度に至り内地航路の速力増加實施の犠牲となり、開設以來七年間にて廢航の止むなきに至つたのは最も遺憾とする處である。

大正十四年度から沿岸甲線に附屬線を新設し、蘇澳花蓮港間を毎日航海し、鐵道宜蘭線に連絡せしめ

大正八年度	五,一五五,〇〇〇	同	十二年度	五,一五五,〇〇〇
同九年度	五,一五五,〇〇〇	同	同十三年度	五,一五五,〇〇〇
同十年度	五,一五五,〇〇〇	同	同十四年度	五,一五五,〇〇〇
同十一年度	五,一五五,〇〇〇	昭和元年度	五,一五五,〇〇〇	五,一五五,〇〇〇

第四節 通信機關

一 中央機關 本島の通信事業は軍政時代には總督府陸軍局に屬して居たが、明治二十九年四月からは總督府民政局通信部の分掌となつた。然るに明治三十四年十一月官制の一部改正さる、や、通信局の主掌となり、此の通信局が大正八年には逓信局と改稱されたが、大正十三年十二月には府内の一局から分れて獨立の官制に依つて設けられた交通局内の逓信部となつて今日に及んだ。逓信部は庶務、監理、工務、海事の四課に分れ郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話、航路標識、航路、船舶、海員、電氣及び瓦斯に關する監督、計畫及び爲替貯金原簿管守の事務を管掌する。

燈臺は元は獨立の官制に依つて設けられた官衙であつたが、明治三十五年十一月以來通信局の附屬となり、大正十三年十二月よりは交通局に屬せられた。

二 地方機關 地方通信機關の設備は、明治二十九年四月臺北を始め其他十九の一、二等局、大

稻埕外一支局を設置したのに始まる。尋いで同年九月に林圯埔外二箇所の受取所を設け、漸次各主要地に及ぼし、同三十一年度には三等局制度を、同三十二年度には郵便出張所制度を實施し、同四十五年一月には郵便受取所を三等局に改め、出張所の如きも漸次三等局に改め直接責任者を置き、進んで大正二十一年度には指定三等局制度を定むるに至つた。斯く施設を改善し、事務の敏活を圖つた結果、明治二十九年には僅か二十九に過ぎなかつた郵便局も、今や實に百七十五箇所（電信取扱所、自動電話等を除き）の多きを算するに至つた。

通信官署數一覽（其業務別共）

年次	局所	業務別			
		郵便	電信	電話	交換
大正三年度末	三〇〇	一六	二五	二七	三
同六年度末	三〇〇	一六	二五	二七	三
同八年度末	三三六	一六	二五	二七	三
同九年度末	三三九	一六	二五	二七	三
同十年度末	三三〇	一六	二五	二七	三
同十一年度末	三三三	一六	二五	二七	三

第五節 郵便

同十二年度末	三七	二五	一六	二六
同十三年度末	三七	二五	一六	二六
同十四年度末	三四	二七	一七	二六
昭和元年度末	三四	二七	一七	二六

二四〇

備考 本表の局所中には、電信取扱所及び自働電話を含み、業務別中には、一局所にして二以上の業務を取扱ふ局所は之れを各別に計上す。

第五節 郵便

一 通常小包郵便等 明治二十九年四月を以て、領臺當時の遺物たる野戦郵便が民政局の所屬に移つて以來、略々内地と同制度を採つたけれど、尙ほ當時は百事草創の際にて前時代の慣習を脱する事が出来なかつたが、翌三十年に至つて大いに面目を改め、尋いで同三十三年十月郵便法の實施に及んで全く内地と異なるに至つた。斯くて或は延長し行く鐵道を利用し、或は遠く蕃界に新線路を擴張し、又水路に於ける航海回数の増加の利用等施設經營に専らであつた結果、當初は郵便局所々在地より一里以内の區域は毎日集配したが、其他は一箇月一回、若くは全く無集配の地方が多かつたのに、今や市内は毎日一回以上多きは六回、市外は交通の極めて困難でない限り、一日一回の集配を見る迄に至つた。

乃ち昭和元年度末の郵便線路を舉ぐるに、普通道路百六十四里、鐵道七百九十一哩、輕便鐵道二百八哩、水路一千七百九哩に及んでゐる。

通常郵便物引受配達年表 (△印は減)

年 度	引 受 配 達	前年増減率		上欄中本島人に係るもの再掲	前年度に比し増減割合
		引 受	配 達		
大正二年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同三年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同四年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同五年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同六年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同七年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同八年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同九年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同十年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同十一年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同十二年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同十三年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
同十四年度	三〇、〇〇〇	〇	〇	二、〇〇〇	〇
昭和元年度	三〇、〇〇〇	△	△	二、〇〇〇	△

小包郵便引受配達年表 (△印は減) 二四一

年 度	引 受	配 達	前年度に比し増減割合		上欄中本島人に係るもの再掲	
			引 受	配 達	引 受	配 達
大正三年度	5,366	5,498	0.00	0.00	3,260	3,260
同 六年度	5,815	6,055	0.05	0.06	3,572	3,572
同 八年度	6,565	7,065	0.11	0.12	3,967	3,967
同 九年度	6,355	6,855	0.06	0.07	3,858	3,858
同 十年度	6,766	7,266	0.08	0.09	4,169	4,169
同 十一年度	7,077	7,577	0.05	0.06	4,480	4,480
同 十二年度	7,388	7,888	0.04	0.05	4,791	4,791
同 十三年度	7,699	8,199	0.04	0.05	5,102	5,102
同 十四年度	8,010	8,510	0.04	0.05	5,413	5,413
昭和元年度	8,321	8,821	0.04	0.05	5,724	5,724

二 爲替 郵便爲替も亦明治二十九年四月民政施行の際野戦組織の取扱を受け、同八月通常組織に改めたもので、開始以来口数、金額共に逐年増加し來つたが、近年振替貯金の發達に阻害され、稍其の増加率を減するに至つた。電信爲替は同十月を以て本島内に限り先づ其の取扱を開始され、三十二年十二月から本島内地間にも之れを及ぼすに至つた。外國爲替の内、電信の爲替以外は三十一年五

月から取扱つたが、其の電信爲替は大正元年九月を以て開始した。又明治二十九年十月開始の取立金事務は爲替事務以外の一科目をなしたつたが、大正五年八月以後は之を通常爲替の取扱に移すに至つた。

内國郵便爲替取扱數 (△印は減)

年 度	振 出		上欄中本島人に係るもの再掲	
	口 數	金額	口 數	金額
大正二年度	6,034	1,600,194	1,231	4,077,761
同 五年度	6,055	1,522,262	0,000	4,000,000
同 七年度	6,037	1,577,762	0,000	4,000,000
同 八年度	6,000	1,577,762	0,000	4,000,000
同 九年度	1,000,000	1,577,762	0,000	4,000,000
同 十年度	6,000	1,577,762	0,000	4,000,000
同 十一年度	6,000	1,577,762	0,000	4,000,000
同 十二年度	6,000	1,577,762	0,000	4,000,000
同 十三年度	6,000	1,577,762	0,000	4,000,000
同 十四年度	6,000	1,577,762	0,000	4,000,000
昭和元年度	6,000	1,577,762	0,000	4,000,000

三 郵便貯金 郵便貯金も亦二十九年八月一日野戦組織を廢止し、内地同様の取扱となった。爾來内地人は年々共に殖る、本島人は漸く其の意義を諒解するに及ぶなり、人数も金額も次第に増加するに至つたが、特に御大典記念貯金を勧誘せるに、大正四年四月以來四分二厘の利子を五分四厘に引上げたるに依り、激かに増加し其の成績左表の如くである。

郵便貯金累年表 (△印は減)

年 度	年 度 末 現 在		上 欄 中 本 島 人 に 係 る も の 再 掲	
	人 員	金 額	人 員	金 額
大正二年度	1,100,000	2,318,250	5,570	1,284,800
同 三年度	1,250,000	3,250,000	6,120	1,864,000
同 四年度	1,500,000	4,500,000	7,000	2,500,000
同 五年度	1,800,000	6,000,000	8,000	3,200,000
同 六年度	2,100,000	7,500,000	9,000	4,000,000
同 七年度	2,500,000	9,000,000	10,000	4,800,000
同 八年度	2,800,000	10,500,000	11,000	5,600,000
同 九年度	3,100,000	12,000,000	12,000	6,400,000
同 十年度	3,400,000	13,500,000	13,000	7,200,000
同 十一年度	3,700,000	15,000,000	14,000	8,000,000
同 十二年度	4,000,000	16,500,000	15,000	8,800,000
同 十三年度	4,300,000	18,000,000	16,000	9,600,000

同 十四年度	4,600,000	19,500,000	17,000	10,400,000
昭 和 元 年 度	4,900,000	21,000,000	18,000	11,200,000

四 振替貯金 明治三十九年八月から一般受拂事務を開始し、四十三年四月新に加入口座を設け、更に地方税の出納取扱、小切手拂込、債券募集、元利支拂等の事務をも取扱ふに至つたが、孰れも年々増加し左表に見るが如き成績を挙げた。

振替貯金累年表 (△印は減)

年 度	拂 込 額		口 座 加 入 年 度 末 現 在	
	人 員	金 額	人 員	金 額
大正二年度	1,100,000	7,250,000	5,570	1,284,800
同 三年度	1,250,000	8,000,000	6,120	1,864,000
同 四年度	1,500,000	9,000,000	7,000	2,500,000
同 五年度	1,800,000	10,000,000	8,000	3,200,000
同 六年度	2,100,000	11,000,000	9,000	4,000,000
同 七年度	2,500,000	12,000,000	10,000	4,800,000
同 八年度	2,800,000	13,000,000	11,000	5,600,000
同 九年度	3,100,000	14,000,000	12,000	6,400,000
同 十年度	3,400,000	15,000,000	13,000	7,200,000
同 十一年度	3,700,000	16,000,000	14,000	8,000,000
同 十二年度	4,000,000	17,000,000	15,000	8,800,000
同 十三年度	4,300,000	18,000,000	16,000	9,600,000

年 度	口 拂	前年度に比し増割合	金 額	前年度に比し増割合
同 十二年度	一、四四、四六六	△ 〇六、六四〇、二九七	三、八七	〇、九九
同 十三年度	一、四四、五五七	△ 一〇、三三〇、二一八	三、九四	〇、九八
同 十四年度	一、四四、六八八	△ 一〇、九二〇、二二六	三、三〇	〇、九〇
昭和元 年 度	一、四四、七二六	△ 一〇、九二〇、二二六	三、三〇	〇、九〇
昭和元 年 度	一、四四、七二六	△ 一〇、九二〇、二二六	三、三〇	〇、九〇

備考 明治四十一年度に加入口座の数字を繰くは、四十三年度に於て始めて其の受拂を開始せるに因ること前文の如くである。

五年金恩給金等 年金、恩給、遺族扶助料、退職料の支給に關する事務は、明治四十三年四月之れを開始して以來、年々受給者の増加を來した事は左表の如くである。

年 度	口 拂		高	
	數	前年度に比し増割合	額	前年度に比し増割合
明治四十三年度	三、三三	一、一七	一、四四、四六六	〇、九八
大正二 年 度	三、三三	一、一七	一、四四、四六六	〇、九八
同 六 年 度	三、三三	一、一七	一、四四、四六六	〇、九八
同 八 年 度	三、三三	一、一七	一、四四、四六六	〇、九八
同 九 年 度	三、三三	一、一七	一、四四、四六六	〇、九八

第六節 電信

一 國內電信 電信制度も亦、明治二十九年四月、軍政から民政に移つた際に行はれた次第は、第一節中の地方機關中にも述べたが、當時は取扱局所數二十九箇所で、而かも陸軍兵站部の軍用電信所を其の儘事務所としたが故に、其の不備不備は言ふ迄もなかつた。されば爾來種々の改善と擴張とを行ひ、多數の局所を新設し、電線の増加を圖つたが、一方には内陸間の通信も亦年々共に増加し來つて、到底從來の基隆―大根占間の一海底線(明治三十年八月中、鹿兒島―基隆間の軍用線を國用線とせるもの)のみでは足らなくなり、四十三年十月から淡水―長崎間の新線を開通し、一時漸く遅滞を免るゝを得た。

年 度	口 拂	前年度に比し増割合	金 額	前年度に比し増割合
同 十 年 度	八、三三	一、一七	五、九七、七〇	五、一七
同 十一年度	九、三〇	一、一七	六、四八、五三	一、一六
同 十二年度	一〇、〇七	〇、七〇	七、五三、〇〇	一、一六
同 十三年度	一〇、七五	一、六六	八、三三、三三	一、一六
同 十四年度	一〇、三三	一、二〇	八、三三、三三	一、一六
昭和元 年 度	一〇、三三	一、二〇	八、三三、三三	一、一六

備考 本表は現金支給の分のみを掲げ貯金に租替の分を含まない。

然しながら島運發展の速なことは、僅か一線増設の及ぶ所ではなく、幾許ならずして淡水線の通信数は一日平均二千四百餘に上り、又々新線増設の計を立つるの已むなきに至つた。然し當初は材料の購入上世界大戦に妨げられ、其の開通を見るに至つたのは漸く大正六年七月十一日のことである。其の後に臺灣電報取扱数一日平均四千五百餘通に上つたから、更に内臺間無線電信の計畫を樹て、目下著々其の進行中である。

本島、澎湖間の通信には從來安平陸揚線の一あるのみであつたが、其の故障は頻々であるから、大正六年度中布袋(臺南州)陸揚の一線を新設し、平時は之れを電話通信に充て安平線の不通に際して電信に代ふるの装置をなし、前者の缺を補ふこととした。所が大正十年九月安平、澎湖線の障碍修理に際し、大部分の布設替をするに共に陸揚地をも布袋に変更し、其後大正十二年十一月十三日告示百七十六號を以つて電話通信に利用することを止めた。

二 外國電報 支那並に香港經由の本島發着外國電報は、領臺當時、淡水、川石山間海底線に依り、支那電信局と通信し、其の連絡を保ち來つたが、明治三十二年十月中同線を買收し、東方擴張電信會社(川石山に在り)と通信することとし、同年十一月六日より萬國電信條約に依る國際線となり、現在では臺北—川石山線となつて居る。

三 無線電信 明治四十三年九月中、臺北州下の富貴角に無線電信支局を設け、翌月を以て一般

公衆通信を開始したが、其の圏内に入るべきものは主として、内地—臺灣間、上海—香港間、香港—新嘉坡、麻尼拉間を航行する内外船隻等で、當時は一日平均七八隻の入圏があつた。然るに大正八年秋季の大暴風の爲同支局の破損甚しく、依つて總督府新廳舎の高塔を利用し、従前の連絡を保ち來つたが、同九年八月基隆の新設局舎に移轉した。大正十五年八月の調査に依る一日平均入圏船は二十一隻である。尙大正四年十一月二十五日から、本島—澎湖間の海底線不通中に限り、馬公海軍無線電信所(澎湖廳馬公街)を公開し、富貴角局との間、和文電報を取扱ふの制を開き、爾後引續き富貴角支局を基隆局に、更に大正十四年十一月より鳳山無線電信取扱所に改めたる後も、此の方法を繼續して來たが、之より先、大正十三年五月二日からは歐文電報をも取扱ふこととなつた。

更に大正十年七月以來當府命令航路の南北支那及び南洋線並沿岸線等に就航する船舶に私設の無線電信に依つて船舶内に無線電信取扱所を設けて、乗客船員等の便宜を圖ることとなつたが、其の船舶も漸次増加して、昭和二年三月末現在では十隻となつた。

從來本島の南西部方面海上に對する無線電信通信機關は比較的不備であつたため、大正十四年十二月十六日本島の南端鷺鑾鼻に無線電信局を新設された。大正十五年八月調査に依る一日平均入圏船は十隻にして、其の主なる船舶は香港航路、濠洲航路、南洋航路、歐洲航路等に就航するもので、殊に歐洲航路に對しては同無線局が本邦に於ける最終又は最始の連絡局となつた。又鳳山海軍無線電信所に於ても

大正十二年六月一日から鳳山無線電信取扱所として一般公衆電信を取扱ひ來つたが、此の警備無線局の新設と共に當所では一時南洋バラオ方面との通信のみを扱つて居たが、昭和二年一月より全然取扱はさるゝこととし、唯海底線不通時に必要の際は馬公又は佐世保と通信することとなつた。

電報取扱通數累年表 (△印は減)

年 度	總 數				上欄中本島人に係るもの再掲			
	發 信	著 信	合 計	前年度に比し増減割合	發 信	著 信	合 計	前年度に比し増減割合
大正三年度	九三、一八	九〇、七六	一八三、九四	〇、〇〇	六、二五	八、二一	一四、四六	△
同 六 年 度	一、〇〇、〇八	一、〇〇、〇四	二、〇〇、一二	一、一	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
同 八 年 度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
同 九 年 度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
同 十 年 度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
同 十 一 年 度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
同 十 二 年 度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
同 十 三 年 度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
同 十 四 年 度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇
昭和元年度	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	〇、〇〇

第七節 電話

本島の電話は明治三十三年四月、總督府電話交換局官制發布され、同年七月から業務を開始したもので、その最初の年度には、全島を通じての加入者僅かに四百四十三名に過ぎなかつたが、昭和二年三月末現在では一萬二千四百七十七名に増加した。其の進歩の状態は左表の示す通りである。

電話加入者累年表

年 度	年度末現在總數		上欄中本島人に係るもの再掲	
	人 員	前年度に比し増減割合	人 員	前年度に比し増減割合
大正三年度	四、四七	〇、〇〇	七、九	一、六
同 六 年 度	五、三三	一、〇〇	一、〇三	一、八
同 八 年 度	七、一四	一、八	一、八	〇、〇
同 九 年 度	七、八四	〇、九	一、九八	〇、〇
同 十 年 度	八、九八	一、〇	三、〇六	一、五
同 十 一 年 度	一〇、三〇	一、三	三、四六	一、三
同 十 二 年 度	一〇、七〇	〇、四	三、六九	〇、六
同 十 三 年 度	一〇、八八	〇、一	三、九三	〇、四

第十二章 土木 建築

土木事業に属するものには左記の外、道路、電氣、水道、埤圳等があるが、便宜上道路は交通通信の章に入れ、電氣水道は一章となし、埤圳も亦水利とし獨立の一章とした。

第一節 市區區正と下水

従來本島の市街は支那式であつて街幅狭く、空氣の流通も光線の射し込みも宜しくない上に、濕氣多く不潔亦甚しく、惡疫自ら發生せざるを得ない有様であつた。されば明治二十九年中臺北市街に排水工事を行ふと共に下水溝の設備にも著手し、三十一年には市街の計畫と衛生施設とに關する審査機關として臺北市區改正委員會を組織し、三十三年を以て臺北市區改正工事の一部分を實行し、基隆市街の改正をも其の計畫の範圍に入る、こゝに、した。然るに各地方の發展と共に何れも勝手に其時限りの姑息なる施設をなし、若し其の儘に放任するときは將來又如何ともするこの出來ない不利に陥るの虞があつたから、四十三年中更めて市區改正計畫委員會を組織し、全島の主なる市區を統一的に改正するに就ての諮問機關とした。斯くて是迄改正計畫を發表したのは、臺北、基隆、新竹、臺中、嘉義、臺南、高雄、

屏東等二十四箇所で、既に何れも一部の工事に着手しつゝある。其他街路に面した一部の下水を改修した市街は五十餘に上るが、豫定通りの完成迄には、尙幾多の年月を要する。

以上市區改正計畫の一例として臺北の工事を概説するに、其の最初の計畫は明治三十三年八月であつたが、爾來市街の發展と共に屢々設計を變更し、三十八年十月に至り改めて、全市二百餘萬坪に十五萬の人口を容るべき計畫とした。即ち其の内容は、(一)市街の中央に約二萬三千坪の公園を設く、(二)舊城壁跡には延長約一里の遊覽道路を造る、(三)市内街路の交叉點等には圓形又は橢圓形の綠樹帶を設く、(四)道路は總延長二十二里とし幅四間乃至二十間の各種に分つ、(五)下水は總延長四十五里で幅約三尺以下のものは開渠とし幹線を暗渠とす。其の後部分的の變更はあつたが、道路は全部兩側を歩道又は亭仔脚に利用し若くは竝木を栽ゑて市街を美化し、併せて往來の人の便利を圖ることをした。然るに大正十四年末には既に人口二十萬人を超へ、既住の人口増加率に徴するときは今後二十年間には僅に人口五十萬に達する勢にあり、到底從來の市區計畫の儘に放任することは出来ないから近く根本的市區計畫が確定されることになつてゐる。

第二節 港灣

本島は海岸線短かく、自然の良港灣を稱すべきは極めて稀である。故に此の缺を補はんとして計畫されたものは、北端の基隆と南方の高雄兩築港、並に蘇澳の漁港、海口の船溜、安平運河工事である。以下之を説明しよう。

一 基隆築港 基隆は内地と本島とを連絡すべき最も重要な港で、其の位置を北端に占め、港口は北西に灣入してゐる。故に全く人工を加へない領臺當時では、冬季は委節風のため波浪高く、且つ灣内水浅くして千噸内外の小船でも、沖合一漚の外より入るを得なかつた。修築の端緒も見るべき明治三十二年の工事は、此の缺陷の幾分を補はんが爲に起されたもので、二百四十四萬圓の豫算を以て四箇年繼續とし、二部の埋立浚渫其他多少の設備を加へたが、其の結果三千噸内外の汽船は假棲橋に同時に二艘を繫船浮標に二艘を繫留するを得るに至つた。然し之は元より一時の急に應じた迄のことで、未だ港灣としての價値に乏しいので、更に明治三十九年に豫算六百二十萬圓を計上し、大正元年迄の七箇年繼續事業として、一箇年の荷役能力二十五萬噸を標準として岸壁四百二十五間を築造し、深さ千潮面下三十尺の水面積十三萬四千八百坪を得ることとなつた。

然るに明治四十一、二年の頃よりは島運益々盛に、出入の船舶も從來の三千噸級より一躍六千噸級にも及び、三度び擴張の必要起り、五百十七萬圓の追加豫算を以て、大正元年より同八年迄繼續とし、二十萬噸の荷役能力を増加せんがため三百六十間の岸壁を増築し、尙ほ之に相當する設備をしようとした。

然るに折衝相繼いで前後三回に互る財政整理あり、繼續期間を大正十四年迄延長するに、し、六年度より九年度に至る三箇年間の如きは、單に既設物の維持修繕に止め、全く工事を中止するの已むなきに至つた。斯くして第三回の擴張計畫は一時頓挫する有様となつた。時恰も世界大戰後に於ける商業の好影響は本島にも及び、大正七年の如きは貨物の吞吐百十五萬噸にも達し、是れ迄の設計たる四十五萬噸案が首尾良く完成するに、未だ海運界の進運に伴ふことが出来ぬ。依つて更に荷役能力に三十五萬噸を加へ、別に八十萬噸の石炭荷役能力をも増加するに、し、合計百六十萬噸案を立て、新に九十二間の岸壁を築くに、し、大正九年の臨時議會に於て、昭和四年度迄の繼續事業として一千六十九萬八千九百四十六圓の協賛を経るに至つた。即ち事業の繼續期間は明治三十二年度より起算し三十一箇年、其の總算額は二千五百十萬餘圓に上るに、なる。

夫れ故に此の港にして完成せんか、(一)新造岸壁(九百九十二間)には三千噸乃至一萬噸級の船舶十一艘を留置し、既成岸壁と相待つて十五艘を同時に横附し、浮橋には六艘を留置せしめ、内港の緊留船を合計二十一艘となす。(二)新岸壁中牛欄港の南岸四百七間を石炭積出岸壁に充て、一箇年八十萬噸の荷役設備を施し、全岸壁に沿ひ多数の上屋、倉庫、揚貨機を建設す。(三)牛欄港奥地には三千噸級及び一萬噸級の二船渠を設け、船舶の修理に應ず。目下工事は進行中で、昭和元年度末に於ける工程及既成設備の現況を略述すると、牛欄港石炭積出岸壁四百七間は完成し既利用しつゝあり、又牛欄港北岸より防波堤に至る新岸壁五百八十五間中二百八十五間は既成し、殘餘は岸壁築造中である。既成設備としては(一)鋪地面積は、外港にありては水深三十尺以上三十四萬六千坪、内港には

同二十四尺乃至三十二尺、二十一萬四千九百四十四坪 (二)外繫船浮橋は内港に十箇あり、其他繫船浮橋三箇所及び港内の航路に識別浮橋四箇を設置す。(三)防波堤二箇所(仙洞鼻延長百八十間、社寮島八尺門百三十間)岸壁千七百七間、海岸荷揚石垣千二百九間、其他陸上設備としては鐵道の岸壁連絡、數多の新式起重機、上家設備倉庫等より混泥土鋪道(四百三十間)、運河、橋梁等に至る迄完備して居る。

二 高雄築港 高雄は南部臺灣第一の要港で、幅八百間長さ三里の高雄灣の内側に在り。灣は西北より東南に互つて湖狀をなし、西南一帯は幅約百間の砂嘴長く連り、其の西北端僅かに三百五十尺の港口に依つて外海に通じ、眞に自然の良港灣である。然れども其領臺當時は水甚だ淺く、其の大部分は干潮面下三尺に過ぎない、港口には岩礁あり港外には淺瀬ありて或は小汽船も尚ほ入港を難しした。されば久しく築港の議があつたが、愈々明治四十一年度より豫算四百七十三萬三千圓を計上し工事に著手し大正元年度に至り擴張工事のため一千二百七十八萬四千圓を追加し、合計豫算一千七百五十一萬七千圓を以て、大正十四年度に至る十八箇年繼續事業として工事中の處、大正六年度以後物價騰貴に依る工事費の不足に豫期し得ざりし工事に上るの障害の爲め、既定計畫の全部を完成する事が出来ず、更に大正十五年度より昭和九年度まで施工年度を延長し、豫算九百四十七萬圓を追加して、設計の一部を時勢に適應する様に改め目下工事の施行中である。

現計畫の概要 五千噸級の船舶を岸壁に碇泊せしめ水陸の連絡を完備して、一箇年六十六萬噸の貨物を吞吐するに適應せしめんがため次の設計を立てた。



(一) 港外より港口の水道を開鑿す (二) 港口外南側より二千六百尺の防波堤、北側より七百六十尺の防砂堤を築き、西南の波浪と漂砂の流入とを防ぎ、以て船舶出入の安全を計る (三) 港口を五百尺に擴むると共に、港内は干潮面二十七尺乃至三十尺の水深を有する水面積三十四萬四千坪と爲し、航路及繫船の浮標を設置す (四) 岸壁七百三十間を築造するの他陸上にも相當の設備を爲す。

既成工事の概要 (一) 防波堤の築造は鐵筋混泥土ケーソン三十箇を沈設して豫定の延長二千六百尺に達したが、補正工事を実施するものが有つて未だ完成に至らない (二) 港内鋪地は干潮面下二十四尺乃至三十尺の水深を有する水面積二十六萬八千三百拾坪となり、又港外水道幅百間の間は干潮面下二十六尺乃至二十八尺の深さとなつた。

(三) 港口岩礁を除去し、港外に二箇の航路標識と、港内に十五箇の繫船浮標を設置し又四百八十間の岸壁を築き、繫船浮標二箇を設け倉庫其他所要各種の建築、數多の起重機等の設備、道路、運河、淺吃水船用船溜、海面埋立等の工事を了つた。斯くて五千噸級以下の船舶を岸壁に六艘、繫船浮標に七艘、棧橋に一艘繫留し得るに至つた。

三 蘇澳漁港工事 臺北州蘇澳港は本島北部の漁場に接近し、漁港としては最も適當の位置を占む。されば本島水産の發達に資し、又宜蘭地方の一般産業の發達を促さんため豫算六十六萬二千圓を以て、其の南方澳に漁港修築の設計を立て、大正十年度から工事に着手し、十二年に至り竣工したが、更に大正十四年度に豫算一萬四千五百圓を以て、港内航路の暗礁を除去し繫船浮標一箇を設置して船舶の出入に礙害に多大の便利を與へた。

工事の概要 (一) 船溜面二萬三千面坪を干潮面下六尺乃至九尺に浚深し、其の周圍を干潮面以上十尺に埋立て、之に海岸石垣と護岸石垣とを築造す (二) 荷揚場として延長六百七十六間の間知積石垣を築造し、之に繫船柱を間

隔五間毎に繫船環を間隔二間毎に築設す (三) 港口兩岸を保護する爲、東側に百間、西側に七十七間の護岸石垣を築造した。

四 海口船溜修築工事 本島極南部恒春地方の交通に其の水産業開發の急務に應ずべく大正十年に於て豫算十一萬五千二百圓を以て、同年七月本港の修築工事に着手し、十一年度に完成した。

工事の概要 (一) 船溜西側に防波堤百八十二間を築造し其の先端岩礁上に燈臺を設く (二) 船溜内部七千五百面坪を最大干潮面以下六尺の深さに浚深し、其の南方海岸の一部に土留石垣百八十七間を築く (三) 後方陸上に船舶航路標識用として柱燈標二基を設置した。

五 安平運河工事 南部臺灣物資の集散並漁業の發達に資せんとして、臺南市に於ては臺南より安平港に至る運河開鑿の計畫を樹て、豫算七十五萬圓を以て大正十一年四月工を起し、大正十五年三月完成を見るに到つた。

工事の概要 (一) 臺南安平間に延長二千八十間上幅百二十二尺底幅九十尺水深干潮面以下六尺の運河を開鑿す (二) 臺南に水面積二萬四千六百五十坪水深六尺乃至八尺の船溜を設置し其沿岸には荷揚石垣千九十五間物揚場二千九百坪並荷揚倉庫四百五十坪の設備を爲す (三) 安平に水面積六千六百坪水深干潮面以下六尺の船溜を設置し其の沿岸に荷揚石垣二百七十間物揚場八百十坪の設備を爲す (四) 船溜周圍の埋立を行ひ將來の建物敷地並倉庫敷地の利用に供す。



第三節 河川

本島の河川は一萬尺以上の高山群を發する中央山脈から發し、上流は水勢急なるも下流なるに隨つて河幅は甚だ廣く、積の間を不規則な數條の細流となつて流れる、しかし一度ひ豪雨に遭ふに及んでは忽ち洪水氾濫し、慘害名狀すべからざるものがある。畢竟これ治水方法の至らなかつた爲であつたが、領臺以後も歲計が許さず漸く大正元年を以て治水工事に著手し、爾來集けたる成績は左の如くである。

大正元年度 河川調査委員會を設け、同年より五年間に毎年約十萬圓を支出し、淡水河、頭前溪、後龍溪、大安溪、大甲溪、烏溪、濁水溪、下淡水溪、宜蘭濁水溪の九大河川を調査し、其の結果に基き改修計畫の基礎を定む。來の荒蕪地を開墾するを目的とし、工費七十九萬九千三百三十七圓餘。

大正七年度 濁水溪左岸(一)前年度の工事物の下流各要所に延長二千二百八十間(此の工費六萬六千五百四十三圓)(二)同右岸に七千三百八十五間(此の工費六十八萬一千四百七圓)(三)下淡水溪右岸に一千三百九十間(工費十七萬七千圓)の護岸堤防を築造す。

大正八年度 (一)濁水溪の派流北斗溪締切工事 (二)濁水溪流南岸の各要所に總延長一萬八千五百五十五間 (三)下淡水溪右岸に四千六百十間 (四)頭前溪南岸に一千七百七間の護岸堤防築造、此の工費百四十七萬一千四百三十圓 北斗溪締切工事の結果、濁水溪の派流は全く整理され、縱貫鐵道以西は直流一筋となり、二水庄より下流なる北斗

溪沿岸の田園人家は安全を得、從來の荒蕪地と河床の大部分は開墾可能となる。

大正九年度 (一)濁水溪右岸に一萬二千一十間、左岸に千四百七十六間の施工 (二)下淡水溪護岸の補修 (三)頭前溪左岸に二百十四間の石堤築造 (四)海岸鐵道鐵橋架設地點保護として、後龍溪右岸に三百六十間、大安溪左岸に一千四百六十間、大甲溪左岸に七百十四間の石堤築造、此の工費總額百六十一萬三千三百四十圓餘(一部分十年度へ繰越)。

大正十年度 (一)濁水溪左岸に合計二千四百五十一間八分の蛇籠堤、土堤煉瓦被覆堤等を築き、又一部堤防の補修をなす (二)同溪右岸の堤防三箇所を補修す (三)大安溪右岸に合計一千四百三十五間五分と、他に一千八間の蛇籠堤築造 (四)同溪左岸堤防の補修 (五)淡水河右岸堤防の補修 (六)大甲溪右岸に四百七十九間の石堤築造 (七)後龍溪右岸に百八十五間二分の石堤築造 (八)新武路溪右岸に二百間の石堤築造 (九)頭前溪左岸堤防の補修 (十)宜蘭濁水溪右岸の護岸補修等にして、以上の工費總額百七十八萬五千四百九十圓餘。

大正十一年度 (一)頭前溪左岸九甲埔堤防の補修 (二)濁水溪流南岸内新厝に延長九十六間の鐵線蛇籠、被覆堤並に大川倉水制四箇所及同下流に延長百五十間鐵線蛇籠被覆堤築造(一部分十二年度へ繰越) (三)大安溪右岸火炎山第一號堤及第三號堤へ接続すべく、第二號堤延長八百五十四間五分(水門五間五分)鐵線蛇籠石堤及び六股第二號堤延長六百間の石堤を築造し、其他火炎山第三號堤、六股堤、九張犁の三堤防に對し水平部蛇籠を布列す、之を以て中部海岸鐵道關係河川工事は一先完成した (四)濁水溪流左岸湖子内麻園堤防の補修及湖子内堤防の補修 (五)濁水溪流左岸湖子脚に延長千三百四十一間五分の土堤及石堤築造(一部分十二年度へ繰越) (六)下淡水溪左岸六塊厝大寮堤防の補修 (七)林邊溪右岸に護岸延長四百三十間の石堤及び延長百二十間の水制工事施行、以上工費總額百三萬九千四百十四圓餘。

大正十二年度 (一)濁水溪流右岸田頭堤防及九地厝堤防の補修 (二)濁水溪流右岸湖里厝堤防及び水尾堤防の補修



(三)烏溪右岸築堤に延長千五百六十五間の石堤築造(一部分を十三年度へ繰越) (四)烏溪右岸萬斗六に延長百三十五間の水制一箇所補修(部分を十三年度へ繰越) (五)濁水溪右岸内新厝に延長百五十間の鐵線蛇籠被覆築造 (六)濁水溪左岸湖子内堤防の補修 (七)濁水溪左岸第四號の二及び第五號堤防の補修 (八)濁水溪左岸第五號堤防の補修 (九)濁水溪左岸茄荖に延長三百四十間の土堤並に三箇所の水制工事を施行 (一部分十三年度へ繰越) (一〇)濁水溪左岸大庄堤防の補修 (一一)濁水溪左岸樹子脚に延長千三百二十間の土堤及び石堤築造 (一二)淡水溪右岸大寮堤防の補修 (一三)淡水溪左岸六塊厝護岸及び堤防の補修 (一四)淡水溪左岸六塊厝護岸の補修 (一五)林邊溪右岸第一號堤及び同所下流護岸水制の補修 (一六)新武路溪右岸里埔堤防附屬水門の補修工事を施行、以上工事費總額十二萬一千六百八十三圓餘。

外に後龍溪等護堤防の補修工事を施行したるも年度内竣功に至らず工事費總額を繰越し濁水溪左岸西螺街地元民の勞力材料の寄附に依りて既設の西螺堤防補修工事を施行した。

大正十三年度 (一)後龍溪左岸零號堤防の補修 (二)頭前溪右岸橫山に延長七十七間内四十間は鐵線蛇籠被覆の石堤築造(一部分を十四年度へ繰越) (三)烏溪右岸萬斗六に延長七百三十五間の築造 (四)濁水溪右岸湖洋厝に蛇籠水尾に六箇所の増設工事を施行 (五)濁水溪左岸茄荖に延長百間の土堤及び五箇所の水制工事を施行 (六)林邊溪左岸力々第一號堤に延長三百三十三間五分の土堤及び第二號堤に延長二百四十六間五分石堤築造 (一部分十四年度へ繰越) (七)老漢溪右岸龜山堤防の補修 (八)秀姑巒溪玉里に延長二百一十二間(附屬水門一箇所)の土堤及び延長五百四十間の石堤築造並に十二年度より繰越しに係る工事を完成し以上の工事費總額三十四萬九千四百八十九圓餘を要した。

外に災害費を以て淡水河支流新店溪右岸新店に延長四百五間の石堤(第一號堤)及び延長八百四十五間の土堤(第二號堤)及び十二箇所の水制工事を施行したが年度内竣功に至らず十四年度へ繰越した。

大正十四年度 前年度よりの繰越工事を完成し (一)淡水河川端町護岸の補修 (二)頭前溪右岸橫山に護岸延長七十七間の工事施行 (三)大安溪左岸三十甲に堤防延長千間及び堤端工一箇所に水制工事を施行 (一部分十五年度へ繰越) (四)烏溪右岸萬斗六に水制工事を施行 (五)濁水溪左岸第三號堤防の應急工事を施行 (六)濁水溪左岸新厝庄に延長六百間の土堤築造(一部分十五年度へ繰越) (七)濁水溪左岸湖子内堤防の補修 (八)濁水溪左岸第六號堤防の補修 (九)林邊溪右岸第一號堤に延長三百三十三間五分の土堤及び第二號堤に延長二百四十六間五分の石堤築造 (一〇)陰寮溪右岸長興水制の應急工事を施行 (一一)淡水溪右岸湖洋厝附近に護岸延長二十五間及び水制九箇所の工事を施行 (一二)淡水溪右岸大寮堤防の應急工事を施行、以上工事費總額十三萬四千三百九十二圓餘を要した。

昭和元年度 前年度よりの繰越工事を完成し (一)淡水河右岸馬場町に堤防延長六百六十間の工事施行 (二)部分昭和二年度へ繰越) (三)同左岸西盛に護岸水制十四箇所の工事施行 (一部分昭和二年度へ繰越) (四)濁水溪左岸西螺堤防の補修(一部分昭和二年度へ繰越) (五)同第四第五號堤防の補修(一部分昭和二年度へ繰越) (六)同湖子内堤防に水制五箇所増設(七)會々溪右岸麻豆に護岸並に水制各十三箇所の工事施行 (一部分昭和二年度へ繰越) (八)同大温寮に護岸延長三百五十間の工事施行 (九)秀姑巒溪玉里堤防の補修(一部分昭和二年度へ繰越) (一〇)新武路溪里埔堤防の補修(一部分昭和二年度へ繰越) (一一)花蓮溪末廣堤防の補修(一部分昭和二年度へ繰越) 以上工事費總額三十二萬七千二百九十九圓餘を要した。

昭和二年度は本年度豫算に計上の儘工事著手に至らず、繰越たる頭前溪隘口堤防補修工事、後龍溪第一、第二水制補修工事、頭前溪九甲埔堤防工事、林邊溪新卑堤防工事、二層行溪湖内護岸工事を始め、前記繰越に係る工事及び其他の工事を施行し、工事費三十一萬八千六百七十七圓餘を要する見込。以上は何れも一年度限の豫算で急施を要する部分的箇々の工事に過ぎないが、其の外淡水溪に對し河口より延長



十里餘に亙り治水計畫を樹て五箇年繼續事業として總額七百九十五萬圓（人件費を除きたる工事費七百三十二萬六千五百圓年、割額一百四十六萬五千三百圓）で著手實施の豫定である。

右の他焦眉の念に迫れる處には、其の以前にも應急保護の工事を施した所が少なくない就中著しいものを舉ぐれば左の通りである。

新店溪と淡水河の護岸工事 臺北市街の南を流る、新店溪に迂曲して淡水河を合し、更に市の西方を北に向つて流るゝが、増水毎に被害が多いので、大正元年度には新店溪右岸に鐵線蛇籠の護岸工事を施し、（工費六萬五千四百二十五圓）、同七年度には其の後方に延長一千六百二十間の堤防を築き（工費八萬五千四百四十四圓）、尙大正二年度より五年度まで、總延長一千四百九十八間半の護岸擁壁を築いた、工費總額六十九萬三千二百十圓。

北勢溪、後龍溪堤防復舊工事 北勢溪は後龍溪の派流なるが、明治四十二年九月の風水害に際し、兩溪流に大變動を來し、後龍溪と縱貫鐵道線路とが危ふかつたので、延長一千一百一十間の石堤を築いたが（工費十二萬圓）、同十四年九月再び風水害の爲め復舊の必要起り、延長一千二百五十七間の堤防を造る、此の工費十九萬九千七百九十圓。

大安溪護岸工事 明治四十四年と大正元年の洪水に由り、大安溪縱貫鐵道橋梁と后里別水門水路に危害を及ぼしたため、其の保護のため、混與土方塊延長八十二間半、鐵線蛇籠堤防百九十一間六分、其他必要の附屬工事を、此の工費三十三萬一千五百二十二圓。

本島第一の巨流たる上述濁水溪は、流脈亂雜にして増水ある毎に慘害最も甚しいから、河川調査の結果改修計畫

を定むるに先だち、即ち大正元年度から五年度迄の間に年々幾多の護岸工事と災害復舊工事をを行った。

第四節 建築

領臺以前に於ける本島の建築は、材料粗悪で構造堅牢でない上に殆んき衛生關係を顧みる所が無かつたので、一般民家は勿論官公衛の類に至る迄一として領臺後の用に適するものが無かつた。されば當局は爾來専ら其の改良に力を注ぎ以て今日に及び、今や全く面目を一新するに至つたが、本島の自然は建築に對して不利なること世界に多く其の比を見ず、隨て造營すれば隨て破損を生ずるもの比々皆然りである。左に之を説明しよう。

濕氣 我國は世界に於ける有数の濕潤國なるに、更に本島は國內でも亦最も濕氣に富む地方である。されば石造煉瓦造の如きも尙ほ常に濕氣を保ち、特別の施設をなして之を防止せなければ、衛生上影響する所尠からざるのみならず、之と接近する他の材料の腐朽と什器類の破損とを促進せしむること夥しく、木造物の腐朽の速なることは到底内地の比ではなく、害蟲の繁殖も亦此の濕氣の力與つて大なるものであらう。

白蟻 建築に對する害蟲の最たるものは白蟻で其の發生全島に亙り木材中其の害に耐へるは一二を除く他殆んと無く、極力防退の方法を講じつゝあるが唯一部の成功を示せるのみで、今尙ほ完全なる奏效を見ない。

颱風 颱風の多い事も亦世界有数の地方で、年々強度の低氣壓の通過するもの數回に及び、其の都度建築物の破損せらるゝ事少くない。其の構造の堅牢でなければならぬ所以である。

雨量 雨量の多いことも亦其の類を見ない程で、濕氣の多いことと相付つて建築物を害すること多大である。
暑熱 暑熱は年中最も長きに亘るが故に、日常生活を安易にし、健康を保ち、作業能率を増進させやうとせば、建築の施設上大に意を用ふる所あらねばならぬ。市街地に於ける亭仔脚の如きも其の必要に應じたもので、凡て是等は當局の最も苦慮する所である。

以上各種の障害に對しては、極力防遏の方法を攻究してゐるけれども財力其他に於て意の如くならざるものあつて、未だその完きを期するを得ない。即ち明治二十九年年度から昭和元年度に至る三十一箇年間に總督府施設の總工費は約五千三百六十六萬圓で内(一)官廳、公署、學校、醫院等の廳舎新營及び修繕に約三千四百六萬圓(二)官舎宿舍の新築及び修繕に一千三百五十九萬圓(三)特に本島に著しき風水害、地震、蟻害、火災に因る災害復舊費に六百一萬圓を充て、又昭和二年度營繕工事費豫算は、國庫所屬二百八十四萬四千圓、廳地方費九萬四千圓、計二百九十三萬八千圓である。大正十五年施行した主なのは臺中師範學校、高等學校、臺北第一師範學校、大學、臺北郵便局の新營である、左に其の計畫の大要を説明する。

一 臺中師範學校 本校は大正十二年度から開設したが、大正十一年度から十六年度に至る工事費總額七十五萬圓の繼續工事を起し、初年度に敷地選定遅延のため、豫定より工程が遅れたが、是の挽回に努めた結果、敷地埋立工事、假道路新設、自修室兼寢室煉瓦造平家七百六十九坪、同書卸廊下木造平家二百二十三坪、食堂及び汽罐室煉瓦造平家二百四坪、同書卸廊下木造平家五十坪、其他浴室、廁所、

自修室兼寢室四棟、煉瓦造平家五百二十八坪、雨天體操場兼講堂煉瓦造平家百九十坪、音樂教室煉瓦造平家建六十八坪を竣へ、本年度は前年度の繰越の分本館鐵筋コンクリート造三階四百八十三坪及び之に附隨した建物、各設備の工事に著手し若々完成の歩を進めてゐる。

二 高等學校 本校は大正十三年度より昭和三年度に至る五箇年繼續工事をし、總工事費豫算八十八萬二千圓を以て先づ、敷地測量、埋立工事を竣へ、直ちに校舍煉瓦造二階建二百九十四坪、生徒持所煉瓦造平家百十九坪、倉庫煉瓦造二階建四十五坪其他便所及び之に附隨した建物及び銃器倉庫煉瓦造平家建三十二坪を竣へ、理化學教室コンクリートブロック造二階建百九十五坪七三八及び之に附隨した建物各設備等の工事に著手し若々竣工に努めてゐる。

三 臺北第二師範學校 本校は大正十四年度より十五年度に至る總工事費豫算六十四萬二千五百圓の工事である。十四年度は年割額三十二萬圓を以て、先づ敷地高低測量、校舍官舎の敷地買収を了し、其の埋立工事、給水幹水線布設、監督員詰所等の準備工事を了し直ちに音樂教室煉瓦造平家六十三坪、手工室煉瓦造平家百二坪、舍監室煉瓦造平家百十五坪、食堂及び炊事場煉瓦造平家百五十一坪、浴室煉瓦造平家三十坪、自修室及び寢室煉瓦造平家八百二十六坪、雨天體操場兼講堂煉瓦造平家百三十七坪、汽罐炊事装置官舎新築、高四種二棟、乙種二戸建二棟、丙種二戸建一棟其他便所及び之に附隨した建物等の工事を竣へ直ちに校舍其他の建築工事に著手し竣工を急いで居る。

四 大學 本工事は大正十五年度より昭和六年度に至る六箇年繼續工事に於て、總工費二百六十四萬五千五百圓の工事である。本年度は年割額三十八萬五千五百圓を以て先づ敷地買収、同高低測量及び假設工事に着手した。

五 臺北郵便局 本工事は大正十五年度より昭和三年度に至る三箇年繼續工事にし、總工費豫算六十二萬九千二百四十圓の工事である。本年度の年割額二十萬九千二百四十圓を以て先づ假設工事及び障礙官舎一部の移築に着手し、局長官舎其他は敷地選定並に其の買収を了した。

重要建築物一覽表

工 事 名	工 費	坪 數	工 事 名	工 費	坪 數
總督府	三〇五	三〇〇	臺北高等專門學校	三〇〇	三〇〇
臺灣總督官邸	三〇〇	三〇〇	臺北商業學校	三〇〇	三〇〇
臺灣總督官邸	三〇〇	三〇〇	臺北農林學校	三〇〇	三〇〇
臺灣總督官邸	三〇〇	三〇〇	臺北師範學校	三〇〇	三〇〇
臺灣總督官邸	三〇〇	三〇〇	臺北附屬小學校	三〇〇	三〇〇

工 事 名	工 費	坪 數	工 事 名	工 費	坪 數
臺南師範學校	三〇〇	三〇〇	中央研究所農藥部	三〇〇	三〇〇
基隆郵便局	三〇〇	三〇〇	中央研究所農藥部	三〇〇	三〇〇
高雄郵便局	三〇〇	三〇〇	電力會社	三〇〇	三〇〇
臺中地方方法院	三〇〇	三〇〇	高雄檢糖所	三〇〇	三〇〇
臺南地方方法院	三〇〇	三〇〇	高雄檢糖所	三〇〇	三〇〇
臺北監獄	三〇〇	三〇〇	高雄檢糖所	三〇〇	三〇〇
臺中監獄	三〇〇	三〇〇	高雄檢糖所	三〇〇	三〇〇
臺南監獄	三〇〇	三〇〇	高雄檢糖所	三〇〇	三〇〇



第十三章 電氣 瓦斯 水道

第一節 電 氣

一 北部電力 本島の電氣事業は、明治三十五年中内臺の大商相謀り、新店溪の落差を利用し臺北に燈用電力を供給する目的で株式會社を組織したのに始まる。然るに時は恰かも産業の勃興に際し、電氣動力を要するに急であつたので、總督府では之れを官營とし、燈川と動力とを併せ供給するの利なるを認め、明治三十六年中總督府に電氣作業所を設け、新店溪の上流臺北州文山郡龜山に發電工事を起し、三十八年中第一發電所(當初六百六十馬力、後一千馬力に擴張)を完成し、先づ臺北市街に送電を開始したが、抑も本島電氣事業の始まりである。尋いで明治四十年度中、其の下流なる同郡小租坑に更に三千馬力の第二發電所(大正八年度に於て四千馬力に擴張)を起工し、同四十二年に竣工した。故に北部に於ては合計五千馬力の電力を有すこととなる。

二 中南部電力 明治四十一年中水利事業の附帶として適當の箇所に發電所を設け、漸次全島に及ぼすの方針を以て、同年度中、高雄州獅子頭埤圳工事に伴ひ、先づ旗山街の東方旗山郡竹子門に二千馬

第一節 電氣

竹南營業所	三叉營業所	蔡中營業所	朴子營業所	澎湖營業所	臺東營業所	臺灣電氣興業株式會社	宜蘭營業所	羅東營業所	新竹電燈株式會社	新竹本社	苗栗支社
瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南	同州竹南
1,200,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,200,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

二七四

嘉義電燈株式會社	恒春電氣株式會社	花蓮港電氣株式會社	合資會社南庄物產商會
瓦	瓦	瓦	瓦
後龍庄後龍二強翠、新港、	高雄州恒春郡恒春街恒春、車城庄	花蓮港、花蓮港、吉野區、	新竹州竹南郡南庄
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

本表の外目下工事中のものは、昭和元年十二月二十七日認可の花蓮港電氣株式會社花蓮港第一發電所の四百キロワットである。

他に動力又は燈用に向け自家用電氣として、製糖會社其他の各種會社、工場若くは一人の發電自用に供するものは、昭和元年末現在に於て其の筆數六十四、此の出力合計一萬二千七百六十基を算する。又官廳に於て自發するものには、殖産局營林所嘉義出張所の八百五十基、同局八仙山の六十基がある。

第十三章 電氣 瓦斯 水道

二七五

是等自用電力は汽力が大多数を占め、水力、瓦斯等は極めて少数に過ぎぬ。

第二節 瓦斯

本島の瓦斯事業は、明治四十三年中臺灣瓦斯株式會社を臺北に設立し、以て經營し來つたに始まる。其の一晝夜の最大製造能力は十二萬立方呎で、元臺北三市街に近郊に供給し、電氣事業の補足として、點燈に産業の開發に資し順調に發達しつ、あつたが、世界戰亂の影響は、瓦斯の生命たる石炭を始め、其他の諸材料に暴騰を來し、爲に大打撃を被り終に解散の已むを得ざるに至つた。依つて一般市民の利益を慮り、大正七年七月中之れを總督府の直營とし、總督府作業所の所管として大改良を加ふる所あつたが、八年七月作業所の廢止と共に臺灣電力株式會社に事業を引継ぎ今日に至つた。最近七箇年三月末に於ける營業狀態を表示せば左の如くである。

瓦斯供給増減比較 (各年三月末日現在)

年 別	供給戸數	取 付 口 數			
		燈 用	熱 用	其 他	計
大 正 九 年	三〇五	一五〇	三六	一八三	四六九

第三節 水道と鑽井

年 別	供給戸數	燈 用	熱 用	其 他	計
同 十 一 年	三二五	一七〇	三三	一五二	三五五
同 十 二 年	三二四	一七〇	三三	一六八	三七一
同 十 三 年	三二五	一七〇	三三	一七〇	三七三
同 十 四 年	三三〇	一七〇	三三	一八七	三八〇
同 十 五 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 十 六 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 十 七 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 十 八 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 十 九 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 一 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 二 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 三 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 四 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 五 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 六 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 七 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 八 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 二 十 九 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三
同 三 十 年	三三〇	一七〇	三三	一九〇	三九三

一 臺北水道 惡疫の傳播を防いで生活の安全を圖るため、領臺當初から水道の敷設を以て最も緊要なる一事業とされたが、當時は經費許さず鑽井を設けて此の急務に應じ來つた。斯くて明治四十年度を以て將來の給水豫定人口を十五萬とし、差當り十二萬の標準の下に、新店溪の河水を取入る、工事に著手し、四十二年度に竣工給水を開始するに至つた。然るに大正三年には既に給水區域に於ける人口十三萬三千餘に達し往々断水の已むを得ざるに至つたので、緩急を圖つて一部宛の擴張を行ふこととし大正五、六、七、八の四年度に互つて唧筒電動機、各一臺、濾過池、濾過井、沈澱井其他の増設をなし

來つたが、十四年度に於ては更に之れが対策として各戸計量制度を實施し僅かに給水の緩和を圖るを得たが、市の人口増加の速度は斯る緩慢な仕方を許さないから、近く他に水源を求め別途大擴張をなすに至るであらう。

以上今日迄の擴張費累計十萬一千四百餘圓である。

最近八箇年臺北水道給水一覽表

年 度	總 戸 數	給 水		計 量	計 數	普及割合%
		專 用	共 用			
大正八年度	33,551	35,712	6,666	42,378	1,512	3.6
同 九年度	33,645	35,833	7,528	43,361	1,417	3.2
同 十年度	35,200	36,755	8,754	45,509	1,621	3.6
同 十一年末	35,344	37,213	9,088	46,301	1,600	3.4
同 十二年末	36,955	37,717	9,033	46,750	1,624	3.7
同 十三年末	37,165	38,037	9,033	47,070	1,642	3.7
同 十四年末	37,218	38,555	9,033	47,588	1,600	3.4
昭和元年末	37,313	38,555	9,033	47,588	1,600	3.4

備考 十一年以下は都合上十二月末日の統計、以下各水道同じ。

二 基隆水道

今日の基隆こそ臺灣の關門に愧ぢない衛生設備を有するが、領臺當時の不潔は實に嘔へやうがなかつた。この地は船舶の出入多い港であるから先づ水道の設備を急務とし、水源調査の結果、基隆郡暖々から基隆河の支流を遡る半哩なる西勢溪の水を取入る、こゝし、給水能力を三萬人にして明治三十一年三月起工、同三十五年三月を以て竣成した。然るに、以上の給水能力は、當時の人口六千に船舶の給水を合して一萬に豫定し、更に將來の發展を加算したにも拘らず、市街の膨脹は甚だ急で給水に困難を來すべきを考慮し緩急に應じ年々一部宛の擴張を實施し來つたが、西勢溪は夏季に於て洩水し、水量が不足するので東勢溪の水量をも取る、の目的を以て明治四十一年及び大正四年に各一臺宛の補助揚水唧筒を据付け、大正六年度からは濾過井と淨水井との擴張を行つたが、而も尚水量不足に付、十二年から三箇年繼續事業（工費七十四萬圓の内毎年六萬圓宛三箇年間國庫補助）とし大正十四年度中竣工豫定の所、工事意の如く進捗せず、漸く昭和二年四月竣工した。本工事によつて給水豫定人口八萬、給水量三十六萬立方尺、更に豫定船舶給水量七萬立方尺の給水能力を得る様になつた。是迄の擴張工事費累計は百五萬八千餘圓である。

最近八箇年基隆水道給水一覽表

年 度	總 戸 數	給 水 戸 數		普 及 割 合 %
		專 用 計	共 用 計	
大正八年度	九,533	1,247	2,216	31.5
同 九年度	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十年度	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十一年末	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十二年末	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十三年末	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十四年末	11,101	1,511	2,688	33.7
昭和元年末	11,101	1,511	2,688	33.7

三 臺中水道 内地式の新しい都市を稱せらる、臺中市が、最近に至る迄多くは其の質不良な井水を用ひ來つたことは寧ろ異様に感ぜられる。畢竟之れ經費其他の都合に因るものであるが、大正三年に至つて愈々水源を掘井に取る計畫を立て、同年二月先づ内徑二十尺、深さ四十三尺の試験的鑿井をなせるに、水量、水質共に其の成績良好であつたから、給水豫定人口を一萬五千とし、同年十二月起工同五年五月竣工と同時に給水を開始した。

然るに市街は年々膨脹し人口は益々増加し水源に不足を感ずる事となり、大正十二年度より工費三十

一萬圓を以て人口二萬五千人迄給水し得らる、様、大正十四年度内に竣工すべき豫定の所、設計變更其他のため尚ほ擴張工事施行中である。

最近八箇年臺中水道給水一覽表

年 度	總 戸 數	給 水 戸 數		普 及 割 合 %
		專 用 計	共 用 計	
大正八年度	9,533	1,247	2,216	31.5
同 九年度	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十年度	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十一年末	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十二年末	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十三年末	11,101	1,511	2,688	33.7
同 十四年末	11,101	1,511	2,688	33.7
昭和元年末	11,101	1,511	2,688	33.7

四 嘉義水道 明治四十年中計畫を立て水源調査を了り、牛稠溪上流より導水することとし、給水人口三萬の豫定で同年七月起工、大正三年三月水源ミ市街鐵管敷設工事の竣工と同時に、市街に導水して一般給水を開始し、同年三月全設備を完成した。

最近八箇年嘉義水道給水一覽表

年 度	總 戶 數	給 水 用 戶 數			普 及 割 合 %
		專 用	共 用	計 量	
大正八年度	六,九一九	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六
同 九年度	六,九二一	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六
同 十年度	六,九〇〇	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六
同 十一年末	八,三三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六
同 十二年末	八,三三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六
同 十三年末	七,八四三	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六
同 十四年末	一〇,三三三	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六
昭和元年末	一〇,五五五	一,四三三	一,四三三	一,四三三	二〇・六

五 臺南水道 明治四十五年豫算二百五十萬圓を以て四箇年繼續事業として起工したが、行政整理の爲事業繰越となり、又歐洲戰亂の影響を受ける等の障礙があつて、既定豫算を以て完成する事が出来なかつた。然し大正九年度に豫算百六十五萬四千餘圓を以て未竣工の部分を一箇年繼續事業として起工し、大正十一年十一月完成を見同時に一般給水を開始した。尙安平へも給水の爲め大正十四年三月鐵管延長工事に着手同年十月完成し此工費七萬餘圓を支出した。

最近四箇年臺南水道給水一覽表

年 度	總 戶 數	給 水 用 戶 數			普 及 割 合 %
		專 用	共 用	計 量	
大正十二年末	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇
同 十三年末	三,一一一	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇
同 十四年末	三,五五五	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇
昭和元年末	三,六六六	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇

六 高雄水道 本島南方の關門たる高雄港の水道は、給水確定人口を四萬人として、明治四十三年より三箇年繼續事業として起工、大正二年十月竣工。同月より一般住民に碇泊船舶に給水を開始した。然るに其後人口の増加と船舶輻輳の爲め給水に不足を來したので大正十五年工費四萬圓餘を以て一部増設工事を施行し既に竣工した。

最近八箇年高雄水道給水一覽表

年 度	總 戶 數	給 水 用 戶 數			普 及 割 合 %
		專 用	共 用	計 量	
大正十二年末	一〇,〇〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇
同 十三年末	三,一一一	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇
同 十四年末	三,五五五	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇
昭和元年末	三,六六六	一,五〇〇	一,五〇〇	一,五〇〇	一五・〇

年 度	總 戸 數	給 水 戸 數			普 及 割 合 %
		專 用	共 用	計 量	
大正八年度	五,四〇六	六八	一,〇〇六	一,〇七四	一九八
同 九年度	五,四〇六	一〇七	一,〇〇六	一,一一三	二〇二
同 十年度	五,四〇六	一〇七	一,〇〇六	一,一〇〇	二〇二
同 十一年末	五,四〇六	一〇七	一,〇〇六	一,一〇〇	二〇二
同 十二年末	五,四〇六	一〇七	一,〇〇六	一,一〇〇	二〇二
同 十三年末	五,四〇六	一〇七	一,〇〇六	一,一〇〇	二〇二
同 十四年末	五,四〇六	一〇七	一,〇〇六	一,一〇〇	二〇二
昭和元年末	五,四〇六	一〇七	一,〇〇六	一,一〇〇	二〇二

七 屏東水道 高雄水道水源地より、下淡水溪を通過して給水するの計畫を以て、給水豫定人口を一萬五千人とし、三箇年繼續事業として、大正三年七月起工し同五年十月通水と同時に給水を見るに至つた。

最近八箇年屏東水道給水一覽表

年 度	總 戸 數	給 水 戸 數			普 及 割 合 %
		專 用	共 用	計 量	
大正八年度	三,五五五	三三	四八	八〇	三〇七

年 度	總 戸 數	給 水 戸 數			普 及 割 合 %
		專 用	共 用	計 量	
同 九年度	三,七五五	四二	四三	八五	三〇〇
同 十年度	三,七五五	四二	四三	八五	三〇〇
同 十一年末	三,七五五	四二	四三	八五	三〇〇
同 十二年末	三,七五五	四二	四三	八五	三〇〇
同 十三年末	三,七五五	四二	四三	八五	三〇〇
同 十四年末	三,七五五	四二	四三	八五	三〇〇
昭和元年末	三,七五五	四二	四三	八五	三〇〇

八 花蓮港水道 市街の西方二里半サバト溪の上流より取入れ、市街の東北方米崙山に水源地を設け、最初は豫定人口二萬に給水する計畫で、大正六年度より三箇年繼續事業として起工した、然るに時局影響の爲め設備を變更し、豫定人口一萬程度とし、豫算を増して同十年十一月二十日を以て竣成、直ちに給水を開始した。

最近四箇年花蓮港水道給水一覽表

年 度	總 戸 數	給 水 戸 數			普 及 割 合 %
		專 用	共 用	計 量	
大正十二年末	一,八八五	五五	五五	一一〇	五〇



斗	旗	馬	都	都	北	濱	里	呂	知	大	新	大	岡	内	員	田	蘇
南	山	武	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿	鹿
大正一四年	大正一四年	昭和元年	昭和元年	昭和元年	昭和元年	大正一四年	大正一四年	大正一三年	大正一二年	大正一二年	大正一二年	大正一四年	昭和元年	昭和元年	大正一三	大正一四年	大正一三年
昭和元年															一四年		
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000

一〇 工事中の水道 新竹街に於ては工事百六萬餘圓を以て四箇年繼續事業として大正十四年六月起工目下施工中で、給水人口は三萬の豫定である。猶臺東處の所在地である臺東街に於ても、多年の懸案であつた水道を布設すること、なり、工費四十五萬六千圓を以て三箇年繼續事業として大正十五年八月愈々工事に著手目下施行中で給水人口は一萬人の豫定である。此外澎湖廳馬公街に於て總工費二十八萬八千圓給水人口七千人の豫定を以て二箇年繼續事業とし昭和二年七月工事に著手し目下所定の工事を施行しつゝある。

一一 鑿井 本島南部一帯の降雨は、一定の季節に限られ、而かも主要農作物の灌溉に最も必要な時季には降雨量最も少なく、甚だしきは飲料水にさへ苦しむことがある。依つて明治四十五年から大正五年に互て元臺南、嘉義の兩廳に鑿井を試みたが、其の結果十四箇所の鑿井中湧水したのが九箇所で、最も多きは一分間三斗八升、最も少きも七升五合を湧出した。

第十四章 水利事業

第一節 官設埤圳

本島の氣候風土は自ら稻、甘蔗等に適してゐるから、之れを助くるに水利灌溉の設備を以てすれば、荒地を化して美田となり、年一回の收穫を二回に進め、在來の品種をも改良して優良種とし、其の産額を増加することも難くはない。それで埤圳の必要は夙に島民間に認められ、開墾の古いものには二百年を経過し、灌溉面積の廣いものには一萬甲を超えるものさへあつた。然し其の効果を一層大にして、上記の諸目的を遺憾なく達成しようとするれば、勢ひ其の規模を一層大きくせねばならぬが、これには民間に委するのみでは不可能で、官設埤圳の必要が生じて來る。依つて總督府は常に灌溉事業の保護監督をなすのみではなく、進んで其の施設經營に當ることとなり、明治四十一年度から大正二十年度に至る二十四箇年繼續事業として、三十萬圓の豫算を以て總督府が直營し來つたが、嘉南大圳へ千二百萬圓を補助した結果、大正二十年度に至る十六箇年豫算千八百萬圓を以つて事業を繼續することとなつた。

今此の大事業の内容を列記すれば、(一)灌溉の行き渡らない地方に特に完全な灌溉用水路を開鑿する。

(二)在來の灌溉工事を改修し其の普及を計る。(三)附帯事業として溪流の落差を利用し、水力電氣を起して各種工業用動力ミ一般燈川ミに供するに在りて、此の計畫が竣工の際には、二期作田十二萬八千甲ミ電力一萬七百五十馬力ミを得られる見込で、明治四十一年度から大正七年度までに、臺中州の荊子埤圳、后里圳ミ高雄州の獅子頭圳の改修を完成し、同州曹公圳改修工事は一部である下淡水溪の護岸工事は之れを竣工した。次には八塊厝、中壠附近埤圳工事は八塊厝、中壠附近埤圳ミは所謂桃園埤圳で廣漠たる桃園の高原に二萬三千餘甲の完全なる良水田を得んがため、淡水河の上流(元大崙溪)石門の地に取入口を設け、一萬一千六百六十間の導水路を開鑿し、是れより幹支線を通じ、所々に貯水池を築き、雨水及び河水ミ共に貯溜して灌溉を爲すの施設である。大正五年十一月起工、同十二年度に竣工の豫定であつたが、政府財政の都合で大正十三年度竣工に變更し一箇年延長した處、尙天候ミ努力ミの關係で難工事の一部が大正十四年度に繰越すの止むなきに至り、同年度に於て工事完成し、工事費七百六十七萬六千九百四十五圓餘を要した。埤圳の附帯事業である電氣工事は、上記后里圳、獅子頭圳及び高雄州二厝行溪埤圳の工事に相俟つて、現に三萬一千五百二十四甲餘の灌溉排水ミ七千二百馬力の電力を起して居る。

官設埤圳の計畫は、初めは上記の如くであつたが、其の後公共埤圳組合等の團體が漸次埤圳の改修整理を進むるに隨ひ、國費を以てする必要のないものを生じ、又一方には洪水氾濫の爲め施工豫定地が流

失して終つたなきの事情で、其等の補填ミして特に適當ミ認むべき地域を調査するに、なつた、即ち其の結果として生じ來つたものは嘉南大圳の工事である。

嘉南大圳は民營であるが、便宜上爰に其の内容を概説すれば、臺南州曾文郡官佃溪に曾文溪の河水を導き、雨水と共に澆灌する貯水池を設けること、一方には濁水溪流を直接に引用することの二方法に依つて灌溉を行ひ、之れに排水設備を施すに於ては、元嘉義、臺南の二廳下にて早魃と排水の不良の爲に苦められつゝある看天田、甘蔗園其の他の土地十五萬甲を化して、稻、甘蔗耕作の適地となすを得るといふに在る。依つて從來計畫の官設埤圳は、前記八塊厝、中壠附近埤圳工事を以て打ち切り、爲に生ずる豫算の剩餘一千二百萬圓を公共埤圳組合に補助して其の完成を期することにしたのである。當初總費額は四千二百萬圓で上記の補助を受けて組合が其の工事を施行することとし、大正九年八月組合の組織を待つて起工し、工事期間六箇年で大正十五年度から全部灌溉を行ふ豫定であつたが、いろいろの關係から工事期間を四箇年延長し、總費額も四千八百萬圓に増加し、國庫補助金も更に千二百八萬圓を増して二千四百八萬圓とし、昭和五年度から灌溉開始のことに變更した。但し濁水溪流による方面は大正十三年度から漸次灌溉を開始し、昭和二年度に於て殆ど全部に及ぶことになつて居る。

然して本水利事業は前述の如く、中途施行箇所の変更財政關係時局の影響等により屢々總費額の増減、施行年度の伸縮を見たるも、結局總費額千九百五十七萬九百三十圓となつた。

既成官營埤圳ミ工事の概要

工 事 起	工 竣	功 工 事 費	灌溉排水 馬力又は發電 馬力數	備 考	要



第一節 官設埤圳

埤名	開工年度	竣工年度	面積(甲)	備考
荊子埤	明治四三年度	明治四四年度	四三六〇	元來中區公共埤圳排水設備を施工したもの
獅仔頭	同 四一年度	同 四四年度	七四〇五	元阿拉處公共埤圳獅仔頭に改良を加へたもの
后里	同 四二年度	大正二二年度	九六六〇	元中區公共埤圳大安別及び星山別に改修を加へ施工したもの
下淡水溪	同 四四年度	同 二二年度	七三三二	高雄州公共埤圳曾公別下淡水溪に於ける取入口附近一帯の河身を整理し、排水取入を容易ならしむる爲に施工したもの
獅仔頭	同 四一年度	同 元年度	六〇四九	獅仔頭圳工事に附帯せるもので別路上地方に電力を供給する
大甲	同 四三年度	同 元年度	三九四三	后里別圳市街に附帯せる工事で電力は中部灌漑の市街に供給する
二層行	大正元年度	同 七年度	三〇〇〇	二層行灌漑別圳工事用動力に充て餘力を一般に供給する目的で著手せる工事だ
八塊厝	同 五年度	同 十四年度	三〇〇〇	南が該埤圳工事中止した爲電力は専ら南が地方一般に供給する
八塊厝	同 五年度	同 十四年度	三〇〇〇	上配申敷は確定面積なり昭和二年三月末日現在に於ては二萬二千六百六十六甲で組合施行工事を完了せざれば確定せず

第二節 公共埤圳

本節に於ては本島從來の公共埤圳に就いて説明を試みるこゝにする。領臺以前に於ける埤圳の施設經營等は凡て關係民の努力に俟ち、政府は直接之れに干渉するこゝがなかつた。然し其の産業上の必要は前述の通りであるから、明治三十四年中公共埤圳規則を定め、公共の利害に係はる埤圳に對しては、特に管理上の監督をなすこゝを、した。此の規則に於て公共埤圳と稱するのは、田畑灌漑排水の爲に設けた水路溜池及び附屬物にして、行政官廳に於て公共の利害に關係ありと認定したものを云ふのであつて、明治三十四年度に於て其の數二十一、灌漑面積一萬八千三百八十八甲に過ぎなかつたが、年々認定の數を加へて大正十一年四月一日現在では、其の數百十五、灌漑面積二十二萬四千二百五十五甲（排水區域の面積を含む）に達した。然るに後節に述べる如く、水利組合に組織を變更した爲に、昭和二年三月末日現在に於て其の數は三三三なり、灌漑排水面積九萬九千四百七十九甲となつた。元來各埤圳は固有の目的に依つて、各自獨立に經營されるべきものであるが、經費の節約、事務の進捗、其他の理由に基き同一州廳内に限り總督の許可を得て、數埤圳を合して事務を共同處辨する聯合會を設け得るこゝを、し、大正十一年度に於ては西部五州は何れも其の組織を有してゐるが、水利組合に組織變更の結果、現在に於ては無くなつた。

埤圳を創設利用するものは、舊慣上合約字を作つて其の關係を定めるので、公共埤圳規則に於ても大體此の舊慣を認め、埤圳の灌溉を受ける田園の所有者質權者及び埤圳主を以て利害關係人ニ爲し、規約を設けて相互の權義關係、管理上必要な事項等を定め、管理者を置いて埤圳の經營に當らしめ、規約、豫算並に埤圳の變更に就ては總督の認可を受けしむる等の監督方法を規定する。公共埤圳の利害關係人が行政官廳の認可を得て組織した公共埤圳組合は之れを法人ニなし、現在何れも組合組織である。

埤圳の管理者は原則として規約に定められた方法に依り選抜されるものであるが、然し州知事又は廳長が必要と認むるときは之れを指定し、或は自ら代つて管理するを得るの定めであつて現に後者に屬するものは二、前者に屬するものは一である。經費は主として其の灌溉排水の利益を受ける者が負擔する水租を以てし、水租は當初協定した一定額に依り、濫りに變更を許さないが、灌溉地の擴張に伴ひ、水路や工作物の規模も亦擴張の要起るか、若くは災害復舊等の必要に迫られ之れを變更増加するものが多い。工費の巨額なるものは一時起債の上之れを支辨し、數年に互つて償還するが、總督府は是等の經營に對し監督を爲すと共に、埤圳永遠の利益となるべき企業に對しては、其の計畫の大小、民力の強弱等を斟酌して工費の幾分を補助し、以て之れが發達を圖りつゝある。

第三節 認定外埤圳

昭和二年三月末日現在に於て、公共埤圳の認定を受けない埤圳又は水利組合の經營でもない單に私人經營の埤圳は、其の數七千四百五十九、此の灌溉面積（排水面積を含む）は八萬九千五百二十六甲である。

第四節 水利組合

本島に於ける水利施設としては、前記の如く官設埤圳、公共埤圳、認定外埤圳等であつて、灌溉排水事業は大體圓滿に行はれ來つたが、尙一層其の利益を増進せしむる必要を認め、内地、朝鮮等の例をも參酌し、本島の事情に適合せしむるを旨とし、大正十年十二月律令第十號を以て、臺灣水利組合令を發布し翌十一年五月更に府令第百二十三號を以て、同施行規則を設け、官設埤圳規則及び公共埤圳規則並びに行はるゝこととなり、大正十二年四月一日現在に於て其の數七十七、灌溉排水面積十四萬七千九百九十五甲、昭和二年三月末日現在に於て其の數百四、灌溉排水面積十九萬三千七十六甲となつた。

從來官設埤圳及び公共埤圳は灌溉排水を目的とするものであるが、本令に依る組合は、規約の定むる所に依り、灌溉排水又は水害豫防を目的として設置し得るもので、其の設置に關しては、原則として組合員たるべき者五人以上創立者ニ爲り、組合規約を作り、組合員たるべき者の總數の二分の一以上に當

る者にして、組合區域を爲るべき土地の總面積の三分の二以上に當る土地を所有する者を含むもの、同意を得て、臺灣總督に其の認可を申請し、其の認可と同時に成立するものであるが、例外としては公共埤圳組合、又は官設埤圳水利組合を水利組合と爲さんとするときは、組合會の議決を経て組合規約を定め、臺灣總督の認可を受けて成立するものである。尙二以上の水利組合が共同事業を爲すの必要あるときは各組合評議會の諮問を経て、聯合會規約を作り、臺灣總督の認可を受け設置することが出来る。但し本令に依る聯合會は、公共埤圳聯合會に於ける事務の共同處理と異なり、共同の事業を爲すもので法人格を有するのである。

次に組合區域及び組合員に就いて云へば、組合は事業の爲利益を受くる土地を以て區域とし、組合規約の定むる處に依り、土地、家屋其他の工作物を所有する者及び臺灣總督の指定する其の區域内の土地質權者又は土地の主産物を原料とする製造業者、此の外、國有地の小作人、又は國有未墾地の貸附を受け若くは賣渡の豫約を受けた者を以て、土地の所有者と看做し、以上該當者を組合員とする。水利組合に組合長を置き、組合を代表せしめ任期は四年とし知事又は廳長之れを命じ、原則としては無給であるが、組合規約の定むる所に依り有給と爲すことが出来る。又組合の事務に關し組合長の諮問に應ぜしめる爲評議會を置き、組合長及び組合員中から互選した評議員並に官選評議員を以て組織するのである。評議員は無給とし其の任期は四年である。組合費及び夫役現品は組合員の負擔である事は勿論であるが、水害豫防を目的とする組合又は灌溉排水及び水害豫防を目的とする組合に在つては、水害豫防上必要ある場合に限り其の區域内に居住する組合員でない者に對し、夫役を賦課せしむる事を規定し、臨時突發の場合に應ぜしめる。

組合費其他組合の徴収金は地方公共團體に其の徴収を委託することに得せしめ、是等徴収金の督促、滯納處分、追徴及び還附に關しては、國稅の例に依らしめ、其他先取特權の順位及び組合費、夫役現品、加入金、過怠金又は使用料の賦課徴収に對し、違法又は不當と認めたるときは、異議の申立を爲し得る事を規定する。組合は第一次に於て郡守、市尹又は支廳長、第二次に於て知事又は廳長、第三次に於て臺灣總督之れを監督する。但し組合區域二以上の郡、市又は支廳管轄區域に互る場合は、第一次に在つては知事又は廳長、第二次に在つては臺灣總督、組合區域二以上の州又は廳管轄區域に互る場合は、臺灣總督之れを監督する。

組合設置後總督の認可を受くべき事項は

- (一) 組合規約を變更すること
 - (二) 借入金爲し、並に其の借入方法、利率及び償還方法を定め、又は之れを變更すること(會計年度内の収入を以て償還すべき一時借入金を除く)
 - (三) 組合の事業計畫を定め、又は之れを變更すること
 - (四) 組合を合併、廢止又は分割を爲すこと
- であつて尙左記諸項は孰れも第一次監督官廳の認可を受ける事項である。

(一) 不動産の管理方法及び處分に關すること



培 栽 ル フ ツ ア ソ イ バ

第十五章 農業

我が領土以來農業も亦著しく發達し、之れを統計に徴するに其の生産總額は、大正五年の八千五百六十萬圓（蔬菜を含まない）から昭和元年の二億九千八百八十五萬圓に進み、十年間に三倍以上に達した。生産物は島内の需用を充して尙餘りあるので、之れを内地と海外諸國とに送り出してゐる。（甘蔗農業は第十六章糖業の中に説明する）

第一節 耕地と農業者

一 耕地 耕地の面積は明治三十二年には三十六萬三千二百九十甲であつたものが、同四十二年には六十八萬二千四百七十八甲、昭和元年には八十一萬四千五百四十六甲に進み、即ち明治三十二年以後二十八箇年間に二倍餘に達した。又本島總面積に對する耕地の割合は二割餘であるが、蕃地を取除いた面積のみに對しては四割弱なる。

耕地累年比較表

年次	田	畑	計
明治三十二年	三二、六〇〇	一五、一〇〇	四七、七〇〇

第十五章 農業

三〇四

第二節 主要農産

三〇六

昭和元年	二四、四三三	七、七三三	二、六〇六	三、四三三	五、四三三	六、四三三
------	--------	-------	-------	-------	-------	-------

二 甘藷 米に強く食用作物ではれ亦良く本島の氣候に適するので、四時利る處に栽培されるが、就中臺南、臺中、高雄の三州は其の主産地である。直接食料とする以外に、豚の飼料として重要である。其の切干薯(番薯)は酒精原料として輸出し、又澱粉原料にも供する。

甘藷作付面積及び収量

年次	作付面積	收量	年次	作付面積	收量
明治三十五年	三、二五〇	一、〇二〇	同	三、三〇〇	一、〇五〇
同 四十年	三、八〇〇	一、一〇〇	同	三、四〇〇	一、一〇〇
大正元年	三、三〇〇	一、〇〇〇	同	三、三〇〇	一、〇〇〇
同 六年	三、〇〇〇	九、〇〇〇	昭和元年	三、〇〇〇	九、〇〇〇

三 茶

工業章下に示す如く本島の主要輸出品で其の額年々七、八百萬圓以上、臺中以北に栽培され、臺北、新竹二州が主産地で年十數回の摘葉をする。其の種類には烏龍、黃柑、白毛猴、時茶、大葉烏龍等があるが、就中烏龍と大葉烏龍とは最も優良種で茶園全面積の六割以上を占むる。

茶作付面積及び収量

年次	作付面積	粗製茶生産高	年次	作付面積	粗製茶生産高
明治三十五年	一、八〇〇	三、三〇〇	同	一、八〇〇	三、三〇〇
同 四十年	一、九〇〇	三、四〇〇	同	一、九〇〇	三、四〇〇
大正元年	一、九〇〇	三、四〇〇	同	一、九〇〇	三、四〇〇
同 六年	一、九〇〇	三、四〇〇	昭和元年	一、九〇〇	三、四〇〇

四 落花生

食料、製油原料等に供し、全島到る處に栽培されるが、其の主産地は臺南、高雄、臺中の三州である。明治三十三年の作付は一萬一千九百五十八甲で、其の収量十二萬八百三十八石に過ぎなかつたのが、爾來作付、収量年々増加して、昭和元年には二萬七千七百七甲、収量四十五萬四千四百九十九石に上つた。

五 豆類

本島で栽培される豆類は、其の種類は多いが就中最も主なるは大豆である。普通、輪作として年二、三回の收穫をなすを得、臺南、高雄、臺北、臺中の各州は其の主産地である。明治三十三年の作付は一萬一千三百六十五甲、其の収量五萬二千八百一十一石であつたが、昭和元年の作付は二萬四千五百五十二甲、其の収量は八萬七千七百七十五石に増加した。

六 麥類

臺中、臺南二州の海岸地方に栽培され、其の方法は極めて粗放であるので、大正七年から



品種改良に著手しつゝ、あるが、作付面積は遺憾ながら減少しつゝ、ある。明治三十三年に於ける大麥の作付は一千四百七十七甲、此の收量一萬一千四百六十石、小麥の作付一千八百五十七甲、此の收量一萬一千二百八十二石であつたが、昭和元年には大麥の作付は七百八十四甲、此の收量三千五百九石、小麥の作付五百八十一甲、收量二千七百十五石となつた。

七 胡麻 製油原料とされ、高雄、高橋二州は其の主産地である。明治三十三年の作付は六千八百八十九甲、收量三萬六千三百四十八石であつたが、昭和元年には作付四千〇三十二甲、收量九千八百六十三石に減じた。

八 黄麻 従来は綱索、七島表の製造又は結束用に供するに過ぎなかつたが、臺中州豊原に製麻會社が設立されて以來、米袋、黄麻布等の原料として需用は大に増加し、臺南、臺中、高雄各州下に相當の生産はあるが尙年々不足を告げて居る。明治三十二年の作付は一千四百九十五甲、收量百四十四萬二千二百二十斤であつたが、昭和元年には作付二千三百六十七甲、收量六百十四萬四千九百三十三斤に進んだ。

九 苧麻 平地のみならず山間の傾斜地にも適するので宜蘭、新竹等の蕃地に廣く栽培され、蕃人も亦多少の栽培をなす。明治三十三年の作付は一千六百五十四甲、收量百二萬二千六百三十三斤で、昭和元年は作付一千七百五十七甲、收量二百一十一萬八千九百九十二斤である。

一〇 木藍及山藍 孰れも染料作物で本島では専ら泥藍に製造する。近年歐洲戰亂の影響を受け、

藍靛の製造を試みたものがある。本島での栽培は主として木藍で、山藍は極めて少く、其の主産地は臺南、高雄の二州である。明治三十二年の作付は、木藍二千七百七十甲、山藍九十九甲で、之れから製造した泥藍は百七十三萬八千五百六十一斤であるが、昭和元年の作付には、山藍僅々三甲五、甲木藍は一千三百十六甲で、此の泥藍は百八十六萬五千八十斤である。

一一 煙草 其の主産地は臺南、臺中の二州と花蓮港廳であるが、未だ本島の需要を充たすに足らぬ。明治三十二年には、僅に作付に於て百八十一甲、收量に於て十九萬六千九百七十六斤に過ぎなかつたのが、昭和元年には作付七百二十六甲、收量百六十六萬四千八百八十六斤に激増した。

一二 柑橘 柑橘類は必ずしも本島特有のものではない。内地に於ける紀州蜜柑、ワシントンネーブル等は其の名特に秀つるも、本島産柑橘類が内地市場に於て特に著名なる所以は母國に於ては到底見るこゝの出来ない甘味豊醇な種柑と文旦とがあるからである。右の外雪柑、桶柑、斗柚等があり九月中旬から翌年三四月迄紅橙色の豊醇な美果が島内各地の市場に現はれる。而して種柑は臺中以北に産し、臺中州員林、南投、新竹州新埔産は有名である。文旦と斗柚は全島到る處に産するが、前者は臺南州麻豆、後者は同州西螺が最も名高い。明治三十七年に於ては栽培面積三百七十七甲、收量二百二萬五千九百六十五斤であつたが、昭和元年に於ては面積二千九百六十三甲、收量二千四百九萬七千六百二十二斤、即ち約十倍餘の増加

を見るに到り、内地移出高も累年増進し、昭和元年に於ては九十萬一千四百八斤、其の價額十四萬五千八百四十三圓に上つた。

一三 バナナ 臺灣の代表的果實であるバナナは全島到る處に栽培されるが、其の主産地は臺中州で全島生産高の七割強を産し、之れに次ぐは高雄及び臺南州下である。殊に高雄州下は最近に到り水田又は畑地に集約的栽培を行ひ單位面積よりの收量最も多く、作付面積も益々増加の趨勢にある。輸移出品中米、砂糖に亞ぐ重要品で昭和元年の輸移出高二億四百二十八萬一千七百七十五斤、價額一千三百六十四萬六千二百二十二圓に上り、明治四十二年には作付面積五百六十甲、收量一千五百三十三萬六千六百六十二斤に過ぎなかつたものが、昭和元年には一萬七千二百八十一甲、産額二億七千七百九十七萬七千七百一十斤の巨額に達するに至つた。

一四 バインアップル バインアップルはよく本島の風土に適し、古來栽培せられ來つたが、最近に到り本島新興の一大産業として其の將來を嚮望せられ、栽培事業著しく勃興するに至つた。全島中の主産地は高雄及び臺中の兩州で、將來の適地面積六萬七千甲以上に達し蓋し最も多望の作物である。之れバインアップルは、他作物の栽培困難な傾斜地利用として適當なるを、續詰用として海外市場に輸出し得るが故である。昭和元年の栽培面積は二千二百九十九甲、收量一千六百五萬二千四百五十九箇、生果としての輸移出高三十一萬七千三百三十二箇、價額一萬九千二百三十九圓、續詰の輸移出高四十九萬一千四十八打、

價額百七十六萬二千三百四十四圓に達した。

一五 龍眼 遍く島内に栽培されるが就中臺南は主産地である。果實は生にて食する他に、乾龍眼又は肉龍眼とし主に支那に輸出され、此の量昭和元年には二十三萬一千五百六十六斤、價額五萬五千二百九十九圓に上る。樹数は五十三萬三千六百七十本、總收量七百八十八萬二千四百五十五斤である。

一六 蔬菜 本島在來の蔬菜は、其の種類三四十種に達するが、多くは内地人の嗜好に適しないので、内外から良種を入れ、栽培を奨励した結果、近年大に見るべきものがあり、昭和元年には一千七十一萬二千九百六十八圓の生産があつた。夏季は少く冬季の産出多い故内地に送つて甚だ歡迎される。

第三節 畜産附屬業

一 畜牛 本島の畜牛は主として水牛と黄牛の二種で、専ら農耕と運搬用に使役されることは内地馬匹のやうである。他に洋牛と雜種牛があつて乳用其他に使用される。

水牛は本島畜牛中最多數を占め、其の性温順、體軀肥大、力強くして粗食に耐へ、耕作上必要な家畜である。黄牛は體軀大小不同であるが、水牛よりも一般に小さい。是れ亦性質柔順力強く、而も水牛に比し動作敏捷なので、農耕以外運搬用にも使用される。印度牛は黄牛改良の目的で輸入されたものである。洋牛と雜種牛は現在頭數四千三百五十七頭で、其の過半は乳用である。序に本島に於ける搾乳業の現状を言

へば、昭和元年に於ける同業者は四十四戸、乳牛六百六頭、搾乳量三千六百九十三石、價額三十七萬二千三百三十圓を算する。明治三十年は是等の畜牛總數十九萬二千八百二十五頭であつたが、爾來逐年増加して昭和元年には三十八萬一千二百三十九頭に上り、内水牛二十八萬八千九百九十五頭、黄牛八萬七千四百四十頭、洋牛、印度牛、雜種牛四千八百〇四頭である。

二 養豚 豚肉は本島人の最も重要な副食物で、需要頗る多く農家の副業として毎戸必ず數頭を飼育するのである。明治三十二年中の飼養數は四十七萬九千七百七十七頭で、屠殺數は二十二萬九千五百八頭であつたが、昭和元年には飼養數百五十四萬二千八百二十九頭、屠殺數九十二萬一千三百〇六頭に増加した。

三 家禽類 昭和元年末家禽類の飼養數は、鶏四百三十四萬七千二百四十一羽、鶯九十二萬五百五十二羽、鶯二萬三千九百九十六羽、七面鳥三千七百〇六羽を算する。

四 蠶業 本島に蠶業を奨励してから十五年になるが、それは本島に生産業としての蠶業がなかつたため、農家が其の副業としての價値を認むるに彼是十年間を費した。其後漸く農家の注目するところとなり、次表の如く茲五、六年間は異常の發達をなして、將來副業として農家經濟に寄與するところなからぬものがあると思ふ。昭和元年度の蠶繭額は新竹州、春界(全島)、臺南州、臺中州、高雄州、臺北州、花蓮港の順序であるが將來春界の蠶業に對しては最も囑望されて居る。

本島産繭額累年表

年次	産繭額	備考
明治四十四年	二,〇〇〇 _斤	獎勵の前年
大正元年	八四,〇〇〇	獎勵開始
同 十三年	二,一四七,四五二	
同 十四年	二,一八六,二九〇	
昭和元年	二,四六一,六三〇	

蠶種は大正十年以來本島に適應せる強健種を選出してから非常に遠征を減じた。本島所要蠶種の半數は此蠶種を産産局養蠶所にて製造配付し、不足は之を同一系統のものを内地の製種家に製造せしめ移入して繭質の統一を圖つて居る。

桑は北部及山手には在來種、南部には廣東桑が適當して居る。内地桑は發芽遅く落葉早きを以て本島には利用期間短かき爲普及するに至つて居らぬ。

本島蠶業は他に居るここの出来ない特色を以て將來蠶業の發展上有利な立場にある、即ち本島は年中桑葉が繁茂して居るから、農閑冬期でも何時でも欲する時に飼育するここの出来る。隨て繭の生産費が殆んど内地の半分である。勞賃の高騰や支那生絲に脅威されて居る我蠶業界に對しては、安價な繭を供給する



こゝ第一であるから、此點に對して有利の地位にあるものは恐らく本島を措て他になからうと思はれる。

第四節 農業施設の概要附事業機關

一 米作の改良獎勵 米は前述の如く本島の最重要作物であるが、從來品種は雜駁、品質は粗悪で、殊に多くの赤米、烏米、稗等を混じ、爲に市場の價值を損じ、又一定面積から收量が少かつたので、其の改良の爲め總督府では地方農會の米種改良事業、育種場、綠肥獎勵、第二期作獎勵(臺東、花蓮港三廳)等に對し夫々補助金を交付して獎勵して居たが、地方制度改正以來は地方州廳に移管し、現在は蓬萊種改良に對する補助金の交付と搬出米の検査事業を行つて居る。

(イ) 蓬萊種改良 本島に於ける蓬萊種(内地種)の栽培は長き試作時代を経て、今や其の適應確實なるを認めらるゝに至つた。故に之が健全なる發達を遂げしむべく、昭和元年度より各州をして原種田を經營せしめ、之に因費補助金を下附することゝした。

(ロ) 米穀検査所 從來搬出米検査は各州知事、主要米産地に於て之を行ひ、移出米検査は基隆、高雄の二港に於て米穀總督府に來つたが、大正十五年七月一日臺灣總督府米穀検査規則改正の結果、米穀検査事務は凡て臺灣總督府の管理に移り搬出検査を廢し移出検査のみを施行することゝなつた。

二 蠶業獎勵 本島の蠶業は明治四十四年以來の獎勵に係るもので、殖産局附屬養蠶所に於て之れに關する諸般の事務を取つて居る。而して從來は蠶業技術員の講習、蠶業教師の設置、蠶具の貸付、蠶繭買

收獎勵、桑苗配付、蠶業試験、蠶種の製造配付等を營んで居つたけれども、大正十二年度以降は單に蠶種の製造配布のみを行つて居る。

三 茶業獎勵 本島茶業の進歩改善を圖るために、茶業者を糾合して茶業公司又は組合を設立せしめ、之れに製茶機械を貸與し又製茶教師を置いて製法を傳授し、尙製茶取引改善の目的を以て産茶は之れを共同販賣所に委託販賣せしめ、一方茶園の改善を圖るため模範茶園を設置せしめて肥料を補助し、又一般茶園の爲め優良苗の無償配付を爲してゐる。

四 鳳梨獎勵 在來種鳳梨は纖維多く、果形小にして而も日深きため、生果として又罐詰原料としての價值が乏しいので、品種の改良と栽培の獎勵を圖らんがため、大正十四年度より高雄州鳳山郡大樹庄小坪頂に鳳梨種苗養成所を新設し、優良外國種苗の繁殖配布を圖つてゐる。

五 畜牛改良獎勵 中央研究所種畜支所に於て繁殖した印度牛ミ雜種牛ミを貸下け、又一方には在來の黄牛の種牡牛を置かんがため、明治四十一年度から主な産牛地方廳に獎勵費を配付し獎勵せしめ來つたが、其の實績頗る良好であつたので、之れを水牛にも及ぼすことゝし、大正八年度から漸次全島に及ぼし實行せしめてゐるけれども地方制度改正以後は地方廳に移管した。

六 豚改良獎勵 從來中央研究所農業部に於て繁殖育成したるパークシヤ種豚を養豚の經驗家ミ團體に貸下ぐるか、若くは拂下けを爲してゐるが、爾來斯種普及の趨勢は逐年盛んとなり、殊に近年は破

竹の勢で、今や地方農民は競て本品種を要望するに至つたから昭和元年度からは國庫より獎勵金を支出し年々種豚四百頭を内地より購入せしめ、農業部供給の三百頭と共に増殖を行ひ本種種豚自給の基礎を確立せしめんとして居る。

七 農業倉庫 本島産米の乾燥調製を良好ならしめ米質を向上し、米農金融を圓滑にし、且米の販賣運送を便ならしめ、以て米農の純益を増進し、農家經濟の安定を圖らんがため、人工乾燥、糶摺調製装置を設備せる農業倉庫の設置を獎勵してゐる。即ち之れがために國庫補助の方策をとり、大正九年度三箇所、十年度七箇所、計十箇所、之れに臺中農業倉庫を加へ計十一箇所を設置し經營せしめつ、ある。

八 植物調査 本島に於ける輸入植物類に付嚴重なる検査取締を行つて、病蟲害傳播を防止し、當業者の取引を安全にし、且市價の保持に努めんがため、大正九年度から基隆、臺北、新竹、員林、高雄の五箇所、大正十三年に臺南に各植物検査所を設置して検査を施行して來た。

九 農業移民 臺灣の内地農業移民は、明治四十二、二年頃から私人經營で全島各地に企てられたのであるが、何れも失敗に歸し、現在では殆ど跡方もない様になつてしまつた。四十三年から初めた東部臺灣の官營移民のみは相當の成績を挙げ得たのであるが、之れは大正六年初を以て事業を中止し、爾後既移民者は獨立自營で今日に至つた。其の農村は花蓮港廳下の吉野、豐田、林田の三村で戸數六百七十七戸、人口三千三百九十四人、耕地面積田七百七十甲、畑一千七百七十二甲に達し、生活も漸次安定に向ひ、將

に理想的農村を實現せんとして居る。官營移民は花蓮港廳下に限られたので、臺東廳下には私人の企業者に補助して移民を獎勵し、現在内地人九十九戸四百四十二人、本島人百七十三戸七百二十五人、蕃人二十七戸百五十三人を收容して居るが、未だ大して成績の見るべきものがない。

一〇 獸疫病害驅除豫防

(1) 獸疫豫防 領臺以前から牛疫、豚虎列拉、炭疽、氣腫疽等の獸疫があつて年々各地に流行し被害甚だしかつたが、其の豫防規則を勵行するに共に、牛疫、豚虎列刺の血清を製造し豫防制邊に努めた結果、多年被害を遏つた牛疫は、今は全く終絶したけれ共、豚虎列刺は依然として地方的猖獗を極めて居るので専ら之が防邊に努めて居る。流行性瘡口瘡は大正七年以來發生しなかつたが、大正十三年突然臺東廳に發生したので極力防邊に努めつ、ある。尙本島は氣候の關係上、地方病や寄生蟲多く畜産上に及ぼす影響が甚だ大であるから、是等の病性、分布、被害の程度等を調査し、其の豫防法に關して研究を進めて居る。

(2) 害蟲驅除豫防 本島には害蟲の發生も亦甚だ多く、農作物の被害が多であるから、當局は其の驅除豫防に努め、既に明治四十一年中害蟲驅除豫防規則を發布して之れを勵行しつ、あるが其の現狀は左の如くである。

(一) 害蟲巡視員を各州廳に配し、不斷耕地を巡視せしめ農民を啓蒙す、(二) 從來臺南、高雄の兩州管内で實行し來つた甘蔗害蟲と稻作螟蟲との買收は十年限度限り之れを廢し、十一年度からは専ら製糖會社と農民との自發的驅除を旨

視することとした、(三)甘蔗露菌病は従来臺南、高雄、臺中の三州に巡視員を配し極力其の驅除に努めた。

一一 農業諸般の調査

(イ) 農業基本調査 本島農政上の基礎資料を得るがために大正九年以來各種の基本的調査を施行して來た。而して更に大正十四年度に第二次事業として主要農作物生産費調査を施行、昭和元年度から農業勞働調査を施行中で、既に第一次事業として調査済のものは農家經濟調査、耕地分配並に經營面積調査、主要作物生産調査、農家食糧調査、農産物需給並に金融調査、土地利用及び農産適地調査等である。

(ロ) 東部開發調査 東部臺灣は海陸交通の機關に缺如せるを、勞力の不足に由り、久しく其の開發を見るに能はず、加ふるに河川の亂流汎濫ありて天與の富源は今日まで充分に利用されなかつた。依て督府に於て昭和元年度より該地方の土質、適作物、灌溉排水の便否、利用の價值、農村住宅其他該地に於ける緣故關係等を調査して、該事業實施の前提をなすに共、一方河川の汎濫を防止し、耕地の保護並に造成に關する調査を進め、更に交通方面に於ては經濟的連絡機關の調査を遂げんとする。

(ハ) 灌溉排水事業計畫調査 近時本島農民の埤圳企業に對する要望極めて切なるものがあるけれども、彼等は工事の設計、所要經費等に關する専門的智識を有して居ないので、之を指導獎勵して農産物の増收を圖ることは、小にしては本島農業發達の爲め、大にしては母國食糧問題解決に資するの見地よりして、目下の急務であると言はなければならぬ。

總督府に於ては、大正九年度から全島に互り排水を必要とする土地に對し排水施設並に之れが經濟關係調査に着手したのであるが、昭和元年度からは全島に互り埤圳新設豫定地で五百甲以上の集團地に就ても調査することになり、同年度から灌溉排水事業計畫費十七萬六千九百餘圓を計上して右排水工事調査を併せて引續き調査中である。而して排水調査は昭和十二年度に、埤圳新設豫定地の調査は昭和五年度に終ることになつて居る。尙昭和元年度迄に調査した面積は排水工事を必要とする十三箇所、其の調査豫定面積十六萬九千六百餘甲の内九萬二千三百餘甲、灌溉事業計畫概要調査豫定地二十三箇所、其の調査豫定面積九萬四千二百餘甲の内五萬九千二百餘甲、灌溉事業實施設計調査豫定地二十箇所、其の調査豫定面積八萬四千五百餘甲の内一千三百餘甲である。

一二 肥料検査

農業の集約化に伴ひ本島肥料界は近時著しき發展をなし、販賣肥料消費額年々共に遞増しつゝ、あるに不拘、未だ之れが取締に關する施設なきが爲め不正なる肥料の屢々市場に出現するの狀態に鑑み、茲に内地の肥料取締法を引用し、肥料取扱者をして不正行爲をなすの餘地なからしめ、農民をして公正なる品質の肥料を安じて隨時に購入せしむるの方策を探り、以て農業の主要資本たる肥料政策の完備を期すべく努力してゐる。

一三 小作慣行改善

本島農耕地及び農業者の大部分を占むる小作地、及び小作農家を支配する小作慣行は、頗る不良不完全にして改善を要すべき幾多の悪習があり、之が爲め一般小作人は農耕に安定せず其の生活を脅威さる、こゝに甚しく、地主も亦不良小作人の爲めに苦惱するもの少からず、將來益々集約經營を必要とする本島農業の發達を阻害し、農産増殖上甚しき悪影響を及ぼしつゝ、ある。加之近時思想の變遷に伴ひ、不良慣行の虛に乘じ、小作農民の團體運動を策するもの漸増しつゝ、ありて、農村平和を危殆ならしむる虞があるので、先づ小作慣行を改善して本島の小作問題に備へやうとして居る。

一四 鳳梨罐詰検査

近時鳳梨罐詰事業の勃興に伴ひ動もすれば粗製濫造の弊に陥らんとする傾向があるので、督府は昭和二年度から基隆、高雄の二箇所に検査所を設け、輸移出検査を行ひ等級を附し合格品に限り輸移出し得る制度をこころこゝとした。

第五節 農業團體

一 農會 は一般農林業の改良獎勵、米種改良、牛豚改良、蠶業獎勵、農場經營、肥料共同購買、農業倉庫經營等をなして、我が農政上の助長機關として貢獻した處甚大である。本島米の近時著しく改良されたのも此の農會に負ふ所が多い。其の創設は明治三十三年だが、今や各州廳共に其の設置を見ぬはない。

農會の區域は州廳の區域に依り、其の會員は國又は公共團體を除くの外、その區域内に耕地、牧場、森林、原野等を有するもの及び農業を営む者を網羅する。昭和元年度の其の經費總額は百九十八萬八百七十六圓で、地租と家畜を標準として會員から之れを徵收する。

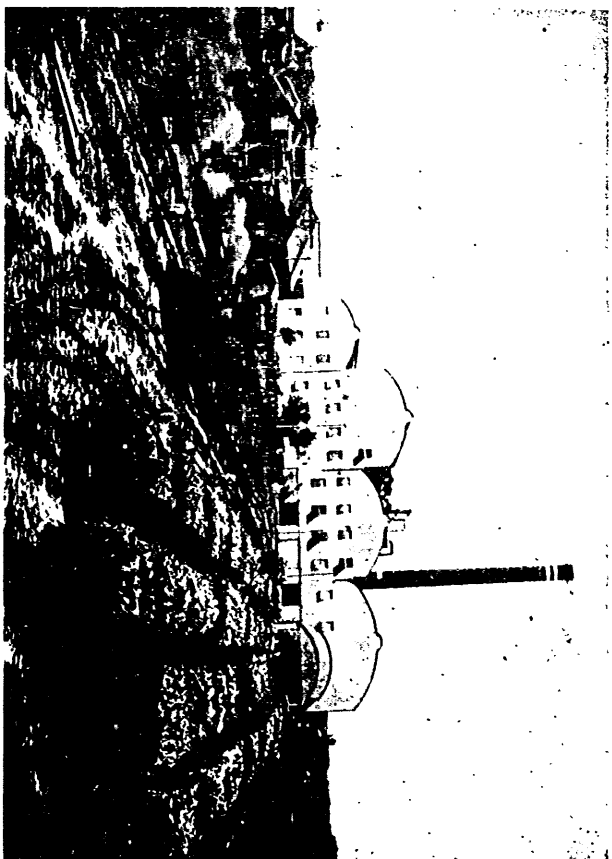
而して從來牛疫の防遏、其他一般の衛生を進め、牛畜の改良を圖るを目的として設けられてきた畜牛保健組合は、本島牛疫の熄滅を二期して、大正十一年度限り解散し、その事業は之れを州廳農會へ引き継ぐことになつた。

二 其他の農業團體 農會以外本島に於ける農業團體として、小作慣行改善を目的とする業佃會並に農事改良の實行を目的とする農事小組合等がある。

(イ) 業佃會 業佃會は臺南州新營郡に設けられた本島最初の小作慣行改善を目的とする團體であり、各街庄を以て城區とし郡に聯合會を置いて居る。會員は郡内に耕地を有する地主、小作及び自作農から成り、會の事業は從來の口頭契約を會の趣旨に依る書式契約に改め、以て耕作者の小作權確保と小作期間の延長其他の附隨事項の改善を行ふものである。而して漸次本事業の進行と共に、地主小作人の協調を促し、小作者が耕地に安定するを得たる結果、小作に關する從來の弊風が次第に改められ、農事の改良發達上顯著なる好影響を及ぼしつゝある。依つて爾來各地に本事業が普及するゝ形勢にあり、即ち臺北州に於ては淡水郡(各街庄農事組合郡)、基隆郡(各街庄業佃會郡)、海山郡(各街庄業佃會郡)、羅東郡(各街庄業佃會二)、新竹州に於ては桃園郡(各街庄業佃會郡)、竹南郡(各街庄業佃會郡)、中壢郡(各街庄業佃會郡)、大溪郡(農會事業として)、臺南州に於ては新營郡を除きたる各郡は何れも農事組合の事業として、更に高雄州に於ても昭和

二年度に於て二郡下に於て著手する等、何れも業佃會の主旨に依り小作慣行改善事業を行ひつゝある。
(ロ)農事小組合 農事小組合は一派出所、大字又は一街庄を以て單位とし、官廳並に農會の農事獎勵方針に基き農事改良の實行を計り、農民相互の福利を増進せんとするものであつて、一般的農事の改善實行を爲さんとする農事改良實行組合の如きものと、或る特殊農事に對して改善を圖らんとする共同苗代組合、養豚或は養鶏組合等の如きものと及び此等の聯合會等がある。

注意 本島農業中最も主要な甘蔗に就ては糖業の章を設けて一括細説し、茶は工業章下に一節を設けてあるから參照され度い。又種苗養成のためには従來農事試験場、園藝試験場、糖業試験場、茶樹栽培試験場等、各獨立の機關に依り取扱はれて來たが、大正十年八月中總督府中央研究所を新設するや、之れを農業部として同所に統一せらるゝに至つた。(第二十四章研究調査機關參照)



製糖工場

第十六章 糖 業

本島の糖業は、漢民の移住と共に傳はり、西曆一六二四年蘭人占據の際に既に砂糖は本島の主要貿易品として數へられ、爾來常に本島産業の首位を占め來つたものである。然し我が領土當時は年産僅に八、九千萬斤の粗糖に過ぎず、其の栽培、製造共に舊習を襲ひ少しも改進の跡の見るべきものが無かつた。一方當時の内地に於ける砂糖の需要額を見るに年約五億斤を超えるに、需要の四分の三は之れを海外の供給に俟たねばならなかつた。されば本島の糖業界には自ら大なる使命の存するものあるを以て、總督府に於ては積極的の改良施設を試み以て其の缺を補ふは勿論、進んで海外にも輸出せんとすの計畫を立て、之れが改良と擴張とに最善を盡した結果、今日の如き大進歩を來した。斯の如き我が糖業の大進歩は、實に外糖を驅逐して巨額の正貨の海外に流出するを防止したのみならず、又本島の開發、經濟財政、交通運輸其の他の進歩發達に益したところ甚大である。

第一節 糖業施設

一 糖 政

一 糖政の確立 上記の事情に依り糖業獎勵の必要を見るや、先づ總督府は新渡戸博士をして各國

の糖政を調査せしめ、其の賦業に基き積極的に糖業改良獎勵の方針を定めたものである。即ち博士は糖業改良の方法として、(一)蔗種及び栽培法の改良、(二)蔗搾法及び製造法の改良、(三)人工灌溉の應用、(四)土地の開墾及び蔗園の擴張等を列擧し、糖政上の施設としては、(一)糖業獎勵規則及び臨時臺灣糖務局官制の制定、(二)甘蔗試作場の設置、(三)産業組合の組織、(四)大規模なる企業獎勵の必要等を論じた。是れ本島糖業改良の發端であるが右の意見は直ちに採用され、即ち明治三十五年六月臨時臺灣糖務局官制並に臺灣糖業獎勵規則の發布を見るに至つた。

二 糖業獎勵規則 本規則は明治三十五年六月發布の律令であつて糖業獎勵の規程である。其の要旨は甘蔗の耕作又は製糖業に従ふもので、總督府に於て適當と認められた場合は、甘蔗苗費、肥料費、開墾費、灌溉排水費、製糖機械器具費に對して獎勵金を下付し、若くは現品を下付又は貸附して砂糖農工業各方面に對し、汎く補助獎勵を行ふに在つて、發令以來昭和元年度迄に交付した獎勵金總額は千二百六十九萬八千二百二十二圓に上る。右獎勵の内容は、製糖會社及び製糖所補助、肥料補助、灌溉排水補助、種苗補助、農具補助、蔗苗補助、改良糖廠取拂補助、甘蔗品質審査補助、製糖機械購入費補助、開墾補助、模範蔗園標本補助、原料消費補助、原料糖製造補助及び水糖補助等であるが、糖業の發達に隨つて、補助金を減少するに共に、補助の種類も亦減じ、大正六年度以後は、灌溉排水補助、蔗苗圃補助、及び水製造補助の三種にして、大正十一年迄の其の補助金額累計は、灌溉排水補助百三十三萬一千四百

九十七圓、蔗苗圃補助十三萬二千六百八十六圓、水糖製造補助二萬七千三百三十四圓である。而して十一年以後の蔗苗圃補助は、現品を下附給與することとし、水糖製造補助は下附しないこととなつた。今、昭和二年度の獎勵方法を示す。

1 甘蔗中間苗圃補助 甘蔗中間苗圃經營者には蔗苗養成生産の蔗苗を無償にて下附する。

2 灌溉又は排水費 甘蔗園に灌溉又は排水の設備を爲す者にして適當と認むる者に對し、其の工事費の十分の五以内の獎勵金を交附し、又は機械器具を交附若くは貸附する。此の獎勵に要する豫算額は六萬圓である。

3 製糖機械器具 適當と認むる製糖者に對し、當府所有の製糖機械器具を貸附する。

三 原料採取區域の限定 糖業發達して製糖工場の新出するや、原料たる甘蔗の爭奪等に種々の弊害を生ずるに至つたから、總督府は之れを防ぐため、明治三十八年六月を以て原料採取區域限定の制度を施行した。此の結果として製糖業者は原料獲得上の基礎確實となり、年々製糖計畫の基礎も略定まり、而かも亦各自に許可せられた區域以外に其の採取を許されない故、勢ひ自己所屬の區域内の農民を勞り、甘蔗の耕作を獎勵するのみならず、優良なる原料を多量に得んとして農民を誘導發達し、又耕作法を改良せしめんがため、其の資金の前貸又は補助をなし、一方耕作者側にも亦自己の産した甘蔗は必ず所屬製糖場に賣却し得るの見込確實になれるなき、兩者の利害關係が愈々密接となり、糖業の改良發達上に裨益する所頗る大なるものがあつた。

四 蔗苗取締規則 明治四十四年と大正元年に於ける數回の風水害のため、大に蔗苗の不足を來し、

糖業者は其の不足分を島外に求めざるを得なかつた。是れ一面には蔗苗改良の意味をも含むが、又同時に病蟲害傳播の危険をも伴ふを以て、大正三年四月取締規則を設け蔗種蔗苗の輪移入に際しては検査を行ふのみならず、之れを栽ゑる苗圃は必ず他の蔗園と隔離するにこし、採苗搬出に際しても亦嚴密な検査を行ひ、以て病蟲害傳播の防止を圖り今日に及んで居る。

二 其の機關

一 特産課 明治三十五年六月我が糖業政策の確立するや、臨時臺灣糖務局を設置して其の實行機關としたが、同四十四年十月糖務局の廢止と同時に、殖産局に糖務課を置いて其の事務を繼承し、併せて糖業に關する附屬官衙の事務をも統轄するに至つた。而して其の成績頗る顯著であつて、糖業の躍進的發達を促したことに鑑み、從來農業方面の事務は農務課に、又商工方面の施設は商工課に於て取扱ひ來つた茶業及び芭蕉、鳳梨、柑橘等青果物業に對する施設事務をも縱斷的に首尾一貫し是等特産物に積極的の奨励施設をするの最も有效なるを認め、大正十三年十二月督府官制改正に際し、從來の糖務課に前記特産物に對する事務を加へ、之れを特産課と改稱せられたのである。

二 蔗苗養成所 本島現在の製糖全能力に適應すべき原料を得んむすれば、年々甘蔗の植付は十萬甲内外でなくてはならぬ。然るに當初蔗苗の供給は屢々暴風雨に妨げられて著しく不足を告げ、已

むを得ず不良蔗苗を使用したから年々共に品種惡變の虞れを來した。依つて之れを防遏し進んで其の更新を圖り、優良なものを養成繁殖して配付するの必要上、大規模の官營甘蔗苗圃を設くるの必要を認め、大正二年九月臺中州管内に初めて蔗苗養成所を設けたが現在に於ては左の如くである。

- 一 大南庄蔗苗養成所 所在 臺中州東勢郡新庄大南耕地九百六十六甲
- 一 后里庄蔗苗養成所 同 豐原郡内埔庄同六百五甲
- 一 東部蔗苗養成所 同 花蓮港廳鳳林區林田村同約六十甲

蔗苗養成所で生産した苗は之れを各新式製糖會社の所謂中間苗圃に配付して栽培繁殖せしめ、更に會社は之れを所屬區域内の農民に無償で交付するの義務を負ふもので、斯くして區域内の蔗苗を三年以内に更新し、年々續行して惡變を防止せんとするものである。又斯の増殖普及すべき蔗苗は、外國から輸入の優良實生品種が、又は中央研究所農業部糖業科にて育成した新品種であつて、無病健全の苗を限り養成所に於て三年一輪作にて年々約五百甲宛の植付經營をしてゐるのである。斯くして増殖普及を計つた結果、優良實生種の普及は今や全植付面積の九割を超ひ著々其の目的を達しつゝ、ある。即ち大正三年度から、昭和元年度に至る優良蔗苗配付の總高は、實に三億八千七百四十萬五千四百十本に上り、大正十四年度分だけでも二千八百九十八萬六千二百五十本である。

三 糖業研究機關

第十六章 糖業

三二七

明治三十五年糖務局の設置に續いて、甘蔗栽培試験の機關として同局附屬大日

降（現臺南州新化）甘蔗試作場を設け、三十九年七月には糖業技術者を養成すべき糖業講習所を之れに併置し、又製糖工場をも附設して之れを糖業試験場と改稱した。然るに大正十年に至り中央研究所の設けらる、や、農産部糖業科として是れに統一せられたが、是れ本島糖業に關する一切の試験研究の中心機關であつて、我が糖業今日の發達に貢獻した所甚大なるものがある。又本島産糖額の増加するに隨つて、内外國に對する砂糖の取引は漸く頻繁ならんことを故取引の發達促進上、豫め糖分を檢定して之れを公證するの必要を生じたから、明治四十五年四月高雄に殖産局附屬檢糖所を設け、各種砂糖の肥料の分析檢證の機關となし來つたが、大正七年四月總督府研究所に併合し、今日にては中央研究所の支所と爲つてゐる。

第二節 甘蔗農業

一 品種の改良

蔗苗改良の施設に就ては前節に略説したが、以下其の改良の次第を述べよう。本島在來の甘蔗は竹蔗、紅蔗、蚶蔗等で、品質も良からず、甲當收量も少なく含糖分にも乏しいから、先づ之れを改良せんとして、布哇其他糖業地から各種の蔗苗を輸入し試験を重ねるころがあつた。然るに其の結果は布哇産ローズバンブーミラハイナの二種最も良く適し收量も在來種に二、三倍するを確

め得た故、其の種苗を繁殖配付し栽培希望者には種苗費を補助して専ら之れが普及を圖つた。されば明治三十五年期には其の作付僅に三十七甲に過ぎなかつたものが、大正五年期には全甘蔗作付の九割四歩を占むるに至つた。されば是等の改良種も栽植年久しきと選擇充分でなかつた結果、惡變化を來し且暴風雨に對する抵抗力弱きを以て更に優種を選擇する必要に迫られ、新に輸入せられたものは爪哇實生種である。斯くして蔗苗養成所の設置となり、中間苗圃の設置補助となり、蔗苗三年更新の計畫となつた。此の結果各製糖會社は、蔗苗養成所から配給された蔗苗を、自社の中間苗圃に於て栽培繁殖し、之れを一般農民に無償にて配付し、蔗苗の更新と優良種の普及とに努むることとなつた故、三十六年期の甘蔗作付總面積は僅に一萬六千餘甲に過ぎなかつたものが、大正十五年期には十二萬三千九百五十二甲に増進し、内爪哇及び臺灣實生種の植付面積は十一萬二千四十三甲總植付の九割四厘に達した。就中爪哇大蔗種の如きは、灌溉排水其他肥培宜しきを得るに於ては、甲當十五萬斤乃至三十萬斤の收穫を擧げ得るので、最近中北部水田地方其他隨所に獎勵普及されつ、ある。斯くて十五年期の植付面積に對する實生種就中大蔗種の割合は益々増加し甲當收量にも増進の勢顯著なるものがある。尙中央研究所糖業科にて育成した臺灣實生四號、十九號、二十四號は、從來のものに比し含糖分又は收穫量多きのみならず、風害に對する抵抗力も強いから、是等の品種にして一般に普及するに至らば必ずや現在の産糖高を更に益益増加し得るであらう。

二 蔗園の改良 甘蔗耕作上灌溉排水の設備は最も重要な本島在來の蔗園には殆ど其の設備を見なかつた。だから總督府は明治三十五年以後工費を補助して、井戸、埤圳水路の開掘、修繕をなされたが、此の種の事業は大なる資本と長日月を要するを以て、官民協力して漸次計畫實行の舉に出づるの他はない。依つて明治三十四年以來一方には民設埤圳の改善擴張を圖らしめ、他方には官設埤圳の開鑿を計畫し、四十一年から實行しつゝある。此等の埤圳は甘蔗作のみに限らず、米作にも利せんが爲のものであるが、特に蔗園の灌溉排水の爲には、四十三年度以來工費の五割以内の補助を與へ、以て之れを奨励した結果、昭和元年度迄の灌溉排水工事施行面積は十萬七千四百九甲に上る。

三 其植付と收量 以上の如くにして我が甘蔗耕作は植付に於ても、生産に於ても、年々共に發達し來つたのは左表に示す如くである。但し一時單位面積の收量は、反つて逆行の傾向を來した感があつたが、最近數箇年に至つては、各製糖業者の農事方面に對する堅實なる經營方針と蔗作農の甘蔗耕作に對する自覺は、天候の宜しきと相俟つて中當收量は漸次向上の傾向を示し來つた。

甘蔗植付面積及び收量累年表

年 別	植 付 面 積	甘 蔗 生 産 高	一 甲 當 收 獲 量
明治三十六年	一、五五九	六、五三三	四、一八九

同 三十九年	一、五八六	一、六二七	一、〇二五
同 四十二年	一、五九五	三、三九七	二、一四五
大 正 元 年	一、五三九	三、五九六	二、三三五
同 四 年	一、五二〇	三、八七五	二、五四七
同 七 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
同 八 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
同 九 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
同 十 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
同 十 一 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
同 十 二 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
同 十 三 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
同 十 四 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一
昭 和 元 年	一、五二〇	三、三三三	二、一九一

第三節 砂糖工業

領事當時の糖業界は、其の甘蔗耕作法の幼稚であるが如く、製糖法も亦極めて幼稚で、一千百餘を算する工場中、一の新式機械を使用するものなく、何れも畜力を以て動力とした。されば膨張力不十分にして多量の糖分を逸し、而

も其の品質不良にして市價騰らず、動もすれば當業者の損失を來したから、糖務局の創設と共に此の方面の改良にも大に盡力した。然しそれは、新式機械を裝設した大規模の工場に始めて出来ることであるが、當時は未だ匪徒全く鎖まらなかつたから、内地資本家も大資本の投下を欲せず、依つて先づ後項に述ぶる改良糖廠の設立を奨励したが、果せる哉、豫期の如く斯業の勃興を來し、其の間に事情も一變して新式製糖工場も續々設立せられ、終に今日の盛況を見るに至つた。以下最新の創設たる白糖氷糖の工場をも併せ之れを説明しよう。

一 舊式糖廠 今日では多く山間の僻地に在る。一輪石車若くは三輪鐵車を畜力で回轉せしめ、甘蔗を壓搾し得た糖汁を六箇乃至十箇の平鍋にて煮詰め、之れを冷却槽（打糖槽とも稱す）に汲み揚げ、攪拌冷却乾燥せしめて赤糖を製造する工場で、壓搾能力は石車のもとは一晝夜原料甘蔗一萬二三千斤、鐵車にあつては二萬四千五百斤、一期間に於ける製糖高は前者は平均五六百擔、後者は二千擔を普通とする。上述の如く此の種の製糖場は以前は其の數一千を超つたが、改良並に新式製糖場の設立と共に漸次減少して、大正十五年期には百三十六箇所、昭和二期には百十五箇所を算するに過ぎぬ。

二 改良糖廠 改良糖廠とは、壓搾機と原動力機とを改良して新式機械とし、其他は在來の儘の一部新式製糖場を謂ふ。此の工場に於ける製糖法は、壓搾し得た糖汁にて舊式糖廠同様の操作により赤糖を製造するもので、壓搾能力は四十噸乃至二百噸である。此の種の製糖場は未だ大規模の新式製糖場を設立し得なかつた本島糖業勃興の當初に於て、在來の最も不經濟な壓搾装置の改善によつて砂糖歩留の向上を圖り、以て糖業の發達に資せんとして起つたもので、明治三十七年に創められ、最盛期なる四十

四年期には其の數七十四箇所、壓搾能力六千三百三十噸に上つて居た。しかし畢竟過渡時代のものであるから、新式工場の勃興と共に漸く衰へ、大正十五年期作業工場は十五箇所、能力一千三百六十噸、昭和二期九箇所、能力六百噸に減退した。其の將來は舊式糖廠と共に過去の遺物たるに止まるも、地域狭く交通不便の地には、運搬輸送の關係上全然廢止さるゝには至るまい。

三 新式製糖場 新式製糖場とは最も進歩したもので、三重乃至四重壓搾機、加熱機、清淨槽、三重乃至四重效用罐、結晶罐、結晶機、分蜜機、汽罐等の諸装置を備へ、大量生産をなすべき組織のものである。壓搾能力は一日三百噸から三千噸にも及び、主として分蜜糖（又粗糖）の製造に當る。其の設立は明治三十四年中臺灣製糖會社を以て始まり、後我が糖業の有利なことは、内地資本家にも認めらるゝに至つて、漸く其の數を増加し、更に日露戦後財界の好調は競うて此の方面に資を投ぜしめ、其の新設若くは擴張を企てるもの續出し、一躍世界産糖國の班に列するに至つた。昭和二期現存工場四十六、能力二萬四千四百五十英噸一萬二千五百米噸である。

四 耕地白糖 新式製糖工場中、一部機械の裝置と製糖の操作とを變じて、甘蔗汁から直接白糖を製造するものがある。是れ所謂耕地白糖であつて、今此の種裝置を有する工場は、其の最近三年期製造高を表示せば左の如くである、而して嗜好の向上と時勢の推移に伴ひ、新種白糖工場並に生産高は逐年増加の趨勢にある。

會社工場名	甘蔗壓搾能力	耕地白糖製造高			
		大正十三年期	大正十四年期	大正十五年期	昭和二年期
臺灣製糖株式會社臺北製糖所	英 500	三二七〇〇〇	三二九七〇〇	三三〇二〇〇	三二八二〇〇
同 車路邊製糖所	米 一三〇〇				三三三三二五
同 明治製糖株式會社鹿嶋工場	英 500	三三〇〇〇〇	三三〇六〇〇	三三〇五〇〇	三三〇九〇〇
東洋製糖株式會社南端製糖所	英 一〇〇〇	一一五七五〇	三三三三〇〇	三三三三〇〇	一八四三〇〇
同 島嶼林製糖所	英 500			一四〇九七〇	一七〇〇〇〇
同 斗六製糖所	英 500			七二八〇〇	一〇一五〇〇〇
鹽水港製糖株式會社新營工場	英 一〇〇〇	三三〇四〇〇	六九六九三	四六六〇〇	一〇一五〇〇〇
同 崙內第一工場	英 500	一九五五九三	三三〇三二〇	三三〇六二〇	一八〇八〇〇
同 崙內第二工場	英 500	一九五五九三	三三〇三二〇	三三〇六二〇	一八〇八〇〇
同 旗尾工場	英 一〇〇〇	一九五五九三	三三〇三二〇	三三〇六二〇	一八〇八〇〇
計	米 一三〇〇 英 六五〇〇	六〇七五〇〇	六〇七五〇〇	一〇一七五〇〇	六〇七五〇〇

五 再製白糖 主として爪哇原料糖又は本島産若くは玖瑠原糖を溶解し、耕地白糖製造装置を利用して白糖を製造し、重に支那に輸出するもので、砂糖市況の關係上各年其の製造量を異にするが、大正十五年期には四千六百十三萬二千三百四十二斤を製造した。

六 氷糖製造 氷糖は白糖若くは精製糖を原料として製造する。鹽水港製糖會社高雄氷糖工場に於て之れを製造し、大正十五年期十一萬六千九百斤となつてゐる。

七 糖蜜 分蜜糖製造の際に生ずる糖蜜は、酒精原料、飼料、肥料其他利用の範圍は頗る廣い。糖蜜産額は大正十五年期二億四千五百五十一萬餘斤、昭和二年期二億百四十七萬九千餘斤に上つてゐる。

第四節 糖業の概況

最後に我が糖業の現況を概括するに、明治三十五年期には甘蔗の收穫面積二萬六千六百七十甲、新式製糖場僅に一箇所、能力二百噸であつて、資本金百萬圓に過ぎなかつたものが、大正十五年期には甘蔗の收穫面積十二萬餘甲、新式工場の運轉せるもの四十四、一晝夜の壓搾能力三萬九千四十二米噸に増加し、其の資本金の總額二億八千二百二十萬圓に上り、昭和二年期には更に一工場を加へ四十五工場、能力三萬九千四百三十四米噸となり、會社の整理、合同、増資等により、資本總額も亦二億九千五百一十一萬圓に増加した。全島産糖總額は明治三十五年期には九千九百斤であつたものが、大正十五年期には八億三千三百二十萬餘斤に達するの盛況を呈したが、昭和二年期には稀有の大旱魃其他氣候不順の爲め六億八千五百二十三萬餘斤に一時逆轉したけれども、更に翌三年期には大正十五年期の最大記録を突破するであらう。

第四節 糖業の概況

と豫想せられてゐる。

これを統計諸表に徴するに左の如くである。

新式製糖會社資本金、工場數及能力現勢 (昭和二年六月末日)

會社	本社位置	資本金		工場數	可一晝夜 可能力	摘 要
		總額	拂込			
臺灣製糖株式會社	高雄州屏東郡屏東街	3,000,000	1,000,000	10	9,000	(内5噸未設)
新興製糖株式會社	高雄州鳳山郡大寮庄	1,800,000	1,100,000	1	3,000	
明治製糖株式會社	臺南州曾文郡麻豆街	7,500,000	1,000,000	5	5,000	
大日本製糖株式會社	東京府南葛飾郡砂村	3,750,000	1,000,000	2	3,500	
東洋製糖株式會社	臺南州嘉義郡水上庄	3,500,000	3,100,000	6	5,000	
鹽水港製糖株式會社	臺南州新營郡新營庄	8,000,000	3,000,000	8	6,000	
新高製糖株式會社	臺南州彰化郡和美庄	3,000,000	1,000,000	3	3,000	
帝國製糖株式會社	臺中州臺中市	1,000,000	1,100,000	3	3,000	
臺南製糖株式會社	臺北州羅東郡五結庄	9,000,000	7,000,000	3	1,000	
臺東製糖株式會社	臺東廳臺東街	1,500,000	1,500,000	2	2,000	
新竹製糖株式會社	新竹州苗栗郡苗栗街	7,500,000	1,500,000	1	2,000	
沙撈越製糖株式會社	臺中州大甲郡沙鹿庄	3,500,000	2,500,000	1	3,000	
計		30,000,000	12,500,000	50	90,000	

大正十五年製糖成績表 (自大正十四年十一月)

會社	作業工場數	能力	收穫面積	原料使用高	砂糖製造高	糖蜜副產高
臺灣製糖株式會社	10	9,000	1,000	1,700,000	3,000,000	500,000
新興製糖株式會社	1	3,000	1,100	1,000,000	1,500,000	200,000
明治製糖株式會社	5	5,000	1,800	1,100,000	2,000,000	300,000
大日本製糖株式會社	2	3,500	1,200	1,000,000	1,500,000	200,000
東洋製糖株式會社	6	5,000	1,500	1,000,000	1,500,000	200,000
鹽水港製糖株式會社	3	3,000	1,100	1,000,000	1,500,000	200,000
林本源製糖株式會社	1	1,000	400	500,000	500,000	100,000
新高製糖株式會社	3	3,000	1,100	1,000,000	1,500,000	200,000
帝國製糖株式會社	3	3,000	1,100	1,000,000	1,500,000	200,000
臺南製糖株式會社	2	2,000	1,000	1,000,000	1,500,000	200,000
臺東製糖株式會社	2	2,000	1,000	1,000,000	1,500,000	200,000
新竹製糖株式會社	1	2,000	1,000	1,000,000	1,500,000	200,000
沙撈越製糖株式會社	1	3,000	1,000	1,000,000	1,500,000	200,000
計						

第四節 糖業の概況

三三八

會社	作業工場數	能力	收穫面積	原料使用高	砂糖製造高	糖蜜副産高
新式製糖計	四	五〇三	一〇七三	七三三三〇	八二四三〇〇	三三三三〇〇
改良糖廠	一五	一、〇〇〇	二、五七〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
舊式糖廠	三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
合計	五二	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

昭和二年製糖成績表 (自大正十五年十一月至昭和二年十一月)

會社	作業工場數	能力	收穫面積	原料使用高	砂糖製造高	糖蜜副産高
臺灣製糖株式會社	一〇	九〇八	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
新興製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
明治製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
大日本製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
東洋製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
鹽水港製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
新高製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
帝國製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
臺南製糖株式會社	一	五〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇
合計	一六	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

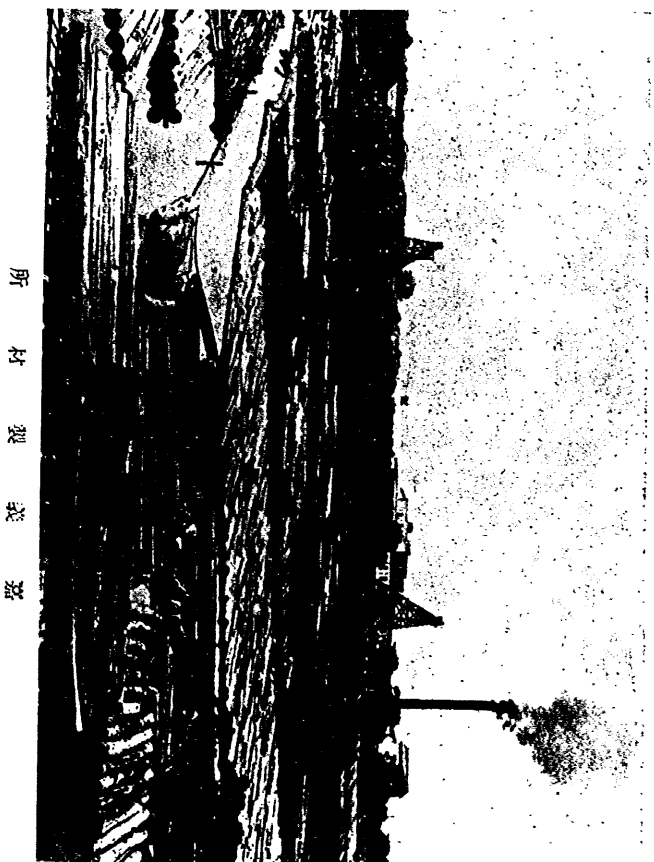
備考 林本源製糖は本期製糖作業中鹽水港製糖へ譲渡したるにより後者に算入せり。又恒春製糖は本期作業終了後鹽水港製糖に譲渡したり。

製糖場個數及び能力變遷 (作業工場)

年 期 (自前年十月至其年十月)	新式製糖場		改良糖廠		舊式糖廠		年 期 (自前年十月至其年十月)	新式製糖場		改良糖廠		舊式糖廠	
	箇所	能力	箇所	能力	箇所	能力		箇所	能力	箇所	能力	箇所	能力
明治四三年	一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇	大正七年	一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇
大正元年	一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇	同 九年	一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇
同 五年	一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇	同 十年	一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇
合計	一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇		一	五〇〇	一	五〇〇	一	五〇〇

第十六章 糖業

三三九



所 材 製 義 塔

第十七章 林業

第一節 概説

一 大森林と高山 海拔八、九千尺乃至一萬二、三千尺の高峯が、南北を一貫する本島に在つては、熱帯林あり、暖帯林あり、温帯林がある。各種各様の樹種樹林が、全島面積の半ばを占め、高山蕃地の間に今日尙鬱然として繁茂し頗る雄大なるものであるが、未だ濫伐の行はれなかつた昔日に在つては如何に壯觀を極めたものであらう。葡萄牙人が海上から遠望し、思はずフォルモッサ嘆美の聲を放つたのは蓋し其の故ないではない。併しながら斯かる往昔の大森林も、漢民族の大移住と共に濫伐の厄に遭ひ、終ひに今日深山幽谷の間に殘影を留むるのみであるが、其の大深山の真々雖、未だ定地耕作を知らない高山蕃人の燒燼するところとなり、既に大に荒廢に歸し、僅に赤楊の造林に依つて地力の回復を待つ有様である。洪水の氾濫は是に因つて生じ、農耕の災害は爲に年々相到るの現状である。斯くて今日自然林の形を保つは五六千尺以上の高山蕃地に限られてゐる。

二 森林の分布 今其等殘存せる自然林中最も大なるものを擧げると、(一)南部に在つては大武山より恒春半島の脊梁をなす中央山脈一帯の大森林、(二)中部にては西面に於て阿里山より新高山の西北面に連る針葉樹の大森林、之れに對する積大山の森林、又八仙山の森林と相對し大雪山の森林、(三)北部は鹿場大山、椎蘭山方面と宜蘭濁水溪流

(四)東部海岸地方にては花蓮港管内の大森林、即ちダビラ溪、馬太溪、マリバン溪、チャカン溪の諸流域を包み、木瓜溪に至る樹林地等である。
然し概して言へば東部と西部とは林相自ら異なるものであり、西部は概ね平地であつて移住漢民族の最も稠密なところだけに茫々際涯を知らない田圃の間に、想思樹其他の小造林地の點在するのみで、山脚低地は今尙慘狀を極め、唯山腹以上に常緑樹林を見るに過ぎぬ。然るに東部に至つては全く之れと異り、平野は極めて乏しく、藩界は甚だ廣く、加ふるに良港灣を有せずして拓殖上の便を缺き、林木を利用するの機會が少い爲、林況は自ら雄大で、鬱蒼たる大森林の連續するを見る。

第二節 林政

一 林務官衙の變遷 高山林以外の本島に於ける林野が斯く荒廢に歸したことは、一は從來住民の不注意、他は清朝時代の林政宜しきを得なかつたのに因る。我が政府は是に鑑み我が方針を確立し、以て専ら林業の發展を計る上に於て違算なきを期した。領臺以後も國有林野の盜伐、森林の火災、放牧又は無斷開墾が頻りに行はれた。是れ勿論保安林調査、林野保護取締機關設置の必要が起つた所以である。而も先づ夫等林業事務を司るべき官衙等の變遷を見るに、(一)總督府營林局の設けられたのは大正四年七月中で、其の管掌事務は、國有林野産物の採收、加工、販賣並に國有林野の造林保護に在つたが、(二)同年八月六月に至つて、民有林野の指導監督及び林業試験、保安林、林野取締に關する事務をも併せ、此の結果

從來殖産局に屬した林務課、林業試験場は營林局に併合され、本島林政の基調をなす最重要法令たる森林令は同年十一月の發布に係る。(三)同九年八月官制改正の結果營林局は廢せられ、林務課及び林業試験場は再び殖産局に復歸するに共に、別に作業官廳として營林所なるものを設け、殖産局に附屬することとなつた。而して大正十年八月、中央研究所の設置と共に林業試験場は林業部に移屬された。
(四)同十三年十二月官制改正の結果、林務課を山林課に改稱し、同時に專賣局造林課を山林課に併合し、官行樟樹造林に關する事務を管掌することとなつた。(五)同十五年五月告示第六十五號を以て營林所主管國有林野の指定と共に從來山林課主管の各種造林事業並に地方廳委託造林事業は、舉げて之を營林所に移し同所造林課に於て管掌することとなり、茲に假施業案實施地の跡地造林(所轄地方廳に於て施業)を除く他の總ての造林事業は全く統一せらるることとなつた。
二 保安林 保安林の調査は明治三十九年度以來續行し來つたが、爾來蕃地も漸く開發に向ひ、適當の法令に相當人員の配置を要するに至つたので、總督府内に屬一名、按手四名を置き、從來の諸規則は凡て廢止し、新に發布せられた上記森林令中の規定に依つて其の保護取締をなすこととなつた。調査著手以來今日迄之れに編入された種別面積は左の如くである。

保安林現在面積種別

(昭和元年度末)

種類別	箇所	面積	種類別	箇所	面積
飛砂防止林	壹	九、〇〇〇	湖害防備林	一	〇、〇〇〇
土砂防止林	三	三、〇〇〇	土石防止林	一	〇、〇〇〇
水源涵養林	二〇	七、〇〇〇	水害防備林	四	一、〇〇〇
風致林	〇	〇、〇〇〇	目標林	一	〇、〇〇〇
漁附林	三	四、〇〇〇	計	三	一、〇〇〇
防風林	三	二、〇〇〇			三、〇〇〇

三 林野取締 一般林野取締の爲には、大正八年から總督府に事務官、技師各一名、屬、技手各三名を置いて其の事務に當らしめ、地方廳には屬、技手二十三名、森林主事百四十二名を配置し、以て林野の被害を豫防又は減殺すべく森林警察の事を掌らしめたが、大正十三年二月二十八日勅令第三十四號を以て總督府並に地方官制の改正に依り、總督府事務官技師は廢止され、屬、技手は十四名、森林主事は百十四名に減員せられた。次で同年十二月行財政整理に依り豫算減少せられ、各地方廳を通じたる定員は屬、技手各六名、森林主事百三名となつた。

四 森林計畫事業 森林計畫に關した調査は、從來森林作業計畫調査、森林治水調査、施業案編成調査の三項に分れ、各年を異にして開始された關係上、各事業毎に其の目的範圍等が異ひ統一されたものではなかつた。

然るに本島の森林は一面には深刻な河川氾濫の被害があり、他面には人為による濫伐濫墾の弊も甚だしく、漸く荒廢の度を深めて行く傾があつたので、當局では夙に統一ある合理的な計畫を立てる事の急なるを感じてゐた。而し之が爲めには尠なからぬ經費を要するので、總督府財政の關係上容易に實現する運に至らなかつたが、漸次機運が熟して大正十四年度から以上の諸項目を併合するに同時に、更に擴大して森林計畫事業として調査を開始し十五箇年の繼續事業として森林保續上理想的な計畫を建てることとし、た。然るに近時新興産業の發達日に新にして林業の基本を確立するの要切なるに鑑み、愈々該事業達成の要を認め、昭和二年度に於て規模を擴張し期間を十箇年に短縮し昭和九年度に完成することに改定した。本計畫の機關としては從來森林作業計畫に従事した定員、技師一人、技手二人及び森林治水調査に従事した技手二人の外、技師一人、技手八人を増員して技師二人、技手十二人の定員となつた。更に昭和二年度に於ては前項に述べた如く事業期間短縮の結果技師二人、屬一人、技手四人を増員して技師四人、屬一人、技手十六人を以て之に當ることになつた。

其の方法として先づ (一) 總ての林野に對して森林治水調査を行つて治水上及び國土保安上施業の要否を決定し (二) 國有林野に對して區分調査によつて治水國土保安産業公益並に軍事上より見た要不要存置林野の區分調査を行ひ (三) 三角測量及び周圍測量によつて要存置國有林野の廣表を正確に測定し (四) 施業案



編成調査で其の施業方法を決定せんとするのである。

第三節 造林

本島の位置は熱帯と暖帯とに跨るが、高山に登るに随つて温帯及び寒帯を生じ、氣候風土等内地と異なるものがあるから、其の樹種樹性も亦異り、内地の造林法を其の儘に襲用することが出来ぬ。以下本島造林の現状を略説しよう。

一 民行造林

イ 樟樹造林 本造林は明治四十年律令第ニ號を以て臺灣樟樹造林獎勵規則施行せられ、樟苗の下付又は土地の貸附を受け、成功の後無償にて所有權の付與を受くる者、又は右許可地外に雖造林に對し樟苗を下付せし等充分なる保護獎勵の結果、昭和元年度末現在の造林面積は二三、一四〇甲餘に達するに至つた。

ロ 樟樹以外の造林 林野の荒廢を回復し各種川材に燃料を供給し、又海岸地方の飛砂を防がんが爲め(一)地方總の要地に苗圃を設けて苗木を養成し、山地海邊に造林す。(二)以上の目的を達せんが爲め苗木を下付し又は所川の林野を貸附し巡廻講話を行ふ。斯様に獎勵した結果、樟樹以外の造林は昭和元年度末現在七二、三九四甲餘に及んだ。

二 官行造林

以上は民營林の獎勵を主としたものであるが、更に四種の官行造林がある。即ち新

伐跡地造林、熱帯並に特殊樹種造林、樟樹造林、保安林造林等は是れである。

イ 新伐跡地造林

阿里山、大平山、八仙山の伐木跡又は未立木地並に阿里山鐵道沿線等に造林し、漸を逐うて永續的の林業を營むに足るの基礎を定めんとするもので、阿里山は大正二年度から、大平山は同七年度から、八仙山は同八年度から夫れ々造林に著手した。昭和二年三月末現在造林面積は主なる造林樹種は左の如くである。

阿里山	八七七	杉、扁柏、廣葉杉
同鐵道沿線	七五〇	
太平山	九六四	杉、扁柏、廣葉杉
八仙山	七二	杉、扁柏、(一〇〇町の天然更新を含まず)

ロ 熱帯並特殊樹種造林並に林産物拂下跡地造林 本島の土地氣候は熱帯性有用植物の造林に適するを以て、大正六年度より林産物拂下、跡地造林は大正十年度より著手したが、昭和二年三月末現在樹種造林面積を擧げるに左の如くである。

チロ	二、四二	相思樹	二〇八五
ダルベルギアシツク	三九二	毛柿	六三
龍眼	四五	鐵刀木	一四
其他	一、七五五		
計	六、七六六		

第十七章 林業

八 樟樹造林 樟樹造林は、明治三十三年以來殖産局に於て實行し來つたが、大正元年度から專賣局に移管され、更に大正十三年度官制改正の際殖産局に復歸し、大正十五年五月前記造林と共に營林所に於て實行することとなり、其の總面積は昭和二年三月末現在に於て三萬三千五百四十町歩である。

二 保安林造林 保安林の造林は、前記造林に於ても實行したものもあるも、急を要する部分に對しては特に本費を以て實行中である。其の重なるものは水源涵養林、土砂杆止林、防風林、風致林等で昭和二年三月末日迄の造林面積は一、六五二町歩である。

第四節 補助造林事業

一 民行造林獎勵監督 本事業は領臺當時より大正十三年度迄國費を以て經營し來たが、大正十四年度以降は地方公共團體の經營に移し、種苗の養成配付、民行苗圃、造林の實地指導獎勵に當り、之れに對し督府は其の費用の十分の八以内の國庫補助金を下付し、以て本事業の發展を期せんとして居る。今昭和元年度に於ける事業概要は次の如くである。

苗圃施業面積	一〇、二五坪
苗木養成數	二、七〇八、七七八本
種子配付數	四、七〇九、九二二 <small>(主なる樹種、相思樹、紫雲赤松、琉球松、木麻黃、)</small>
補助金額	二、四四五圓七九

右の外廳地方費の分は下の如くである。

苗圃施業面積	六、三八二坪	苗木養成數	三五一、一三一本
種子配付數	一五〇升	廳地方費	三、八二八圓九六

二 海岸砂防造林 本造林は前掲の如く明治三十三年度から大正十年度迄國費を以て經營して來たが、大正十一年度以降は地方公共團體の經營に移し、之れに對し總督府は其の施業費の半額以内の國庫補助金を下付し、且造林用種苗の無償下付を行ひ、本造林の達成を期せんとして居る。今大正十一年度以降昭和元年度未迄に於ける累計を示すに次の如くである。

造林面積	二、七一九、八六七九
補助下付金	一〇三、六一五、〇〇〇
種苗無償下付數	九、七三三、九四一

右の外廳地方費經營の分は下の如くである。

造林面積	一四、〇〇〇〇
種苗無償下付數	三一八、六〇三本

三 大屯山造林 臺北州管内大屯山麓一帶の保安林中施業要急地に對し水源の涵養、土砂崩壞の防止及び風致増進の爲め且、東宮殿下御渡臺竝に御成婚を記念する爲め、臺北州に於ては大正十三年以降十箇年の繼續事業として右地域に造林を進むる計畫を樹てた。大正十三年度以降昭和元年度未迄に於ける實



第五節 林産物拂下

績を示す次の通りである。

造林面積 六〇〇〇〇〇〇
補助下付金 二九〇〇八八八〇

三五二

第五節 林産物拂下

林産物の拂下に對しては、既に明治二十九年中から特賣の方法を開始し來つたが、當時は街庄部落の附近に存する森林の産物を處分するに過ぎなかつたから、其の収入も些々たるものであつた。然るに、爾來蕃界の開発、産業の發達に伴うて、建築、土工、鐵道枕木、電柱腕木、下駄齒用材、製糖燃料等の需要漸増し、最近に至つては毎年度約二十五萬圓内外の收入を持續しつゝ、ある。今明治四十三年及び最近七箇年の林産物賣下價額を摘記するに左の如くである。

年 度	樟腦原料と して拂下げ	普通 産物の	計	年 度	樟腦原料と して拂下げ	普通 産物の	計
明治四十三年度	三三、二四四	八、三三四	四一、五七八	同 十二年度	三六、三三三	二、六一四	三八、六六七
同 九年度	三三、三三三	三、四三三	三六、七六六	同 十三年度	三三、三三三	二、三三三	三五、六六六
同 十年度	二六、三三三	三、三三三	二九、六六六	同 十四年度	三〇、三三三	三、三三三	三三、六六六
同 十一年度	二六、三三三	三、三三三	二九、六六六	昭和元年度	二六、三三三	三、三三三	二九、六六六

第六節 官營伐事業

一 阿里山の伐木事業

阿里山の位置及び氣候 阿里山は臺南州管内に在つて、鐵道本線嘉義驛の東方四十四哩、新高山の西方から脈々として相連り、北緯二十三度半即ち北回歸線に觸つた如く其の位置を占めてゐる。東西二里、南北五里、面積一萬二千二百三十三町歩、海拔二千八百尺から八千七百尺に及ぶ。故に其の氣候は盛夏七月に雖も華氏最高七十度内外、冬季一月も最低三十六度内外、一年の平均温度は五十五度内外で誠に絶好の健康地帯である。

二 樹木の分布 其の樹木の分布を概言すると、海拔六千尺の頃迄は暖帯林で、それから上は温帯林となり、六千尺頃からは紅檜を混じり、七千尺の頃に至つて紅檜と扁柏の純林となり、八千尺にして杉松を混じり、眞に畫尙は暗い鬱蒼たる千古の大森林となつてゐる。されど此の大山中に蔵する幾多の樹木中、最も價値あるは扁柏と紅檜とで、前者は木質緻密、淡紅白色を帯び芳香を有し内地産の檜に比し稍々黄味強きも工器上何等の差異はない。又紅檜とは本島特有の樹木で淡褐紅色を帯び、質輕くして一種の香氣がある。何れも能く蟻害に耐へ、長大木多く直径二三尺を普通とするも、老木に至つては二十餘尺にも及ぶものがある。斯る種類の老木では、推定年齢三千年にも達し、木理雅緻自ら一種の崇敬を覺えしめる。されば古來扁柏の老幹を以て開え來つた木曾地方でも、最早今日は斯る長大幹を求むることが出來ず、樞原神宮、桃山御陵、明治神宮等の御用材中の重要材は、之れを阿里山に求めらるゝの光榮に浴することゝなつた。明治神宮大華表の兩柱は一は樹齡一千九百五歳他は、一千九十三歳を算する老幹である。

第十七章 林業

三五三

三 蓄積と施業面積 阿里山研伐事業當初の經營者藤田組の調査に係る其の蓄積と施業面積は左表の如くである。

林種	面積	積(町)
針葉樹林	一八元	
針葉混生林	三二	
闊葉樹林	四〇	
合計	九〇	一一〇〇

樹種	本数	材積(石)	樹種	本数	材積(石)
扁柏	三三〇	四三六	檜	三三〇	三二一
紅檜	三三〇	三三〇	赤松	三三〇	三三〇
亞杉	三三〇	三三〇	榿	三三〇	三三〇
葉松	三三〇	三三〇	類	三三〇	三三〇
計	三三〇	一〇六六	計	三三〇	三三〇

即ち其の蓄積は針葉闊葉の兩樹を合し、百四十八萬六千四百十六本、石數二千八百八十四萬八千八百二十

三石ミなる。

四 製材

木材搬送には、先づ架空式の鐵索集材機を以て、半徑二千六百尺以内にあるものを鐵道沿線(阿里山鐵道)のこは第十一章第二節の四に説明す)に集め、一輛平均二十四石見當で積込んだ貨車を、一日三、四列車(一列車は貨車八輛)の割で、山元ミ嘉義貯木場との間を運轉する。貯木場内には嘉義製材工場がある。米國西海岸の大林地を實地調査し、特に長大材を處理するの裝置を參酌したもので、動力は電力を用ひ、木材の送入から製品の移送、送付に至る凡べてが自動的で規模の大なる點ミいひ、本邦製材工場中未だ曾て其の類を見ざるころである。

五 事業の經營經過 遡つて事業經營の經過を述べると、始めて實地踏査を行つたのは明治三十二年で、後企業の方針を定め、一旦其の準備に着手したが、恰も日露戰爭起つて財政の餘力なく、已むを得ず民間事業家に委する事にした。明治三十九年二月中、大阪藤田組の經營を見るに至つたのは之れが爲である。されど同會社には、爾來森林の調査、運材鐵道工事の開始等、専ら創業の準備を怠らなかつたに拘らず、四十一年一月には、事業中止の已むなきに至つたので、總督府は再び自營に決し、第二十六議會(四十三年)に於て、同社への補償金百二十萬圓、創業費三百七十萬圓の豫算の協賛を得、四十三年四月を以て阿里山作業所官制の發布と共に、事業經營の歩を進めた。後暫らくは種々故障の爲に、豫期の成績を挙げ得なかつたが、大正四年迄には諸般の設備も整ひ、阿里山材として遊歴なく各需要先に供給するに至つたが、大正九年度中阿里山作業地を指定すると共に、阿里山鐵道沿道植林地域をも指定された、其の面積は五千五百三十九町歩である。其の創業費決算額及び其の他諸計算は左の如くである。

經營創業費決算額

年 度	林業及庶務費	鐵道建設費	藤田組補償金	不用額	計
明治四十三年度	壹三三	六九〇	三〇〇〇〇	三	一三三三
同四十四年度	三六二	一三〇八	三〇〇〇〇	三	一三三三
同四十五年度	六六五	七三五四	一	一七五	一三三三
大正元年度	六三六	一	一	五九	一三三三
同二年(繰越)	六三六	一	一	五九	一三三三
計	一〇三六	一三〇九	一〇〇〇〇〇	三三	一〇三六

右の外別に支出した決算額は左の如くで、之れを創業費に合算すれば總支出額六百八萬五千七百四十圓となる。

大正元年度補充費 一六八〇
 同二年補充費 一六〇〇
 大正元年度鐵道災害復舊費 三〇〇〇
 同二年鐵道災害復舊費 二五五九

六 專業成績 大正元年度及び最近六箇年の成績は左表の如くである。大正十三、十四及昭和元年の搬出材積少きは檢尺規程改正の結果運根部を控除せるがためである。

阿里山事業成績一覽表

年 度	伐木造材	搬出高	材 積		價 額
			材	積	
大正十年度	三〇三	一八二	三六	一五三	一五三
同十一年度	三六八	二〇二	五九	二五九	二五九
同十二年度	一七九	一〇三	二五	一〇三	一〇三
同十三年度	一七〇	一〇七	二五	一〇七	一〇七
同十四年度	二六六	一七二	四二	一七二	一七二
昭和元年度	一四六	一〇三	二二	一〇三	一〇三

二 八仙山の伐木事業

一 八仙山の位置面積等

西部木線豊原驛より大甲溪に沿ひ、溯ること約二十里の地點に在つて、中央山脈の中部、合歡山から西に分岐した支脈中の最高峯、白姑大山の西方に連る大森林である。北港溪と大甲溪とは南北の境をなし、作業區域は東西約四里、南北三里、其の面積は著積は左表の如くである。

種 別	面積	積 (千石)			
		扁柏	紅檜	針葉樹	計
針葉樹林	三五	八八	一〇	一〇	一〇

第六節 官營伐事業

三五八

針葉樹の 計	二六〇	一三三	九〇	三六六	三六九
同上 計	一六〇	一〇	一九	六	一五
湖沼 計	九七〇	一	一	六	一五
草生 計	二七〇	一	一	一	一
計	一六五五	一四七	一〇六	四三三	一〇三

二 事業の経過及成績 大正三年六月實地調査を行ひ、同四年度に於て追加豫算として臨時議会の協賛を経て、同年七月申事業に着手したものである。其の作業状態を見るに、阿里山の萬事新式にして規模の大なるに對し、八仙山は初め、僅に二哩半の手押軌道を有する他は、凡べて純舊式といふべき極めて地味な經營法を執り來つた。然し此の種の純舊式は伐木地等の關係上、到底永く持続し難い事情があつて、十年度からは、修繕、木馬及び管流に依る運材を全廢し、山地軌道二哩、インクライン一哩四分、以下土牛貯木場に至る三十哩餘の間を、凡て軌道運材となすの計畫を樹てた、然るに恰も不幸にして同作業地附近の藩情不穩の爲、施設上その後れを來し、十一年度に至つて漸く工事全部を完成したが、それから等は等運材設備は災害を重ね、之れが應急又は復舊工事に迫られ、その爲め豫定の成績を擧ぐることを得なかつたのは誠に遺憾である。創業年及び最近六箇年の事業成績は左表の如くである。

八仙山事業成績一覽

年 度	伐 木 造 材	搬 出 高	材 積		高 格
			賣 積	拂 價	

大 正 十 年 度	同 十 一 年 度	同 十 二 年 度	同 十 三 年 度	同 十 四 年 度	昭 和 元 年 度
一八三六	三〇四六	三〇〇六	三〇一〇	四〇三三	五〇九九
三九四	三九四	一〇〇〇	九七〇	五〇七六	四九四九
一八三六	三〇四六	三〇〇六	三〇一〇	四〇三三	五〇九九

三 宜南濁水溪の事業

一 位置面積 臺北州宜蘭街に近く、濁水の滾々として流れる一大溪流の兩岸に沿つた大森林で、中央山脈の北端に近い福王南湖大山から西方、大霸尖山に至る分水嶺を以て南方大甲溪と境を接し、南湖大山、三星山を経て鳳紗山に至る連峯を、大霸尖山から起つて、棲蘭山、拳頭母山、紅柴山に連る山脈との間に挟まつた二帯を、竝に此の區域に隣接するガオガン溪上流を、大南溪上流の一部を含む。地形は西南より東北に長く、東北約十二里、西南五里に亘り、山麓の低地熱帯林から海拔一萬二千四百尺に及ぶ南湖大山の寒帯林に出る迄、全山殆ど斧鉞の跡無く、眞に千古の大樹林で、而も人里に近き低丘地を以てして、尙蒼鬱たる翠色に満つるの偉觀は、他に其の類を求むるを得ないだらう。其の茫々際涯を知らない大面積の阿里山にも倍加する大蓄積は左表に之れを窺ふべきである。

第十七章 林業

三五九

種別	面積	積 (千石)				計
		蓄	積	積	積	
針葉樹林	3,770	1,255	1,000	3,335	3,335	
針葉混生林	3,000	850	1,000	3,335	3,335	
闊葉樹林	6,000	1,000	1,000	3,335	3,335	
草生地	1,100	1,000	1,000	3,335	3,335	
除地	5,500	1,000	1,000	3,335	3,335	
計		2,105	4,000	1,000	7,105	

二 事業の経過と成績 此の大森林が、林相の美にして蓄積の豊富なることは、久しく宣傳されたところであるが、地は藩入中に於ても最も兇猛を以て開える溪頭番人の根據地であつただけに、僅か其の一小部分を遊覧するに止まつて、又如何ともするを得なかつた。然るに討番の大業も、大正三年を以て一段落を告げたから、同月中旬實地踏査を行ひ、翌大正四年十月迄々事業に着手するに至つた。作業の方法は、舊式時代の八仙山と大差はないが、此れには既に八哩の軌道運材に加ふるに、滑道により二千餘尺を滑り下し、宜蘭街を距る約一里の員山貯木場に流送し來るの装置だつたが、十二年度は滑道に代ふるに八哩六分の軌道を敷き、更に管流を廢して土場、天送埦間十二哩、天送埦、歪子歪間九哩、歪子歪、羅東間一哩八分餘、計二十二哩餘の鐵道運材に改め、羅東の貯木場へ搬出して居る。尙特筆すべきは、當年最も兇猛の開えあつた兇番も、今日我が皇澤に浴し、一日七十餘内外の貨條を得、嚙々として運材其の他の作業に従ふの一事である。創業年並に最近六箇年の事業成績は左の如くである。

年 度	伐木造材	搬出高	賣 拂		高 格
			材 積	價 格	
大 正 五 年 度	49,466	3,125	1,266	4,100	4,100
同 十 年 度	101,100	3,555	3,267	4,250	4,250
同 十 一 年 度	110,441	4,266	3,575	4,376	4,376
同 十 二 年 度	110,441	4,266	3,575	4,376	4,376
同 十 三 年 度	81,266	2,574	2,626	4,131	4,131
同 十 四 年 度	111,333	4,266	3,575	4,376	4,376
昭 和 元 年 度	110,000	4,266	3,575	4,376	4,376

四 製材處分の現狀

一 製材の種類と特質 上述の三天森林から生産する木材は、何れも扁柏・紅檜材を主とし、其他亞杉、栂、姫子松、香杉(樽大杉)等をも伐採して丸太、柚角若くは製材品(機械製材は嘉義工場のみ)とする。其の材質は上來述べ來つたミコころに依り明かな如く、各種建築、土木、車輛、家具、裝飾用材等の孰れもして可ならざるはないが、就中近年内地に於て長大な直幹に缺乏を告ぐるに至つた結果、船艦甲板等の用材若くは宏壯雄大を要する神社佛閣の建築材より、大華表の用材等に重用さるゝことは既述の如く

である。

二 販路 されば以上三天森林中、最初の生産たる阿里山材が始めて市場に提供せらるゝや、世人は其の眞價を疑つたが、大正四年以後に至つて漸く一般の認むるところとなり、新販路は益々開かれ、島内に於ける各官廳其他の大建築は勿論、内地に於ては横須賀、吳、佐世保の各海軍工廠、鐵道省、明治神宮、以下關東、關西、九州各地の造船、若くは建築用材として需用益々加はり、更に滿鮮支那方面より、遠く歐洲、印度、南阿、濠洲方面にて試賣をした結果、甚だ有望とされ、殊に大正十一年度以來北支及び南支地方に輸出せる香杉の如きは頗る好評を博したものである。香杉は天津地方に於ては檉木チンク稱し恰も日本人の槍に於けるが如く貴重材の一に數へられてゐる程であるから、木材の將來は甚だ刮目すべきであらう。又大正十二年九月一日關東大震災の報に接しては、旬日ならずして三萬石四十五萬圓の木材を、一路直ちに芝浦に送り、氣の毒な罹災者の爲め殆ど實費提供に應じ得たことは、時宜に適せる措置として大いに世の稱賛を博した次第である。

營林所材の生産は目下の處島内及び内地の夥多なる需要に漸く應じ得るに過ぎない状態であるからして、遠く海外に廣く輸出して所謂臺灣ヒノキの眞價を内外に周知せしめ、日本木材界のため氣を吐くまでには至らないのであるが、事業擴張に伴ひ漸次其の機運の熟しつゝ、あるを信じてやまないものである。創業年並に最近四箇年の仕向先其の數量及び價額を表示せば左の如くである。

大正五年度		大正十二年度		大正十三年度		大正十四年度	
島内賣	内地賣	島内賣	内地賣	島内賣	内地賣	島内賣	内地賣
一五二、七〇	一、五〇、〇〇	一、五二、七〇	一、九二、五〇	一、五二、七〇	一、九二、五〇	一、五二、七〇	一、九二、五〇
三、七〇	一、五、〇〇	三、七〇	一、五、〇〇	三、七〇	一、五、〇〇	三、七〇	一、五、〇〇
計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇
島内賣	一、五三、七〇	島内賣	一、五三、七〇	島内賣	一、五三、七〇	島内賣	一、五三、七〇
内地賣	一、五三、七〇	内地賣	一、五三、七〇	内地賣	一、五三、七〇	内地賣	一、五三、七〇
海外賣	一、五三、七〇	海外賣	一、五三、七〇	海外賣	一、五三、七〇	海外賣	一、五三、七〇
計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇
昭和元年度							
島内賣	一、五三、七〇	島内賣	一、五三、七〇	島内賣	一、五三、七〇	島内賣	一、五三、七〇
内地賣	一、五三、七〇	内地賣	一、五三、七〇	内地賣	一、五三、七〇	内地賣	一、五三、七〇
海外賣	一、五三、七〇	海外賣	一、五三、七〇	海外賣	一、五三、七〇	海外賣	一、五三、七〇
計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇	計	一、五三、七〇

第七節 林野整理事業

一 林野調査 本島に於ける山林原野調査は長年等閑視され來つた爲に、官有民有の区分は錯雜して容易に明かでない。領臺後臨時土地調査事業の計畫はあつたが、所謂調査の範圍は、田畑、建物敷地、養魚池等に限られたから、山林原野に對する紛糾は依然として止まなかつた。仍つて明治四十三年度



から、五箇年を費し、茲に始めて官民有の權を分立確定するに至つた。即ち官有九十一萬六千七百七十五甲、民有五萬六千九百六十一甲、合計九十七萬三千七百三十六甲は其の確立面積で、官有地で内縁故關係者あるものは保管林として之れを保管するを許し、或る制限を附して相當の保管料を徴收するの定めをした。

二 林野整理と許可地

然し前項保管林の制は林野調査々定發表當時に於ける臨機の措置に過ぎなかつたから、引續き(大正四年度から)一般官有地の要、不要存置等の區分をなし、不要存置林野は保管者又は、多年平穩に使用して利益を收めつ、あつた緣故者に、相當價格を以て拂下げ、適切に利用せしむる方針の下に整理を行ひ、大正十四年度を以て完了を結したのである。

然るに一方には、産業の發達に連れ、官有林野豫約の拂下げ、貸下げ、又は豫定存置を出願する向も少なくなないので、官有森林原野豫約賣渡、官有森林原野貸渡、官有財産管理、糖業獎勵、樟樹造林獎勵等の諸規則に隨つて之れを處理し來つたが、斯くして許可したる現在許可面積は左の如くである。

許可地面積 (大正十四年末現在)

- 一、豫約賣渡規則に依るもの 四六、八五三甲
- 一、官有財産管理規則に依る豫約賣渡 四九七甲
- 一、官有財産管理規則に依る貸付 二、六一四甲
- 一、樟樹造林獎勵規則に依るもの 二三、五七九甲

- 一、年期貸渡規則に依るもの 二五、一六四甲
- 一、糖業獎勵規則に依るもの 九八、七〇七甲

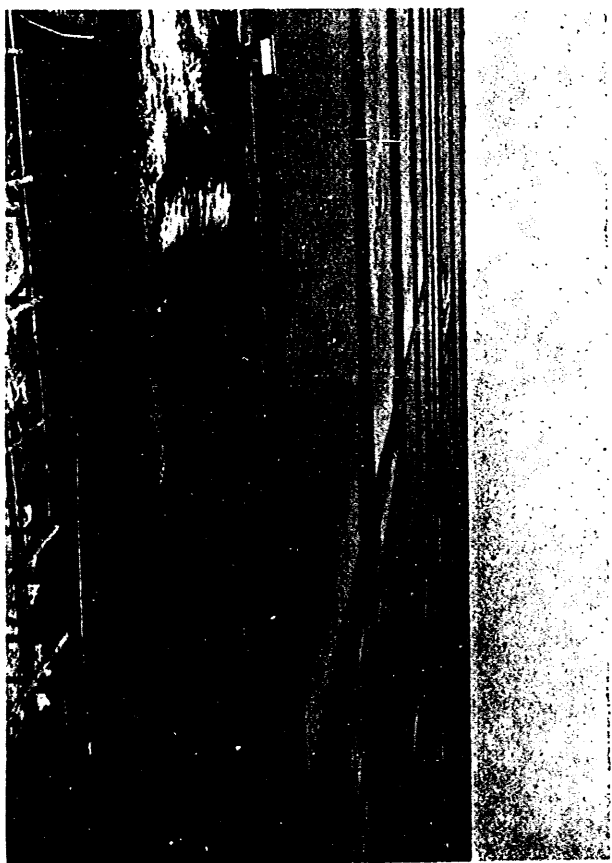
計

其他 保管林 帝國大學演習林

約

- 九、五七四甲
- 一一九、二六六甲

堤魚目虱



漁業の勃興を來したが未だ稱するに足らぬ。然し大正十一年六月中、蘇澳に漁港の竣成を見、又臺東廳下に於ても鯉の新漁場を發見したなき、著しく東部海岸に於ける漁業の進展を見た。

現在盛んな南北の漁業といふも、氣象上の關係から其の活動の状態に於て著しい相違がある。既に本島の氣象は第二章にも詳説した如く、十月より翌年三月迄は北部に於て北東の季節風強く、陰霖連日に互り天候常に險惡である。されば常は最も盛んな基隆の漁業も、此の期に至れば機船底曳、發動機延繩漁船以外は休止の状態となる。されど此の北部の季節風は南部海上に及ばないから、高雄附近の漁業は却つて此の期間が活動の好時期となる。四月から九月に至る夏季は北部は天氣平穩で、暴風雨の場合を除けば海面磨けるが如きものあるに、南部に至つては南西の季節風強くして波浪高く漁業の妨害となる。若し夫れ呂宋の北東海上に起つた低氣壓の本島を横過するあらんか、南部に於ては魚塭・鹽田を大破壊し、北部に於ては漁船の難破擱淺を來すことは往々にして見るところである。要するに本島現在の水産業は漁業を最とし次いで製鹽養殖となるが其の累年産額は左表の如くである。

三種水産業産額累年表

年次	漁獲高	製造高	養殖收穫高	計
大正七年	4,000,000	1,500,000	1,100,000	7,600,000
大正八年	5,000,000	1,800,000	1,200,000	8,000,000
大正九年	5,500,000	1,800,000	1,200,000	8,500,000
大正十年	5,800,000	1,800,000	1,200,000	8,800,000

年次	漁獲高	製造高	養殖收穫高	計
同十一年	5,600,000	1,800,000	1,200,000	8,600,000
同十二年	6,000,000	1,800,000	1,200,000	9,000,000
同十三年	6,500,000	1,800,000	1,200,000	9,500,000
同十四年	10,000,000	1,800,000	1,200,000	13,000,000
昭和元年	9,500,000	1,800,000	1,200,000	12,500,000

第二節 水産施設と試験

一 水産施設の經過 明治四十三年以前にも、水産の調査試験上多少の施設が無かつたではない、例へば領臺勾々二、三地方廳に水産吏員を配した如き、又明治三十四年度から四十二年度に至る間、澎湖に地方費を配布し之れに當らしめたが如きである。しかし根本的に其の基礎の確立されたのは、四十二年中始めて國庫豫算に水産試験費を計上して以來のことで、これに依つて新に職員を任命し、其の試験調査、指導獎勵は總督府の直營に歸し、乃ち水産關係事務は、殖産局の所轄として商工課に屬せしめられた。斯くて事業の漸く發展するに隨つて、之を獨立の一課とする必要を生じ、大正七年を以て水産課を設けらるゝに至つたが、大正十二年官制改革に伴ひ農務課所轄に移つた。

二 各種試験及調査 水産の施設中、に特記すべきものには漁業試験船、淡水及び鹹水養殖試験

場、海洋観測等がある。(一)漁業試験船としては明治四十三年中凌海丸、同四十五年中鳳丸を新造したが、後者は大正四年之を廢し、凌海丸は其の後二回の改造を行ひ、更に大正十一年には従来の蒸氣機関をターゼル機関に改め、尙ほ同年中近海漁業試験船として綠丸を新造して、鮪漁業試験に從ひ新漁場の探險に努めたが、經費の都合上大正十四年之を廢した。(二)漁業試験連絡 大正十三年度から經漁業船及び旗魚漁業、鯛漁業、鰯漁業、惣田鰹漁業には總督府並に各州廳相連絡して施行することになった。(三)養殖試験機關としては、大正二年中淡水養殖試験場を新竹州下零裡に設け、タツブミンノオ(マラリヤ蚊幼蟲嗜食魚)及米國種食用蛙飼育試験並種苗の配付、淡水養殖の試験を行ひ、大正八年中鹹水養殖試験場を臺南市に設け、鹹水水族の養殖方法につき試験を行ひつゝある。(四)海洋調査は大正七年度に開始し繼續施行し來つたが、調査の完璧を期するため、總督府並に各州廳に於て連絡調査の協定を遂げ、大正十三年度から施行することになった。以上主要なる試験調査は左の如くである。

(1)漁業 經釣漁業、北部冬季間漁業、ビームトロール漁業、手繰網漁業、鮪流網、鮪建網、鮪流建、小鰯網、旗魚延繩、南支南洋其他各所の漁場調査、(2)製造 蒲鋒、鰻仔製法傳習、貝殼彫刻傳習、惣田鰹鹽漬、煮干鰹製造、鰹節製造及び副産物利用、鱈皮利用、尙大正二年以來、基隆に於て鰹節製造職工を養成して居つたが、大正十年の地方制度改正と共に臺北州に移した。(3)養殖 鰻、稻田鰹、鯉、タツブミンノオ配付、海綿と眞珠の養殖、鮎人工孵化放流、各種養殖魚族養殖、干潟利用貝類養殖。

第三節 水 族

本島の近海並に河川池沼の間に産する水族の種類は其分布の状態等は左の如くである。

一 海産水族 (一)連子鰯は本島海産魚中其の産額最も多く、支那東海中八十羣附近の廣き海面に分布してゐる。(二)鰹の主要漁場は、彭佳嶼沖合、鼻頭角、三貂角沖の近海、蘇澳沖、先閣列島、八重山諸島、與那國島、火燒島及紅頭嶼である。南部海面の鰹漁業も近年漸く活況を帯びて來た。(三)鱈、鰻、鮪、鰯、惣田鰹は殆んど全沿岸及び離島に分布するが、特に惣田鰹は東海岸、澎湖島に多い。(四)鰯は冬季西海岸を北より南に洄游する。(五)本島の主要養殖魚である虱目魚は、成魚の漁獲はないが全長三分餘の稚魚は春夏の候海流に乗じ來游する。捕つて養殖用魚苗とする。(六)座頭鰻は南部大板崎沖に游戈するもの少くはない。大正九年以來東洋捕鯨會社は其の作業を開始し昭和二年中事業船二隻を以て五十五頭を捕獲した。

二 淡水水族 (一)鱒魚、草魚、鰻魚の三種は淡水魚中支那産種類であつて、未だ本島で繁殖せしめる事が出來ず、其の魚苗は年々對岸から之れを仰いでゐる。(二)鯉、鮎、鰻は内地種と同じ。(三)鰻魚、鱒、土鯉、鱒魚は普通の食用魚類であるが内地には産しない。(四)タツブミンノオは麻刺利亞防遏の目的にて、明治四十三年布哇から移殖し、今は遍く繁殖してゐる。

三 其他 紅鰻(鰻ガザミ)、草鰻(牛鰻)、紅鰻(中良鰻)は沿岸地方の産で、何れも美味なるを以て養

六 釣漁業 網延繩は沿岸に於けるが、基隆、新竹、高雄、東港、澎湖島を主とする。籠釣は竹筏漁業中最も沖合に出づるもの四、五、六月の頃、臺南二州の沿岸二、三十尋の漁場に行はれ、空釣延繩を海中の下層迄垂れる。漁獲物は主として百斤内外のサカタザメ類の類のものである。其他釣漁業には南部地方沿岸の黄花魚延繩がある。

七 珊瑚漁業 大正十三年一月下旬基隆港の山本某、連子網延繩漁業に従事中、彰化縣近海で珊瑚の小枝が釣に懸つてから、五月に至り漁具を装し探海を試み、遂に廣大なる珊瑚漁場を発見したに始まり、爾後全島を擧げて斯業に没頭するに至り、一時爲めに漁價の暴騰、鮮魚拂底を來したる程で、内地から仲買人及び珊瑚漁業を兼ね本島の漁業に従事するものも出て、大正十三年には八十三萬圓、同十四年には九十七萬餘圓に達したが昭和元年には減じて約四十萬圓となつた。

八 石滷漁業 石滷は本島に古くから行はれ、石花及び轉石の存する海岸に行はれ、澎湖島最も盛んで新竹、臺北二州の沿岸にも亦之れを見る。石を以て弧形の堤を築造し、退潮時に内に取残された魚族を捕獲す、長さ六百間に及ぶものがある。

九 石花菜漁業 古から行はれ年産約二十五萬斤、臺北州沿岸と澎湖島とを主とする。世界大戦中歐米からの註文多く、本島に於ても頗る活氣を呈したが、大正八年以來激かに需要を減ずるに至つた。然るに大正十二年に入り、内地に於て石花菜の値段高騰し爲に本島にても一捆(百斤)に付前年に比し一圓六十錢騰貴し、本島石花菜採取業復興の曙光を見るに至つた。採取は二、三月に始まり四、五、六月を盛期とする。明治四十年以來移出検査規則を設け、獎勵の結果市價騰がり、最近年の移出高は左の如くである。

石花菜移出高一覽

年	移出高		年		移出高	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
大正十年	七四四〇斤	一四四九四	同	一三三〇〇	二六五〇〇	四七四九六
同 十一年	三三〇〇〇	三三〇〇〇	同	三三〇〇〇	三三〇〇〇	一〇八九六
同 十二年	一八〇〇〇	一八〇〇〇	昭和元年	三三〇〇〇	三三〇〇〇	三三〇〇〇

一〇 河川漁業 其の主なるものは、蟹、鱈、鰻、鮎、四手網、鮎友釣、網尾、鰻飼等である。

第五節 製造業

製造業に於ては、輕漁業の發達と共に輕商の製産年を逐うて増加し、産額二百萬圓を超ゆるに至つたが、其の他は概ね本島式の製品のみであつて、惣田産、鰻等を以てする、魚脯(本島式雜魚の煮干品)、熟魚、鹽干魚、鱈、鱈仔等を數ふるに過ぎぬ。元來本島は氣候上濕氣多くして氣温高く原料を腐敗せしめ易いから、鹽干魚の如きは優良品を得難き傾がある。けれども其の需用は島内でも對岸でも年々増加の見込があるから、今後大に發達の餘地がある。以下各種製造業に就き概説しやう。

一 罐頭製造 上述の如く罐頭製造は今や百五十六萬圓を超え、本島水産製造業中の最も主要なものとなつたが、其の出立は明治四十三年以來のこととて、職工を内地から招いたが爲に其の失費は多額なるに、製品の市價は低廉にし

て收支償はず損失相違く有様であつた。されば總督府に於ては本島人女工の養成費と、右の損失額とを補助し來つたが、大正五年度を以て漸く相當の利益を見るに至つたので、翌六年度からは以上の補助の代りに、當業者に委託して仕上女工を養成することとし、大正十年迄に之を修業した女工は三百二十四人に及んだ。昭和二年に於ける従業者は基礎では二會社十人、東部及南部方面にも多少見える様である。製法は主として土佐式で昭和元年中本島の總製造高十四萬八千貫に達し、其の八割五分は内地に移出し、専ら大阪、名古屋、東京方面を仕向地となし繁榮節の名漸く著はれ、島内の消費は残餘の一割五分である。

二 惣田節製造 本業は明治三十三年に開始され總督府は靜岡縣から教師を聘し製法の傳習、品質の改善を圖り、産額約三十萬圓に上り年々隆盛に趨いてゐる。産地は茨北州、澎湖廳、花蓮港、東兩廳下等である。

三 鱈鱈と雄翅 専ら鱈漁業者が副業的に生産するもので、前者は單に鱈鱈を乾燥したもの、後者は之を熱湯にて處理し透明な筋線を探取し日乾としたもの、兩種を合せ年産四萬五千斤、支那料理の必需品であつて對岸にも輸出する。鱈の漁場は全島に亘るも、鱈鱈の製造には乾燥期を擇ばねばならぬから、北部は五月から十一月迄、南部は十月から翌年五月迄を製造の好期と爲す。

四 鱈仔 毎年十二月上旬から翌年一月に至る間に、西海岸に洩游する鱈の卵巣を以て製す。古來本島式製法があつたが、今日では教師を聘し内地式製造の傳習を得、大に需用を喚起するに至つた。産地は鱈の洩游區域たる新竹、臺南、高雄の各州である。

五 鱈干魚 鮮魚供給過剩の際沿岸漁民之を製造し島内の消費に止まる、其の種類は鱈、飛魚、鱈、鱈、鱈等であつて産地は茨北州と澎湖廳とである。

六 熟魚と魚脯 前者は鱈、鱈、鱈、鱈等を煮熟したもの、後者は更に之を乾燥したものであつて、本島人の需要甚だ廣く各地沿岸漁民によつて製せられる。

七 其他一般鹽藏品 撒鹽漬としては惣田節、飛魚、鱈等を算するに過ぎぬ。また縮詰は總督府の實地指導に依り、一時各地に起乘を見たが收支償はず何れも中絶したるが近時惣田節漁業の盛大なると共に縮詰に製造さるゝに至つた。

八 乾海苔 紫菜を原料とする乾海苔は、茨北州と澎湖廳に産するが、粗製品であつて島内の消費に止まる。十一月より翌年四月迄を製造期とし、年産額も四五萬斤を出てぬ。

九 鯛田款 主として真鯛と口美鯛にて製し、澎湖廳が其の主産地である。

一〇 鹽餅 總督府が現業教師を聘して、各地に傳習せしめて以來到る處の主要都市で製造さるゝが未だ其の大規模なるは見ない。

一一 工藝品 水産工藝は澎湖島馬公の貝殼彫刻と基隆の珊瑚加工とがあるのみで、貝殼彫刻は大正四年教師を聘して之を傳習し、同七年以來澎湖水産會が其の業を繼ぐ。夜光貝其の他の材料は専ら臺東廳下と沖繩とに仰いてゐる。珊瑚加工は十三年以來府府が補助を與へ内地から教師を聘して之を傳習して居る。

一二 製鹽 本島西部海岸は天日製鹽に適し、面積二千八百八十四甲の鹽田がある。(第二十三章第二節參照)

第六節 養殖業

上述の如く本島の養殖業は古來發達し、鹹水池にては虱目魚、鱈、鱈、淡水池にては草魚、鱈魚、鯉、鯉魚を主とし、池面積は二萬三千三百一十一甲に上る。又西海岸各地には養鱈業行はれ、牡蠣田の面積實に三千八百甲を占む。以下各種養殖につき説明しよう。

- 一 虱目魚 昭和元年に於ける本島の養殖業は、前年に比し面積擴大せるも、其産額は前年より減じ二百四十四萬

間を示して居る。其中、虱目魚は百七十萬圓即ち總額の大部分を占め、養南州の沿岸最も盛である。その養殖は遠く郷氏時代に起原すると稱するが、近年は量に於て増加するのてなく、魚價の騰貴が總額を増加せしめた。魚苗は沿岸で網を以て掬ひ採り、一旦粘土の池で飼育し後之を養池に移す。池の小なるは五、六甲、大なるは百甲以上及び、冬季水を濁らし肥料を施し、三、四月の頃水を入れ又茶槽を入れ、青敵を掃蕪した後魚兒を放棄する。四月に放棄すれば年末には四、五十匁となり、二才魚は其の年末に至り百匁内外となる此の時市場に販賣する。四月に放棄す之を池中に放てば十月後には四十匁乃至六十匁となる、此の時販賣する。

二 鱒 養中以南の養魚池、淡鹹兩水共に他の魚類と混養してゐる。魚苗は一月から三月迄の間に海岸で採れ、之を池中に放てば十月後には四十匁乃至六十匁となる、此の時販賣する。

三 養牡蠣 上述三千八百甲の牡蠣田は養南州下に於て最も多く、養中州下之れに亞ぐ、附著材料は高雄港灣内では圓石を用ふるが、其の他は全部一尺乃至三尺の割竹とする。築建期(割竹を建てる時期)は、十月乃至十二月頃で、一甲歩當り五萬本内外、竹一本の附著量は二、三百匁、周年採取するも夏期が最も盛んである。風浪高き爲め一年以上竹に止まることが少いから自ら小粒なるを免れぬ。

四 蝦蟹養殖 養殖蝦の主なるはウシエビであつて虱目魚と混養する。五月から九月の間に麻網を以て四、五分の稚兒を採取放棄すれば飼育五、六箇月にして十尾一斤大に成長する。又蟹の養殖は養南州下に行はれ、其の種類はノコギリガザミである。池は六、七十坪の樹林形の小池を成し、水口を設け、干満に依り海水出入して水深を上下する。夏季三尾一斤大のものを放ち、十月から年末迄卵卵するを待つて販賣する。一池一千尾内外、餌料は専ら海蝦を與へる。

五 淡水養魚 其の養魚種類は上述、草魚、鯉魚、鰱魚、の四種を普通とし、養南、養中、新竹の三州下に於て特に盛である。最近の淡水養魚收穫數量を擧げると左の如くである。

州	別	鱒	草魚	鯉	鰱
養南	北	一四六匁	三六匁	三	三六匁
養中	中	四六匁	一七匁	二五	八三匁
養南	南	四六匁	三六匁	二五	八三匁
養南	雄	一三二匁	三六匁	二五	八三匁
養南	港	一〇匁	三六匁	二五	八三匁
養南	東	一〇匁	三六匁	二五	八三匁
養南	計	三六匁	三六匁	三六匁	三六匁

鯉以外の三種の魚苗は對岸支那から輸入する。其の年額約三萬圓、原産地は廣東省西江の流域である。鯉兒は殖産局所屬淡水養殖試験場で養殖配付する。飼養法は以上四種共極めて疎放的で、一甲歩以内の養池に坪當り一尾内外の割に混養し、肥料を施し天然餌料の繁殖を計るの外殆んど餌を與へないが、一箇年にして草魚鰱魚の二種は一斤、乃至二斤、鯉は八十匁に成長す。鰱の養殖は未だ廣く行はれないが、養中州彰化街養鰱合資會社では現に内地移出を計つて居る。

第七節 水産關係會社及び魚市

昭和元年末現在水産關係會社は其の數十五、此資本金三百一十一萬五千圓、又昭和元年の全島内の魚市

第七節 水産関係会社及び漁市 第八節 水産貿易

三八〇

は五十七で、内十八は漁業組合の経営に属し、主として市街庄之れを経営し、凡べて荷主の委託を受け、躰賣の方法に依つて仲買人に賣渡し、荷主に對しては魚市の経営者が買受けた仲買人に代つて、取引高を現金で即時に支拂ふ。其の魚市の取引總高を見るに、數量五千七十六萬三千八百三斤、此の價額九百十九萬三千三百二圓に上り、基隆魚市は其の首位を占めてゐる。

第八節 水産貿易

昭和元年中の本島水産貿易は、前年來の經濟界不況の影響を蒙つたが、先づ以て願調と言つて差支あるまい。之れを前年に比するに移入の外輸出入移出共に増加した。即ち昭和元年の總貿易額は二千二百七十七萬四千二百三圓で、十四年の其れに比すれば百五十五萬三千三十八圓の増加である。左に其の貿易額を對照しよう。

移 入	大正十四年		昭和元年		増 減
	額	額	額	額	
輸 入	五,四八七,七〇〇	七,一〇〇,〇〇〇	六,六四四,四〇七	一,四六一,七五三	
輸 出	三,九〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	三,三六六,〇〇〇	四,二二六,〇〇〇	
移 入	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	三,三三三,三三三	△
移 出	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	

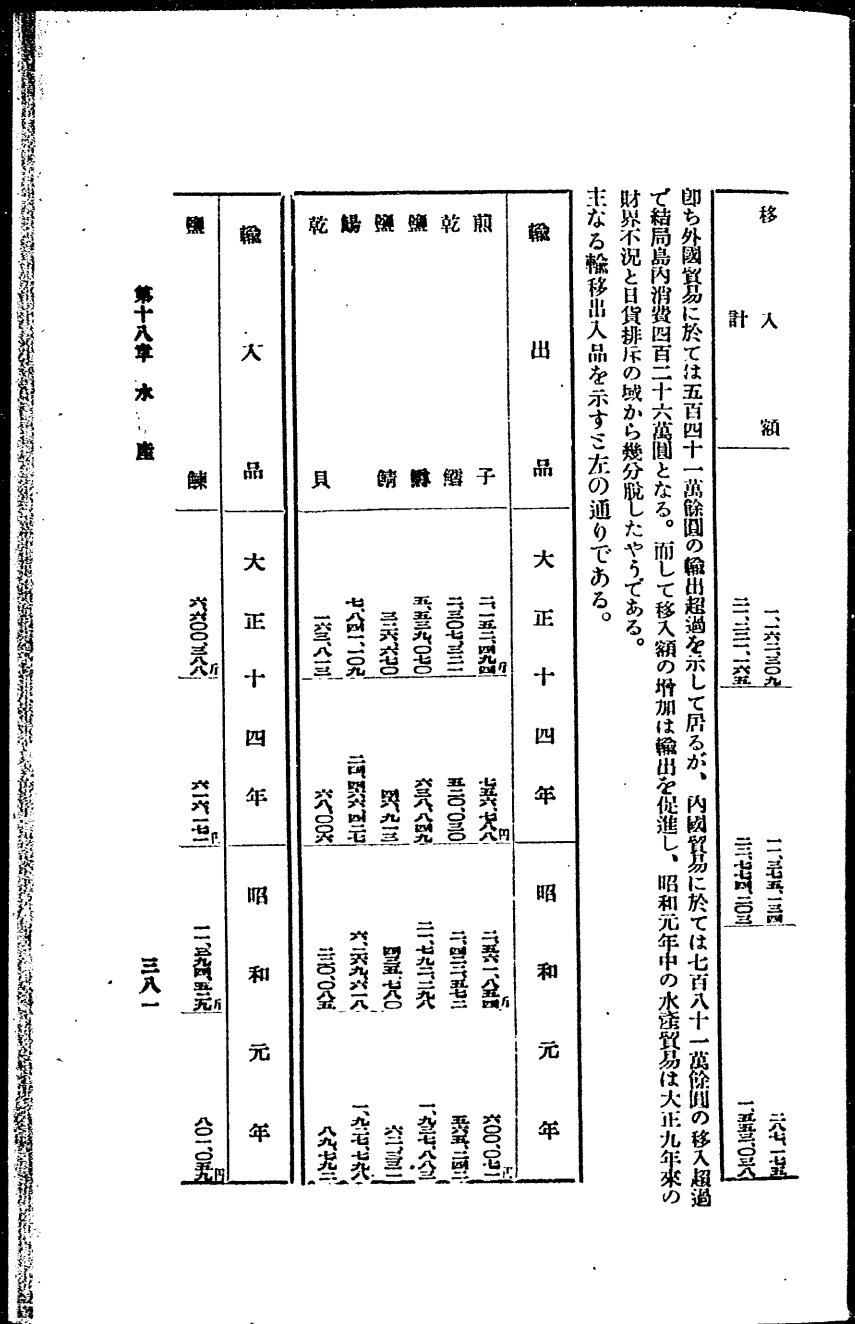
移 入	大正十四年		昭和元年	
	額	額	額	額
輸 入	五,四八七,七〇〇	七,一〇〇,〇〇〇	六,六四四,四〇七	一,四六一,七五三
輸 出	三,九〇〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	三,三六六,〇〇〇	四,二二六,〇〇〇

即ち外國貿易に於ては五百四十一萬餘圓の輸出超過を示して居るが、内國貿易に於ては七百八十一萬餘圓の移入超過で結局島内消費四百二十六萬圓となる。而して移入額の増加は輸出を促進し、昭和元年中の水産貿易は大正九年來の財界不況と日貨排斥の域から幾分脱したやうである。主なる輸移出入品を示す左の通りである。

輸 出 品	大正十四年		昭和元年	
	額	額	額	額
煎 子	二,五三三,四〇〇	三,五七六,八〇〇	三,五七一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
鱈 鱈	一,〇〇七,三三三	五,〇〇〇,〇〇〇	二,〇三三,五七三	一,五〇〇,〇〇〇
鱈 鱈	五,五五九,〇〇〇	六,八八八,〇〇〇	三,七九三,二〇〇	一,九七〇,八〇〇
鱈 鱈	三,三六三,〇〇〇	四,九三三,〇〇〇	四,五七〇,〇〇〇	六,〇〇〇,〇〇〇
鱈 鱈	七,八八一,〇〇〇	二,四四四,四三三	六,二六六,六〇〇	一,九七〇,七〇〇
鱈 鱈	一,三三八,〇〇〇	六,八〇〇,〇〇〇	三,三〇〇,〇〇〇	八,九七三,〇〇〇

第十八章 水産

三八一



第十九章 鑛業

本島に於ける既知の有用鑛物は金銀鑛、砂金、水銀鑛、銅鑛、錫鑛、鉛鑛、方鉛鑛、閃亜鉛鑛、硫化鐵鑛、石炭、亜炭、石油、硫黄、燐鑛の十五種である。就中臺灣鑛業規則に基き鑛業を許可したものは金、金銅、金銀、銅、砂金、銅、水銀、砂鐵、石炭、亜炭、石油、硫黄、燐鑛、銅硫化鐵鑛の十三種で、昭和元年末現在鑛區數は七百四十七、此の面積一億九千九百六十二萬三千三百九十坪に達する。しかし金鑛、銅鑛、石炭鑛業を除いては未だ幼稚であるから、之を監督するのみならず、進んで保護獎勵の途を講じ、併せて全島の地質と鑛物の分布状態を調査の上其の結果を公刊し、又現状紹介のためには殖産局に於て年々鑛業統計と鑛區便覽とを發行し、關係官衙と主なる鑛業人とに配付し、以て我が鑛業發達促進の資となしてゐる。

第一節 鑛政

一 鑛業の出願處分及び保護監督 領臺當初から今日に至る變遷の概要を記せば

明治二十八年九月砂金採取規則の發布、臺北州瑞芳金山と基隆川筋の砂金は、領臺以前盛んに採掘されたが、領臺當時は匪賊襲撃して金鑛の濫掘砂金の密取が行はれたから、本規則を發布し、瑞芳砂金署を設け、從來採掘の地方に限り鑛牌料を徴し其の採收を一般に許可した。

明治二十九年二月十一日瑞芳金山の封鎖、砂金の採收は益々盛況を呈したが、其の年末に及んで匪亂に遭ひ同業は

全滿した。依つて令を發して瑞芳金山を封鎖し、基隆川筋は守備隊と協議し、警戒上支障なき限りに於て許可した。
 明治二十八年九月礦業假規則の發布、石炭、硫黄の探掘も領事前からは行はれたから、密採防遏の臨機の處置として右取締規則を發布し、同年中は租税を免じ、出願手数料のみを徴し、従来の礦業人と其採掘區域に限り許可したが、許可を得たのは基隆方面に於て僅に四箇の石炭礦區のみであつた。
 明治二十九年九月臺灣礦業規則の發布、明治二十九年三月本島に自由渡航許さるゝや、礦業に著目して渡來する者漸く多く、隨つて前年發布の假規則は不備の點が多かつたので、新に本規則を制定し、同時に基隆附近の砂金産地を精査し、其の礦區圖をも規則發布と同時に告示した。
 明治三十一年十一月同規則第八條保證金に關する規程を削除し、礦區稅滯納者に對する制裁條項の附加、當時一般に知られた礦産地の大部分は許可せられ、投機者流の乘すべき餘地がなくなつたのと租稅滯納處分規則の發布があり、礦業發達上成るべく礦業家の資本を殺してならぬといふ趣旨から斯く爲したのである。
 明治二十九年七月新に臺灣礦業規則、同施行細則、礦業出願及申請手数料の諸規則を發布し、八月一日から施行これは舊規則制定以來十年を経過し、民度の進歩も、礦業の發達も、到底當年の法三章的な簡單なもので律する事が出来なくなつたからである。之れ即ち現行の礦業規則であるが、更に大正十二年七月府令第六十二號を以て礦業許可案帳の謄本、抄本、若くは礦區圖の謄本の交付、又は礦業許可案帳、礦區圖の閲覧を請求し得る規定を設けた。

今現行規則の綱領を列記すれば(一)礦業規則の支配すべき礦物の種類を限定し、(二)其の國有たることを示し、(三)法人にも之れを許可し、(四)同一地區に於ける二件以上の出願處分に就ては先願許可の方針に改められたのみならず、(五)同一地に於ける異種礦物に對しては、各別に重複許可の規定を設け

て礦物の探査を促し、(六)礦業人の權利義務を明かにし、礦業人相互の關係、礦業人對土地所有者其他の關係に就き舊規則の不備を改正補増し、(七)出願處分の敏活を期する爲め出願手續を改正した。

二 礦業出願と處分 我が礦業界は、當時時局の影響に北部蕃地の平定に依り、大正五年下半年から俄に活氣を呈し、同六、七兩年に於て出願最も盛んであつたが、其後は漸次減少し、昭和元年には出願及び申請件數九百三十七件、前年からの繰越三百十三件、合計一千二百五十件中、處分件數は八百六十五件で、差引三百八十五件を昭和二年へ繰越した。同年中の收受件數と處分件數を出願件別に表すれば左の如くである。

礦業出願收受處分表

件名	昭和元年收受			處分	
	新出願	前年越	計	處分済	處分未済
礦業許可出願	三六	三五	七一	二五	二〇
其他の諸出願	七五	八	八三	三三	五〇
計	一一一	四三	一五四	五八	九六

三 礦區數と坪數 昭和元年末現在礦區數は七百四十七、此の面積一億九千九百六十二萬三千三百九十坪で、稼業礦區は百七十五、此の面積七千四百四十一萬八千五百六十六坪である。今稼業礦區と其の坪數

第一節 礦 政

稼業礦區ご其の坪數 (州廳別)

礦種別	坪數					
	鐵	銅	金	砂	石炭	硫磺
總計	1,501,979	3,400,174	1,001,246	5,477,777	1,001,246	1,001,246
臺北州	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
臺北、新竹州	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
新竹州	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
計	1,501,979	3,400,174	1,001,246	5,477,777	1,001,246	1,001,246

四 鑛產價額

昭和元年の鑛產價額は一千六百七十六萬三千二百五十六圓で、前年に比し二百十三

備考 稼業とは鑛産ある鑛區を謂ひ、墾掘中ても鑛産のないものは稼業としない。

萬五千九百二十二圓を増加した。明治三十年及び最近五年の鑛產價額を鑛種別に示せば左の如くである。

年次	金	銅	砂	銀	銅	金	石炭	硫磺	石油	天然揮發油	鐵	計
明治三十年	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
大正十一年	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
同十二年	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
同十三年	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
同十四年	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246	1,001,246
昭和元年	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325	1,676,325

五 鑛物及地質調査

領臺當時民政局殖産部に於て産業の調査を爲すに當り、地質、鑛産に関する

調査も亦其中にあつた。明治二十九年四月民政を布くや、殖産局經費中、礦物地質調査費があつて、即ち全島の地質は三箇年を以て豫察調査を遂げ、五箇年を以て本調査を完了し、有望の礦業地を重要な箇所には特別調査を行ふの方針を定め、専ら實用的調査を主として事業の進行を圖つた。然るに其の後右調査費は一度全廢されたが、三十八年度から更に礦物調査費を計上し、(一)油田調査、(二)煤田調査、(三)一般礦物調査、(四)地質調査の四項目に分ち、臨機豫察及び特別調査を行ひ、所業の指導發達に努めた。尋で同四十二年に至るや、新に地質調査と土性調査の二係を殖産局礦務課に置き、地質の精査と土壤の理化學的檢定を行ひ來つたが、土性の調査は耕作物の栽培試験と相付つて始めて決せらるべきものであるから、同四十五年に至り之れを農事試験場に移管した。是等の調査事業の結果は既に幾多の報告書や調査圖を以て發表し來つた。

六、石油鑛業獎勵 油田調査に依つて石油の分布は殆ど全島に亘ることを明かにしたが、新に油田を開發することは頗る難事業であるから、總督府は明治四十二年度以後、深さ二千尺以上に達すべき適當な鑿井設備をしたものに對しては、鑿井費の一部を補助し以て之れを獎勵して大正十三年度迄繼續したが、經費の都合に依つて大正十四年度から之れが豫算を削除せられて今日に至つた。

第二節 主要礦業

本島に於ける有用礦物の分布を見るに、金屬礦物は極北部から東部に限られ、石炭は北部と中部に、石油は殆ど全島に亘り、特に中南部に其の兆候著しい。されば極北から東部は金屬礦物の産地帯、北部は煤田地、中南部は油田地と大別すべきである。鑛産額は年々著しく増加し、明治三十年の總額は僅に十一萬二千圓に過ぎなかつたが、同四十二年には二百二十五萬五千餘圓、即ち二十倍餘に上り、僅々二十五年後の大正十一年には一千二百四十八萬圓に達し、實に當年の百十一倍六に上つた。昭和元年の産額歩合を鑛種別に見ると石炭は總産額額の八割、金、銅之れに亞ぎ、以下石油、硫黃、銀、砂金の順となる。左に各種礦物に就き之れを説明しよう。

一 砂金鑛業

本島の砂金採取は、遠く三百餘年前倭寇時代邦人の手に始められ、採取地域は花蓮港廳下タツキリ溪岸と同溪の附近まであつた。其後の経過は之れを略し、現在に至る産地を採取状況をみるに、是迄探知された産地は臺北州基隆川筋、武丹坑溪筋、瑞芳と金瓜石鑛山地域から流れ出づる諸溪、宜蘭武荖坑溪、蘇澳港、大南澳海濱砂地、花蓮港廳タツキリ溪流域、其の溪口附近海岸砂地、三棧溪、加禮宛原野、木瓜溪流域と泰々埔溪等布分頗る廣いが、現に採取の行はる、は僅に基隆川筋、金鑛區内の諸溪谷のみである。

基隆川筋の作業は、今度が三回目で年代は詳でないが、既に蕃地采風圖考には「雞籠(今の基隆)毛少翁(今の士林附近)等の深淵沙中に金を産す、其の色高下一ならず社蕃の健壯なる者水に没して淘取す」

云々であれば、士林が今の名に改まる以前に蕃人が採取したことを知るべく、次には同治七年(明治元年) 發刊の福建通志に採取の記事があるからその由来の久しいことを知るべきである。然し當時は「一日の工も半日の費を供するに止まる」といふ有様で收支償はない爲に抛棄され、久しく世人の忘る、所であつたが、明治二十三年の夏、七堵鐵橋を架するに際し、偶々砂礫中より粒狀の砂金を得たのが動機となつて採取復興し、爾來上流に溯るに隨つて隆盛に赴き瑞芳附近に至つて最も盛況を呈し、極盛期たる明治三十五年の産額は百六十一貫餘、此の價額實に六十萬圓に達した。然るに同年を頂點として其の後漸く衰へ、昭和元年には二貫五百四十二匁を採取したるに過ぎない。往時は一時出でて採取に従ふ者毎日三千人を算したが、現今では四十名内外に過ぎない状態である。

二 金 鑛 業

本島の金鑛は、臺灣雜記及び臺灣記略等に「三朝(三貂)溪後の山は主として金を産す」、「蕃人拾金」云々の記事があるから、清國の領臺以前既に知られたもの、やうであるが、久しく世人の記憶に遠ざかり、其の後前記基隆川砂金採取が明治二十六年中、進んで九分山に至るに及んで發見したものである。斯くて翌二十七年には金瓜石の岩嶺、三十四年には武丹坑の溪間に、何れも豊富な金鑛脈が發見され、更に三十八年には金瓜石鑛區に廣大なる含金銀硫砒銅鑛床を認め茲に隆盛の極に達した。然るに大正二年

に至るや、武丹坑の操業は漸く困難に赴いたから、之れを金瓜石に併合したが、終に大正七年五月を以て其の事業を廢止することとなつた。其他花蓮港廳下秀姑巒溪畔に、含金銀銅鑛床の見べきものがあつたが四圍の事情の爲に休業中である。目下操業中の瑞芳及び金瓜石二鑛山に就て左に概説しよう。

- 一 金瓜石鑛山 基隆の東方約四里餘、本島の東北端に在り田中長一郎の經營であつたが、大正十五年七月金瓜石鑛山株式會社の繼承する處となつた。明治三十年三月鑛區面積二百六十萬一千二百七十四坪を劃して開鑛に着手し、翌三十一年金鑛の濕式製煉を開始し、爾來三十年の間に幾多の金及び銅鑛床を發見し、就中三十八年には擴大なる第一長仁坑の硫砒銅鑛床を發見し、之れを開鑛すると共に更に榕鑛製煉所を新設し、又會社所屬の汽船數隻を鑛區と内地間に往復せしめ輸送の便を圖り、大正三年には武丹坑鑛山を併合した。斯くて其の面積は三百四十萬百七十坪に達し、設備も産額も内地の大鑛山に比し遜色が無い。左に最近三箇年の産額と其の價額を表示しよう。

種 別	大正十三年		大正十四年		昭和元年	
	産額	價額	産額	價額	産額	價額
金	三〇、八五五	三、〇八六	三三、二五五	三、三六六	六、七四五	一、三三九
銅	六、三〇八	一、三〇八	五、八三三	一、三〇八	七、七〇八	一、三〇八
銀	一、七〇五	一、七〇五	一、七〇五	一、七〇五	一、七〇五	一、七〇五
計	三八、八六八	五、一〇〇	四〇、七九三	五、〇八二	一六、一六八	二、七五二

二 瑞芳鑛山 明治三十年來藤田組之れを經營し、一時は金瓜石鑛山と共に、産額の多き事幾多の内地金鑛を凌駕し、盛況を極めたが、漸次減少し遂に大正三年十月中、額雲年全設備を繼承し借取權行することとなり、後株式會社

雲景商會を繼いで、大正九年十月以來雲陽鑛業株式會社の操業するところとなつた。爾來時局の影響に伴ふ労働賃銀と、製煉用劑等の暴騰は、低品位の鑛石を處理する事が出来なくなり、事業を縮小し専ら選別製煉によることとなつた結果其の産額は著しく減少した。最近三箇年の所産額左の如くである。

種別	大正十三年		大正十四年		昭和元年	
	産額	價額	産額	價額	産額	價額
金	二四、五九九	七、四四四	一〇、三六九	五、二六二	一八、八六九	四、四七三
銀	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—

三 銅 鑛 業

銅鑛業は明治三十八年中、金瓜石鑛區に含金硫砒銅鑛を發見したのに始まる。其の品質が優良であつたから、金瓜石鑛山では翌三十九年末煉作業を開始し、爾來逐年其の産額を増進した。然るに大正十二年下半年から金銅鑛石は内地實鑛製煉をなすに至り、従て島内製煉高減少し、只沈澱銅の採取を行ひつゝあり、昭和元年は沈澱銅二十三萬六千七百五十二貫、二十六萬一千九百六十八圓である。其他、臺北州下東澳銅山、富太銅山、花蓮港廳下銅文蘭、大濁水溪上流、田中銅山、チャカン溪上流三菱銅山、鯉魚尾久原銅山、臺東廳下都魯銅山等、孰れも一時試掘に従事したが、銅價暴落の爲目下悉く休業中である。

四 硫 黃 鑛 業

硫黃鑛業は遠く西班牙の占據時代に創始されたに傳へられる。後、幾多の變遷を経て光緒十三年(明治二十年)に至り、時の道臺劉銘傳は硫鑛總局を設け官業としたことがある。我が領臺後は一般に許可されたが、鑛床は概ね分散してゐる爲大規模の製煉所なく、且連年海外市場の壓迫を被り、著しき發達を見るに至らなかつたが、近年島内の需用も増加し稍々活氣を呈するに至つた。其の主要産地は何れも臺北州下で、北投方面では北投、磺溪内、七星山、大油礦、竹子湖あり、金山庄方面では旗子坪頂、三重橋及び死礦子坪であつて共に稼業中である。(尙同州下宜蘭郡龜山島にも多少の産あるも重要でない)。平均硫黃分二〇乃至八〇%内外を含有するが、之れを採製した歩留は五〇%内外を普通とする。製品の大分は從來海外に輸出したが、近年内地及び島内の需要に應ずる量も少くはない。

五 水 銀 鑛 業

從來上記三金山の鑛脈中に、水銀鑛を發見されたこともあるが、單に學術上の標本に過ぎなかつた。然るに明治四十四年中臺北州下平林地内に新鑛床が發見され、大正二年試験的に製煉を開始し以來成績の稍々見るべきものあつたが、大正六年事業を休止して今日に至る。



以來中止し、十二年下半年から再び事業を開始したが其の後間もなく又休止して今日に至る。

三 採炭設備 従来は概ね鑛區の賃貸借に依り、坑夫の自稼に委したものが少くない。随つて其の採炭法も露頭部から小坑を開き、或は四五尺の鑛入坑道を開鑿して炭層を追掘し、支柱を要するか或は通風排水漸く困難なるに至れば、直に之れを廢坑して更に新坑を開鑿するが如き極度の姑息法であつたが、明治三十八年中秋山義一の田寮港鑛區を経営するに當り、始めて運搬、排水用諸機械を設備し、成績の見るべきものがあつたから爾來一般同業者をして、機械力應用の機運を促し、競うて採炭區域を擴張するに共に、機械力を應用し、採炭法を改善するもの愈々多きに至り、現在主要な鑛區に在りては、坑の内外に軌條を敷設し、捲揚機、輕便索道若は架空索道等を設け運搬の便を計り、蒸氣唧筒又は電氣唧筒を使用して排水通風の便を圖り、且つ探掘區域の擴大せる坑内にありては扇風機を設置して通風の圓滑を計り、舊式な不規則の殘柱式採炭法も、今尙跡を絶つては居ないが、概ね殘柱式と長壁法との折衷法を併用し、又は全く長壁法を應用し、萬事面目を一新するに至つた。

前記電氣唧筒は大正十一年中基隆炭礦株式會社が、其の主要各炭坑に始めて之れを設置したのである。斯くて今や各炭坑共、坑内區域漸次擴大され、其の間往々可燃瓦斯を發散し、被害の大なるは少いけれども、近來回數増加の傾向がある。故に坑内の裸火を禁ずるもの次第に増加しつゝ、あるに拘らず、尙此の舊習に隨ふもの多く、また通風設備に於ても頗る不備なるものがあるから、此の方面の改良に力を注ぎつ

つある。基隆附近主要炭坑に於ては率先して大租坑にシロツコ式五萬立方呎扇風機一箇を設置し、これを始めとして爾來各坑に設備する等好成绩を挙げつゝある。

四 炭質 之れを大別すれば微粘結性の所謂柴炭と、粘力強き油炭との二種で、前者は一般汽罐の燃料に適し、後者は瓦斯又は骸炭の原料となる。中には一局部の炭層が火山岩に作用されて亞無煙炭になれるか、若は全く骸炭化せるものもあるが、其の量に至つては極めて微々たるものである。又往々炭質の脆弱なものがあつて粉炭過多の憾はあるが、近時採炭法の改善と共に著しく其の率を減するに至つた。左に本島炭を代表すべき四、五の石炭分析成績を示しよう。

本島炭分析表

採取地名	水分	揮發分	灰分	炭色	硫黃分	發熱力	比重	炭層	炭層
臺北州 外木山	二六	三三	一三	淡紅	一〇	六五〇〇	一三	一三	外木山
同 田寮港	二六	三三	一三	淡紅	一〇	六五〇〇	一三	一三	田寮港
同 上	二六	三三	一三	淡紅	一〇	六五〇〇	一三	一三	同
同 四脚亭	二六	三三	一三	淡紅	一〇	六五〇〇	一三	一三	四脚亭
同 三瓜子	二六	三三	一三	淡紅	一〇	六五〇〇	一三	一三	三瓜子
同 山子脚	二六	三三	一三	淡紅	一〇	六五〇〇	一三	一三	山子脚
新竹州 大溪	二六	三三	一三	淡紅	一〇	六五〇〇	一三	一三	新商店



八 石油 鑛業

一 沿革 本島の石油は六十餘年前、苗栗地方の一番語通事邱荷なるもの、發見に係り、私人經營より官營に移り、時の官憲は二人の米人技師を聘し（光緒四年明治九年）携へ來れる米國式鑿井機械を以て後壩溪畔に槽を建設して鑿井に著手し、三百九十四尺に於て日産約十五擔の原油を得た。傳へらる。右技師は待遇不滿のため歸還し其後は事業失敗に終り、鐵管挿入の儘廢坑に歸し以て我が領臺の期に至つた。然るに明治三十七年に至るや臺灣石油組合組織せられ、其の著手した第一號井の試掘が幸に效を奏したが、後南北石油會社の經營に移り、更に寶田石油株式會社に轉じ、大正十年十一月日本石油株式會社と合併し、以て今日に至り現に操業中である。右は領臺以前に知られた唯一の油田であるが、領臺後總督府は鋭意調査を行ひ、殊に三十七年前後は全島に亘りて夥多の油田を發見し、油帯の分布も略々明なるに至つたが、大正十四年十二月出礦坑にて一大噴油を開始し、續いて噴油井相興り、茲に全く内外の視聽を集むるに至つた。

二 分布 本島の石油は第三紀層中に胚胎せられ、油田の兆候としては滲出油、含油層の露頭、燃質瓦斯及び之に伴ふ噴泥並に鹽水等であつて、既に發見した油田の兆候は、全島に亘り三百箇所を超ひ、油帯を擁する背斜軸は、西部臺灣に二十四條の多きを數へ、其の總延長二百二十餘里に達する。油田地

を構成する第三紀層は、之れを分布の状態及び其の性状に依つて、西部ミ恒春及び臺東の三區域に大別される。是等は概ね粘板岩系の累層を覆ふもので、孰れも砂岩及び頁岩を主とし往々石灰岩、凝灰岩及び集塊岩層を介在する。一般地層の傾斜は稀に五六度乃至十五六度に緩斜し、往々七八十度乃至垂直の急角をなすものもあるが、二十度乃至五十度が普通のやうである。左に現探油中の出礦坑坑場を略記しよう。

一 出礦坑鑛區 同鑛區が一番語通譯に發見せられて以來の經過は上述の通りで、現に其の鑛區面積は後壩溪の兩岸五十九萬九千六百七十坪に亘り、明治三十七年以來坑井を鑿つこゝ四十六、内現在進掘中のもの二、而かも乾井は僅に二、三に過ぎぬ。就中其の第十八號井は本坑場の寶井といふべく、大正二年四月の大噴油以來同十四年末迄五萬三千二百五石を産出し、一時は一日百三、四十石の自然噴油をなせることもある。其の後之に比肩すべき良井を得るに至らず前途樂觀を許さざる形勢となつたが、大正十四年十二月中最南端に掘鑿せる第三十六號井成功して當時日産二百五十石を自噴し、爾來二百石内外の日産を繼續して本邦稀に見る良井となつた。而して次で四十、四十一、四十二號の各井小噴油を始め總日産は四百石内外である。現在採取中の原油は比重「ボーマー」三十九度乃至四十度であつて、其の一部は原油の儘を以てするも、大部分は燈油、輕油、粗製揮發油、パラフィン等を製して、燈火用、自動車用、漁撈發動機其他の用途に販賣する。製油場は苗栗街に在る。製品及び其の割合を示せば次の通りである。

揮發油

「ボーマー」五一度にして其の實收率は原油の五%
「ボーマー」三入度にして其の實收率は原油の八五%
之れを洗滌精製せしものは原油の八二%に當る

原油

「ボーマー」二八度にして其の實收率は原油の八%あつて悉く燃料に供する
蠟分 重油中四〇%即ち原油の三二%ある

尙試掘中のものに新竹州下鉢水油田がある、同所第五號試掘井は大正十三年十月十四日四百五十間にて瓦斯層に達著し爾來大瓦斯が猛噴しつゝある。此瓦斯揮發油の含有量は可なり多いので吸収式揮發油採收装置を建設し十四年二月より採收開始目下三十石内外の揮發油を採收しつゝある。

第二十章 工業

第一節 一般工業

由來本島の産業は農業を主として來たが、改隸以來諸般の施設整備に伴ひ、近來漸次工業發達の機運に向つて來た。而して従來の工業は製糖、製茶等を主とし、其他の工業には見るべきもの少なく、其の多くは少規模で家内工業の域を脱することが出来なかつた。偶々歐洲大戰亂末期事業界の熱狂時代に續き新設された化學工業、纖維工業、機械及器具工業等の新工業は、相當の成績を挙げつゝ、あつたが戦後財界の反動襲來、金融の梗塞により、深刻なる打撃を受け全盛より一轉して不振の域に入つた。爾來大正十四年に於ける中間景氣を除くの外は打續く不景氣の爲め我工業界は依然として振はず僅に食料品工業のみ其の面影を存して居る有様である、尤も夙に相應の發達をなし來つた各種小工業のみは逐年勃興の機運に向つて、少くも自給自足の域に達せんとして居る。

而して本島の工業は製糖を筆頭とし製茶、酒精、鐵工、セメント之れに次ぎ製粉、肥料、製油、紡織、醬油、煉瓦、鳳梨罐詰、製氷、過燐酸石灰、麥酒、製紙、炭化石灰、石鹼、石灰等で、小工業としては木



合 計	昭和元年				昭和二年			
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
緑茶	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
番茶	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
粉茶	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
壺茶	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
計	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000	4,800,000

(内地製茶輸出額) 昭和元年 数量 一七、九七三、六〇〇斤
 價 額 一、二二一、八六二圓

六 當局の施設事項 臺灣茶は領臺前より本島一大産業であつたが、其の後掠奪的耕耘の爲め漸次衰退の徴を示した。故に當局は之れが挽回策として多大の努力をなした。即ち品種の改良には優良茶苗の無償配布、模範茶園の設置、器械製茶奨励の爲めには之れが無償貸付、製茶技術普及の爲めには巡回教師の派遣、其の他舊慣による複雑な取引を改善する爲めに共同販賣所を設けて之れが支持を計り、又本島茶の海外に於ける聲價を維持する爲めに茶検査所を設立して、一定標準以下のものは絶対に其の輸出を禁止し、一方販路擴張施設としては世界主要喫茶國、殊に米國に於て各種宣傳、廣告、其他の施設を行ひ以て銳意新業の發達を期して居る。

第三節 度量衡

一 新器物使用の公示 從來本島にて用ひ來つた度量衡は總て支那式のもので其の種類は多種多様で、器物の製作、修繕等も民間の隨意に放任したので、其の地異れば其の器及び其の量を異にし、種種の弊害が生ぜざるを得なかつた。されば總督府は領臺後直ちに之れが改正に著手し、夙に明治二十八年十月を以て内地式度量衡器移入販賣の途を開き一時、時の殖産部内に度量衡調査所を設け、専ら之れが改正に關する調査を重ねるこゝ数年、斯くして明治三十三年十一月に至り臺灣度量衡條例を發布し以て豫め改正統一の方針を公示した。

二 新器物の歡迎 斯くて同三十四年五月右條例の實施せらるゝや、其の第一著手として阿片烟膏請負人、食鹽販賣業者及び公設市場に於ける在來の度量衡器の使用は、同年末日限り之れを禁止し、代ふるに新式のものを用ひすべきことを強制したが、其の效果は豫期の如く却つて本島人間から至急全部の改正を希望するに至つた。されば當局も改正器物の供給を急ぎ三十六年十二月末日を限り、全島一般に舊式度量衡器の使用を禁止するに共に、専ら新器の普及を督勵したが、何等の苦情もなく其の目的を達するを得た。

三 改正器物の管理 然し當初は器物の製作、修繕、販賣共に特許制として民間に委ねたから、或は供給の不足を



告げて改正器物の普及上に支障を来し、或は器物の品位を低下せんとし、又或は價格の値上を要請し來るなど不都合が少くなかつたので、之を根本的に改正するの必要を認め、又度量衡の名稱命位は、其の系統を單純ならしむる必要上、英式度量衡の使用を禁じたが、之れを全然禁絶するは却つて弊害を伴ひ、寧ろ本邦系を使用するの要あるなど、多大の改正をなすの必要起り、明治三十九年四月を以て新規規則を發布し、度量衡器の製作、修覆及び賣下は總て官營となし、茲に始めて制度の基礎を確立するに至つた。

四 甘蔗計量用衡器其他 一方には製糖業の勃興に連れ、各製糖工業では、甘蔗計量上往々原料供給者と糖業者との間に紛擾を惹起することがあつて、營業者に及ぼす利害關係少くなかつたから、同四十二年十月甘蔗計量用衡器に對し、特種取締規則を設け、取引上の面目を刷新し、更に國內學術の進歩發達に従つて、各種計量器の使用増加し來ると共に、益々精密なるものを要するに至り、從來の如く歐米諸國の検査所又は製作者の證明等によるのみ依るを得ざるに至つた結果、中央政府は、各種計量器の比較検査依頼に應ずるの制度を定めた、本島に於ても亦之に倣ひ、同四十四年五月度量衡器及び計量器比較検査規則(府令三八)を發布し、且つ從來量器より除外した化學用量器を追加し、其の種類構造及び公差を定めた。

五 其需給 最近五、六年間に於ける度量衡器の需要は、島内産業の振興に伴ひ、逐年増加を來したが、大正八年度の財界盛況時を其の一、二年前の平均に比するに賣下、修覆共に六割を増加した。爲に同年度には供給が需要に伴はなかつたが、九年度初期に入り財界の恐慌を見るに至つて俄然其の需要を減じ八年度に比し一割を減じ、十二年度は九月の關東大震災の影響を受け當府賣下用品の供給を断たれ自然賣下不可能の結果、大正九年に比し尙二割を減收したが、別項島内製造設備の進歩で供給が豊となり、又農家の所得が最近異常の増收と尙ほメートル法度量衡の改正漸進の結果、度量衡器の需要が大正十三年十月以降急に増加し昭和元年度は大正十二年度に比し六割を増し今尙此の形勢を持續してゐる。修覆も亦同様に増加を示してゐる、これ島内産業の進展に連れ度量衡の普及率を増進したも

のと思はれる。

今明治三十四年から昭和元年に至る二十六箇年間に、各販賣者から使用者に販賣した度量衡器の總數を見るに、度量衡器は二百十五萬八千一箇、量器は八十五萬五千六百六十二箇、衡器は七十五萬三千二百二十三箇に上り、昭和元年丈の供給高は、度量衡器十四萬八千三百八十一箇、量器は三萬二千七百五十箇、衡器は三萬八千七百七十六箇である。

六 度量衡器の製作、修覆 從來當府賣下用の度量衡器は、總べて内地から供給を仰て來たのであるが、戰時其の他財界の影響等で供給が阻々杜絶し、日常の取引上に支障を及ぼしたことが一再でなかつた、加ふるに價格の暴騰等不安絶えず、又專賣經營の利益上からも豊富なる島産材料及低廉なる勞銀に依り自製自足の必要を認め、大正十年以降専ら此の計畫を進め、島内職工の養成に努め來り漸く完成の域に達して、今や若干の特殊品を除き總て自給するを得、豫期の成績を擧ぐる事が出來た。尙ほメートル法統一の實施上最新器の更新、改造等内地當業者の手に俟ら難い現況であり、工場製造能力充實は同法施行上からも益々其の必要を認めらる。

七 度量衡のメートル法實施

大正十三年六月律令第三號臺灣度量衡規則、同七月同施行規則改正によつて内地同様七月一日を期し、總てメートル法に統一實施された。同改正は産業、貿易、交通、教育、國防を初め日常生活に及ぼす緊要施設であるが、古來因襲久しき尺貫法及び商工業界に根深深きヤード、ポンド法を廢止しメートル法のみを依らしむるは容易の業ではなく、之れが實行の緩急に關し適應の施設を講じてゐる。同改正は内地と同一歩調をならねばならぬものが多いから、之れが連絡を密接にし、以て猶豫期間に拘泥するこなく、出來得る限り速に改正の實を擧げようとしてゐる。尙ほ同改正に當り新制器物の購入及び改造更新の爲め一時に消費せしむるの不利を避け、併せて新器供給上圓滑

を期する爲め、漸次更新の方法を探りつゝある。鐵道部、逓信部、專賣局を初め、他官廳でも工作、作業、設計方面は既に改正統一をすませたものが少なくない、國定教科書も内地同様著々改正の歩を進め、小公學校用度量衡器は略々改正を了るに至つた。其の他一般的改正の促進に付ては更に進んで指導督勵の計劃を進め、是れが遺憾なきを期してゐる。

八 各種計量器並瓦斯メートルの檢定及取締 現今學術産業上に計量の基準として常に度量衡のみならず、溫度、壓力、工率等の計量單位の用らるゝ場合益々多きを加へ、同時に溫度計、壓力計、浮秤等の使用も逐年増加し、各種の法令に於ても此等の計量器に依り檢査をなし、又は之れが備付を命ずる規定のあるものが尠くない。右は物資計量上度量衡器と其の利害を異にするものでないから、内地同様檢定及び取締を行ひ、又瓦斯メートルは從來何等制限を設けなかつたけれども、氣候の關係上内地に比し一層差狂を生じ易いから、内地法に準じ器として追加し、之れが正確を期することをなつた。以上の計量器並に瓦斯メートルに關する製作、修覆、販賣の營業は官營させず、民業に委ね、大正十三年六月律令改正を見た。同規定は大正十四年一月一日から實施し之れが檢定及び取締を開始した。

九 商品の量目の取締 商品の量目に付ては其の質量不足の弊習漸く多く甚だ遺憾であつて、此の如きは内外取引の信用に影響する所大なるのみならず、公益を害すること少なくない。律令改正の際同時に之れが取締の規定を設け、又包裝、箱詰、袋入、罐詰品等の商品なきに就て其の正味量取締の規定を

設け、大正十四年一月一日から實施した。

一〇 不正度量衡器並計量の取締 日常生活品の賣買に不正度量衡器を使用し、又は不正計量に依り量目を欺罔するの弊に對しては常に取締をなし來つたが、尙ほ遺憾の點が尠くないから一面取締を嚴重にし不正行爲を防止するに共に、一般家庭に對し計量觀念の指導を計り間接には消費節約及び生活の安定を期してゐる。

場市十十六



第二十一章 貿易及金融

第一節 税 關

一 税關と開港場沿革 本島に於ける帝國税關は領事の初め、清國稅務司から引継ぎを受け、明治二十八年六月十日に淡水、基隆の二港を開き、同月二十八、九の兩日には安平、打狗(現在の高雄)を開關したが其の始まりである。翌二十九年三月には税關官制の發布あつて清政府時代の例に依り、淡水、基隆、安平、臺南、打狗の五税關を置き、淡水税關長をして基隆を兼ねしめ、安平税關長をして臺南と打狗とを兼ねしむることとなつた。然るに臺南税關は間もなく廢止され、其後基隆と打狗とは支署となり、前者は淡水税關、後者は安平税關の所屬となり、而かも淡水税關長が安平の税關長をも兼ねることとなつたので、全島に於ける税關統一の端は明治三十四年中に開かれたものと見るべきである。斯くして同四十二年五月には、態々安平税關をも廢し之れを淡水の支署とし、爾來事實上の統一を見るに至つた。統一後の税關本關は臺には淡水港口に置かれ、大稻埕に出張所を設けたが、大正十年には其の位置を顛倒して、大稻埕を本關、淡水港口を分室とした。

然るに其の後貿易の地理的狀態に大なる移動を來したので、之れに順應せんがため、同十年七月を以て本關を基隆に移し淡水を支署とし、更に十一年三月に至り臺北に其の出張所を設くることとなつた。

又本島の開港場は明治二十九年二月を以て、締盟各國に對する帝國の通商條約を本島にも適用するに際

し之れを淡水、基隆、安平、高雄の四港に定めた。此の時又舊港、鹿港の二港を特別輸出入港として支那形船に限り出入するを得せしめ、翌三十年一月には蘇澳、後壠(現在の後龍)、梧棲、東石港(現在の東石)、東港、媽宮(現在の馬公)の六港を、三十二年一月には下湖口を之れに追加した。然るに其の後蘇澳、下湖口、東港の三は夫々時を異にして閉鎖し、現在の四開港場は當年のそれと異ならないが、特別輸出入港は舊港、後龍、梧棲、鹿港、東石、馬公の六港に變つた。是等の各地には支署を配置して税關事務を行ひ、他に全島沿岸の要地九箇所に監視署を設け専ら密輸入の防止に當つて居る。

二 税關管掌事務

税關官制は明治三十四年四月の改正以來、十數回の部分的改正を経たが、茲には其の煩を避け現行の管掌事務を列舉すれば左の八項となる。

- イ 開税、噸税及び關稅諸收入に關する事項
- ロ 保税倉庫、假置場、其他の保税地域に關する事項
- ハ 船舶及び貨物の取締に貨物の收容に關する事項
- ニ 臺灣關稅規則、同噸稅規則及び稅關に於て發見した臺灣間接國稅犯則者の處分に關する事項
- ホ 輸出入貨物の戻稅及び交附金に關する事項
- ヘ 運送通路の取締に關する事項
- ト 製茶稅に關する事項
- チ 輸入の砂糖、雜物の消費稅及び骨牌の課稅に關する事項
- リ 砂糖の内地移出の取締に關する事項

又 稅關又は稅關支署の所在地に於ける移出先(砂糖消費稅法第七條に規定するもの)より引取らるる、砂糖の消費に關する事項

第二節 貿易

一 總説 本島貿易のためには四開港場、六特別輸出入港を有する次第は前節に述べた通りであるが、其の最も盛んなのは言ふ迄もなく基隆、高雄である。今之れを汽船貿易と支那形船貿易とに分つて十數年來の經過に徴するに、時に消長はあつたけれども概して前者の次第に發達するに反し、後者は年々共に凋落するを免れなかつた。又之を對手に依つて分ては、對外と對内の二系となり、何れも年々増進して其の總貿易額明治三十年の三千萬圓から、大正九年の三億三千八百萬圓臺に上り、實に當年の十一倍を示し、同十年は著しく不振であつたに拘らず、尙ほ二億八千六百萬圓を示してゐる。しかし内外貿易共に増進の間にも、尙ほ自ら運庭があつて對内貿易の趨勢は遙かに對外の其れを凌ぐものあるは後項詳説の如くであるが、以上先づ總貿易に就いて經過の概要を説明しよう。

明治三十年の三千萬圓臺から三十九年の五千萬圓臺に進んだ本島貿易は、其の後糖業の勃興に依り、砂糖の輸出と製糖機械類輸入の爲に、四十三年には一億圓を突破し、大正元年には一億二千五百餘萬圓に上り、同二年と三年とは砂糖の減産と一般商況の不振に依つて減退したが、同四年は歐洲戰亂、米價下落等の影響に因り輸入は稍々不況であ

つたのに拘らず、輸出と移出入とは概して好況であつたため、貿易総額に於て一億二千九百萬圓を示し、五年は島内産物の好調に依り益々増進し、更に六年は砂糖、酒精、米の輸出と對支仲機貿易が益々活躍した上に、油桐、包席の輸入、鐵材、肥料、海産物、小麦の移入の増進に因つて、總貿易額は二億を超過すること實に三千四百餘萬圓に上つた。

同七年は諸物價と銀價の昂騰、支那南北の抗爭、米國の輸出入品制限、交戰國の休戰條約締結等、一時經濟界に影響する各種の事件が、續出したが本島の經濟界は概して順調を維持し、隨つて貿易總額も亦増進し、八年に至つては交戰國の媾和成立し、本島に於ても企業熱盛にして戰時中をも凌ぐ活氣を呈し、内地の影響を受けて諸物價著しく昂騰し、而かも農民と労働者の收入を増したため貨物の買入共増進を示した。但し輸出は石炭の好況を除いては對岸に於ける日貨排斥の爲め不振であつたが、砂糖、米等の内地移出の盛んであつたため、貿易總額は前年よりも三割六歩五厘増の三億三千二百五十萬圓に上つた。然るに大正九年は内地經濟界と共に戰後の反動期に入り動搖甚しく爲めに輸出入貿易は衰退したが、移出の實質は悪化したのに反して其の價額は増加し、移入も經濟界好況時代の精力に依つて尙ほ好況を保持し得たから、貿易總額は三億八千八百萬圓といふ新記録を留めたが、大正十年は前年來經濟界不況の結果が著しく現はれ、一般商業界並に産業界は停滞沈滞を極めたのと、物價の低落著しかつたに因り貿易總額は二億八千六百萬圓に低下するに至つた。大正十一年は經濟界が一層の不況に沈み、遂に回復の模様なく、移出及び輸入の減退著しかつたため輸出は幾分の好成績を収め得たが、總貿易額は二億七千六百萬圓に低下するに至つた。然るに大正十二年には輸入を増加したが、移入の衰退著しかつたため輸入額は減少したが、輸出の不況に對し移出が頗る好況であつて、輸移出額が増加した結果、貿易總額は三億八百萬圓に上り、前年を凌駕すること三千萬圓であつた。更に大正十三年は輸移出額が共に増進し、特に輸移出が好況を示したから、貿易總額は一億三億八千萬圓を越え、前年に比し七千八百萬圓の増進を示した。越えて大正十四年は輸移出額共に益々増加し、其の總額は遂に四億四千九百萬圓に上り、前年に比し六千三百萬圓の増進となり茲に改稱以來の記録を印した。

然るに昭和元年は内地貿易の衰退に主因して總額は前年に比し千四百萬圓を減じ四億三千五百萬圓に降つた。以上の貿易總額を表示すれば左の如くである。

内外貿易品價額

年次	輸出及移出	輸入及移入	合計	指數
明治三十年	一四六,六六六	一五五,〇〇〇	三〇一,六六六	100
同三十五年	三三三,三三三	一五五,〇〇〇	四八八,三三三	162
同三十九年	六〇六,六〇六	一五五,〇〇〇	七六一,六〇六	238
同四十四年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
大正元年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
同五年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
同六年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
同九年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
同十年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
同十一年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
同十二年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383
同十三年	一,〇〇〇,〇〇〇	一五五,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	383



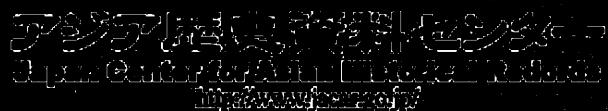
昭和十四年	一、三三三、四三三	一、六三三、四三三	一、四三三、四三三	一、三三三、四三三
昭和十三年	一、三三三、四三三	一、六三三、四三三	一、四三三、四三三	一、三三三、四三三

二 外國貿易 外國貿易は領事官時關稅の低率であつた間は次第に隆盛に向ひつゝ、あつたが、明治三十二年以來數回の關稅増課があつて先づ輸入を碍けられ、輸出方面でも砂糖、米の如き重要品は内地の需要増加に伴うて販路を對岸から此の方に轉ずるに至つたので、一時は輸出入共に不振に陥らざるを得なかつた。然るに明治四十一年から大正元年に至る間は製糖業勃興して所用諸機械や甘蔗作用肥料等の輸入が激増した爲め、總體の貿易額も増加したが、其後の數年は大なる變化もなくして大正五年に入つた。

大正五年は砂糖の増産に加ふるに、戰爭の影響に依り糖價また昂騰し頗る高價を以て各方面に輸出され、樟腦も亦米國市場で未曾有の好況を呈し、燐寸、綿布、海産物等の支那への仲繼品も亦増加し、輸入に於ては阿片、油精、ガンニー張、包蓆等著しき増加があつたので、前年に比し一千八百八十七萬圓（六割六分九厘）の大増加を來した。翌六年は船腹關係で烏龍茶の直輸出が激増したのに加へ、米は値高の爲め出減に終つたが、然し砂糖は空前の増産を示し、而かも取引活躍し、且つ又對支仲繼輸出が益々發展し來つたので結局輸出増加となり、輸入も亦好況を呈し、特に當年も油精、包蓆、ガンニー張等の増加著しく、従つて前年に比し一千四百二十三萬圓、即ち三割強の増進を見るに至つた。

大正七年の輸出は、烏龍茶と石灰は盛況であつたが、砂糖と樟腦は其の量を減じ、小麦粉は騰貴の爲め輸出絶となつたなど、前年に比し減退したのに反し、輸入貿易は外國米激増し其の他葉卷煙草、阿片、石油等の入増があつたので幾分入超となり、總貿易に於ては前年よりも五百六十三萬圓の増進であつた。翌八年の輸出貿易は結局多少の増進を見たが、其の徑路に至つては頗る複雑なものがあつた。即ち爪哇向け包種茶は前年と大差なきを得たが、烏龍茶は米國市場の不況に由つて出減し、砂糖と樟腦は産額減少のために輸出數量を減じて、總かに相場昂騰に依つて輸出額を増進したのに、對岸支那では日貨の排斥があつたに拘はらず、石灰の産額は激増して南支南洋方面迄も販路を擴張するに至つた。さらに其の輸入貿易に於て、爪哇原料糖其の他重要品の増加があつたので、こゝにも亦總貿易額は前年よりも三千二百八十餘萬圓の増進を來した。然るに大正九年の輸出貿易は、包種茶の南洋市場に於ける好況と、綿布、乾魚、鹹魚の價格の下落とに因り共に増進し、石灰、樟腦も亦増進したが、一方最重要輸出品たる烏龍茶は米國財界の恐慌に觸せられ、砂糖は世界的不況の影響を被り、孰れも激減したから前年に比し四十餘萬圓を減じ、其の輸入貿易は油精、木材、大豆等は價格の低廉に促され、鐵道材料、黃麻等は好況時代の餘勢に依つて優勢であつたが、爪哇原料糖は市場變化の影響を受けて激減し、米、小麦粉、石油等も亦不振であつたので、前年よりも三百七十餘萬圓を減するの已むなきに至つた。

大正十年は更に不況の度を濃厚ならしめ、前年に比し減退せること實に三千五百五十餘萬圓、之れ輸出に於て、烏龍茶が米國市場の恢復に伴うて稍々盛返し、包種茶は量を増したが價額を増し、其の他酒精、鹹魚、乾魚等も好調であつたに拘はらず、砂糖、樟腦、石灰、其の他重要品は概して振はず出減著しく、一方輸入貿易も亦小麦粉、綿織物等の數品を除いては、當時の重要品が一齊に激減し終に斯る結果を招いた。大正十一年の輸入は大豆、砂糖、包蓆及び豆油類等は好氣配であつたが經濟界の沈滞感深刻を極め、一般物資の需要頗る緩慢であつたため結局減額したが、輸出が歐米向樟腦及び烏龍茶の好況と砂糖、セメント等の支那輸出盛であつたため、貿易總額は前年に比し結局三百五十



萬圓を増進し得た。同十二年の輸出は烏龍茶、酒精、蠟、龍眼等は好勢であつたが、樟腦の内地工場よりの移出増加の爲め激減し、砂糖、セメント、綿織物等も亦不況で貿易も減少したが、砂糖、葉煙草、大豆、米等の不況に對し、水力電氣及び特別建設用の臨時品と、製粉及び製麻原料の小麥、黃麻等が増加し、硫酸安母尼亞、毛織物等も好況であつて輸入貿易額が増進した。貿易總額は前年に比し七十餘萬圓を増加した。大正十三年は輸出烏龍茶並に樟腦が米國政情より延て貿易界に及した不安定の爲替相場の変動に妨げられ初年以來不振を告げ、下半年に入り稍々活況を呈したが結局減退した。然るに石炭、砂糖、酒精等の増産、海運物並に綿布類が爲替の有利に刺激されて輸出大に増進し、輸入は大豆、硫酸等肥料類及び米糖の好況に伴ひ、大豆、小麥、木材が免税關係に依り、ガンニー糖がアンペラに代つて何れも激増し、其他葉煙草、毛織物等にも増加を見、僅かに砂糖、包席、阿片が減少した。貿易總額は前年に比し結局二百萬圓を増加した。同十四年は鹹魚の仲糶減退、再製糖の不況を見たが一方綿布、蠟等の仲糶品、石炭、烏龍茶、包種茶、樟腦其他の主要産品が支那時局の影響に、或は南洋方面の好況に促され輸出増進し、輸入は數年來米糖の好況に大豆、硫酸等肥料の激増並にガンニー糖が包席に代り、米が蓬萊米の移出増加に連れられも進境を示したので、木材、小麥其他減退したものが多かつたけれども、貿易額は結局千五百萬圓を増加した。昭和元年は再製糖が相場の不振に、樟腦が獨逸人進に壓せられ不況に了つたが、石炭、包種茶、セメント等の木島産品並に綿布類、海運物等の仲糶品が殆ど前年同様の事情に依り増加し、輸入は豆糖が米價不振に依り、阿片が在庫關係に基いて減退したが、米が免税廢止と共に直輸入に復り、硫酸の賣込競争激烈を極め其他の各品は爲替急騰の爲め量的増加に反し價額の低落せるもの多かつた。けれども結局以上の事情に依り貿易額は前年の増加に更に六百八十萬圓を増加した。左の諸表を觀れば則ち我が外國貿易の狀態を察知するを得るであらう。

外國貿易品累計價額

年次	輸出品價額	輸入品價額	合計	輸入超過△は出超
明治三十四年	八三三,〇〇〇	三〇六,七五〇	一,一三九,七五〇	五三六,二五〇
同三十八年	一〇三,九六七	一〇九,八七七	二一三,八四四	五,九一〇
同四十二年	二二七,七六六	三三九,一七〇	五六六,九三六	一一一,四〇四
大正元年	一,〇三〇,三二八	一,九〇〇,一三三	二,九三〇,四六一	八六九,八〇五
同五年	三,三三三,四四三	三,〇九〇,〇〇〇	六,四二三,四四三	二四三,四四三
同六年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一
同九年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一
同十年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一
同十一年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一
同十二年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一
同十三年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一
同十四年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一
昭和元年	三,〇三三,七七一	三,〇九〇,〇〇〇	六,一二三,七七一	五三,七七一

重要輸出品累年價額

年次	烏龍茶	包種茶	樟腦	石炭	砂糖	糖芋	麻	寸
明治三十四年
同三十八年
同四十二年
大正元年
同五年
同六年
同九年
同十年
同十一年
同十二年
同十三年
同十四年
昭和元年



あつたが、大正十二年は尙ほ二億四千萬圓に達するを得た。これには運輸交通の便を始め種々なる原因もあるが、畢竟するに數次改訂された關稅の保護に負ふ所多く、現に領臺當時の數年間には海產物、燐寸、洋傘等の内地品にして遙かに香港を経由し島内に再輸入されたものが、三十二年の關稅改正後は内地より直移入せらるゝのみでなく、近時は本島を仲繼として南支那方面に輸出さるゝに見るも明かである。其の移出貿易は二大重要品たる砂糖と米の増産と共に發展し、酒精、食鹽、樟腦油、芭蕉實、鑛石、銅等も亦産額を増し、随つて移出額を増加し、移入貿易は綿布を筆頭に、海產物、各種肥料、鐵材、酒類、米、小麥粉、紙類、燐寸等概して増進の勢を示し來つた。以下最近年の移出入概況を説明しよう。

大正五年の移入貿易は、木材外數品は減退したが、綿布、燐寸、海產物、肥料等は増加し、移出貿易は米は減じたが、砂糖、酒精、樟腦油、芭蕉實、生皮等は激増し、特に砂糖の一品で五千六百八十八萬餘圓に上つたので、移出入の總額は一億三千二十八萬餘圓の巨額に達した。翌六年は樟腦、樟腦油及び生皮の在荷簿にて稍々出減であつたが、砂糖と米は著しく増加した上に、輸出島産物の内地經由と酒精、芭蕉實等一般好況のため移出は増加し、移入に於ても鐵材、海產物、小麥粉其の他、殆んど一齊に増進し、總額一億七千三百二十四萬餘圓に達して、前年に比するも尙は約四千三百萬餘圓の増加となつた。翌大正七年の移出貿易は砂糖を始め銅鐵、樟腦油等も出減したが、内地米價の暴騰は本島米の移出を激増し、酒精、鐵、樟腦等も亦増出したので、移出全體に於て幾分の増進を來し、其の移入貿易に在りては肥料、セメント等は島内に於ける製造の發達に伴うて入額減少し、乾魚、鹹魚、小麥粉等も當地品澤の爲め減退したが、燐寸、木材、鐵材、鐵製品其他の雜品の移入好況であつたから結果増加を來し、遂に内地貿易總額に於て前年を凌ぐこと二百九十八萬餘圓に達した。大正八年の移出貿易に至つては僅かに樟腦外數品が減じたのみ

て大部分は増加し、殊に爪哇糖を原料とせる再製白糖に於て著しく、米、酒精も内地市價の昂騰に伴うて活氣を呈し、貿易に於ても島内一般經濟界は頗る好調子で、本島人間の購買力を旺盛ならしめた結果、諸物貨の移入が著しく増加したので、結局前年に比すれば移入の總額に於て五千六百二十二萬圓、即ち三割一分九厘を増進するに至つた。大正九年は移出貿易に於て砂糖は著しく其の數量を減じたに拘らず、産額の不足と爪哇糖再製糖の不振とに因り價額は反つて激増し、樟腦も亦數量を減じ乍ら價額を増し、其の他石炭、木材、樟腦油、鳳梨罐詰等も亦好況であつたので、米、酒精等の出減にも拘らず尙前年よりも三千九百萬圓の増加となつた。又移入貿易に於ては綿織物、清酒、燐寸、製糖機械等の重要品は不況であつたが、砂糖の増産を豫想したのと、財界股盛時代の情力とに依り肥料、鐵、木材等の建築材料及び砂糖等が好況であつたため頗る増加し、移出入總額に於て前年を凌駕すること五千六百餘萬圓に及んだ。

然るに大正十年に至るや、其の移出貿易では米は内地市況の好調に因り、芭蕉實は其の産量の増加に由り、其他樟腦油、銅、煙筒、鳳梨罐詰、麻織物等も夫々移出の増進を見たが、樟腦は内地セルロイド工業の不振のために減退し、砂糖と酒精は數量に於てこそ激増したが、相場の下落に遭うて價額は反つて頗る減退し、ために總體に於ては量を増して價を減するの結果となつた。移入貿易でも綿、絹織物、清酒、製糖機械其他二三の好況を呈したものがあつたに拘らず、急轉直下した財界の不況と由つて來せる價格の下落とは、肥料、紙、鐵道材料、砂糖、大豆、木材、燐寸、小麥粉、錫等の重要諸品をして一齊に減退せしめた結果、總貿易額に於て前年に比し實に七千七十餘萬圓を減ぜざるを得なかつた。

大正十一年に至り、移出では芭蕉實、食鹽、煙筒、樟腦、紙燐寸、石炭及び木材等は増進したが、米が内地市況の軟弱に支へられ移出進せず、砂糖、酒精及び麻織物等の數量は増加したが價額が下落したため總額に於て幾分の減退を來し、移入も米、綿織、鐵道建設材料、鐵道車輛、製糖原料等は増加したが、經濟界の引續く沈滞に伴ひ綿織物、絹

織物、セメント、木材、製糖機械、麥酒及び其の他重要品の殆ど全部が不況であつて、全體として極めて不振であつた。貿易総額は前年に比し千二百九十餘萬圓の減少に終つた。十二年は經濟界が引續き不況で、物資の消化力が極めて微弱であつたため、繼かに錫、セメント、麥酒、メリヤス肌衣、石鹼、菓子類、ガンニイ糖等の諸品が増進した外、重要品の多くが一般に不況で移入貿易額は減少したが、移出に於ては麻織物、帽子、銅等は減退したけれども米、芭蕉實、砂糖、樟腦油、酒精、木材等が頗る好調にて貿易額を激増した。米の貿易額は前年に比し三千萬圓の増加となつた。更に大正十三年は米、砂糖、芭蕉實、食鹽、樟腦、麻織物等の重要品が一齊に増加し、特に内地産米及び砂糖の目覚しき活躍は移出貿易を醸成し、一面農村好況に促され綿布、肥料、小麥粉其の他移入重要品が概して好調を保持し、免稅外米の轉入仲買、海産物の移入等が増大したので、貿易総額は前年に比し五千七百萬圓といふ巨額の増進を告げ、大正十四年は砂糖の市價崩落、芭蕉實の減産、樟腦の不況を見ても蓬萊米の激増せると酒精、木材、切乾薯等の増産又は内地市場の好況により移出額を盛況を告げ、移入は免稅外米が蓬萊米の補充として轉入せると綿布、肥料、鐵、小麥粉、錫其の他大多數が農村好況並に仲買輸出の好勢に因由して四千三百萬圓を著増した。

進んで昭和元年は砂糖、米共に豊收なりしに芭蕉實、樟腦、樟腦油其の他多數が増進せらるも、最重要品たる米糖の市價崩落に依り、移出は前年に比し退歩し、移入は綿布、木材が増加した外は概して不況を辿り、就中米が免稅復活の爲め從來の内地經由移入激減し、肥料が一期米不作並に米價が不振に更に不安の直接輸入に制せられ、且つガンニイ糖が米辛の不振を反映して入減し、結局貿易額は前年に比し二千百萬圓を減するに至つた。左に之を表示しよう。

内地貿易品累年價額

年次	移出品價額	移入品價額	合計	移出超過△は入超
明治三十五年	7,407,464	6,333,320	13,740,784	△
同三十九年	11,859,584	11,322,331	23,181,915	△
同四十二年	12,000,000	10,000,000	22,000,000	△
大正元年	12,122,111	10,333,333	22,455,444	△
同五年	10,622,222	10,000,000	20,622,222	△
同六年	10,557,777	10,000,000	20,557,777	△
同九年	10,822,222	10,000,000	20,822,222	△
同十年	12,822,222	10,000,000	22,822,222	△
同十一年	17,222,222	10,000,000	27,222,222	△
同十二年	16,222,222	10,000,000	26,222,222	△
同十三年	13,000,000	10,000,000	23,000,000	△
同十四年	13,500,000	10,000,000	23,500,000	△
昭和元年	10,000,000	10,000,000	20,000,000	△

重要移出品累年價額

年次	米	砂糖	糖食	鹽	樟	樟腦	樟腦油	酒精	芭蕉實
明治三十五年	1,200,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
同三十九年	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
同四十二年	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
大正元年	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
同五年	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000
同六年	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
同九年	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000	2,600,000
同十年	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000
同十一年	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
同十二年	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000
同十三年	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000	3,400,000
同十四年	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
昭和元年	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000	3,800,000



年次	米	乾魚及鹹魚	清酒	絹織物及紙(各種)	材	木	肥料
明治三十五年	一、六八七、〇〇〇	一、七五七、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三十九年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正四年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正五年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正六年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正九年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十一年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十二年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十三年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十四年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

本表の外、銅、鑛石、石炭、麻織物、木材、鯨節、鳳梨罐詰、生皮、帽子等の重要品がある。

重要移入品累年価額

年次	米	乾魚及鹹魚	清酒	絹織物及紙(各種)	材	木	肥料
明治三十五年	一、六八七、〇〇〇	一、七五七、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
明治三十九年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正四年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正五年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正六年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正九年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十一年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十二年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十三年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
大正十四年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
昭和元年	一、七〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	三、三二六、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

備考 本表の外、豆類、小麦粉、砂糖、醤油、錫、罐詰食物、麥酒、紙巻煙草、豆油、石油、藥品類、燐寸、廢物、セメント、陶磁器、鐵製品、鐵、銅、枕木等の重要品あり、又本表中には朝鮮貿易を含む。

第三節 金融

一 貨幣 本島の我が領有に歸するや、時の通貨には從來使用し來つた複雑な種類あり、日本銀行の兌換券あり、其の他各様の補助貨があつて其の幣制は極めて混沌たるものであつた。然るに明治三十年十月本國にて金貨本位制を採用するや、政府は本島の舊慣や支那との貿易關係に鑑みて、金貨を本位として計算した銀貨を臺灣に融通することを許し、機會を俟つて金貨本位制を完全に施行することを期した。

斯くて銀券の發行權は臺灣銀行に附與したが、圓銀の相場は變動常なくして、爲めに銀行券の流通は圓滑に行はれず、商取引をして非常に混亂せしめたのみでなく、其の銀相場の高下に對する投機心を誘發して、弊害百出の有様となり、制度の改正は焦眉の急務となつた。されば一時の應急策として、明治三十七年六月を以て臺灣銀行に對して金券を發行することを許可し、其の流通は頗る順調で取引上益する所多大であつたが、明治四十年に至り、又々一難を起した。即ち同年以來對岸から銀貨の輸入激増し、再び幣制を紊すの虞を生じたので、翌四十一年十月を以て、(一)帝國貨幣に換算し、百圓を超過する一圓銀貨及び外國銀貨幣、(二)同三圓を超過する外國補助貨幣並に粗銀の輸入を禁止し、尙從來は時價を以て一圓銀貨の公納を許したが、是亦同時に禁止するに至つた。斯くて總督府は翌年四月迄に一圓銀貨の引換を行ひ、又臺灣銀行發行の彼の銀券の使用期限は四十一年十二月末日限、其の交換期限は翌四十二年の十二月末日限とし、是にて銀券の處分を了つて感々明治四十四年四月を以て貨幣法を施行した。爾來本島の幣制は全く内地と同一制度に統一せられ、極めて困難であつた多年の懸案も、所期の目的通りに解決することが出来た。斯くて我が貨幣界は無事なること多年に及んだが、茲に世界大戰以來財界の變調に伴つて、金銀を擁護せねばならぬ必要を生じたので、大正六年九月中金銀貨幣又は金地金の輸出に制限を加へ、地金として販賣又は使用する目的を以て、金銀貨幣を蒐集鑄造若しくは毀損することを禁止することとした。又戰時經濟界の好況は、補助貨の缺乏を甚だしからしめ、大正九年十月以來小額紙幣の發行となり、辛うじて當時の拂底を緩和することを得たが、其の後硬

貨の鑄造回送さるゝもの漸次増加し小額紙幣の必要を認めざるに至つたので、次第に回収して今や其の影を認めざるに至つた。

二 銀行

領臺當時は未だ銀行と稱すべきものは無かつたが、總督府の開始と同時に、日本中立銀行は出張所設置の準備に着手して翌二十九年開業し、日本銀行も亦同年中出張所を設け、三十二年には上記日本中立が三十四銀行と合併し、之れを三十四銀行支店と改稱した。然るに是より先き總督府には特殊銀行設立の必要を認め、第十四議會の協賛を経て臺灣銀行法(三十三年三月法律三八號)を發布し、三十二年六月を以て營業を開始するに及んで日本銀行出張所は其の業を閉じた。然し同年以來島内では各種銀行勃興の機運に向ひ、同年中には臺灣貯蓄銀行、同三十七年には嘉義銀行、三十八年には彰化銀行、四十二年には臺灣商工銀行等の設立あり、右の内貯蓄銀行は大正元年中商工銀行に合併し、大正四年には新高銀行、同八年に華南銀行の設立を見るの股賑を來した。尙ほ大正十年には株式会社嘉義銀行を設立したが、之れは前記嘉義銀行(合資會社)の營業を繼承したものである。次に大正十年十二月勅令第四百五十五號にて貯蓄銀行法(大正十年四月法律七四號)施行により臺灣商工銀行の從來の貯蓄業務は、兼營を許されなくなつたので、同十年十一月臺灣貯蓄銀行新設せられ十一年一月開業した。日本勸業銀行は明治三十八年から是れ迄代理店を通じて貸附を行つたのであるが、島内不動産を資金化し、農業金融に貢獻する爲め大正十二年一月臺北に支店を設置し營業を開始した。斯くの如く多數の銀行が設立せられたの

であるが、財界の推移に鑑み臺灣商工、新高、嘉義の三行を合併することになり、大正十二年七月大藏大臣の認可を受け、八月十三日から臺灣商工銀行として取引を開始するに至つた。左に臺灣銀行以下各銀行の概況を説明しよう。

臺灣銀行は資本金五百萬圓を以て設立し、歷々増資を行ひ大正九年三月以降資本金額六千萬圓の巨額を算したが大正十四年九月に資本金四千五百萬圓に減資した。同行は銀行券發行の特權を有し、日本銀行代理店としての國庫事務、又は政府貸下金等、中央銀行の業務を取扱ふと共に、一般銀行の業務や對外爲替金融の事に當り、最も重要な金融機關である。臺北に本店を置き、島内、内地、諸外國に亘つて二十四の支店と九の出張所とを有する。又明治三十八年以來日本勸業銀行の代理貸附を行ひ、大正三年三月臺灣銀行法の改正に依つて、擔保付社債信託業務も其の營業科目に加へ、農工業界の金融に密着することも甚だ多大である。

日本勸業銀行は本島産業開發の爲め直接に貸附を取扱ふの必要を認め、業務開始以來日尙淺きも同行の島内放資總高は昭和元年末四百六十四萬餘圓に上る(臺灣取扱の代理貸付高を含む)。資金の用途は埤圳資金、農業者の預借償還資金最多く、家屋建築資金、開墾資金、雜業資金、農業倉庫建設資金之に次ぐ、期限は普通十箇年年賦とし年八分五厘乃至九分七厘の利率である。

其他の各銀行は孰れも普通銀行の業務を行ひ、島内内地及び南支南洋樞要の地に支店(四十)を設け、臺灣銀行と協力して南國金融界に貢献しつゝある。昭和元年末に於ける島内各銀行の資銀、勸銀、三十四銀行を含む總資本金六千六百四十萬圓、拂込資本金五千一百九十九萬四千餘圓で、以下各銀行の島内に於ける營業状態を見るに預金總高一億二千九百五十八萬五千餘圓(貯蓄預金五百九十六萬餘圓を含む)、貸出金總高二億五千五百五十八萬餘圓(臺灣銀行の對支借款一千九百五十八萬圓を含む)である。爲替取組高は收入七億五千三百七十萬餘圓、支出七億四千六百二十二萬六千餘圓であ

る。又臺灣銀行券の同年末發行現在高を見るに發行四千八百六十四萬餘圓、内制限外發行高は七百十三萬一千餘圓である。

三 市街地信用組合

信用組合に關しては大正二年律令を以て、臺灣産業組合規則を公布し、同年三月一日之れが施行を見るに至つたが、爾來此の種の組合に準據して、其の組織を改め、又島内各地に新に設立せらるゝもの年を逐うて其の數を増し、成績頗る良好であつたが、大正十三年十二月事務分掌規程改正により、市街地信用組合を除く外は殖産局に移管さるゝこととなつた。昭和元年末に於ける市街地信用組合は、組合數二二、出資金總額二百八十九萬六千餘圓、拂込済出資金二百七十萬一千餘圓、貯金九百五十二萬三千餘圓、準備金百四萬六千餘圓、各種積立金三十萬六千餘圓、借入金十四萬四千餘圓、貸附金九百七十九萬四千餘圓であつて、庶民金融機關として市街地金融經濟上の發達に貢献する所尠くない。

四 農村信用組合及事業組合

市街地信用組合を除く他の産業組合は、昭和元年末に於て三百二十九組合を算し、内信用及信用兼營業組合は二百七十一であるが、此の成績を示すに資本金九百六十九萬一千餘圓、拂込済出資金八百七十一萬五千餘圓、積立金四百七十六萬餘圓、貯金千八百四十五萬四千餘圓、借入金百六十八萬四千餘圓、貸付金二千五百八十一萬五千餘圓であつて、地方庶民金融機關として活躍してゐる。

事業組合は經營組織が複雑困難であるので其の發達も遅れ、現在五十八組合で出資額六十五萬三千餘



圓、拂込済出資金三十八萬八千餘圓、積立金十九萬九千餘圓、借入金三十一萬九千餘圓、販賣高十四萬六千餘圓、購買高二百九十二萬二千餘圓、利用料二萬四千餘圓である。何れも金融の便を圖るに同時に地方産業の發達に貢獻してゐる。

五 無盡業 無盡業に關する規則は、大正五年三月を以て其の施行を見るに至つたもので、昭和元年末現在營業中のものは、臺灣勸業無盡株式會社と東臺灣無盡株式會社と臺灣南部無盡株式會社の三會社である。島内各地に支店七、出張所一、代理店二を有す。而して其の總資本金額は七十六萬圓、拂込資本金額は二十九萬圓、同年末現在の無盡會數は六百六十一組で、此の給付金契約高二千八百八十三萬餘圓、内給付済高一千六百七萬六千餘圓、掛金契約高二千八百八十三萬餘圓、内受入済高一千六百三十三萬九千餘圓である。會員の加入成績も逐年増加の傾向を示し、庶民金融機關として相當の機能を發揮して居る。

六 産業獎勵資金 此の資金は本島郵便貯金の中央政府に集積されたものを、日本勸業銀行を通じて本島に還元した資金で、第一回は大正六年の百萬圓、第二回は同八年の二百萬圓、第三回は十年の百五十萬圓、第四回は十一年の百萬圓、合計五百五十萬圓による。其の貸出に就ては大藏省の承認を得た規程に基き、總督府が相當に認むる方面に對して、臺灣銀行内の勸業銀行代理貸附部をして貸出さしむるもので、主なる貸出先は、公共團體、産業組合、其の他の法人若くは個人の産業資金、又は住宅資金等で、其の期限は二十年以内、利息は六分五厘である。

第四節 重要品商況

本島に於ける重要産物は米、砂糖、烏龍茶、包種茶、石炭、酒精、芭蕉實、帽子、鳳梨罐詰の諸品であるが、昭和元年中の商況は概略左の如くである。

一 米 舊臘末以來好人氣を以て越年せる内地市場も年初より漸落の趨勢となり、從て島内市場も之が影響を受け相場落歩調を辿り、中南部米最高一十四・五圓臺を、蓬萊米は最高三十圓臺を各上下した。また六月に到り降雨勝の影響を受け一期米の出廻遅れ、且つ收穫減に因りて農家筋の賣腰強調となり、加ふるに内地定期高の影響を受けて漸騰の傾向に轉じ、七月に入り定期の暴騰に連れ本島移出商の一齊買相場急騰し、蓬萊米の如きは一時三十四・五圓臺となつたが、七月一日現在全國殘存米（農林省發表）二千百十七萬石にして前年に比し百二萬石の増加を示せる爲商況軟化し、島内市場も之が影響を受け移出商談振はず、漸落歩調を辿り、十二月は内地米價下押なりしに拘はらず、島内市場は二期米出廻最盛期に向へる爲商談活況を呈し、就中丸糴米は近年になき豐作にて六十二萬石と稱せられ、前年に比し二萬石の増産を示し、内地筋は大體先安懸念により警戒見送りの状態なりしも、歲末需要期の切迫に相場底値見越に大口註文殺到裡に越年した。本年の移出高は二百四十六萬九千石、内蓬萊米百六萬四千

石であつて前年に比し五萬三千石の増加である。

二 砂糖 本年は製糖期中旱天續なりしたため、各社共歩留良く概ね一割以上の好成績を示し、産糖高は八百三十三萬二千擔に達し、領臺以來の新記録を作つた。されど糖價は前年九月以降玖馬糖及び歐洲甜菜糖の増收で伸力乏しく、三月に入つては分蜜糖十八圓を報ずる等慘憺たる有様で、先行警戒氣分に傾き、内地に於ける精糖限産協定も殆ど其の効なく、不振裡に経過した。本島市場は製糖最盛期に向ひ積出旺盛を極め好氣配を見たるも、三月以來内外糖不況に人氣銷沈し取引見るべきものなく、相場は下向を辿り製糖會社の安値賣止及び安値共同買戻による人為的相場の釣上等も海外市況の鈍狀勝に殆ど其の影響なく、島内市場亦需要期なるに拘らず、相場は分蜜糖十八圓五・六十錢にて大勢保合であつたが、十一月に入り甜菜糖の減收及び玖馬糖制限等の強材料で海外市況入電毎に活況を呈し、玖馬三兩四十三仙、爪哇十四盾十三仙と本年の新高値を唱へ、従つて本邦市場も氣配強く一時は分蜜現物三十四圓を現出したが、幾何もなく需要一巡し、在荷亦過多なりしと、一面年末金融關係等に依り相場六・七十錢方反落した。本年輸移出高七億七千五百萬斤、一億五百萬圓で前年に比し一千二百萬斤の増加に反し一千萬圓の減少を示した。

三 烏龍茶 米國市場に於ては前年下半期からの持越品あるもの、如く、且つ爲替の高騰により買入を幾分手控へしに加へ、春茶は五月頃よりの出廻りと共に取引開始されたが、包種茶の好況に刺戟せら

れ連日降雨に依る減收は相場強調を招來し、粗製烏龍茶前年に比し四・五圓高の五十圓より六十圓の間を往來し、目先は更に昂騰の様で各茶館の採算不引合となり、六月に入りては僅か優良茶の買入をなす外、取引の圓滑を缺き商談整ふものなく、殊に六月初頭の降雨は夏茶の最優良品を減收せしめ、産地強調を唱へ、各輸出商は形勢觀望裡に取引開放であつたが、七月上旬標準茶五十二圓より下旬四十七圓となり、相場の下向により取引せられ、米國市場爲替の昂騰に連れ、八、九月には二十四仙半を唱へ市場活況を呈した。秋茶は品質著しく低下せしも、夏茶終期の好況に刺戟せられ、産地は極めて強調を呈し當初夏茶より一・二圓高で標準茶五十圓を唱へたが、輸出商は爲替の高騰により採算立たざる状態であつたが、漸く二圓方の下落を見、四十八・九圓にて手合せ、冬茶は四十二・三圓にて十一日取引を終へたが、例年に比し稍好況であつた。本年輸移出高は七百九十八萬三千斤、五百五十萬圓で、前年に比し六萬四千斤の減少に反し、價額に於ては二十四萬八千圓の増加を示した。

四 包種茶 本年は三月下旬より春茶の初荷拂々市場に現はれたが、四月は摘採最盛期なりしも連日降雨に妨げられ摘採不能となり、従つて出廻遅延した。五月に入り天候回復と共に出廻り一齊に殺到し極めて盛況を呈し、六月中旬頃出廻り一段落を告げた。粗製包種茶の相場は、品不足優良品質留の爲、勢ひ質競的になり強調を示し、上茶六十圓内外を唱へた。夏茶の出廻りは上半期末を以て殆ど終了を告げ、秋茶は爲替相場の漸騰と銀價暴落により輸出商買控への爲市場頗る閑散で、十月に至り稍活況を呈した



が、漸落歩調で上旬粗製茶五十五圓を唱へしも中旬一・二圓方下押を見、十一月は粗製茶の減少と共に銀安の關係上茶商側は買付困難なる商狀で相場幾分昂騰し、上茶五十五圓中茶三十九圓下茶三十二圓に取引せられ、一般取引は十二月初旬終了を見るに至つた。而し爪哇向茶商は引續き輸出に従事してゐる。本年輸出高は八百九十八萬斤、六百八十二萬四千圓で、前年に比し百八萬斤、五十六萬九千圓の各増加を示した。

五 石炭 廣東、香港間經濟絶交の爲、廣東は勿論汕頭、廈門、福州、上海其の他の奥地の需要に對し英國系統の開平炭輸入杜絶したので、之に代つて本島炭の需要増加し輸出盛況を極めた。而して内地向移出は島内消費燃料の需要増加に鑑み手加減したので減退を來したが、島内消費は却て景氣回復に伴ふ諸工事の復活等に因り需要激増した。更に船舶燃料に就いては内臺航路の短縮、出入船舶の増加及びパンカー積取船の寄航等に因り積出旺盛となり、積出激増に因る品拂底は遂に中塊一萬斤六十六圓切込四十二圓を唱へ日先強氣であつたが、十二月に至り島内製糖會社の壓搾開始に依り、更に需要増加し、切込炭は一圓二十錢方騰貴した。本年輸出高は八十八萬九千噸、九百九十一萬圓で前年に比し約一千噸の減少に反し價額に於て五十六萬一千圓の増加を示した。

六 酒精 本年度の産額は十四萬七千石で、前年に比し三千石の増加を示した。殊に酒精聯合會の移出協定量も増加され、且つ消費者側の酒精造石稅増率見越に買進み、移出商談頻繁なりし船舶の順調

等も相俟つて好況を呈した。相場は一月高雄渡一兩十圓七十錢であつたのが、六月には十一圓五錢に騰貴した。對岸輸出は支那に於ける政争の戦亂の影響を受け取引圓滑を缺きたるのみか、金融逼迫し諸事業萎縮し、需要減少せるも相俟つて出減したが、相場は比較的好況を呈し一封度十六・七錢を保持たるも、臺灣其の他の優良品の産出に依り價額は反て出増を示した。本年度輸出高は十三萬五千九百石、六百八萬二千圓で前年に比し二百石、二十四萬圓の増加である。

七 芭蕉實 本年の産額は二億七千七百九十七萬斤で、前年に比し一千三十三萬斤の増加を示した。新物出廻は二月より四月の交に互つて市況好調を呈した折柄、仲買人廢止問題も圓滿解決を告げ、消費者も生産者の直接連鎖を圖る青果會社の陣容全く成りたるも、移出一時に激増せる爲供給過剩に陥り、且つ内地果物類が豐作であつた影響を受け、毎年昂騰を例みせる五月に入り相場の暴落を演じたが、以後漸落歩調を辿り生産者の打撃少なからず、同業組合に於ては之が移出調節に努めたが、補償金關係等の爲め殆んそ其の效なく、搬出は却て増加せんとする狀勢で、最近協議の結果補償金を全廢することになつた。

南部に於ける芭蕉の栽培は近來顯著なる發達を遂げ、生産増加に伴ひ販路開拓に努力したるのみならず、本年四月高雄大連間定期航路開始されたるも相俟つて輸移出は著しき盛況を呈した。今神戸市に於ける荷受組合の一籠(七十五斤入)平均雜價段を見るに

第四節 重要品商況

一月	二月	三月	四月	五月	六月
一月	二月	三月	四月	五月	六月
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
七月	八月	九月	十月	十一月	十二月

である。本年輸移出高は一億九千四百七十四萬斤、一千百三十四萬圓で、前年に比し四千三百五十二萬斤、二百十三萬圓の増加を示した。

八 帽子 本年の産額は五百六十萬四千箇で、前年に比し十九萬一千箇の増加を示した。帽子界は外國向大口の並、縦襷帽は二月末に受渡一段落を告げたので取引至つて閑散を來し、三月に入り相場一打に付並襷帽五十錢、縦襷帽二圓、セルロイド引紙帽一圓二、三十錢方各低落した。五月に至り小口入註を見活況を呈すべき筈であつたが、外註の指値割安と神戸商館は一萬二、三千打を算する在庫品があつた爲に、内地相場軟弱を報じ見送状態であつたが、六月に入り外國向の註文殺到の盛況を迎へ各地順に活況を呈した。大甲帽は年初品薄の氣味で、各等を通じ一打二圓四十錢方奔騰を示したが、紙帽閑散の爲其の職工の大部分が大甲帽の編製に轉じたるに、工賃安のため相場も間もなく反落した。引續き八、九月は各地共多少の入註があつたが、相場は一般に下押の状態で撻々しき取引なく、從來ビスコース一打下等品で二十四、五圓のものが七月は漸やく二十圓内外を保ち、マニラ麻帽十五、六圓のものが辛くも十二、三圓に止まる有様で、其の工賃も格下を餘儀なくせられ、ビスコース帽一箇最下八十錢位のものが

五十錢に、マニラ麻帽同九十錢位のもの七十錢に低下したが、十一月に入り爲替關係上相場一層不味となり大口の取引成立を見ず、加之神戸には尙相當多數のストック品を有し、帽價は益々下向を辿り越年した。本年輸移出高は四百七十一萬八千箇で前年に比し二十八萬五千箇の増加を示した。

九 鳳梨罐詰 本品製造業は逐年擡頭し來り、本年の鳳梨は前年の豐作の後を享けたるも、大旱魃のため夏物減收し、之を冬物豐收によつて恢復したが、結局一年を通じ約二割内外の減産となつた。従つて一般先高懸念より相場手堅く保合ひ、五月に入り生果出廻依然不足を告げ、製造業者は原料買入困難より常に休業勝であつたため製品在庫薄となり、折柄一時買控へた内地筋は目先需要期を控へ阪神、東京及び函館方面の買註文一齊に殺到し、相場は三打入一箱十二圓一十二圓五十錢を唱へ市況順に活況を呈した。冬物は天候頗る順調で十二月に入り生果出廻最盛期に向ひ相場幾分値下りを見たので、各工場共漸次製造を開始するに至つた。本年輸移出高は四十九萬一千打、百七十六萬二千圓で、前年に比し一萬五千打、十六萬六千圓の各減少を示した。

第五節 物 價

大正三年七月を基準とする臺北市に於ける物價は、大正九年三月を以て最高點二八六・九九に達した

坑	漁	日	貨
			物
			荷
			側
夫	夫	船	夫
本内 島地	本内 島地	本内 島地	本内 島地
人	人	人	人
〇〇〇 〇〇〇			
〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇			
〇〇〇 〇〇			
〇 〇			
〇 〇 〇〇			
〇〇 〇〇 〇〇			

輕	荷	仲	農	鑄	鍛	疊	煉	瓦	木	石	左
鐵											
後	車							瓦			
押		作									
夫	挽	仕	女	男	物	治	刺	積	葦	挽	工
本	本	本内	本	本	本内	本内	本内	本内	本内	本内	本内
島	島	島地	島	島	島地	島地	島地	島地	島地	島地	島地
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇											
〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇											
〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇											
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇											

第二十二章 財政

第一節 歳計

一 國庫特別會計 臺灣總督府特別會計は明治三十年度を以て開始されたもので、爾來同四十二年
度迄引續き、臺灣の收入ミ一般會計の補足ミを以て維持經營さるべき筈であつた。然るに其後一般會計
に於ける歳計の都合ミ、臺灣の歳入が次第に順調に向つたため、三十八年からは全く國庫の補足を受け
ず獨立し得るこゝミ、なつたのみならず、更に母國會計に對し、或は關稅の一半を繰入れ、或は内地に於
て消費する砂糖に對する消費稅の全部を提供する等、母國財政の爲に多大の貢獻を爲しつゝ、あるのであ
る。

府内に於ける經費の移動に就いては、電氣ミ瓦斯事業は大正八年中電力會社の設立ミ共に同會社の經
營に移し、十年度から警察費の全部を國庫支辨ミなし、教育費の一部を州費に移し、又傳染病豫防費は
州費支辨を基礎ミして其の三分の一を國庫から補助するこゝミなり、十一年に於ては新に酒專賣制度を
創始した。

計	年 度													補 充 預 定 額	實 際 補 充 額	比 較 過 不 足		
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同					
	四十二年度	四十一年度	四十年度	三十九年度	三十八年度	三十七年度	三十六年度	三十五年度	三十四年度	三十三年度	三十二年度	三十一年度	三十年度	三十九年度	明治二十九年			
	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	

四 既在臺灣經 費補充金の 豫定額と實際額との對照 (單位圓)

總 計	部 時 臨							第一編 總計		
	合 計	用 品 費 官 金 鐵 計	廉 價 賣 金 組 付 入	酒 賣 大 賣 創 業 費	補 助 費	勸 業 費	大 學 創 設 費	事 業 費	合 計	預 備 金
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

第一節 歳計

雑収入	1017	625	400
計	1017	625	400

四七〇

二歳出豫算

區分州名	茨中州	前年度豫算額	前年度に比し増△減額
事務費	3300	3300	△
調査費	1000	1000	△
立備費	200	200	△
計	4500	4500	△

備考 他州には本事業の特別會計がないからこれを略す

五 昭和二年度州特別會計新竹図書館購入基金歳入歳出豫算總括

一 歳入豫算 (單位圓)

區分州名	新竹州	前年度豫算額	前年度に對し比較増△減
基金收入	200	200	100
繰越金	100	100	100
計	300	300	100

二 歳出豫算

區分州名	新竹州	前年度豫算額	前年度に對し比較増△減
基金支出	200	200	△
計	200	200	△

備考 他州ニハ本事業ノ特別會計ナシ。

昭和二年度市街庄豫算

歳入

州廳名	茨北	新竹	茨中	茨南	高雄	茨東	花蓮港	計	前年度	増比△減
計										

第二十二章 財政

年 度	收 入		支 出	
	常 時	計	常 時	計
明治三十一年度	七,800,000	七,800,000	五,000,000	五,000,000
明治三十二年度	八,000,000	八,000,000	五,200,000	五,200,000
明治三十三年度	八,200,000	八,200,000	五,400,000	五,400,000
明治三十四年度	八,400,000	八,400,000	五,600,000	五,600,000
明治三十五年度	八,600,000	八,600,000	五,800,000	五,800,000
明治三十六年度	八,800,000	八,800,000	六,000,000	六,000,000
明治三十七年度	九,000,000	九,000,000	六,200,000	六,200,000
明治三十八年度	九,200,000	九,200,000	六,400,000	六,400,000
明治三十九年度	九,400,000	九,400,000	六,600,000	六,600,000
明治四十年度	九,600,000	九,600,000	六,800,000	六,800,000
明治四十一年度	九,800,000	九,800,000	七,000,000	七,000,000
明治四十二年度	十,000,000	十,000,000	七,200,000	七,200,000
明治四十三年度	十,200,000	十,200,000	七,400,000	七,400,000
明治四十四年度	十,400,000	十,400,000	七,600,000	七,600,000
明治四十五年	十,600,000	十,600,000	七,800,000	七,800,000
大正元年度	十,800,000	十,800,000	八,000,000	八,000,000
大正二年度	十一,000,000	十一,000,000	八,200,000	八,200,000

年 度	同 年 度	同 年 度	同 年 度	同 年 度	同 年 度	同 年 度	同 年 度
三 年 度	五,000,000	五,000,000	五,000,000	五,000,000	五,000,000	五,000,000	五,000,000
四 年 度	五,200,000	五,200,000	五,200,000	五,200,000	五,200,000	五,200,000	五,200,000
五 年 度	五,400,000	五,400,000	五,400,000	五,400,000	五,400,000	五,400,000	五,400,000
六 年 度	五,600,000	五,600,000	五,600,000	五,600,000	五,600,000	五,600,000	五,600,000
七 年 度	五,800,000	五,800,000	五,800,000	五,800,000	五,800,000	五,800,000	五,800,000
八 年 度	六,000,000	六,000,000	六,000,000	六,000,000	六,000,000	六,000,000	六,000,000
九 年 度	六,200,000	六,200,000	六,200,000	六,200,000	六,200,000	六,200,000	六,200,000

地方税に對する特別會計からの補助金額は、明治三十三年、四年度頃は約百三十萬圓に過ぎ無つたが、三十八年度から四十二年度迄は二百萬圓乃至三百萬圓に上つた。之れは蕃地整備の爲である。然るに四十三年度から大正三年度迄は理蕃費を特別會計に計上した結果として、蕃地警察に對する補助を撤廢したが、大正四年度以後は再び三百萬圓以上を補助することゝなつた。之れ即ち蕃地全部を普通警察に移した等の事情に因るものである。大正七年度以後は、官吏以下の臨時手当増俸内國旅費及び教育費等の増加の爲め其の補助額も頗る多額となり、大正十二年度には更に營業稅輕減に依る補助金五十萬圓を増加した。大正十三年度には營業稅輕減補助を廢する事となつて居つたが議會解散の爲前年度豫算を踏襲する事となつた爲め實行豫算編成に至る迄の四箇月分として、前年度補助額の三分の一、十六萬六千六百



六十六圓を補助したのである。

對地方費補助金 (大正十年度以後は各州及び廳地方費に補助したものを掲ぐ)

年 度	金 額	年 度	金 額
明治三十三年度	1,000,000	大正三年度	1,000,000
明治三十四年度	1,000,000	大正四年度	1,000,000
明治三十五年度	1,000,000	大正五年度	1,000,000
明治三十六年度	1,000,000	大正六年度	1,000,000
明治三十七年度	1,000,000	大正七年度	1,000,000
明治三十八年度	1,000,000	大正八年度	1,000,000
明治三十九年度	1,000,000	大正九年度	1,000,000
明治四十年度	1,000,000	大正十年度	1,000,000
明治四十一年度	1,000,000	大正十一年度	1,000,000
明治四十二年度	1,000,000	大正十二年度	1,000,000
明治四十三年度	1,000,000	大正十三年度	1,000,000
明治四十四年度	1,000,000	大正十四年度	1,000,000
大正元年度	1,000,000	大正十五年度(豫算)	1,000,000
大正二年度	1,000,000	昭和二十年度(豫算)	1,000,000

第二節 租 稅

一 國 稅

臺灣に施行する國稅は、地租、所得稅、釐區稅、登録稅、臺灣銀行券發行稅、輸入稅、噸稅、製茶稅、砂糖消費稅、骨牌稅、織物消費稅、酒精稅、印紙稅等であるが以下之れを説明する。

一 地租 領臺當時の土地制度は各地方區々であつて一定せず、其の關係の帳簿類も當時或は兵火に燒かる、か、或は隠匿せられ散逸して取纏め難く、到底租稅賦課の基準を求むる事が出来なかつた。故に總督府は領臺當初の四大事業(縦貫鐵道、土地調査、基隆築港、廳舎新營)の一である土地調査事業を起し、其の終了を待つて地租規則を制定したが、此の新規則に依る改正率は、明治三十七年下半年から先づ西部臺灣に適用し、大正三年からは臺東花蓮港に、同五年に至つて元澎湖廳にも施行し、始めて全島劃一の制が布かれた。然し改正の初めは舊慣に基き單に田畑養魚池のみに賦課するに止めたが、大正四年度からは建物敷地にも及ぼし、而も内地の如く地價に依らずして、其の土地よりの收益高、地味の良否、水利運輸の便否等を基礎として定めた等級を以て賦課の基準とした。然るに右の規定は前記建物敷地に對するものを除いては、改定後十數年を経過し、地方の農業經濟狀態が當時と大に異なるものあり

るに至つたので、大正四年度以來更に調査に着手して七年度中に終了し、租率及び各筆の地租を改定して八年度から之れを新基準とするに至つた。昭和二年一月一日現在の地租額は田三百七十三萬八千二百三十九圓、畑百二十萬九千六百九十八圓、養魚池四萬二千五百一圓、建物敷地五十二萬四千八百四十二圓、計五百五十一萬五千二百八十一圓である。

二 所得税 明治四十三年度から始めて法人の所得(第一種)にのみ賦課し、同年度には四十萬圓餘の税額を得、爾來大正二年度の税額が、前年の暴風雨の爲め各製糖會社の被害に因つて著しく減じた外は、年々増加し來つた。特に世界大戰の影響として糖業界も殷盛を極めた結果、自ら税額も激かに増加し、九年度の如きは其の調定額實に七百五十萬圓を示すに至つた。然るに同年の下半季に入るや、漸く財界沈衰の兆を呈して次第に其の濃度を加へ、爲めに十年度の本税調定額は急轉して僅かに百七十萬一千圓臺に降下するの已むを得ざるに至り、更に十一年度に於ては益々不況に陥り百七萬九千餘圓に降下した。而かも一方には本島情勢の要求に應じ、十年度より新に第二種第三種の所得税をも賦課することとなつたが、是れ亦其の第一種と同じく財界不況の打撃を受くるの餘儀なきに至つた。大正十五年度の税額は第一種百三十七萬二千五百五十三圓、第二種二十萬一千五百四十一圓、第三種百五萬八千三百三十八圓(九月初の決定額)計二百六十三萬二千三百三十二圓である。

三 鑛區税 清政府時代は砂金採取者に下付した鑛札料のみであつたが、明治二十九年からは鑛區一千坪毎に(一千坪未満同じ)每一箇年、(一)石炭、石油、硫黃、砂錫、砂鐵は一圓、(二)金鑛、砂金、其の他の鑛物は二圓の税金を課することとした。然るに明治三十九年に至り之れを改め、鑛區一千坪毎に毎年金鑛と砂金は各々二圓、(昭和二年分より一圓に改正)其の他の鑛物は一圓として今日に至つたので大正十五年度の調定額は二十一萬三千四百六十四圓である。

四 登録税 明治三十二年勅令を以て登録税法の一部を施行されたが、其の内容は甚だ複雑であるから此處には之を省略する。

五 臺灣銀行券發行税 明治三十年法律臺灣銀行法の規定に依り、保證準備發行制限高二千萬圓を超過して銀行券の保證準備發行を爲したる額に對し、年五分を下らざる課税を爲すものであつて、課税率はその都度大藏大臣之を指定することとなつて居る。

六 輸入税 領土の便宜上、清政府施行の海關税率を襲用したが、明治二十九年二月から帝國と締結各國との條約を本島にも實施するに及んで、其の輸入税も内地と同率のものとなつた。其後は一時特殊の物品に對して特別輸入税率を定めたこともあるが、四十四年七月以來は全く内地と同一の税率となつた。輸入税の收入は内臺關稅統一なる名義の下に四十二年度から一般會計に編入され、其の約半額を一般會計から總督府特別會計に受入れて來たが、大正三年度以來は全額を受入ることとなつた。

今其の収入額増減の経過を見るに、明治二十九年から同三十一年に至る迄は四、五十萬圓に過ぎなかつたが、三十二年の關稅増課以來一躍百萬圓臺に上り、爾來三十九年頃に至る迄は、百十餘萬圓の間を往來し、其の後製糖業の勃興に連れ、製糖機械其の他製糖關係品輸入増加の爲め四十年度は百八十餘萬圓、四十一年度以後は二百萬圓臺に上り、大正元年の如きは二百七十餘萬圓の巨額に達した。然るに大正二、三年は製糖の減産、商況不振等輸入貿易不況の爲め稅額減少し、殊に大正四、五の兩年は歐洲戰亂其の他の影響に因り、百三十萬圓臺に激減したが、六年には較々恢復の徵を示して百四十萬圓を超え、七年に至り外國米と爪哇糖の輸入激増に因り、二百六十三萬餘圓と云ふ近年にない高額に騰返した。斯くて同八年は爪哇糖の輸入税のみで二百三十六萬圓に達し、其の他諸品の輸入税を合算するときは四百七十五萬餘圓と言ふ空前の巨額に上つたが、大正九年は鐵道建設材料、禮拜紙等が好況であつたに拘らず、世界財界變動の影響として爪哇糖の輸入不振の爲め、四百二十餘萬圓に減退した。

大正十年は内外財界不況の極に陥れる影響を被り、輸入貿易は概して不振であつたが、從來關稅免除であつた米、大豆、綿織物や、關稅の輕減され來つた麥粉が前年末より稅率を復活したのと、銀價高の爲めに輸入困難であつた支那産食料品其の他諸雜貨中の從量稅品が、銀安に伴つて輸入を促進された爲め、收入稅額は四百八十餘萬圓に達して、前年に比すれば反つて六十四萬圓の増加を見るに至つた。大正十一年は米及び麥粉が激減し、石油、苧麻布、唐紙、禮拜紙及び其の他諸雜品の輸入も亦不況であつたと原料糖が前年五月迄展稅制度であつたのが、改正規則の下に全部免稅扱ひとなつた等因り百六萬餘圓の大減收に終つた。同十二年は砂糖を旨め重要品の輸入は多くは不況であつたが、水力電氣建設用品等の臨時的輸入旺盛であつたのと、木材、小麥、機械油及び石油等の數品も亦好況で輸入貿易を増進した爲め、九月中旬から震災に關し生活必需品其の他の減免稅實施せられたに拘らず、收入總額は三百七十餘萬圓に達し前年と伯仲の間にあつた。大正十三年は三月迄木材、小麥、大豆等の震災關係の免稅に加ふるに砂糖は爲替の逆調に依り減少し、水電並に埤圳工事用諸材料、機械類等は供給一段落を告げ、尙支那紙、綿織物等が七月

末日以降舊海關稅の賦課に抑制せられ、孰れも輸入を激減せる爲め前年に比し百十萬圓減の二百六十七萬圓であつた。十四年は免稅の復活、米、鹹魚等の増入に主因して前年に比し四十九萬圓を増加し三百十六萬圓に上り、大正十五年度及び昭和元年度は米、砂糖の増入及び小麥の増稅等に主因して著しく増加し四百七十二萬圓に上つた。

七 噸稅 噸稅も亦輸入税と同じく初めは舊慣に従つたが、條約實施後之れを廢し、三十二年七月以來は外國貿易の爲め外國に往來する船舶に對し(一)西洋形船舶は登簿噸數一噸毎に五錢、(二)日本形船舶は千石以上五圓千石以下は四圓となし來つた。然るに大正五年二月に至つて之れを改めて、船舶に供する石炭、水又は食料品積込の爲め、若くは仲繼貿易貨物の積卸の爲め、基隆又は高雄に入港した時は噸稅を免することとした。これは畢竟右兩港の築港も其の竣成が間近いので、外國貿易船を引き附けんが爲めに他ならぬ。

其の收入額は明治三十四年の一萬一千餘圓を最少とし、大正八、九兩年の三萬五百圓を最多となし、同六、七の兩年は二萬三千餘圓を計上した。大正十年は炭水補給船が大に増加したと云ひ、移出貨物の積取の爲めに外國航路から臨時の入港船が多かつたこと前年を比して幾分の増收を來した。大正十一年は帆船の激減に因り入船隻數を減少したが、汽船の増加に依り噸數は却て増進した爲め、噸稅も前年に比し七千七百餘圓を増收した。同十二年の入港船噸數は前年に比し一萬千餘噸の減少であるが、燃料炭積取の免稅船が勤なかつた等の事由の下に噸稅額は却つて二千六百圓増加した。大正十三年は貿易の

第二節 租 税

四八四

増進に伴うて入港噸数は三十二萬噸を激増し、収入額は約五萬二千圓に上り、前年に比し六千七百圓を増加した。十四年は輸入並に仲繼貿易の殷盛に伴ひ入港噸數三十五萬噸を著増して二百三十一萬噸を算し、従て本収入も約六萬二千圓に達し、大正十五年及び昭和元年は更に噸數二百七十二萬噸、稅額七萬四千圓に増加した。

八 製茶稅

製茶稅は明治三十年一月一日から施行したもので、百斤二圓四十錢の稅率である。大部分は島外へ搬出せらるゝところから、便宜上稅關内で徵稅する。其の課稅額は年々四、五十萬圓であつたが、大正九年に至り、烏龍茶が其の主要輸出先なる米國財界の不況の影響を被り大に輸出額を減じた結果、稅額も二十七萬圓に減退した。然し彼地の市況も漸次恢復して輸出を促進したので、同十二年には三十九萬圓、十三年には三十九萬四千圓に盛返した。十四年は包種茶が好況であつたが、船繰の關係上前年納稅品の輸移出積多かりし爲小減して三十八萬九千圓となり、昭和元年は包種茶が相變らず好況で四十一萬四千圓となつた。

九 砂糖消費稅

明治二十九年三月中、清政府時代の稅率を參照し糖業稅則(府令)を發布し、蔗車稅(蔗車一付)に付(白糖百斤三十五錢)を課する事としたが、三十四年十月一日から之れを廢止し、砂糖消費稅法を勅令を以て施行し内地同一の稅率を賦課した。其後四十三年四月中更に之れを改正し、砂糖の分類を一層細別したのみでなく、糖蜜でも其の糖分の含有量及び水糖を製造する時に生ず

るものゝ、然らざるものゝを區別するに至り、次に昭和二年三月種別及び稅率の改正が行はれた。

該收入稅額の消長に就て見るに、上記糖業稅則に依る課稅時代は一年二十六萬圓を出なかつたが、消費稅法施行の結果、三十五、六の兩年度は何れも七十萬圓家に進んだのを、更に三十七年度からは非常特別稅の賦課されたのと、產額の増加とに因り百四十五萬餘圓に躍進し、其後四十年迄は二百萬圓内外であつたが、四十一年度に至り稅率引上げの結果三百五十二萬餘圓に上り、四十二年期からは内地精製糖の原料として我が粗製糖の無稅供給を開始せしめられず、尙同年度は五百四十六萬七千餘圓に躍進し、終に四十三年度には俄然として一千二百一十一萬七千餘圓のレコードを作るに至つた。然るに四十四年以後は、連年の暴風雨に依り甘蔗の被害甚しく、爲めに製糖の產額を減じたのに、一面には内地精製糖に供給する原料糖の移出額を増加せるなどの關係から、漸次其の稅額を減じ、四十四年度に一千萬圓を維持したものが、大正元年には七百萬圓家に下り、更に二年度には五百萬圓家に落下するの已むを得ざるに至つた。而かも三年度以後は内地に於て消費する砂糖は凡べて内地に於て徵稅することとなつたので臺灣での徵稅は僅に島内消費のみに局限され噸に收入を減じなければならなかつた。左に消費稅法施行後の各年度に於ける檢糖高と收入稅額を表示しよう。

消費稅法施行後の檢糖高と收入稅額

年度又は年	檢			高			收入稅額
	再製糖	分蜜糖	含蜜糖	計	糖	蜜	
明治三十五年	—	—	—	—	—	—	七七、〇〇〇圓
同三十六年	—	—	—	—	—	—	六三、〇〇〇圓

第二十二章 財政

四八五

第二節 租 稅

四八八

度は二十萬圓に減少し、昭和元年度は税法改正の爲め九萬二千圓に激減した。

一 二 印紙稅 明治四十一年六月の臺灣印紙稅規則に依り印紙稅法を施行、大正十二年一月一日から勅令を以て施行することに改められた。其の稅額は的確な算定の資料は得難いが、從來大約三十五萬圓内外の見當であつたが、昭和二年三月に税法改正が行はれた爲に從前に比し約二割内外の減收となる見込である、此の外稅印紙に依り昭和元年度に於て現金六百二十四圓がある。

一 三 酒精稅 酒精專賣の實施と同時に酒精令が施行せられ、島内に於て消費する酒精は政府の專賣に屬した。酒精分九十度以上の酒精及び酒精含有飲料の製造は總て從來變ることなく、民業の儘であるが爲め、各製糖會社は依然糖蜜を原料とし繼續して製造してゐる。大正十五年四月から稅率が増上けられたのその他の事情で昭和元年度は順に増收となつた。大正十五年四月から稅率が増上左に其の査定高及び收入稅額を示す。

年 度	査 定 石 高	收 入 稅 額	摘 要
大正十二年 度	10,866,671	3,377,254	査定年度は三月一日より翌年二月末日迄
同 十三年 度	11,642,311	2,867,266	
同 十四年 度	12,333,333	3,247,253	
昭 和元 年 度	11,800,000	3,147,251	

一 四 官有地小作料 本島の官租地即ち官有田園の起源には種々の沿革あり、又其の名稱にも種々あつて、領臺の當時は舊制に依つたが、明治四十三年を以て官租地取扱規程を定め以て今日に至つた。

一 五 地圖 財務局に於て保管する地圖は、地圖原圖(地籍原圖)及び二萬分一、十萬分一の全島地形圖である。何れも元臨時臺灣土地調查局より引繼のものを主とし、前者は其後地租規則、林野調查規則及び不用存置林野整理等に依り作製したものを合し、昭和二年一月一日現在の地圖原圖七萬二千七百七十八枚、測量原圖四十七萬一千七百七枚あり、此の外に關係測量圖簿及び地圖訂正事項記録等があつて是等は孰れも地籍圖の根源を爲り、且又各筆境界異動の沿革を闡明にすべきものであるから、嚴密に檢査し保存してある。後者即ち、地形圖は國防治民殖産興業及び交通等諸般の施設計畫に廣く使用せらるゝものであるから、大正九年地方制度改正に伴ふ州廳管轄區域界及び地名變更等の改版を行ひ要塞地帯の一部を除き、一般に利用し得らるゝ様發賣させて居る。

一 六 土地測量標 各種測量の基準點として永久に大切に保存されるものであつて、三角點、水準點等の區別があり全島で六千九百餘點ある。何れも臺灣土地測量標規則に依り保管設立並に使用されるものである。

注意 以上の他に學租あるも教育との關係最も深きを以て其の章下に之れを一括した。

二 地方 税

従来の地方税は、明治三十一年七月發布の地方税規則に基いて賦課徴収し來つたが、大正九年十月を以て、州制、廳地方費令、市制、街庄制の實施と共に之を廢止し、新に州税、廳地方費税、市税、街庄税を設くるに至つた。之れを説明するに次の如くである。

一 州税及び廳地方費税 州税及び廳地方費税は、地租附加税、所得税附加税、戸税、營業税、雜種税の五種である。

イ 地租附加税 地方税規則實施當初の税率は地租の百分の二を以て定率とし、其後數回の改正を経て大正九年度には地租の百分の五とされた。然るに同年十月地方制度改正されて、市街庄に於ても亦地租に對して附加税を課するの關係から其の税率を地租の百分の五以内（廳地方費税は地租の百分の四十）とし、其の收入は地方税規則發布の當年たる三十一年度には二十一萬五千圓であつたが、大正元年度には六十二萬圓に進み、制度改正前の大正八年度には百五十四萬五千圓餘となり、終ひに昭和二年年度の收入豫算額は二百六十四萬五千九百九十五圓を示すに至つた。

ロ 所得税附加税 法人の所得税（第一種）に對する附加税で、大正九年度から始めて賦課し、其の税率を本税の百分の十七としたが、上記市街庄税新設の關係上各州共其の賦課率を百分の十五（廳地

方費税は百分の十五）に止めた。其の收入税額九年度は十三萬二千圓、十年度は二十五萬四千圓に上つたが、十一年度以降は財界の影響により増減あり昭和二年年度の豫算額は十五萬五千餘圓である。

ハ 戸税 地方税時代には家税制度を施行し來つたが、同税は家屋所有者のみに賦課したもので、負擔の公正上遺憾すべきものがあつたので、大正九年度限り之れを廢止し、十年度からは一般に及ぼすべき戸税を新設し、以て負擔の權衡を得せしむることを以てした。戸税は配賦税であるから其の收入税額は、各州及び廳地方費の各年度經費の多寡に、戸税以外の收入消長に依つて増減すべきもので、本税實施の初年度即ち大正十年度の收入税額は二百十萬七千圓で、昭和二年年度の收入豫算額は百二十四萬四千餘圓である。

ニ 營業税 本税は時代の推移と經濟の發展に伴うて幾度か改廢し以て今日に至つたものであるが、現行の州税營業税は左の二十三種である。

- 物品販賣業 銀行業 保險業 無盡業 貸附業 請負業 鑛業 印刷業 寫眞業 製造業 倉庫業 運送業 周旋業 代理商業 仲立業 問屋業 信託業 兩替業 席貸業 貸座敷業 旅人宿業 料理店業 飲食店業

本税の消長は商工業の盛衰と終始し、地方税規則施行の當初即ち明治三十一年度の收入税額は十七萬九千餘圓に過ぎなかつたが、爾來年々共に増加し、大正元年度には百十萬四千圓に達するに至

第二節 租 税

四九二

つた。特に世界大戦後經濟界の好況期に際しては其の額激かに増加し、大正九年度の収入税額の如きは實に四百四十六萬餘圓の巨額を示した。然し一般經濟界の狀況は近時著しく不況に陥り、課税標準の減少を來し、十一年度の収入税額は三百六十九萬六千圓に減退した。而して十二年度に於て財界の現況に鑑み負擔軽減の必要上税率軽減の結果、同年度の収入額は二百五十七萬七千五百五十圓、同十三年度の収入豫算額二百十六萬九千圓に減少したが其後農村の景氣が稍回復したので昭和二年度の収入豫算額は二百八十一萬八千餘圓を示すに至つた。

ホ

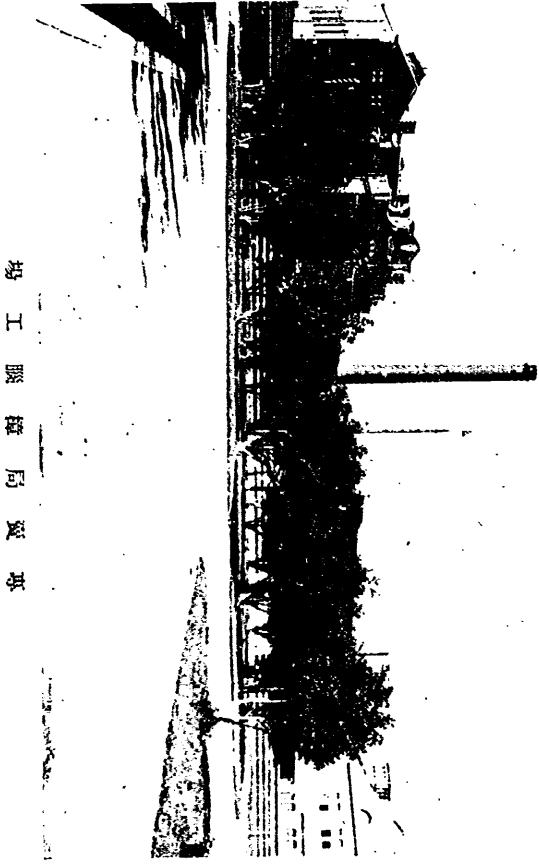
雜種税 現行の州税及び廳地方費雜種税の種類は、湯屋、理髮、市場、私法人建物、船筏、車、自動車、橋、遊藝師匠、遊藝稼人、俳優、藝妓、習間、遊技場、興行、特別所得、遊興、屠畜税等で、大體地方税時代のものに襲踏したものである。明治三十一年度の収入税額は九萬九千圓に過ぎなかつたが、大正元年度には百十萬圓に進み、爾來時運の進歩と共に課税の標準漸く増加して、昭和二年度の収入豫算額二百七十三萬六千餘圓を示すに至つた。

ニ 市街庄税

市街庄税は、地租割、第一種所得税に對する所得税割、戸税割、營業税割、雜種税割、特別税等である。地租割第一種所得税に對する所得税割は國税の附加税で戸税割、營業税及び雜種税割は、州税又は廳地方費税の附加税である。而して現在では特別税を設けた市街庄はない。昭和元年度と昭和二年度との各市街庄の此等収入豫算を表示するに左の如くである。

市街庄税収入豫算總額

區 分	年 度		増 減
	昭和元年度	昭和二年度	
地 租 割	50,000	50,000	0
所 得 税 割	3,200	10,100	6,900
戶 税 割	10,000	11,000	1,000
營 業 税 割	2,000	10,000	8,000
雜 種 税 割	2,000	10,000	8,000
計	26,200	81,100	54,900



場工眼機局製草

第二十三章 專賣

現在臺灣總督府の專賣は、阿片、食鹽、樟腦、煙草、酒の五種にして、阿片は明治二十九年三月製鹽所に、食鹽は同三十二年五月鹽務所に、樟腦は同年八月樟腦局に於て開始した。然るに明治三十四年六月に至つて之を專賣局に統一し、同三十八年三月には煙草を、大正十一年七月には更に酒を加へることとなつた。

第一節 阿片

一 阿片煙膏 煙膏とは、罌粟の果殻から漆出する液汁を乾潤せしめた阿片を溶解、濾過、煎熬等の操作を経て吸食に適する様に精製したものである。生阿片即ち阿片煙膏の原料は、印度、波斯、土耳其等から輸入して居る。既に衛生の章中にも述べた通り、其の吸食を絶滅する階梯として、阿片中毒に罹つた所謂癮者に限り鑑札を下附し、暫く吸食を特許することにした。其の販賣は專賣局から地方廳を経て、地方廳の指定した取次人に定價の一分三厘引で交附し、取次人は更に定價を以て之を請賣人に賣下ける。請賣人は其の出願者中から地方の狀態を參酌した上許可されたもので、定價に約一割の利益を得て之を賣捌く、但し其の營業上左の制限がある。

第一節 阿片

四九六

(一) 其の賣捌は烟膏購買吸食特許證札所有者に限る。(二) 賣捌の際には必ず購買者の携帯する通帳に烟膏の等別、數量、金額、並に賣渡年月日、賣渡人の住所氏名を記入す。(三) 購買者が携帯する特許證札と通帳には一日分の吸食量に記入してあつて其の三分以上を賣渡す事が出来ぬ。

烟膏は之を一等、二等、三等に分つ、當初は一分、二分、三等七分の賣行きであつたが、漸次上等品の需要を増し、今日では反つて一等は九分九厘、二等は僅かに一厘に減じ、中間の二等は明治四十年以來全然需要がなくなつた。現在の價格は百匁入一編一等四十圓、二等三十圓である。

二 粉末阿片 阿片烟膏の他に粉末阿片の賣下がある。是亦專賣局から地方廳へ送附し地方廳では、藥劑師、藥種商中の卸賣出願者から人選の上卸賣特許證札を下附する。其の營業上の制限としては、賣下は醫師、藥種商、製藥者に限り、賣渡の事實は之を規定の帳簿に記入すること、なつてゐる。

三 販賣數量と價格 阿片の專賣は結局島内を舉げて漸禁に達せしむる階梯である事は既述の通りであるが、其の效果は年々共に現はれ、吸食者の數も賣下烟膏の數量も年々減少してゐる。然し、上記の如く下等品の需要を減じて上等品が激増し、且つ賣下定價は四圍の事情から數次値上げされた爲め、販賣の總價額は是れ迄概して減退しなかつたが、今後は逐年減少すべく、既に其の兆候は大正十年以降の成績により窺ふことが出来る。試みに之を表示するに左の如くである。

阿片烟膏販賣數量及價額(販賣とは地方廳から取次人に下附せるものを指す)

年 度	一等阿片烟膏	二等阿片烟膏	三等阿片烟膏	計	賣上價額
明治三十五年	4,300,000	1,200,000	3,000,000	8,500,000	3,000,000
同三十四年	3,800,000	1,100,000	2,700,000	7,600,000	2,800,000
同三十三年	3,300,000	1,000,000	2,400,000	6,700,000	2,600,000
同三十二年	2,800,000	900,000	2,100,000	5,800,000	2,400,000
同三十一年	2,300,000	800,000	1,800,000	4,900,000	2,200,000
同三十年	1,800,000	700,000	1,500,000	4,000,000	2,000,000
同二十九年	1,300,000	600,000	1,200,000	3,100,000	1,800,000
同二十八年	800,000	500,000	900,000	2,200,000	1,600,000
同二十七年	300,000	400,000	600,000	1,300,000	1,200,000
同二十六年	100,000	300,000	400,000	800,000	1,000,000
同二十五年	50,000	200,000	300,000	550,000	800,000
同二十四年	20,000	100,000	150,000	270,000	400,000
同二十三年	10,000	50,000	70,000	130,000	200,000
同二十二年	5,000	25,000	35,000	65,000	100,000
同二十一年	2,000	10,000	15,000	27,000	40,000
同二十年	1,000	5,000	7,000	13,000	20,000
同十九年	500	2,500	3,500	6,500	10,000
同十八年	200	1,000	1,400	2,600	4,000
同十七年	100	500	700	1,300	2,000
同十六年	50	250	350	650	1,000
同十五年	20	100	140	260	400
同十四年	10	50	70	130	200
同十三年	5	25	35	65	100
同十二年	2	10	15	27	40
同十一年	1	5	7	13	20
同十年	0.5	2.5	3.5	6.5	10
同九年	0.2	1	1.4	2.6	4
同八年	0.1	0.5	0.7	1.3	2
同七年	0.05	0.25	0.35	0.65	1
同六年	0.02	0.1	0.14	0.26	0.4
同五年	0.01	0.05	0.07	0.13	0.2
同四年	0.005	0.025	0.035	0.065	0.1
同三年	0.002	0.01	0.014	0.026	0.04
同二年	0.001	0.005	0.007	0.013	0.02
同一年	0.0005	0.0025	0.0035	0.0065	0.01
昭和元年	0.0002	0.001	0.0014	0.0026	0.004

第二節 食 鹽

第二十三章 專賣

四九七

一 鹽業の沿革 本島の製鹽は遠く鄭氏の時代に始まり、清領時代に入つて始めて税を課し、更に雍正四年官營となり以て我が領有の時に及んだ。然し領憲當初は官營を廢して生産販賣共に民間の自由に委したが、其の結果は豫期に反し鹽田は荒れ品質は下り、鹽價の變動亦甚しく、販賣中心地を遷さるに随つて百斤七、八十錢から八、九圓に及んだ。故に明治三十二年五月是等の弊害を矯めんが爲めに專賣制度を實行することになった。爾來本島鹽業は面目を一新し、專賣法實施の當初鹽田面積僅かに二百三町、鹽の産額一千八百餘萬斤に過ぎなかつたものが、翌三十三年には六十餘萬斤に進み、既に島内の需要を充てて餘りあるに至つた。然し專賣局に於ては初來の方針を以て税意鹽田の改善並に擴張を補助獎勵した結果、漸次堅實なる發達を遂げ、本島主要産業の一たるの實を擧げた。

昭和元年末には鹽田面積二千三百四十八町となり、天日製鹽二億三千萬斤、煎熬鹽三千萬斤の年産額を得ることになった。尙ほ本島西部沿岸は製鹽適地に富むるから、將來擴張の機運に際會すれば發展すること疑ひない。

二 買收と供給 製鹽業者からの買收は、日々專賣局及び其の所屬一支局(臺南)六出張所(新竹、鹿港、布袋、北門、烏樹林、高雄)に於てし、其の價格は生産の難易と生産者の經濟狀態を參酌してあるの各地同一でないが、現在百斤に付いては左の如くである。

再製鹽	二圓二十七錢	煎熬鹽	一圓五十三錢
上等鹽	四十一錢乃至五十五錢	中等鹽	三十六錢乃至五十二錢
下等鹽	三十錢乃至六十三錢	等外鹽	十六錢乃至五十錢

其の供給機關としては、從來官鹽賣捌總館(之と同格の再製鹽元賣捌人)及鹽務支館、食鹽請賣人の三級制であつたが、大正十五年八月一日から食鹽元賣捌人(八十五人)及び小賣人(二千三百六十四名)の二級制とし、政府から賣渡す食鹽を順次販賣する。賣價は全島を通じ均一であつて、別に産業獎勵の意味で一回の買入高一萬斤以上の需要者に限り、特別用として專賣局から直接廉賣する制がある。普通用及び特別用の價格は百斤に付

普通用	煎熬鹽	上等鹽	下等鹽
	四圓十錢	三圓	二圓五十五錢
特別用	石鹼、醬油、味噌製造、魚類及び海獸類鹽藏、選種獸皮保存、滅水器用	二圓五十六錢	一圓七十六錢
	煎熬鹽	五十七錢	四十六錢
	煎熬鹽	三十一錢	十八錢
	煎熬鹽	四十八錢	三十三錢
	煎熬鹽	三十一錢	十八錢

三 島外との取引 本島の製鹽地は、中部以南に多いので、未だ交通機關の發達しなかつた明治三十九年頃迄は北部地方では尙ほ對岸の支那から鹽を輸入した。然し事實上、南部の産鹽は、明治三十三年以來、船便を藉つて内地へ移出を計つてゐるが、爾來年々其の量を増し、殊に本島上等鹽は純白で品質が



第二節 食鹽

五〇〇

良好な上に價格も亦低廉であるから内地に於て煎蒸鹽代用として最も愛好せられる。内地以外の販路としては朝鮮、樺太、露領沿海州、香港、マニラ等である。移出希望者は當局から鹽の賣下を受け自ら移出をなすもので本賣局は直接移出をしない。尚内地及び朝鮮移出の取扱は特定人もあるが其の他は一般に許してゐる。又内地需要者を満足せしめる爲め大正七年安平に官營の洗滌精製工場を設け、専ら天日製鹽の精製を爲し、別に大正十年から臺灣製鹽株式會社に於て煎蒸鹽を生産することにし、需要の増加を促してゐる。其の年産額前者は二千萬斤、後者は三千萬斤である。

食鹽販賣數量及價額

年 度	島 内	内 地	其 他	計	賣 上 價 額
明治三十七年度	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 三十八年度	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 三十九年度	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
大正元 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 二 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 三 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 四 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 五 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 六 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 七 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 八 年	四、五三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	七、三六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓

第三節 樟 腦

年 度	島 内	内 地	其 他	計	賣 上 價 額
明治三十七年度	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 三十八年度	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 三十九年度	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
大正元 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 二 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 三 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 四 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 五 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 六 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 七 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓
同 八 年	一、八三三、三三〇斤	一、八三三、三三〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇斤	四、六六六、六六〇斤	一、〇〇〇、〇〇〇圓

一 臺灣樟腦の沿革 本島樟腦の製法は、遠く鄭氏の頃に傳へられたといふが明かでない、然し今から約七十年前清湖の成豐年間に英商ジャクソン・マチソン商會が官吏と結託し之れを輸出して巨利を博し、又當時四開港場の新設された際、其の主要輸出品であつたのに倣すれば既に其の頃相當の發達をして居たのは明かである。後清湖時代に於ても官營とせんが爲に二回の苦き經驗を嘗め、竟に目的を達し得ずして我が領有となつた。即ち清湖時代最初の試みは道兼陳方伯の時、其後吳大廷の時代に至つて之れを外人に貸却するを禁じた。然るに此事から終に英國との國際問題を惹起したが、結局外國商人は税關長から旅券を得、臺灣内地に入つて之を買収し、税金を納付した上輸出し得ることとなり、遂に專賣制度は失敗に終つた。後劉銘傳の時に之れを復活したが、又英商との間に紛争を醸し、各

第二十三章 專賣

五〇一

國領事も抗議を申込んだので、再び之れを撤廢せざるを得なかつた。之は光緒十六年(明治二十三年)十一月の事である。

斯くて本島の我が領有に歸するや、先づ清朝時代の許可證を持つもの以外は製造を禁じ、次いで翌年三月には一定の課税をしたが、爾來諸外國は屢々交渉事件を生じ、若干の課税にも困つて、或は樟腦の品質を粗悪しなし、或は脱税を圖り、密輸出を企つるもの頻出するの有様であつた。されば若し其の儘に放任せんか、原料の持續も品質の改良も共に施すに術なくして、終には全く臺灣樟腦の聲價を失墜するの虞があつたので、明治三十二年八月を以て樟腦專賣を開始した。

二 需要と價格 樟腦は支那及び我が内地からも産出するが、到底臺灣に於ける生産額の半にも達しない、實に本島産樟腦は世界需要額の大半を供給するものである。しかし西紀一八六九年、セルロイドの發明される前までは、其の用途は單に藥用又は防蟲用たるに止まり、随つて需要も少く、我が專賣制實施當時を以てしても、世界需要總額は約五百萬斤に過ぎなかつたが、近年歐米に於けるセルロイド工業の急激な發達を來すや、其の需要も亦俄かに増加し、今や一千二百萬斤に上り、其の世界全需要の大半は本島から供給してゐるが、近時獨乙人造樟腦の活躍目覺しいものがあるので、專賣局では之が對策に就き研究調査を進めつゝある。

現在販賣する樟腦は主として粉末狀の改良乙種であつて直接工業其他に用ひられる。値段は目下内

地賣百斤に付、改良乙種九十九圓、外國賣値はこれに運賃諸掛りを加へたものであつて、仕向地は内地及び米、英、佛、獨の四國を主とする。

三 製腦機關 樟腦も樟腦油も共に其の製造は專賣局自ら行つたこともあつたが、後民間の相當の出願者に之れを許可し、原料樟樹其他の材料を拂下げ、斯くして得た所産を專賣局が買收し來つた。斯る製腦業者は從來島内に十四名あつたが、總督府に於ては之を統一するの必要を認め、大正八年四月に設立された臺灣製腦株式會社をして事業を繼承せしむることとなつた。上述買收の樟腦と樟腦油とは其の一部を專賣局工場で處理し、殘餘の樟腦は神戸支局に送つて處理し、樟腦油は彼地の民間同業者に賣渡して樟腦を再製せしめ、其の再製樟腦は更に之れを專賣局神戸支局に納めしめる組織である。

四 樟腦副産物 再製作業中の副産物に赤油、白油、芳白油、藍色油並に芳油がある。赤油は香料(サフロール)の原料、防臭劑、驅蟲劑として多く外國に輸出し、白油は防臭驅蟲、石鹼配合劑、其他テレピン油の代用に供せられ、芳白油は白油と殆んどその用途を同し、藍色油は防臭、驅蟲、殺菌、木材防腐及び選鑛用に用ひらる。芳油はメキシコ産リナロエ油と性分を同し、廣く香料界に尊重せられて居る。專賣局では之等副産物の利用に就いて常に深甚の注意を拂ひ研究調査を進めつゝあるが、此の中芳油及び赤油は優秀なる香料として、品質に於ても産額に於ても特にその將來の發展を期待してゐる次第である。

ある。

第四節 煙草

一 種類と販賣 目下發賣中の煙草の種類を産地別に挙げるに、内地製、外國製、本島製の三種で内地製は内地の專賣局から供給を受け、外國製は貿易商をして輸入せしめ、本島製は當初其の製造を民間に託してゐたが、大正元年以來は電氣動力の新式機械を用ひ專賣局に於て製造を開始し、現に左の十七種を出す。

葉巻 シルビヤ、ニヒタカ、マボラス、ダイトン、ニヒタカエキストラ、ツギタカの六種。
紙巻(兩切) 第二ジャスミン、第三ジャスミン、レッドジャスミンの三種。
刻 一等條絲煙、二等條絲煙、一等赤厚煙、二等赤厚煙、三等赤厚煙、一等鱗煙、二等鱗煙、三等鱗煙の八種。

煙草販賣價額

年 度	買 上 價 額	年 度	買 上 價 額
明治四十二年度	三七三、七〇四	大正四年度	四六八、六四四
大正元年度	四三三、八三三	大正六年度	五八二、三三三

年 度	買 上 價 額	年 度	買 上 價 額
大正八年度	九六二、二五	大正十二年度	一、〇七五、一五
同九年度	一、一五三、八八	同十三年度	一、〇三二、六四
同十年度	一、二五二、八〇	同十四年度	一、三三六、四二
同十一年度	一、〇七五、二〇	昭和元年度	一、三六八、五七

煙草販賣機關は煙草賣捌人及び煙草小賣人の二階級から成り、昭和二年六月に於ける賣捌人七十三名、小賣人八千八百四十七名であつて、人口四百六十七人に付小賣人一名、小賣人百二十一名に付賣捌人一名の割合である。

二 葉煙草の栽培 刻煙草の原料となる葉煙草は一箇年三百萬斤内外を要するが、當初本島産は品質が劣つて居たので全部支那産の輸入に須たねばならなかつた。依て專賣局では種々之れが改良を奨励し來つた結果、今や支那産に劣らぬ良質となり、漸次彼を驅逐し、昭和元年には、耕作面積五百八十四甲、産額百三十九萬斤に上るに至つた。又一方には支那産以外に、兩切原料たるべき米國黃色種、葉巻の原料たるべき種類の栽培を試みて好成績を收めてゐる。

第五節 酒



次に内地の移入酒には清酒、麥酒、味淋、葡萄酒、其他の洋酒(大正十一年度以降麥酒を含まず)等があり、輸入酒には葡萄酒、シャンパン、ウヰスキー、ブランデー、支那酒其他の洋酒等があり、其の數量は左の如くである。

移輸入酒數量累年表 (石以下切捨)

酒類	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
移入酒	1,002,376石	1,101,100石	1,124,000石	1,074,000石	1,028,000石	1,113,000石
輸入酒	3,000石	1,000石	1,000石	1,000石	1,000石	1,000石

二 專賣制度の實施 酒類に對し酒税を徵收することにしたのは明治四十年で、製造酒に造石税を課するに至つた。其後稅率及び徵收方法に變遷はあつたが、稅の收入は逐年増加するのみで、當初は年額五十萬圓程であつたのが、專賣實施當時に於ては五百餘萬圓に上り、總督府歲入の重要なものなるに至つた。其の内容は酒精稅二百餘萬圓、飲用酒稅約三百萬圓である。

酒類專賣を實施するに至つた理由は、一は國民の衛生保健上、酒造及び酒營業を政府の直接管理下に置くの必要あるに、一は其の收入を以て財政の調節に資せんとするの趣意からである。政府は其の實施の爲數年來専心調査して來た結果、愈々大正十一年七月一日から之を決行するに至つた。現今歐米各地に於

ても酒營業の管理に關しては、或は宗教的、道徳的見地から、或は又衛生的見地から種々の議論を爲すもの多く、制度として或は酒營業の管理を爲し或は進んで禁酒制度を實行したもあり、又專賣制度を布いたものもあつたが、就中專賣制度を實施したものは其の數僅少で、且つ本島の如く殆んそ總ての酒精含有飲料を網羅して居るものは其の例が甚だ稀なやうである。而して我が國に於ては勿論本國及び新領土各政府を通じ最初の試みであるから本島酒類專賣の實績を揚げることは、本島官民の一大責務であるに云はねばならぬ。

三 專賣酒の色別 從來本島に於て行はれた酒類は既述の如き種類である。而も專賣の範圍は右各種酒類を網羅するものであるが、麥酒は製造販賣共に當分之れを除外し、又酒精は民間製造を認むるも、その製品は専ら島外販賣に供するのみで、島内の販賣は政府の專賣にすに至つた。而して酒類は主として政府が直接製造するが、内地又は外國から購入するを有利とするものは直接又は代理人に命じて輸移入する方法を取る。

四 島内製造酒 島内に於て從來製造した酒類は、前述の如く其の名稱は甚だ多岐であつたが、内容から云へば著しい相違のないものもあつたから、專賣實施以後に於ては適當な取捨を加へ、品質の統一整理を圖り、目下左の二十七種の酒類を製造し、之れに各種類毎に酒名を附し、夫々適當な容器に納め發



酒名	種類	摘	要
清酒	三	製造方法により區別する	
米酒	二	含有度數により區別する	
糖蜜酒	三	同上	
泡盛酒	二	同上	
燒酎	一		
高粱酒	一		
酒名	種類	摘	要
紅酒	四	製造方法により區別する	
藥酒	六	同上	
糯米酒	一		
白酒	一		
酒計	二七		品質及用途により區別する

備考 種類は名稱による區分である。

五 製造工場の配置 酒類製造工場は左の十五箇所に在る。是等の多くは專賣實施の際民有工場を徵收したもので、爾來年々工場の擴張増設を爲し、著々酒類の改善向上を圖つた。左に各造酒工場其の主な製造酒名を掲ぐ

酒造場	其所在	製造酒
北 北 北 市	酒、米酒、糖蜜酒、泡盛、紅酒、藥酒	
宜 關	酒、米酒、紅酒	

酒造場	其所在	製造酒
新 竹	新竹新街	米酒、糖蜜酒、紅酒
中 市	中 市	米酒、糖蜜酒、紅酒、高粱酒、白酒、紅酒
豐 原	豐中州豐原街	米酒、糖蜜酒、紅酒
埔 里	臺中州埔里街	清酒、米酒、燒酎
嘉 義	臺南州嘉義街	清酒、米酒、燒酎、藥酒、糯米酒、酒糟
斗 六	臺南州斗六街	糖蜜酒、酒糟
南 市	臺南南 市	糯米酒、糖蜜酒、米酒
屏 東	高雄州屏東街	米酒
旗 山	高雄州旗山街	同
恒 春	高雄州恒春庄	同
花 港	高雄州花港街	清酒、糖蜜酒、米酒、紅酒、燒酎
東 港	臺東縣東港街	紅酒、糖蜜酒
林 東	臺東縣林東街	米酒、紅酒
樹 林	臺北州鶯歌庄	米酒、紅酒

六 購入酒類 本局に於て購入する酒類は目下左の各種で、購入先は内地、支那及び歐洲各地である。

- 清酒 二一、藥酒 二、味淋 三、葡萄酒 四六、セリー 八、ウキスキー 一二、ブランドー 九、リキエール 一三、シャンパン 九、酒糟 一

七 販賣機關 專賣酒類の販賣機關として、消費者に達する中間を賣捌人と、小賣人との二級とし、賣捌人は從來酒類の製造又は販賣に従事してゐる者から選定し、其の數百十一人で、各自に所屬する賣捌區域がある。小賣人は地域別に夫々賣捌人に所屬し其の數約八千人、斯くて賣捌人は專賣局の支局出張所から酒類の分配を受けて、小賣人に渡せば小賣人は定價を以て、更に之を消費者に賣渡すこととなる。賣捌人は小賣人に配給するのみで、自ら直接

に小賣が出来ず、小賣人は専ら小賣を爲すのみである。藩地に於ける賣渡は位置交通の關係上、必ずしも賣渡規定により平地と一様に律し難い事情があるから、藩界は別に便法を設けて居る。洋酒類も賣行の割合に遠い品物であり普通の徑路によつて販賣することは販賣者の苦痛とする所であるから、大市街に在つては特定小賣人の制度を設け、簡便に賣渡すこととし、其の他地方の官署に在つては、直接に消費者に賣渡す方法を執つて居る。

八 酒類賣渡價格 賣捌人は小賣人の店舗に到るまでの運送を擔當するので、政府が賣捌人に賣渡す價格は、地位交通の便否により區別し、全島を四階級に分ち、交通不便な地方には手数料を多くして居る。小賣人の手数料は全島均一で、小賣定價は全島皆一定して居る。

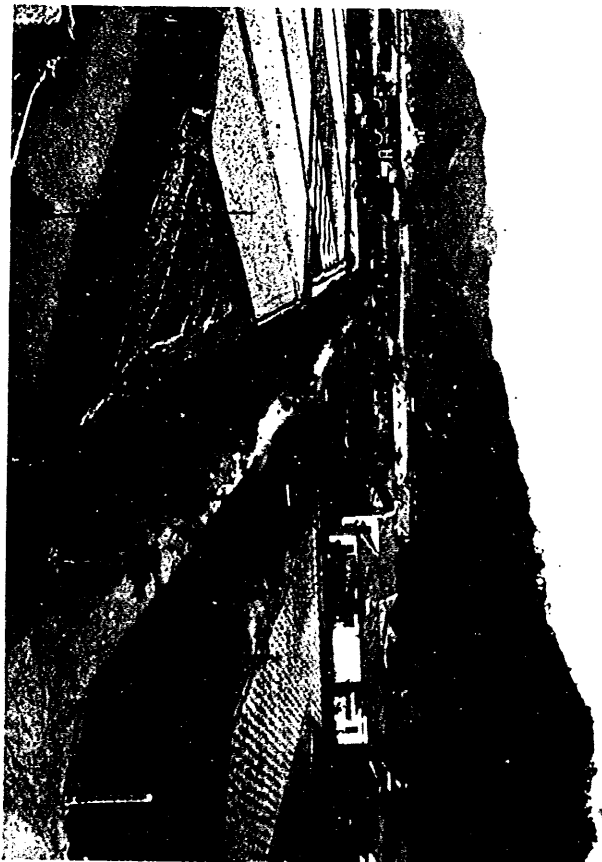
九 抽類の取締 酒造原料たる白糖、紅糖、酒母及び醗の製造は、專賣制度實施後、取締りの必要から許可業務と爲り、其の輸入も取締りを受けることとなつた。專賣以後に於ては政府の所要原料と、政府の委託により製造するもの、外は、自己使用の爲めに製造する者皆無くなつた。

一〇 酒精製造 酒精の製造者として、従前は製糖會社の糖蜜利用の爲めに設立した酒精工場の外、酒精製造者に於て糖蜜を買受け、或は糖蜜酒を造り、酒精を製造する者があつたが、專賣實施以後は、製糖業者の設立した酒精工場の外は、殆んど其の跡を絶つに到つた。而して專賣實施以後臺灣酒精令の規程により、免許を受ける酒精製造者二名を加へ現在の酒精製造者は十三人である。昭和元年度に製造した酒精は十四萬八千石で、内輸出は六萬九千石、内地移出は六萬七千石であつた。

酒類販賣數量金額年表

年 度	數 量	金 額	年 度	數 量	金 額
大正十一年度	6,843,310	6,843,310	大正十四年度	11,450,000	11,450,000
同 十二年度	11,011,200	11,011,200	昭 和 元 年 度	11,450,000	11,450,000
同 十三年度	10,910,000	10,910,000			





中央研究所 菜部

第二十四章 研究調査機關

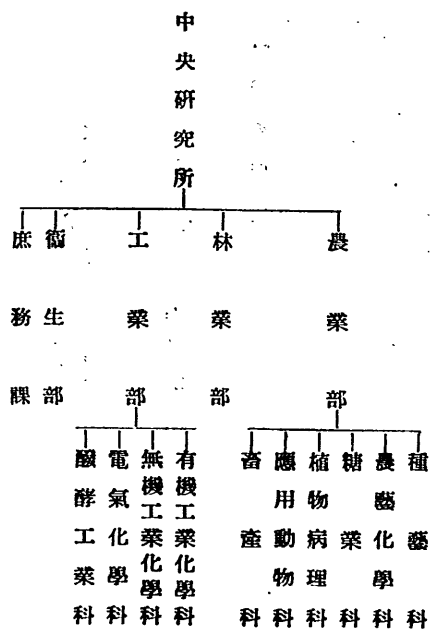
第一節 中央研究所

一 中央研究所の沿革 熱帯植民は生物學に其の基礎を置くを要すとは、後藤元民政長官の提言であるが、海峽植民地、馬來聯邦州、爪哇等に於ても、以に衛生植民方面の研究施設は、特に比律賓に於ては綜合的研究所の設立がある。其等機關が人類社會や學界の爲に貢獻し來つたことは頗る顯著なものがある。總督府が明治四十年度から五箇年總額として五十五萬圓の新營費を支出し、廳舎の築成を俟つて(四十二年三月)一獨立機關たる研究所を設くるに至つた所以は畢竟亦此の趣意に他ならぬ。然し當時の研究所は化學部、衛生學部の二部であつて、之れに專賣局檢定課の事務の一部を併せたに過ぎなかつたが、後次第に擴張し大正五年十二月には化學部、衛生學部、醸造學部、動物學部、庶務部の五部となし、同七年には殖産局附屬の檢糖所をも本所に合するに至つた。

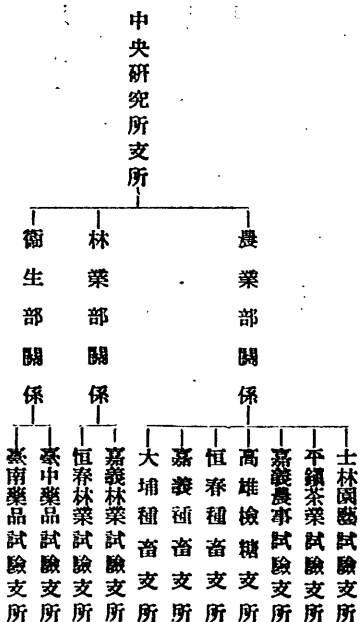
然るに當時總督府には各種産業研究調査のために設けられた幾多の機關があつた。即ち農事試驗場、林業試驗場、園藝試驗場、茶樹栽培試驗場、種畜場等があつて、其等各機關は其の研究調査の對象が違ふたため箇々獨立して、其の間組織的連絡がなく、基本調査の統一上不便が尠くなかつた。大正十年八月二日を以て總督府中央研究所官制が公布されたのは、以上分立した諸機關を同一機關内に綜合し、以て各部

の連絡を保ち、苟くも研究調査上重複に陥る等のここのない様にするためである。

二 事業と組織 中央研究所の事業は、(一)農業、糖業、林業、工業其他の産業及び衛生に関する研究、調査、試験、分析、鑑定、講習及び講話、(二)種苗、種畜、細菌學的豫防、治療品、其他の研究調査、又は試験の結果に因る物料等の育成製造、配付及び貸付等で、此の目的達成の爲に農業部、林業部、工業部、衛生部、庶務課の四部一課を置く、これを大別するに左表の通りである。



而して之等を總括する本部は元研究所に置かれ、地方に左表の如き十一箇所の支所がある。但し臺南州新化に在る元糖業試験場は所管事業の性質と内容を考慮し之れを支所とせず、前項に示す如く特に農業部の一科とした。



三 事業の分掌 前記四部一課は各々其の事務を分掌するに左の如くである、而して研究所の事業の一である講習講話に関する事項は、各主管に於て之れを行ふこと、なつて居る。例を示せば農業に関する講習講話は農業部、工業に関するものは工業部が之れを行ふの類である。

イ 農業部 農業部には種藝、農藝化學、糖業、植物病理、應用動物及び畜産の各科が置かれ、それぞれ左の事務を分掌する。

種藝科 (一)農作物に関する試験研究、(二)農具に関する試験調査、(三)品種の改良及び育成に関する試験研究、(四)種苗の鑑定及び配布

農藝化學科 (一)土壤及び肥料に関する試験調査、(二)農作物及び農産物の化學的研究、(三)農産物製造及び貯蔵に関する試験研究、(四)農業上に關係ある物料の分析並に鑑定

糖業科 (一)甘蔗及び輪作物に関する試験研究、(二)製糖及び副産物利用に関する試験研究、(三)甘蔗品種の改良及び育成に関する試験

植物病理科 (一)植物病害及び有益菌に関する試験研究、(二)農業微生物に関する調査研究、(三)植物病害の防除用藥品並に器械に関する試験調査

應用動物科 (一)害蟲、益蟲に関する試験研究、(二)有用動物並に有害動物に関する調査研究、(三)害蟲、有害動物の防除用藥品並に器械に関する試験調査

畜産科 (一)家畜、家禽に関する試験研究、(二)畜産物の製造に関する試験研究、(三)家畜飼料に関する試験研究、(三)種畜、種禽、種卵の改良、育成及び配布

林業部 林業部に於ては、(一)有用樹木に関する試験調査、(二)木材の利用造林及び森林の保

護に関する試験研究、(三)種苗の改良、育成等の事務を掌る

ハ 工業部 工業部には有機工業化學、無機工業化學、電氣化學及び醱酵工業科の各科があつて、それら左の事務を分掌する。

有機工業化學科 (一)有機工業化學に関する試験研究、(二)有機工業化學に関する物料の試験、分析、検定及び鑑定

無機工業化學科 (一)無機工業化學に関する試験研究、(二)無機工業化學に関する物料及び礦産物の試験、分析、検定及び鑑定

電氣化學科 電氣化學に関する試験研究

醱酵工業科 (一)醸造及び醱酵菌類に関する試験研究、(二)醸造及び醱酵の化學に関する試験研究、(三)其の他醸造に関する試験研究

ニ 衛生部 衛生部に於ては(一)細菌學及び原生動物學に関する試験研究、(二)傳染病、寄生蟲病の病原、病理、豫防法及び治療法に関する試験研究、(三)熱帯衛生に関する試験研究、(四)實驗的病理學並に治療學に関する試験研究、(五)衛生化學に関する試験研究、(六)血清、痘苗及び細菌學的豫防治療品等の製造、(七)醫療用藥品の検査、(八)其の他衛生に関する試験研究等を行ふ。

ホ 庶務課 庶務課に於ては、(一)職員の進退及び身分に関する事項、(二)圖書、器具、機械の保



管に關する事項、(三)會計、統計に關する事項、(四)部の主管に屬せぬ事項等を掌る。

四 各部の現状 以上四部一課の事務は事務官一名、技師四十八名(内兼任十八名)屬十七名、(内兼任一名)技手七十名(内兼任八名)(昭和二年)に依り取扱はれるが、以下之れを別々に説明する。

イ 農業部 本部は臺北市の南端富田町に在り、明治三十六年十一月總督府農事試驗場として創立され、中央研究所の設立と共に其の一部をなし上記の六科に分れて居るが、其中糖業科は本島蔗作の中心地である臺南州新化街に置かれてある。同科は明治三十九年糖務局糖業試驗場として創立されたもので、糖務局廢止後殖産局の所管に屬してゐたのであるが、前記の如く中央研究所官制公布と共に組織を改め、本部の一科となつたのである。職員は關係各支所を合して技師十九名、(内兼任四名)技手二十九名(内兼任二名)(昭和二年)で、關係各支所の概況は左の通りである。

士林園藝試驗支所 臺北七星郡士林庄に在り、臺北市を距る約一里半、園藝作物、就中柑橘類に關する試験調査を主要事業とし、其の種苗の改良、育成、配布に専ら力を注ぎつゝある。
平鎮茶業試驗支所 新竹州中壠郡楊梅庄に在り、平鎮驛を距ること約十二町、茶樹並に製茶に關する試験調査と、其の種苗の改良、育成、配布を爲す。
嘉義農事試驗支所 臺南州嘉義街山子頂に在り、熱帯農作物及び熱帯果樹に關する試験調査並に其の種苗の改良、育成、配布を爲す。
高雄檢糖支所 高雄州高雄市に在り、砂糖、肥料、其の他砂糖關係物料の分析、檢定、試驗並に砂糖に關係ある光

學、器械類の檢定を行つて居る。

恆春種畜支所 本島の極南高雄州恒春郡恒春庄爲豐に在り、畜産に關する試験調査、種畜の改良就中印度牛を用ひ本島在來牛畜の改良を圖り、其の蕃殖、育成、貸付を爲し、また馬、山羊等に關する試験研究、飼料に關する試験調査を行つて居る。

嘉義種畜支所 臺南州嘉義街紅毛埕に在り、其の目的は前者と同じだが、就中乳用牛、シンド種改良、蕃殖、育成、貸付等を爲す。

大埔種畜支所 臺南州嘉義郡大埔庄に在り、其の目的又前二者と同じだが、就中本島在來水牛の改良、蕃殖、育成を行つて居る。

ロ 林業部 本部は臺北市内に在り、其の前身は明治四十四年の創立に係る林業試驗場で、中央研究所の設立と共に其の一部をなし、林業に關する調査研究の首腦機關である。其の試験地は總面積五萬二千三百八十七坪ある。本園は一般植樹の獎勵、植物研究の資料に供せられ、其の蒐集した植物は千數百種に達する。本部の仕事は大體これを三つに分ける。即ち殖育試験、利用試験、植物調査で、殖育試験は有用樹木の種子、養苗、造林の調査及び諸試験、利用試験は林産利用、特に木材の物理試験、木材の工藝的性質の研究である。植物調査は本島植物の分類、分布及び利用の調査を爲すので、本部所蔵の肝葉標本は凡そ三萬に達す。尙臺中州新高郡には本部所屬の藥用植物栽培試驗地(面積四百三十甲)があり、藥用植物の試験並に内外有用樹木の造林試験を行ふ。職員は關係各支所を合し技師三名、(内兼任一名)技手五名であつて(昭和二年)關係支所は左の二箇所である。

嘉義林業試驗支所 臺南州嘉義街山子頂と埤子頭に在る。兩地面積の合計は十六甲歩餘で、主として護謨、シツソ、チーク等熱帯有用植物の試験を爲し、又内外有用樹木の養成と配布を爲す。尙別に嘉義郡中埔庄云水溪に本支所々屬の移植試験地(千六百五十八甲)があつて、チーク、シツソ、鐵刀木、油桐、廣葉杉、其の他有用植物の造林試験を行つて居る。

恆春林業試驗支所 高雄州恒春郡管内に在り、面積五百六十二甲歩、遠く明治三十四年中、熱帯植物殖育場として創設され諸種の熱帯植物が生長繁茂して居る。一度び園内に入れば南國的雰圍氣の自ら搖曳するを覺える。

ハ 工業部 臺北市幸町の元研究所内に在る。敷地面積は七千五百八十六坪、建物坪數三千九百二坪を有し、現に工業部の他に衛生部と庶務課がある。工業部の起源は既述の如く明治四十二年中總督府研究所が創設された時、專賣局檢定課の事務を引継ぎ更に其の内容を擴張し、殖産上の試験研究調査と醫藥藥品の検査も行ひ來つた同所の化學科が其の濫觴である。爾來研究所は次第に事務を擴張し、醸造學部を新設し、醸造化學並に食品化學等の試験研究をも爲したが、中央研究所の設立に當りこの化學部と醸造學部を合し當部を設置した。同部は世運の進展に伴ひ益々業務を擴張し其の充實を期して居る。職員は技師十四名(内兼任五名)、技手十九名(内兼任一名)(昭和二年)である。

ニ 衛生部 前述の如く工業部及び庶務課と共に元研究所内に置かれ、元研究所の衛生學部の所管に、同化學部所管であつた醫藥藥品の試験と、醸造學部所管であつた食品化學の業務を移管し當部を構成したので、其の次第も亦上述の如くである。職員は關係各支所を合し、技師十五名(内兼任五名)、

技手十七名(内兼任五名)(昭和二年)である。

臺中藥品試驗支所 臺中州臺中市に在つて、本島中部地方に於ける醫藥用藥品の検査及び封緘を行つて居る。

臺南藥品試驗支所 臺南州臺南市に在つて、本島南部地方の醫藥用藥品の検査及び封緘を行つて居る。

ホ 庶務課 工業、衛生の兩部と共に本部たる元研究所内に置かれ、職員は事務官一名、屬十七名(内兼任一名)(昭和二年)であるが、屬は必要ある部、科又は支所にも分遣されて居る。尙本所と行政各部との連絡を保つために評議會が所長の諮詢機關として設けられてある。會員は總督府部内高等官の内から任命されて居る。

第二節 商品陳列館

臺灣總督府商品陳列館は殖産局主管の下に、大正六年六月十七日第二十三回臺灣總督府始政記念日を以て開館し、無料にて一般の觀覽に公開された。本館は主として本島貿易の發達及び商品研究、産業常識の普及等、凡て商工業の進展を図る目的を以て、本島並に南支南洋及び内地に於ける商品又は參考品を陳列し、尙其の産業に關する圖書等を蒐集し、汎く公衆の觀覽閱讀に供すると同時に、商取引の紹介、商品の意匠等に關する調査並に調成をなしつ、ある。本館將來の事業としては、本島産業の發達並に貿

易の振興を圖るため、殊に本島生産品の眞價を廣く紹介し、販路の擴張に資するため、凡ての施設陳列を爲さんとするもので、之れが爲には島内品の充實を期し、内地市場及び陳列所との連絡を完全ならしめようとする努力がある。陳列品點數は本島製品二、六八五點、南支南洋品一、八一五點、内地品一、一〇七點、計五、六〇七點で、觀覽人員は大正十二年八一、三五四人、同十三年一七七、五〇〇人、同十四年四二八、七六五人、昭和元年四三、九〇三人である。尙近時商取引の仲介調査依頼の件數が年々増加して來た。

尙、本島生産品の向上發達を促がす爲め各種の展覽會を開催した、即ち左の如くである。

大正六年十月	臺灣工業品展覽會	同	十三年五月	副業獎勵展覽會
同九年十月	臺灣生産品展覽會	同	十三年十一月	化學工業展覽會
同十一年七月	家内工業品展覽會	同	十四年六月	始政三十年紀念展覽會
同十二年四月	生産品展覽會			

猶其外從來内地及び島内等に催される各種展覽會には努めて参加し、島内商品を取纏めて出品することに居たが、昨年より臺灣物産協會の事務所が館内に置かれるようになってからは同會に出品せしめることになつた。

第三節 州立農事試驗場並州廳農會農場

イ 州立農事試驗場 臺北、臺中、臺南、高雄の四州に各當該州地方費を以て州立農事試驗場を設立して居るが其の位置及び業務は左の如くである。

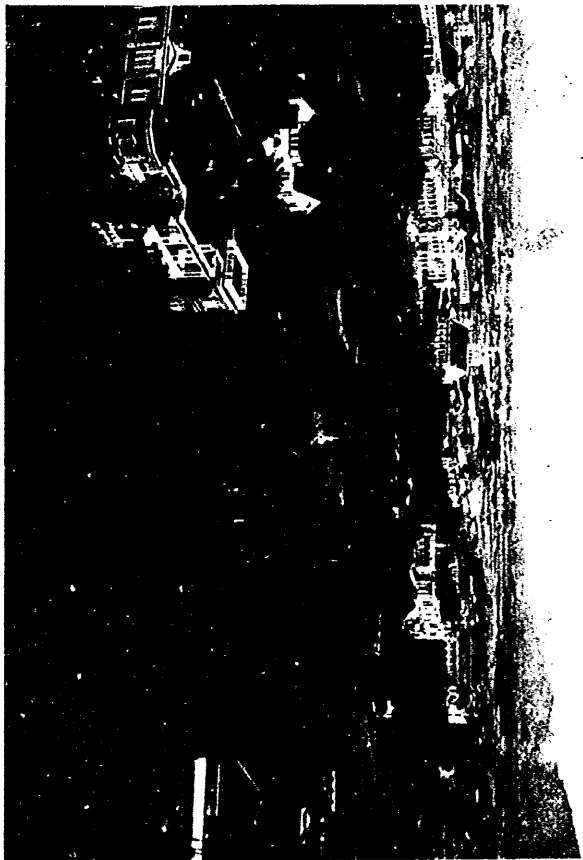
一 位置

- 臺北州立農事試驗場(本場) 臺北州臺北市大安
- 臺北州立農事試驗場(支場) 臺北州宜蘭郡宜蘭街
- 臺中州立農事試驗場(臺中州臺中市臺中)
- 臺南州立農事試驗場(本場) 臺南州臺南市竹篙厝
- 臺南州立農事試驗場(支場) 臺南州嘉義郡嘉義街
- 高雄州立農事試驗場(高雄州屏東郡屏東街)

二 業務

州立農事試驗場の業務は (一)農産の改良増殖に関する試験 (二)農事に関する模範を示すこと (三)農事に関する調査及設計 (四)農事に関する講話講習及び質問應答 (五)種苗、種畜、種畜、蠶種、農産物見本等の配付又は種畜の種付 (六)土壌、肥料、農具機械、種苗及び農産物の鑑定又は分析

□ 州廳農會農場 未だ州立農事試驗場設置の運びに到らない新竹州並に臺東、花蓮港の二廳では當該州廳農會の農場で、稻の優良種の蕃殖普及並に豊凶考照試験、品種試験、肥料試験、耕種試験等をなすの他、甘藷及び落花生の品種試験及び各種果樹苗木の養成、種鶏の飼育等を行つて居る。



第一の街市北家るた見り上府将總

附 録 主要都市及名所舊蹟

一、主要都市 (人口は昭和元年十二月末日現在)

一 臺北州

一 臺北市 人口二十萬五千六百十三人 (内地人 五萬六千五百五十四人、本島人 十三萬五千八百九十四人、外國人 一萬三千五百六十五人)

總督府並に臺北州總の在る所であつて、淡水河の流は帶の如く市の半面に沿ひ、全面積二方里七分、大正十一年四月市内の行政區域を改正する迄は大別して城内、大稻埕、艋舺の三市街をなし、その城内には主として内地人の居住區域で、新領土の政都としての諸機關は概ね此處に置かれ、又學校、病院、博物館、圖書館、その他各種文化設備の存するところである。

大稻埕と艋舺とは、主として本島人の住する所で、前者は昔巡撫の劉銘傳が三市街中の商業地域を定めた丈に、今日も商業發展にして、本島の重要輸出品である茶の取引は此の地に限られ、後者は往時

附 録 主要都市及名所舊蹟

大小の船舶輻輳し、極めて繁盛な河港であつた。傳へらるゝが、今は衰退して場末の陋巷たるに過ぎぬ。

備考 外國人とは主に支那人を指す以下同じ。

二 基隆市

人口六萬八千六百四十九人
(内地人 一萬七千五百五十六人
本島人 四萬七千七百七十九人
外國人 三千七百七十四人)

本島の北端に位し、内地、對岸其他への出入口をなし、縱貫鐵道は此の地を起點とし、臺北迄は南へ十八哩、南の高雄と共に本島の二大重要港都である。總額二千二百萬圓を投ずる大築港が出来れば、更に一段殷盛を加ふべきは言を俟たぬ。此の地は昔一度び西班牙人に占領されたことがある。

三 淡水街

人口二萬二千六百六十八人
(内地人 七千七百七十人
本島人 一萬一千九百九十八人
外國人 三百六十五人)

臺北から北方十三哩、汽車及び汽動車の便があり五分で達する。領臺以前は南の安平と共に本島の最大要港であつたが、今は河口淺く昔日の偉もなく、唯江を隔つる觀音山のふが昔日の風光を存するのみである。此の地も亦一度び西班牙人の占領した所である。

四 宜蘭街

人口二萬二千六百三十三人
(内地人 二千六百六十六人
本島人 二萬二千六百三十三人
外國人 三十三人)

東海岸最大の都會地であつて、茫々際涯なき沃田と千古斧鉞を入れざる大森林とを以て顯はれ(林業の單官營所産參照)、基隆の次驛、八堵驛から汽車の便がある。

五 蘇澳庄

人口一萬一千三百八十八人
(内地人 八百九十三人
本島人 八千三百八十五人
外國人 四十人)

東海岸唯一の良港として、一時特別輸出港であつたこともあるが、大正十一年九月を以て愈々漁港の完成を見るに至つた。宜蘭を距る十三哩、汽車にて約一時間を要する。臺北州に於て招來せし内地漁業移民の居住地である。

二 新竹州

一 新竹街

人口三萬九千六百八十五人
(内地人 四千四百三十二人
本島人 三萬四千四百九十九人
外國人 四百八十四人)

新竹州廳の所在地であるが、清の康熙五十年代(二百十餘年前)に、百餘人の閩人(福建人)が來り拓いた北部臺灣唯一の植民地である。其の出立から觀るに進運寧ろ遅々たる様であるが、市街は相應殷盛で、重要な一都市である。

二 桃園街

人口二萬二千六百六十四人
(内地人 七百九十八人
本島人 一萬九千三百八十四人
外國人 八十六人)

同じく北部臺灣にあつて、而かも新竹と隣接し乍ら、前者が閩人の植民地であつたのに對し、後者は

後、一八二九年にして、粵人(廣東人)の植民地となつたのは面白い。桃園は彼等が携へ來つて移植した紅桃樹から其の名を得たに謂ふ、今は茶の中心地であつて全島産額の約七割を出だす。

三 大溪街(舊名大崑崙) 人口二萬七千九百七十二人 (内地人 四百四十四人、本島人 二萬七千四百六十九人、外國人 五十九人)

桃園から輕鐵があつて三里二十町、角板山への入口であつて、蕃界に近い一名邑である。街頭から俯瞰すれば斷崖削立數十丈、磊砢たる河幅の遠く連る雄大な風景は又稱すべきものがある。

三 臺 中 州

一 臺中市 人口四萬四千三百三人 (内地人 一萬一千三百八十五人、本島人 三萬一千四百四十八人、外國人 一千四十四人)

臺中州廳の所在地であつて、恰も臺北と臺南の中央、前者に南して百哩、後者に北して九十九哩、市街は内地式で其の建設も新しい丈けに新進潑刺の氣分に富む。

二 豐原街(舊名葫蘆墩) 人口二萬四千七百二十四人 (内地人 五百四十六人、本島人 二萬四千五百九十九人、外國人 百十九人)

臺北の南九十一哩、葫蘆墩米云へば臺灣特産の最上等米の代名詞とも言はれるのは、畢竟此の地方

の産米が、最も優良なためである。尙八仙山へは此所より東勢を経て入るのである。

三 彰化街 人口二萬七十九人 (内地人 一千百人、本島人 一萬八千五百人、外國人 四百七十九人)

臺中の南方約十一哩、殆ど純本島人の都市にして島内稀に見る繁華の地で、本島内に於ける一舊都である。

四 鹿港街 人口三萬三千八十三人 (内地人 二百四十七人、本島人 三萬二千六百八十四人、外國人 百五十二人)

彰化の西方約三里に在つて輕便鐵道の便がある。昔は安平、艋舺と共に本島三天要港の一に唱へられたが、今は海淺く當年の繁盛を尋ねる由もない。然し昔を偲ぶ本島都市の典型は今も尙窺ふ事が出来る、附近の鹽田亦遠來の客には目新しいもの、一つである。

五 南投街 人口二萬三千四百五十八人 (内地人 八百二十八人、本島人 二萬二千五百三十一人、外國人 九十九人)

臺中の南方七里二十九町、輕鐵の便がある。中央山脈への入口で地方の中心市街地である。臺中方面から日月潭及び埔里、霧社に志すものは必ず此の地を通過する。

六 埔里街 人口二萬四千三百五十九人 (内地人 九百六十六人、本島人 二萬三千二百六十八人、外國人 百八十七人)

臺中を發して南投に入り、更に中央の山地に突進する。三十五里、十二町にして、四顧瀟達、禾穀充
く穰る一大盆地がある。埔里街は其の中央に在る一小都市で、山奥には珍しい繁榮な地である。地は海
抜二千尺、山水秀麗、また小洛陽の稱がある。横断道路等あり、前途益々有望である。

四 臺南州

一 臺南市

人口八萬七千九百三十人 (内地人 一萬三千八百四十人
本島人 七萬三千九百九十人
外國人 三千九百九十七人)

臺北を南に距る二百哩、全島内に於ける最も舊い都で、劉銘傳が巡撫衙門を臺北に置く迄は全島の首
都であつた。地方制度の改正と共に安平をも併せ、市の面積は二方里七分、恰度臺北と同一である。島
内第二の大都會、臺南州廳の所在地であつて、臺北の政都たるに對し此の地は商都の觀をなす。其の公
園は島内各都市中最も雄大な趣がある。

地方制度改正の結果併合された安平は臺南市街を西方に距る約一里、昔は全島中最も重要な港であつ
たが、其の繁榮は高雄の奪ふところになつた。臺南、安平には由緒の深い名所舊蹟が多い。

二 嘉義街

人口四萬七千八百九十四人 (内地人 七千八百八十九人
本島人 三萬九千四百七十三人
外國人 一千二百三十三人)

臺中から南方六十二哩、臺南から北方三十八哩、臺南大圳事務所の所在地であり、阿里山及び新高山
登山道阿里山口の起點である。この地は阿里山材の集散地であるから、市街の繁盛は元より然るまじ
であつて、將來益々發達の機運に向ひつゝある。

三 斗六街

人口二萬七千九百一十一人 (内地人 一千四百九十九人
本島人 二萬六千七百十八人
外國人 百四十四人)

臺南州下北部主要の市街で、舊斗六廳の所在地であり、東洋製糖株式會社の斗六製糖場がある。

五 高雄州

一 高雄市(舊打狗)

人口四萬六千七百五十四人 (内地人 一萬一千四百八十五人
本島人 三萬四千二百六十九人
外國人 千六百六人)

縦貫道の終點であつて、臺北を距る二百二十九哩、基隆を駢んで南北の二天要港である。遠く清の
咸豐年間(六十餘年前)既に開港場であつたが、今日の如き開發は最近年のこゝで、築港の竣成を俟ち前
途益々洋々たるものあり、新鋭濠刺の氣運に充ち、高雄州廳の所在地である。

二 屏東街(舊阿緞)

人口二萬八千三百四十五人 (内地人 三千五百七十八人
本島人 二萬三千九百二十九人
外國人 八百六十五人)

附録一、主要都市

五三四

下淡水溪から東に於ける唯一の都會地である。高雄の東方鐵路十五哩、其の途上にある下淡水溪の鐵橋は、延長五千七呎、東洋一の長橋と稱せらる。又同地には陸軍飛行隊が置かれて居る。

三 旗山街(舊蕃寮) 人口一萬五千八百五十五人 (内地人 九百三十三人、本島人 一萬四千五百二十二、外國人 百四十一人)

屏東線九曲堂から製糖會社の輕便鐵道にて七里の山地に在る小都會地である。汽車山地を北進し、俄に廣々とした下淡水溪畔に大平原の展開さる、時、恰も埔里街を聯想せしむるものがある。風景の妙亦多く他に比を見ない。

四 恒春庄 人口一萬二千三百三十九人 (内地人 六百九人、本島人 一萬一千二百八十六、外國人 二百四十四人)

本島極南の一小邑で、氣候溫暖、恒に春の如きものある故に其の稱がある。附近には熱帶植物を試育する中央研究所林業試驗支所、牛畜其の他家畜の試育、蕃殖を圖る同種畜支所がある。

六 臺東廳

一 臺東街 人口九千二百四十八人 (内地人 一千七百六十八人、本島人 七千五百七十九、外國人 四百三十二人)

西部五州と制度を異にする臺東廳の所在地であつて、廳下唯一の都會地だが、文化の程度未だ遙かに西部の諸都市に及ばぬ、其の開發は之れを今後待つべきである。街を距る五里餘の地には、鹿野村と稱する内地移民村がある。

七 花蓮港廳

一 花蓮港街 人口八千五百七十七人 (内地人 三千七百七十三人、本島人 四千二百三十三、外國人 五百一十人)

臺東と同じく廳所在地であるが、文物の發達は遅れてゐる。附近には吉野、豊田、林田等の内地移民村があり、一度此の地を踏んだ者は誰しも其の身の内地に在るが如きを覺ゆる。由來東部臺灣は交通至難の地であつたが、大正十四年三月、南臺東から、北花蓮港に至る百七哩の鐵道完成し、東臺灣における兩中心都市は完全に連絡され、又小汽船ながら蘇澳からは殆んど毎日船便があり、今後この地方における文化並に産業の發展は期して待つべきものがあるであらう。

八 澎湖廳

附録 主要都市及名所舊蹟

五三五

二、名所舊蹟

一 臺北州

官幣大社臺灣神社(臺北市大宮町) 故北白川宮殿下には、明治二十八年土匪御征討の砌り、風土の御病に罹らせられ、島内に於て薨去せられた。本社は故宮殿下の御薨去を永へに悼み奉らんものゝ、大國魂命、大己貴命、少名彥命と共に齋き祀つるところである。

明治三十四年十月、故親王妃殿下、竝に勅使御渡臺ありて、同月二十七日鎮座式を挙げ、翌二十八日大祭を執り行はせられた。境内は廣く、江流に臨み、翠幃を負ひ、其の勝景を相俟つて神威彌が上にも尊い。

總督府舊廳舎(臺北市大和町) 明治二十八年六月十四日、樺山總督が文武百官を率ゐる臺北城内に入るや、舊行轅を布政使司の衙門を以て總督府廳舎に充てた。所謂總督府舊廳舎は行轅(布政使司衙門は元陸軍部廳舎)であつて嘗つて清國の巡撫劉銘傳が資を官民の嚙出に待つて、本國政府大官の渡來に際する迎賓館を、其の公廨に充つる爲めに建築したものである。

三線道路 領臺當時の城壁を取毀ら跡地を道路としたもので、其の路線が三線から成つて居る。城壁中

附録 主要都市及名所舊蹟

にあつた東門、南門、小南門、北門は今尚存し残したる道路の並木、甍を競ふ草花等相影じて臺北市街を繞り一大美觀をなして居る。

南菜園(臺北市兒玉町) 故兒玉藤園總督の別荘で、當時城南の一隅に存在し、周囲は茅舎のみであつたが、今や雜園の街衢となつて居る。

明石前總督墓城(臺北市三橋町共同墓地) 大正八年十月二十四日、郷里に於て薨去せられたのを同年十一月三日此の埜域に遺骸を埋葬したのである。

乃木將軍母堂の墓(名同) 明治二十九年十二月三十日、第三代目の總督にして世界に偉名を馳せた故乃木大將の母堂が此の地に永眠せられたのを祭つてある。

植物園(臺北市南門町) 總督府中央研究所林業部の在る所であつて、種々な熱帯植物を栽ふ、林業上の試験に資するに共に、又遊園地としてある。熱帯地氣分に充ち、其の風致は内地に於ては見られない趣きがある。

劍潭と劍潭寺(臺北市大宮町) 源を基隆に發する基隆溪が臺灣神社の麓を紆るころ、溪水自ら潭淵をなす、潭の邊りに今尚茄苳木と稱する老幹があり、傳ふる所に依れば昔和蘭人が其の幹に劍を挿したのが樹肉に結著し皮を生じ、劍と木とは一體になつたのでその故事から劍潭と云うに至つた。また潭に面し劍潭寺と呼ぶ一古刹がある、觀音像を祀り、明末鄭氏の開基である。

芝山巖(士林驛から約十五町)

明治二十八年七月、總督府學務官僚擧取道明以下六名始めて我が本島人教育に著手し國語傳習の爲めに此地に在つたが、翌二十九年一月元旦匪徒の蜂起に逢ひ其の逆刃に斃れた悲惨な舊蹟である。仍て碑(時の總理大臣伊藤侯爵撰文)を此の地に設け、爾來本島に於て死亡した教育家をも合祀し、毎年二月一日莊嚴な祭祀を行ふ。

北投溫泉(七星郡北投庄) 淡水線汽車又は自動車にて臺北から僅か三十分、翠山四周を繞ぐる所、靈泉沸湧して湧き、溫泉場としての設備も至らざるなく、又平坦な自動車道路を通じ、遊覽地としては島内其の右に出づるものがない。

草山溫泉(士林驛から二里二十町、北投驛から約二里) 交通の便乃至設備に於ては北投に及ばないが、野趣に富む點では寧ろ愛すべきものがある。北投から此の地に到る一帯は、恰も箱根のその如く、先年、皇太子殿下の行啓と共に新に道路を開いて自動車を通ずるに至つたが、更に將來は此の地を中心にして大遊園地を造らうとの計畫もあるから、自然と人工と相俟つて、一層美はしい遊覽地となるであらう。

紅毛城(淡水驛から十八町) 現在の英國領事館がそれであるが、西曆一六二六年、西班牙人が占據時代の遺蹟で古色稱すべきものがある。

清國時代の舊臺砲(紅毛城の西隣) 光緒二年(明治九年)巡撫劉銘傳が築いたのだが、今は僅に外廓を残すのみで寂寥人を襲ふが如く廢墟の思ひがある、榕樹の老幹參差して其の路邊を蔽ひ眞に畫尙淋し

い、附近にゴルフ・リングの設けがある。

北白川宮征討記念碑（基隆郡澳底、猴洞驛から約六里十町）明治二十八年六月一日、故北白川宮殿下には、臺北州基隆郡の東端三貂角の邊りから御上陸あらせられ、其の夜天幕を張り一夜を過させ給ふたのが、今日の記念碑の地點である。靖臺の後總督樺山將軍の時敵軍から獲た砲身を改鑄し、標題の九字を鑿したもので、裏面には將軍の撰文が謹誌してある。

クールペー濱（基隆驛から海上十四町、陸地二千町）光緒十年（明治十七年）清佛の役、佛軍のクールペー中將が基隆占領に際し上陸した地點で、其の佛文の石碑は戦病歿將卒が永眠したのを記念する所である。

大里の眺望（宜蘭郡頭圍庄大里）大里は基隆郡から宜蘭郡への關門に當る一寒村に過ぎないが、海濱一帯怒濤巖に激する雄大な眺望さ、遠くは龜山の小島が眞に龜の子の如く浮び白浪打寄する織美は『東溟曉日』を以て古來臺灣八景の一と愛賞せられる所以に背かない。

礁溪温泉（宜蘭郡礁溪庄、宜蘭から北方二里半）公共浴場は丘槽の上に在り、前面萬頃の田圃を隔て、太平洋を見下ろし、風景眞に佳絶である。

新店溪の深潭（文山郡新店庄、臺北市から三里）後に淡水河に合すべき新店溪の二源流が合して鬼鬼たる絶壁を突き、峻嶒水勢の削るころこなり底も知れぬ深淵を穿つたものが即ち新店溪の深潭である。小舟を浮べて遊べば紺碧の潭水は斷崖の影を映じ、四圍の翠山亦その姿を落して、其の景趣は文人墨

客の愛する所である。

烏來温泉（文山郡新店から約四里の蕃界）臺北市から七里の蕃界に在り、深山幽邃稱すべき仙實である。途上の鐵線橋も亦面白く、蕃情を視察するには臺北から最も近い所である。

三峽戰蹟（海山郡三峽庄、鶯歌驛から三十二町）舊稱三角湧であつて、我が領臺當時土匪の巢窟を抜く爲め征討軍を派し、此の地を経て糧食を送るに當り、桶重の任に當つた我士卒三十九名が匪賊の凶弾に斃された悲惨な戰跡である。

二 新竹州

新竹神社（新竹郡香山庄）新竹神社は大正七年十月二十五日鎮座式を舉行したが、祭神は臺灣神社と同一で同九年二月十七日縣社に列した。御鎮座地は明治二十八年八月八日故北白川宮殿下の御露營地で、附近に其の記念碑があり、縦貫鐵道線から遙拜し得る。

角板山（大溪郡蕃地、桃園驛から九里十七町）交通の不便であるに拘らず、島外から來り遊ぶ人々の大多數は、必ずや一度は角板山上の客となる。これ畢竟角板山こそは高山蕃界の縮圖で、一度び山上の人になれば、人煙遠き蕃界氣分に充ち満ちたものがあるからである。地は一千四百餘尺の臺地をなし、極

附録 主要都市及名所舊蹟

めて幽邃、枕頭山、挿天山等は前後に聳む、大崙溪の源流は數百仞の眼下に緑の如く圍繞して居る。其の間を幾許もなく蕃人の去來する狀は眞に太古を想像せしめずにはおかぬ、遠來の珍客を遇するためには、貴賓館、蕪風館等もあり、設備は至れり盡せりと言ふべきである。曩に、秩父宮殿下の御臨行によつて益々其の名を高めた。

南寮ヶ濱(新竹郡瀨港庄十塊寮) 新竹街から約二里で輕鐵の便があり、近來海水浴場として島内屈指の所として知られてゐる。

三、臺中州

臺中公園(臺中市) 廣大にして雅趣に富む臺中公園は島内の名公園として知られ、内に設けられた水浴場は善美を極めてゐる。

八卦山(彰化郡彰化街) 附近一帶の平野に孤立する一丘陵で、古來要害の地として幾多の史實に富んでゐる。我が征臺の際、敵は此地に據り防戦甚だ力めた所であるが、今は彰化公園の一部をなし、丘上からの眺望頗る妙である。

日月潭(新高郡魚池庄、縱貫鐵道二水驛から約十二里) 臺灣名所として最も宣傳さる、所で、水社大山、大尖

山等の山々に圍繞された海拔二千四百尺の地に在る一大湖水である。湖上の樹木蒼鬱たる一小嶼珠子島を境として、南を月潭と呼び東北を日潭と呼ぶ(尙異説あるも略す)。四山影を落し朝暾夕暉の風趣は到底筆紙に盡くされぬ。湖水の東岸に茅屋二、三十の化蕃部落がある。大木を分ちて兩開きとし、樹肉を割つた獨木舟に乗り湖上を漁り、若くは稍々離れた半頃の耕地に穀菜を耕し其の生を營む。口碑の傳ふる所に依るに、彼等の先祖は今から百數十年前まで、嘉義方面の高山蕃人であつたが、一日槽大山に獲して一頭の白鹿を見出し、逐ふて水社大山に至り其の跡を失ひ、彷徨三日に及べる間、圖らずも此の山中の湖水を見出し、天が與へた樂土として、蕃社を擧げて移住したものである。此の化蕃が米粟の類を搗くには屋前の巨石を白みするが、其の響は四山に反響し、湖上に搖洩し、一種言ふ可からざる哀音となつて惻々として人に迫る。況して此の哀音に和する妙齡蕃婦の蕃歌に至つては更に斷腸の思ひを加ふるものがある。八勝の一景なる「蕃家竹聲」を稱せらる、は其れである。この湖水を利用して、十四萬キロの電力を起すべく計畫された大工事に就いては前に述べた通りである。

霧社の斷崖(能高郡埔里街から六里四町の蕃界) 鳥來に於て蕃界の氣分に觸れ、角板山に於て一層濃厚な蕃地氣分を味つた人も、二度び霧社に入らば其の雄大な高山蕃地の景趣には更に一層の壯美を感じるであらう。埔里街からの途上の斷崖は行人の目を驚かすものがある。所謂霧社とは此の山奥の一高臺で多數警官が駐在し郵便受取所、霧ヶ丘俱樂部等人家二三十あり、海拔四千尺の此の高臺の眺望に至つ

ては、元より角板山の其れを凌ぐこゝ敷等である。

四 臺南州

官幣中社臺南神社（臺南停車場から十八町）明治二十八年六月一日三貂角附近から軍を進め給ふた北白川宮殿下には、風土病に冒され給ひ、臺南に入らせらるゝや、御重體に陥らせられ十月二十八日御旅館に充てさせ給ふた當地の富豪吳昌紀の屋内に薨去あらせられた、是れ北白川宮殿下の御遺跡地で、今も尙寶物となつてゐる藤製臥榻其の他竹製撥架等が保存されてある。最近新に神社の造營成り、大正十二年十月二十八日を以て盛大な鎮座式が行はれ、官幣中社臺南神社として宮殿下の御威徳を祀る。

開山神社（臺南停車場から十二町）支那明朝の將に倒れんことを、尙最後の一柱となつて孤忠を唱へ、海を渡つて此の地に至り蘭人を驅逐し自ら主となり、徐ろに明朝の再興を計らうとした鄭成功を祀る。父は鄭芝龍、母は日本平戸の産田川氏、國姓爺の名を以て遍く聞ゆる明末の遺臣である。社殿は曩に延平郡王廟と稱へたのを（其の以前にも種々歴史はあるが）明治三十一年一月開山神社と改め縣社に列せられた。

五妃の墓（臺南市桶盤邊）明朝の遺孤寧靖王が、清將施琅の征軍を受けた時遂に敢然死を決し、其の五妃

に對し暇を遣はず山を告ぐるに、五妃皆毅然として「王既に能く節を全うす、妾等亦寧ろ甘んじて身を失はん」と、王よりも一日先きに打揃うて中堂に縊死したのを葬つた所である。

孔子廟、文廟（臺南市幸町）鄭成功の子鄭經の建設したもので、毎年春秋二回八佾の禮を以て釋奠を行ふ。

關帝廟、武廟（臺南市本町）鄭成功が蜀の關羽の武勇を追慕し建設したもので、其の像は彫刻頗る巧妙である、春秋の祀典がある。

赤坎樓（臺南市臺町）今から二百六十年前、和蘭人の造營したもので、又プロツ井デンシヤミ呼び神の據理を意味する、蘭人占據の舊址である。

赤坎城址（臺南市外安平）柏原太郎右衛門、濱田彌兵衛一族が、和蘭領事ビートルマイツを生擒した事件に依つて、邦人間に遍く知らるゝ由緒ある舊跡である。原名をゼーランヂヤ（和蘭の一地名に因む）と稱し、西曆一六二四年蘭人の築營したもので、一六六二年鄭成功の入臺に際し、攻めて之れを占領

し、安平鎮と改名したもの、今は僅に片々たる殘礎を留むるも、亦以て當年を偲ぶの好資料である。

鄭成功の故宅址（臺南市清水町）鄭成功の本島に據つた際、建設して邸宅としたものであるが、清朝時代には府署となし、我が領臺後は一旦兵營としたが、今は改築して陸軍官舎となつて居る。

北港媽祖廟（北港郡北港街）本島人の北港媽祖廟に對するは、内地人の信濃の普光寺が、讃岐の琴平神社



に對する信仰の如く、養客年々少くも四十萬多きは七十萬に達する。約三百年前、俗樹壁が支那福建省漳州、朝天閣の天上聖母を遷し祀つたもので、支那式廟宇の纖麗なるは人目を眩惑せしむる。縦貫線斗南、大林、嘉義三驛から輕鐵の便がある。

吳鳳廟(嘉義郡中埔庄) 身を殺して仁を成せる一代の義人吳鳳を祀つた所である。吳鳳は今から約二百年前、時の官憲の蕃語通譯として令聞あつた人、よく蕃人を悦服せしめたが唯藤首の一事が如何うしても止まないのを慨き、自ら變装し故らに蕃人の兇刃に斃れ、終に阿里山蕃を悔惜せしめた人で、爾來阿里山蕃に限り全く此の惡習を絶つに至つた。佐久間前總督も是に參拜し、「殺身成仁」の匾額を供へた。今は成仁廟とも呼ぶ。

新高山(嘉義郡善地) 古來支那人には玉山、外人にもモリソン山を以て聞ゆ、海拔一萬三千三十五尺、富士山を凌ぐこゝ實に六百三十五尺に及び日本第一の高山である。

阿里山と其の神木(同上) 嘉義街の正東十二里に在る。阿里山系は其の低きも七千五百尺、高きは九千六百餘尺に及ぶ。林業の章に述べた如く、全山紅檜、扁柏等の巨幹を以て蔽はれ、實に本島の一大寶庫である。運材鐵道の便を藉り八十有五の隧道を縫ふて、徐々として山嶺に至るの壯快は他に多く其の類を見ない。盛夏の候も其の氣温は七十一度内外を出でぬ。山嶺に近き七千二百尺の所に、蠶々として天を摩する一大紅檜がある。樹齡二千歲、周圍六十五尺、直徑二千尺七寸、全長百五十尺、所謂

阿里山の神木である。

關仔嶺溫泉(新營郡白河庄) 地の幽邃設備の完備は、北部臺灣の北投を略々併稱するに足るものがある。後壁驛から四里半、自動車及び輕鐵の便がある。

火山巖と火山廟(同上) 枕頭山腹に高さ丈餘の巨巖がある。火山巖と呼び、嶺の前面には多くの孔隙があつて、其の隙からは水も湧き出づれば火も燃れ出づるので古來奇蹟と稱せられた。山麓に山腹に寺院がある。一は大仙寺、他は碧雲寺で、所謂火山廟は此の二を合稱したものである。

北回歸線標(嘉義郡水上庄) 嘉義驛から南下して水上驛に至る中間の西方に在り、明治四十一年十月縱貫鐵道の全通に際し記念として建設したものである。

五 高雄 州

舊城(高雄郡左營庄) 今は荒れ果てた一寒村に過ぎぬが、昔鳳山縣城所在の舊址であるから、後人が呼んで地名をなしたものである。

下淡水溪鐵橋(鳳山郡九曲堂から屏東街に至る途上) 東洋第一の長橋と稱せられ、延長五千七呎、之れを内地の最長橋阿賀川の四千七十七呎、朝鮮鴨綠江の三千百呎等に比べると、臺灣丈々に寧ろ意外の感な

附録 主要都市及名所舊蹟

五四七

きを得ない。雄大な橋畔の風景を併せて、又臺灣の一珍とすべきである。

琉球藩民五十四名墓(恒春郡車城庄統埔) 明治四年十月我が琉球藩民六十九名が東海岸八瑤灣に漂著したとき、牡丹社蕃人に惨殺せられたもの實に五十四名、本島の極南、統埔の圃中に孤立する『大日本琉球藩民五十四名墓』は即ち彼等の靈を祀つたもので高さ五尺幅一尺五寸、明治七年の征臺に際して西郷都督の建設にかゝるものである。

石門(同郡車城庄より山地へ約二里) 上記の問題から牡丹社蕃人の征伐となり、西郷都督以下、谷、赤松の兩參軍、佐久間(後の臺灣總督)、福島の兩參謀等が之れに向ひ、最も激戦を極めたのは此の地であつて、其の名の如く一千三、四百尺の絶壁は一縷鳥運の兩側に迫つて、自然の大石門を作り、所謂一夫關に當れば萬夫も如何にもする事の出来ぬ天險である。其の附近に四重溪温泉あり、幽邃閑雅の仙境である。

鸞鼻燈臺(恒春郡恒春庄鸞鼻) 東洋第一と稱せられ、今は帝國の極南を照す。此の燈臺には其の由來に於て奇しくも我が琉球藩民の如き鸞鼻の史實がある。西曆一八六七年三月二十九日、米國の一汽船が暴風に遭ひ、我が東海岸の暗礁の爲めに沈没するや、船員は端艇に依つて辛うじて附近の蕃社に上陸したが、例の蕃人等は之れこそ天與の賜と終に彼等を襲殺した。されば米國政府は二隻の軍艦を向け、蕃人の征討に當らしめたが、反つて其の副將軍は戦死して遠征の目的も空に歸した。其後米清兩

國政府交渉の結果、出來得る限り外人の爲めに近海の危険を除くべしとの趣意の下に、米國の勸めに依つて光緒八年(明治十五年)に建設されたものである。高さ五丈九尺、海面を抜く十八丈、巖壁の周圍は一丁に餘る大燈臺で、鞆轄たる黒潮の邊りに立つてゐる。今回、政府は更に此處に一大無線電信所を設置した。高雄から約三十里に當る、風光甚だ雄大である。

六 臺 東 廳

東部海岸絶壁(臺東から大湖口に至る間) 東海岸一帯は、到る處高山脈が直ちに海に通つて幾千尺の斷崖をなし、風景の雄大眞に賞すべきものが多い、就中臺東から大湖口に至る間は絶勝の景を以て聞け、怪岩突兀危礁磊塊、波浪之れに激して飛沫白雪を噴けるが如く、また百雷を一時に耳にするが如くである。故佐久間總督は此の地に旅し、臺東耶馬溪と稱した。

知本温泉(臺東支廳卑南區知本) 知本溪右岸の山腹に在つて風景甚だ佳く、水色透明で古來蕃人は神水と呼び浴した。旅宿、浴場もあるが交通の不便なのは遺憾である。臺東から南方四里に在る。

軒仔崙温泉(大武支廳大麻里區軒仔崙) 軒仔崙溪右岸の溪畔に在つて風景佳なるも、是亦交通機關も設備も伴はぬ。臺東の南方九里に在る。

七 花蓮港廳

瑞穗温泉(花蓮港瑞穗區) 花蓮港街から鐵路四十一哩、瑞穗驛を距る約三十町の地點に在る、浴室、宿泊の設備あり風光亦賞すべきものがある。

玉里温泉(玉里支廳玉里庄) 庄を距る東南一里餘、海岸山脈紅藻溪の右岸に在つて、幽邃閑雅の地である。浴室、旅宿の設備あり、又輕便鐵道の便がある。

八 澎湖廳

クールペー中將墓碑(澎湖廳馬公城北門外) 清佛の役、佛軍馬公を占領して海軍の根據ミしたが悪疫流行して士卒の斃る、もの多く將軍も亦此處に斃れた、この碑はこれが爲めに設けられたものである。

千人塚(同上、文澳) 日清の役、我が混成枝隊が澎湖島を占領するや、戦病の死者其の數一千一人の多きに上つた、この塚は之等士卒を合葬したものである。

臺灣事情 昭和二年版 終

昭和二年十二月五日印刷
昭和二年十二月七日發行

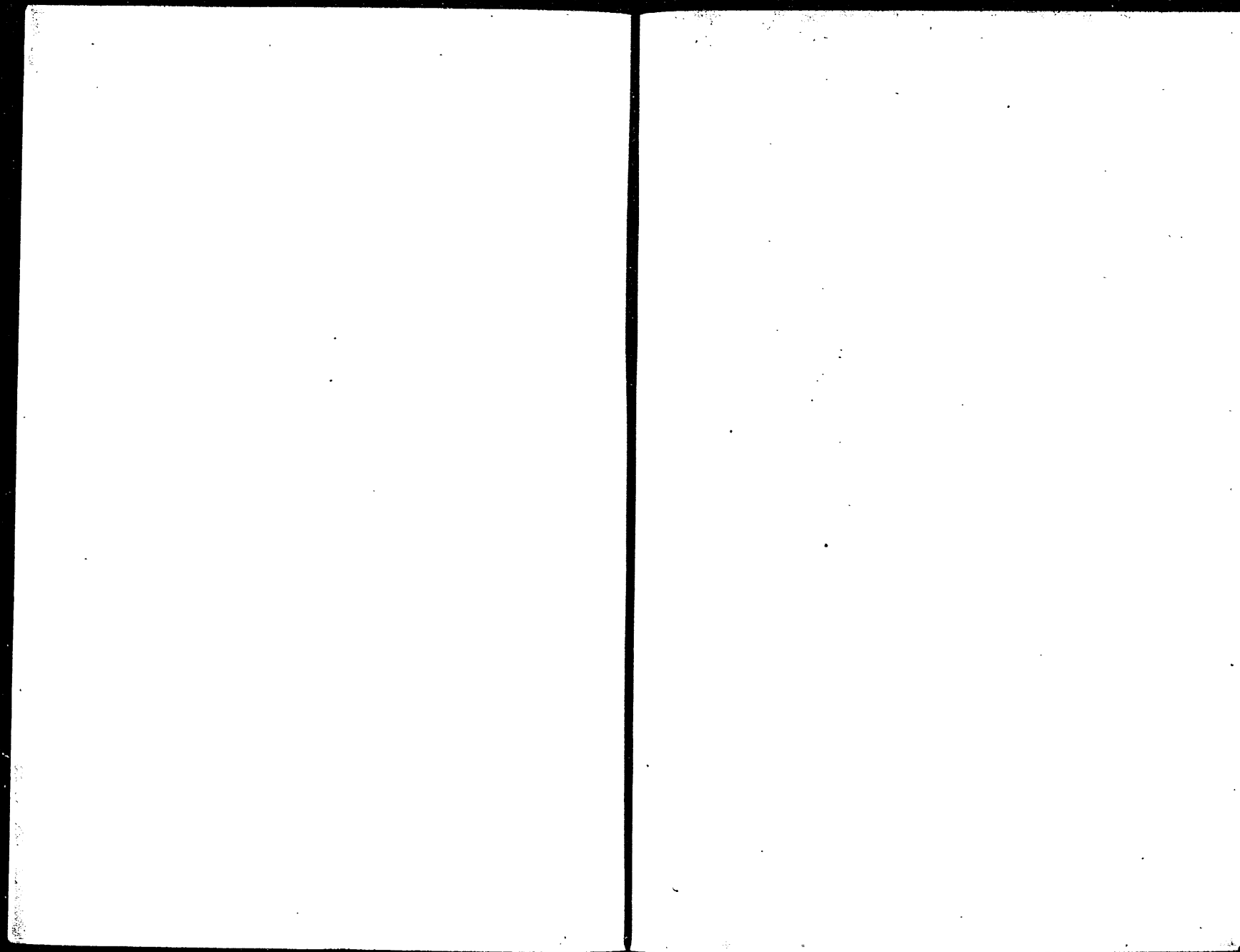
臺灣總督府

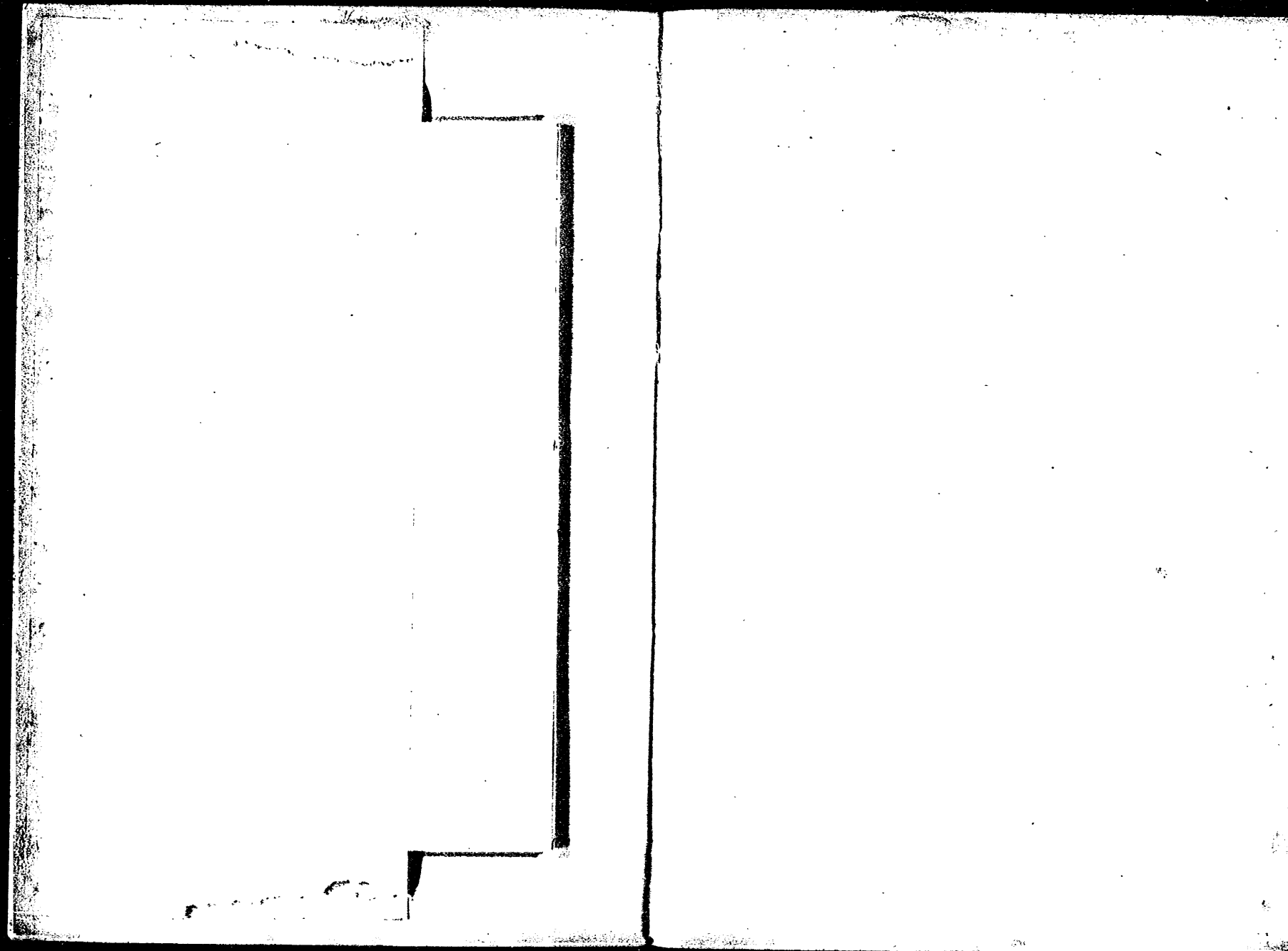
臺北市大正町二丁目三十七番地

印刷人 穎川首

臺北市榮町四丁目三十二番地

印刷所 株式會社臺灣日日新報社







臺灣全島圖

縮尺百萬分



▲位置ヲ以テ突示ス高標



封筒在中物

